



平成31年度
日EU・EPAなどのFTAの進展が
企業活動にもたらす影響調査
事業結果・報告書

2020年2月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)

INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

平成31年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業

はじめに

2018 年 12 月には TPP11(CPTPP)、2019 年 2 月には日 EU・EPA が発効した。そして、2019 年 9 月末には日米貿易協定の第 1 段階での合意が行われた。日本としては ACFTA(ASEAN 中国 FTA)や AFTA(ASEAN 自由貿易地域)などの既存の FTA と TPP11 とを比較し、どちらを活用すればメリットがあるのかを検証しながら、FTA の利用を図ることが重要になっている。

これは、日 EU・EPA の利用においてもそうであるし、日米貿易協定が 2020 年 1 月から発効し、米国は 199 品目に限定した関税削減を実施しているので、原産地規則などの同協定の活用方法を検討する必要がある。

また、トランプ新大統領は、NAFTA(北米自由貿易協定)の再交渉を進め、2018 年 9 月には新 NAFTA (USMCA: 米国・メキシコ・カナダ協定) が合意に達し、2020 年の夏頃には発効することが予想される。日本は USMCA のメンバーではないものの、日本企業の北米戦略の要である同 FTA の変更点と対応を練ることが不可欠となっている。

一方、日本は東アジアでは RCEP(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓 FTA といったメガ FTA の交渉を行っている。将来的には、RCEP や日中韓 FTA の関税削減効果について、本報告書で取り上げる必要がある。

今年度の本報告書の分析では、「ASEAN+1」の FTA は取り上げていないが、日本とベトナムとの EPA (JVEPA)を対象にして、その 2019 年における関税削減効果を計測している。さらに、日 EU・EPA と EU ベトナム FTA(EVFTA)の関税削減効果を計算し、JVEPA との比較を行っている。EVFTA の交渉は 2015 年 12 月に最終合意に達し、2019 年 6 月 30 日に署名を終え、今後、ベトナム国会による批准承認と EU の欧州議会による承認手続きを経れば発効する。

したがって、令和元年度においては、日ベトナム EPA や日 EU・EPA、及び EU ベトナム FTA を対象に関税削減効果を計算しており、日本企業がそれぞれの EPA/FTA をどう活用すれば、日ベトナム間、日 EU 間、ベトナム EU 間の貿易を促進し、効果的なサプライチェーンを構築できるかを検証している。

令和 2 年 2 月

一般財団法人 国際貿易投資研究所

略称一覧

ACFTA	ASEAN 中国自由貿易協定 (ASEAN-China Free Trade Agreement)
AFTA	ASEAN 自由貿易地域 (ASEAN Free Trade Area)
APEC	アジア太平洋経済協力会議 (Asia Pacific Economic Cooperation)
TPP	環太平洋パートナーシップ協定 (Trans-Pacific Partnership) 、米国が離脱した 11 カ国がメンバーの場合は、TPP11
EHP	アーリーハーベスト (Early Harvest Program) 品目
NT	ノーマルトラック (Normal Track) 品目
ST	センシティブトラック (Sensitive Track) 品目
SL	センシティブリスト (Sensitive List) 品目
HSL	高度センシティブリスト (Highly Sensitive List) 品目
RTR	互惠関税率 (Reciprocal Tariff Rate)
MFN 税率	実行最恵国税率
CEPT	共通有効特惠関税 (Common Effective Preferential Tariff)
RCEP	東アジア地域包括的経済連携 (Regional Comprehensive Economic Partnership)
AJCEP	日アセアン包括的経済連携 (ASEAN JAPAN COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP)
AKFTA	ASEAN 韓国 FTA
EPA	経済連携協定 (Economic Partnership Agreement)
JIEPA	日本インドネシア EPA
JTEPA	日本タイ EPA
GSP	一般特惠関税制度 (Generalized System of Preferences)
TTIP	環大西洋貿易投資パートナーシップ (The Transatlantic Trade and Investment Partnership)
TRS	関税削減スケジュール (Tariff Reduction Schedule)
NAFTA	北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement)
CPTPP(TPP11 の新名称)	包括的かつ先進的 TPP 協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership)
USMCA(新 NAFTA)	米国、メキシコ、カナダ協定 (US - Mexico - Canada Agreement)
JVEPA	日本ベトナム EPA
EVFTA	EU ベトナム FTA

要 約

I. 米中貿易摩擦や USMCA によるサプライチェーンの変化

米中貿易戦争は着実にアジア太平洋地域におけるサプライチェーンを変化させている。実際に、2018 年の中国のメキシコへの投資は自動車産業などを中心に前年から 22.9%増を記録した。中国の対メキシコ進出企業は 2018 年には 67 社、韓国は 44 社、日本は 36 社も増加しており、新 NAFTA(USMCA)における自動車分野の原産地規則の強化にもかかわらず、米中貿易摩擦はメキシコへの投資の拡大を促している。

日本企業のサプライチェーンは米中貿易摩擦だけでなく、TPP11 や日 EU・EPA の発効や USMCA の合意を契機に変化を余儀なくされている。実際の日本企業における生産ネットワークの移管は、米国企業や中国企業よりは慎重であるものの、幾つかの例が散見される。例えば、中国からの生産移転の例としては、ファーストリテイリングが衣料品の一部を中国からベトナムへ移管、NOK が防振ゴムの生産の一部を中国からタイに移管、ジーテクトが車体部品の金型の生産の一部を中国から日本に移管、などが挙げられる。

米国企業においても、ユニバーサル・エレクトロニクスが中国からフィリピンに新たな生産委託先を確保し、アイロボットがロボット掃除機のルンバの生産をマレーシアで開始している。こうした企業の動きは、トランプ大統領による中国への追加関税のためと思われるが、米中ビジネス協議会のアンケートでは、生産移管の要因は中国における生産コストの上昇と答える企業の方がやや上回っている。

USMCA の発効が近づく中で、自動車などの製造業においては、従来以上に北米域内での調達を重視する企業が多くなり、さらには現地生産・現地販売の傾向が強まっていくものと思われる。一方、前述のように、自動車関連だけでなく米国の繊維・アパレル、履物、家具などの産業では、その生産・調達を中国から ASEAN、メキシコなどの第三国にシフトする動きが着実に進展すると思われる。

しかし、中国から全て他国に移管することは現実的ではなく、一定の歯止めがかかると考えられる。つまり、中国の労働コスト上昇に伴い一定程度進んでいた「チャイナ+1」が一層加速されるということだ。ただし、トランプ大統領が目論んでいたメキシコなどからの米国企業の国内回帰は、産業用ロボットなどによる自動化の進展次第であるものの、限定的と見込まれる。

II. 日 EU・EPA よりも高い日本とベトナムとの EPA/TPP の関税削減効果

表 A は日本の輸入での、日ベトナム EPA(JVEPA)/TPP/日 EU・EPA における関税削減額および削減率の業種別の関税削減効果を比較したものである。

日本のベトナムからの輸入での JVEPA 利用による関税削減額が約 7 億ドルで、EU28 からは日 EU・EPA の最終年で約 15 億ドルとなり、日 EU・EPA は JVEPA の倍の関税削減規模を持つ。

しかし、関税削減率では 2019 年の日本のベトナムからの輸入において JVEPA 利用時は 3.2%と日 EU・EPA 最終年の 1.7%よりも倍近い効果を持つ。なお、日本のベトナムからの輸入で TPP を利用した時の関税削減率は最終年で 3.6%と JVEPA よりもやや高い。つまり、将来的には、ベトナムからの輸入では、JVEPA よりも TPP 活用の方が得であるケー

スが増えることになる。

つまり、TPP を用いて日本がベトナムから 100 万円輸入した場合、全ての品目平均で 3.6 万円も関税を削減できるが、JVEPA では 3.2 万円、日 EU・EPA では 1.7 万円にとどまる。

表 A：日本の輸入での日本ベトナム EPA/TPP/日本 EU・EPA における関税削減額および削減率の業種別効果比較（ベトナム：2019 年・発効から 5 年目/最終年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均）

		輸出																							
		ベトナム				フランス				ドイツ				英国				EU28か国							
日本ベトナム EPA		日本とのTPP				日本EU・EPA																			
関税削減額	関税削減率	5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年	
		関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率		
(単位：USD)																									
輸入側・日本	農水産品	12,868,677	1.4%	13,430,168	1.6%	14,333,649	1.7%	13,742,724	4.5%	35,107,895	11.5%	12,410,946	4.3%	26,324,467	9.1%	4,461,715	3.2%	5,447,724	3.9%	119,492,859	4.2%	240,490,478	7.4%		
	食料品・アルコール	39,751,744	6.1%	37,185,734	7.0%	39,203,264	7.4%	96,125,028	10.0%	103,168,456	10.7%	19,393,962	8.6%	24,943,945	11.0%	2,858,916	0.8%	3,591,886	1.0%	296,186,831	8.4%	390,381,742	6.7%		
	鉱物性燃料	201,059	0.0%	256,405	0.1%	256,405	0.1%	806,824	0.5%	806,824	0.5%	528,665	2.2%	528,665	2.2%	86,466	0.6%	86,466	0.6%	2,132,522	0.4%	2,132,522	0.4%		
	化学工業品	6,746,466	1.1%	6,277,504	1.3%	7,667,855	1.6%	23,856,356	0.7%	26,600,443	0.8%	61,027,171	0.9%	64,840,264	1.0%	10,297,140	0.5%	10,369,971	0.5%	208,607,008	0.9%	220,511,409	0.9%		
	プラスチック・ゴム製品	31,587,210	3.2%	23,643,182	3.3%	23,643,182	3.3%	7,396,213	2.7%	7,396,213	2.7%	18,277,209	2.8%	18,277,209	2.8%	4,091,147	2.4%	4,091,147	2.4%	52,420,240	3.0%	52,420,240	2.7%		
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	49,273,383	8.1%	21,476,542	4.0%	46,670,960	8.7%	26,550,199	4.1%	59,325,324	9.1%	517,627	2.4%	1,136,091	5.3%	1,042,426	4.0%	2,396,000	9.2%	97,020,239	9.6%	217,811,881	9.6%		
	木材・パルプ	5,149,924	0.6%	5,415,436	0.7%	6,798,453	0.9%	232,796	0.4%	300,821	0.5%	1,936,686	0.9%	2,895,457	1.3%	56,045	0.1%	74,836	0.1%	39,794,281	2.0%	63,063,333	3.1%		
	繊維製品・履物	499,271,551	8.4%	356,113,061	7.7%	421,361,353	9.1%	14,018,350	7.4%	14,287,490	7.5%	5,520,530	4.0%	7,260,432	5.2%	11,747,504	6.2%	12,809,231	6.8%	183,110,909	14.8%	202,533,743	7.5%		
	産業・貴金属・鉄鋼・アルミ・ガラス製品	12,952,500	1.2%	8,925,872	1.1%	8,942,555	1.1%	34,359,173	3.5%	34,359,836	3.5%	7,791,594	0.7%	7,793,510	0.7%	9,198,190	2.0%	9,198,605	2.0%	82,250,574	1.7%	82,852,051	1.6%		
	機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%		
従価税	電気機器・部品	44,328	0.0%	25,785	0.0%	25,785	0.0%	394,746	0.1%	394,746	0.1%	207,525	0.0%	207,525	0.0%	34,172	0.0%	34,172	0.0%	731,747	0.0%	731,747	0.0%		
	輸送用機械・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9,869	0.0%	9,869	0.0%	130,905	0.0%	130,905	0.0%	140,774	0.0%	140,774	0.0%		
	光学機器・楽器	114,259	0.0%	502,046	0.1%	504,324	0.1%	571,447	0.1%	949,174	0.2%	324,941	0.0%	336,233	0.0%	36,409	0.0%	39,572	0.0%	5,041,237	0.1%	5,611,346	0.1%		
	雑製品	9,577,058	0.7%	12,021,505	1.2%	12,033,293	1.2%	538,584	0.2%	538,671	0.2%	4,442,180	1.5%	4,461,627	1.5%	608,211	0.6%	609,190	0.6%	9,653,891	0.8%	9,693,812	0.7%		
	全体	667,538,160	3.2%	485,273,239	3.0%	581,441,079	3.6%	218,592,440	2.1%	283,235,893	2.7%	132,388,904	0.5%	159,015,293	0.6%	44,649,246	0.6%	48,879,706	0.6%	1,096,583,113	1.5%	1,488,375,078	1.7%		

(注 1) 日本の輸入額は 2018 年の実績。関税削減額を計算する時の関税率は 2019 年の税率を適用した。日本とベトナムの輸入での TPP11 の最終年は 21 年目、日 EU・EPA では、日本側の最終年は 21 年目、EU 側は 16 年目。EVFTA では、EU 側の最終年は 8 年目、ベトナム側は、11 年目にはタバコ等を除く全品目の関税を撤廃、16 年目はタバコ等の関税も撤廃(以下、同様)。

(注 2) 日本のベトナム、EU28 からの輸入においては、JVIEPA/日 EU・EPA 利用時の関税削減額を算出。関税削減額を輸入額で割って、関税削減率を計算。

(注 3) 国全体の関税削減額は、品目毎の削減額(MFN 税額－EPA 税額)を積み上げて算出した。ある品目の削減額がマイナスの場合、その品目の削減額は 0 としている。したがって、関税率差と関税削減率とは、MFN 税率と EPA 税率とが逆転している場合は一致しない。

(注 4) 関税削減額は、(MFN 税額－EPA 税額)なので、これは(輸入額×MFN 税率－輸入額×EPA 税率)、さらに(輸入額(MFN 税率－EPA 税率))となる。つまり、関税削減額は輸入額に関税率差をかけることによって得られる。

(資料) 各国関税率表、各国 TRS 表(Tariff Reduction Schedule)、「マールタイム&トレード」IHS グローバル株式会社より作成。

ベトナムからの日本の輸入で 5%以上の関税削減率があつて関税削減効果が高い業種は、繊維製品・履物、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、食料品・アルコールであつた。プラスチック・ゴム製品は 3%台であつた。EU28 からの日本の輸入で日 EU・EPA を利用した時の関税削減率が 5%以上の業種としては、ベトナムからの輸入での JVEPA/TPP 利用と同様に、繊維製品・履物、皮革・毛皮製品・ハンドバッグ等、食料品・アルコールが挙げられるし、これに農水産品が加わる。

したがって、EU は農水産品や食料品・アルコール、繊維製品等の対日輸出の拡大を狙っており、日 EU・EPA におけるそれらの業種の関税率差が高いため、その発効により大きなチャンスを迎えることになる。特に、EU はチーズ製品やワインなどの食料品アルコールや衣料品ブランドの競争力が強いので、今後とも日本の市場に浸透していくものと思われる。

これに対して、日本のベトナムからの輸入では、繊維製品・履物の関税削減額が大きく、次いで皮革・毛皮・ハンドバッグ等、食料品・アルコールが高い。したがって、日本の輸入において、ベトナムも EU も競争力が高い分野で FTA/EPA 利用による関税削減効果が高いのが特徴になる。

なお、EU の中でもフランスからの日本の輸入では、食料品・アルコールを中心に最終年では関税削減額が 2.8 億ドルと、ドイツの 1.6 億ドル、英国の 0.5 億ドルよりも大きい。

III. 将来的には JVEPA よりも TPP

表 B はベトナムの輸入での、日ベトナム EPA(JVEPA)/TPP/EU ベトナム FTA(EVFTA) における関税削減額および削減率の業種別の関税削減効果を比較したものである。

ベトナムの日本からの輸入での関税削減額が JVEPA で約 7.3 億ドル、TPP 最終年で 8.5 億ドルである。ベトナムの EU28 からの輸入では、EVFTA の最終年で約 5.4 億ドルとなり、日本との輸入で JVEPA/TPP 利用した場合の関税削減額が EVFTA 利用の場合を上回る。

関税削減率では日本からの輸入において JVEPA 利用時は 4.3%、EVFTA 最終年の 4.5% と、ほぼ同程度となる。ところが、日本からの輸入で TPP を利用した時の関税削減率は最終年で 5.7%と JVEPA よりも高い。つまり、将来的には、ベトナムの日本からの輸入では、JVEPA よりも TPP 活用の方が全業種平均では得であるケースが増えることになる。

なお、EU の中でもドイツからのベトナムの輸入では、輸送用機械・部品を中心に最終年では関税削減額が 1.5 億ドルと、フランスの 0.7 億ドル、英国の 0.4 億ドルよりもかなり大きい。

表 B：ベトナムの輸入での日本ベトナム EPA、TPP、EU ベトナム FTA における関税削減額および削減率
の業種別効果比較（日本：2019 年・発効から 5 年目/最終年、EU：発効から 5 年目/最
終年、加重平均）

		輸出																							
		日本				フランス				ドイツ				英国				EU28か国							
		日バトナム EPA		バトナムとのTPP				EUバトナムFTA																	
		関税削減額	関税削減率	5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年			
関税削減額	関税削減率			関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率				
(単位：USドル)																									
輸入品：バトナム	農水産品	8,681,302	7.5%	12,415,303	11.9%	12,463,346	12.0%	6,736,463	5.6%	7,782,851	6.5%	5,715,443	6.4%	6,962,963	7.8%	2,751,574	8.2%	3,688,486	10.9%	34,285,855	5.8%	42,840,748	7.2%		
	食料品・アルコール	7,480,559	10.9%	9,312,625	14.9%	10,772,371	17.3%	12,302,350	14.1%	20,133,222	23.1%	4,293,196	8.0%	6,796,350	12.7%	5,425,153	19.5%	9,559,856	34.4%	42,218,374	8.0%	68,552,016	13.0%		
	鉱物性燃料	3,383,224	2.8%	1,905,902	2.1%	5,242,206	5.8%	305,733	1.3%	1,331,993	5.6%	364,548	1.5%	1,301,203	5.3%	215,038	1.3%	855,731	5.3%	1,630,176	1.5%	5,441,815	5.1%		
	化学工業品	40,122,401	3.9%	27,640,670	3.4%	27,677,693	3.4%	10,744,011	2.1%	16,026,710	3.1%	12,753,240	1.9%	17,571,682	2.6%	3,266,067	1.5%	4,755,405	2.2%	52,969,744	1.9%	75,856,523	2.6%		
	プラスチック・ゴム製品	126,462,428	7.5%	109,371,373	8.4%	113,128,237	8.7%	1,629,926	3.4%	1,948,436	4.0%	9,465,653	4.6%	10,600,131	5.1%	1,802,942	5.1%	1,934,782	5.5%	22,056,998	4.6%	25,165,339	5.2%		
	皮革・毛皮・ハニドッグ等	2,283,439	11.6%	2,473,446	11.3%	2,473,446	11.3%	3,148,820	19.4%	3,765,244	23.2%	979,283	8.8%	1,166,101	10.4%	682,703	8.5%	812,224	10.1%	26,928,938	6.6%	31,844,658	7.8%		
	木材・パルプ	27,821,523	9.0%	23,706,114	9.0%	23,706,114	9.0%	508,853	0.9%	805,587	1.5%	2,759,150	3.2%	3,887,302	4.5%	405,183	0.6%	560,328	0.9%	8,435,517	2.0%	11,341,866	2.7%		
	繊維製品・履物	83,696,133	8.9%	95,262,769	10.6%	95,731,805	10.7%	2,654,241	11.7%	2,746,856	12.1%	7,177,697	10.4%	7,206,025	10.5%	2,243,977	10.5%	2,275,591	10.6%	38,129,981	10.6%	39,530,514	11.0%		
	鉱業・金属・鉄鋼・アルミウム製品	120,592,207	3.7%	132,645,947	4.6%	142,874,128	5.0%	2,883,974	4.1%	4,131,983	5.9%	13,553,802	6.9%	17,594,481	9.0%	1,509,505	4.3%	1,994,117	5.7%	40,500,454	6.2%	53,902,461	8.3%		
	機械類・部品	55,837,492	2.1%	54,574,425	2.0%	63,681,460	2.3%	2,356,402	2.0%	2,799,006	2.3%	13,141,049	1.6%	16,812,958	2.0%	1,283,658	1.2%	1,675,237	1.6%	33,271,151	1.6%	40,698,629	1.9%		
従価税	電気機器・部品	163,643,112	3.3%	158,211,670	3.8%	159,038,199	3.8%	3,621,386	5.5%	4,298,464	6.5%	18,599,737	5.0%	22,173,058	6.0%	2,818,042	3.4%	3,357,183	4.1%	45,727,233	2.0%	54,436,606	2.4%		
	輸送用機械・部品	56,584,137	8.3%	57,559,708	6.8%	155,101,237	18.3%	385,949	0.4%	578,133	0.6%	18,276,384	10.0%	35,719,554	19.5%	3,265,738	14.8%	8,453,741	38.4%	36,516,508	8.3%	71,497,682	16.2%		
	光学機器・楽器	13,165,331	1.5%	7,302,391	1.3%	7,302,391	1.3%	217,869	0.3%	223,058	0.3%	982,571	0.3%	993,407	0.3%	602,651	1.1%	608,355	1.1%	2,995,525	0.4%	3,079,584	0.4%		
	雑製品	20,868,564	11.3%	31,575,820	17.4%	31,575,820	17.4%	2,012,280	12.5%	2,012,280	12.5%	5,265,484	13.2%	5,265,484	13.2%	724,846	16.2%	724,846	16.2%	19,537,582	13.5%	19,538,284	13.5%		
	全体	730,621,853	4.3%	723,958,163	4.8%	850,768,454	5.7%	49,508,255	3.8%	68,583,823	5.2%	113,327,236	3.6%	154,050,698	4.9%	26,997,077	3.7%	41,255,883	5.7%	405,204,035	3.3%	543,726,727	4.5%		

(資料) 表 A と同様。

日本がベトナムから輸入する時の JVEPA や TPP 利用時の関税削減額が高いのは、圧倒的に、繊維製品・履物である。逆であるベトナムの日本からの輸入では、輸送用機械・部品、電気機器・部品、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品、プラスチック・ゴム製品らの業種で関税削減額が大きい。

ベトナムの EU28 からの輸入では、化学工業品、輸送用機械・部品、食料品・アルコール、電気機器・部品、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品の業種で関税削減額が大きい。

関税削減率で、ベトナムの日本と EU28 からの輸入で共通して高い業種は、輸送用機械・部品、雑製品、食料品・アルコール、繊維製品・履物、皮革・毛皮・ハンドバッグ等が挙げられる。

IV. 食料品、衣類、自動車・同部品で高い日 EU・EPA と EVFTA の関税削減効果

フランス・ドイツ・英国の日本からの輸入で発効から 5 年目の日 EU・EPA を利用した関税削減額は、それぞれ 2.16 億ドル・4.11 億ドル・3.09 億ドルとなる。フランス・ドイツ・英国のベトナムからの輸入で発効から 5 年目の EVFTA を利用した場合は、それぞれ 1.77 億ドル・3.33 億ドル・1.84 億ドルとなる。フランス・ドイツ・英国の日本からの輸入での関税削減額がベトナムからの輸入よりも大きいのは、EU の日本からの輸入額がベトナムよりも大きく、両国の経済格差を反映しているからである。

フランス・ドイツ・英国の日本とベトナムからの輸入において、関税削減額が高い業種は、日本からの輸入では輸送用機械・部品と機械類・部品、ベトナムからの輸入では、繊維製品・履物である。

フランス・ドイツ・英国の日本からの輸入での関税削減率は、発効から 5 年目の日 EU・EPA を利用した場合ではそれぞれ 3.1%・2.1%・2.5%である。フランス・ドイツ・英国のベトナムからの輸入での関税削減率は、発効から 5 年目の EVFTA 利用ではそれぞれ 3.9%・3.8%・2.7%である。つまり、フランス・ドイツ・英国の EVFTA 利用によるベトナムからの輸入の関税削減効果が、日 EU・EPA の利用による日本からの輸入の場合よりも大きいということになる。

又、フランス・ドイツ・英国の日本とベトナムからの輸入において、共通して関税削減効果の高い業種は、食料品・アルコール、繊維製品・履物、輸送用機械・部品である。

なお、ドイツの日本からの輸入では、1 年目の電気機器・部品の関税削減額が 0.54 億ドルで全体の 18.1%を占め、関税削減率は 1.0%であった。次いで輸送用機械・部品 0.52 億ドル(関税削減は 2.6%)、3 番目は機械類・部品で 0.51 億ドル(1.3%)、4 番目は化学工業品で 0.47 億ドル(2.2%)、5 番目はプラスチック・ゴム製品で 0.40 億ドル(4.1%)であった。5 年目には輸送用機械・部品の関税削減額が 1 億ドルとなり逆転して最も大きくなる。全体の 24.4%を占め、関税削減率は 4.9%になる。

なお、本報告書の統計データ処理は、国際貿易投資研究所(ITI) 吉岡武臣主任研究員、

報告書の第 1 章～第 9 章のとりまとめは高橋俊樹 ITI 研究主幹、第 10 章は吉岡主任研究員が行った。

表 C：EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別関税削減額および削減率
(EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

(単位：USドル)		輸出側							
		日本				ベトナム			
		関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸入側 ：フランス 従価税	農水産品	443,337	3.5%	456,330	3.6%	8,005,119	3.0%	10,209,654	3.8%
	食料品・アルコール	1,986,113	4.3%	1,986,175	4.3%	2,137,458	4.7%	5,135,148	11.3%
	鉱物性燃料	46,011	0.1%	46,011	0.1%	335,486	1.7%	335,486	1.7%
	化学工業品	19,831,808	2.2%	23,775,052	2.6%	300,201	2.7%	362,451	3.2%
	プラスチック・ゴム製品	10,441,309	3.8%	13,178,421	4.8%	7,373,048	5.5%	7,373,056	5.5%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	279,358	4.9%	279,358	4.9%	5,943,463	5.3%	5,943,463	5.3%
	木材・パルプ	20,448	0.1%	20,448	0.1%	470,876	1.3%	493,064	1.4%
	繊維製品・履物	12,428,026	7.1%	12,435,803	7.1%	80,050,885	6.7%	137,095,103	11.5%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	5,676,273	2.4%	6,548,026	2.8%	3,448,133	2.6%	3,505,333	2.6%
	機械類・部品	26,518,500	1.5%	39,194,338	2.2%	806,909	0.2%	806,909	0.2%
	電気機器・部品	11,553,899	1.3%	13,178,785	1.5%	2,440,715	0.1%	2,923,996	0.2%
	輸送用機械・部品	55,682,417	2.7%	96,428,946	4.7%	711,963	1.2%	1,017,858	1.7%
	光学機器・楽器	3,255,056	1.0%	4,092,881	1.3%	166,096	1.2%	172,178	1.2%
	雑製品	3,993,179	2.6%	4,207,934	2.8%	1,332,373	0.6%	1,332,373	0.6%
	全体	152,155,737	2.2%	215,828,509	3.1%	113,522,726	2.5%	176,706,072	3.9%
輸入側 ：ドイツ 従価税	農水産品	966,279	1.7%	966,292	1.7%	9,470,113	1.1%	11,359,931	1.3%
	食料品・アルコール	1,673,552	8.6%	1,673,981	8.6%	7,812,802	8.6%	13,343,437	14.7%
	鉱物性燃料	137,685	0.4%	137,685	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
	化学工業品	47,185,654	2.2%	66,284,580	3.1%	2,154,543	4.0%	2,388,992	4.5%
	プラスチック・ゴム製品	40,443,123	4.1%	42,853,045	4.4%	14,051,947	4.4%	14,056,291	4.4%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	444,753	4.7%	444,753	4.7%	10,508,244	4.7%	10,508,244	4.7%
	木材・パルプ	9,896	0.0%	9,896	0.0%	974,326	1.9%	1,167,924	2.3%
	繊維製品・履物	9,172,286	5.5%	9,182,157	5.5%	149,871,894	7.0%	241,095,432	11.3%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	21,770,445	1.8%	24,528,517	2.1%	10,499,185	3.8%	10,937,382	4.0%
	機械類・部品	50,961,722	1.3%	72,800,839	1.9%	6,568,383	0.7%	6,568,383	0.7%
	電気機器・部品	53,955,378	1.0%	63,068,903	1.2%	4,078,376	0.1%	7,551,179	0.2%
	輸送用機械・部品	52,133,124	2.6%	100,342,782	4.9%	2,181,489	1.3%	8,458,567	5.0%
	光学機器・楽器	15,817,102	0.5%	24,940,902	0.9%	2,801,705	2.2%	2,826,365	2.2%
	雑製品	3,756,988	0.4%	3,836,126	0.4%	3,124,661	1.1%	3,124,661	1.1%
	全体	298,427,988	1.5%	411,070,457	2.1%	224,097,667	2.6%	333,386,787	3.8%
輸入側 ：英国 従価税	農水産品	431,636	2.9%	474,845	3.2%	18,310,078	4.0%	21,201,687	4.6%
	食料品・アルコール	2,530,524	8.1%	2,531,167	8.1%	4,248,001	3.3%	15,819,219	12.2%
	鉱物性燃料	166,091	0.1%	166,091	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
	化学工業品	27,947,310	2.6%	31,103,591	2.9%	376,788	1.7%	435,221	1.9%
	プラスチック・ゴム製品	16,538,090	4.4%	17,929,899	4.8%	9,530,297	5.9%	9,530,297	5.9%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	134,114	4.5%	134,114	4.5%	4,893,337	4.7%	4,893,337	4.7%
	木材・パルプ	13,028	0.1%	13,028	0.1%	340,492	1.4%	343,823	1.4%
	繊維製品・履物	8,456,619	6.6%	8,468,680	6.6%	62,967,554	5.6%	116,404,543	10.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	8,674,314	0.5%	11,583,170	0.7%	5,116,064	1.9%	6,154,745	2.3%
	機械類・部品	40,974,836	1.2%	66,200,924	2.0%	1,256,819	0.4%	1,256,819	0.4%
	電気機器・部品	30,966,061	1.9%	38,766,270	2.3%	2,403,468	0.1%	3,131,071	0.1%
	輸送用機械・部品	48,256,970	1.6%	123,815,168	4.0%	455,516	1.7%	1,262,278	4.8%
	光学機器・楽器	4,465,468	0.8%	5,905,162	1.1%	186,794	0.4%	189,998	0.4%
	雑製品	1,995,753	1.3%	1,996,400	1.3%	4,283,523	0.8%	4,283,523	0.8%
	全体	191,550,814	1.6%	309,088,509	2.5%	114,368,731	1.7%	184,906,560	2.7%

(資料) 表 A と同様。

ドイツのベトナムからの輸入では、1年目には繊維製品・履物で関税削減額が1.5億ドルで全体の66.9%を占め、関税削減率は7.0%であった。次いでプラスチック・ゴム製品0.14億ドル(関税削減は4.4%)、3番目は皮革・毛皮・ハンドバッグ等で0.11億ドル(4.7%)、4番目は窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品で0.10億ドル(3.8%)であった。5年目の繊維製品・履物の関税削減額が2.41億ドルとなり、全体の72.3%を占め関税削減率も11.3%と高い。また、5年目は食料品・アルコールの関税削減率も14.7%と大きい。

目次

1. 日 EU・EPA、日ベトナム EPA、EU ベトナム FTA 等の関税削減効果調査の概要と調査工程	1
(1) FTA による関税削減の効果分析の必要性	1
(2) 日 EU・EPA、日ベトナム EPA、EU ベトナム FTA 等の平均関税率や関税削減額などを計算～調査対象品目及び対象国～	2
(3) 平均関税率、関税削減額、関税削減率の概念と関税削減効果	3
(4) 平均関税率と関税削減額、関税削減率のウエイトなどの算出方法	4
(5) 日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA の関税削減効果調査における調査工程	4
2. EPA/FTA 調査事業の普及	6
(1) 平成 28 年度の調査事業の成果普及	6
① 東京での成果普及	6
② 大阪での成果普及	7
(2) 平成 29 年度の調査事業の成果普及	7
① 東京での成果普及	7
② 福岡での成果普及	8
(3) 平成 30 年度の調査事業の成果普及	8
① 東京での成果普及	8
(4) 令和元年度の調査事業の成果普及	9
① 東京での成果普及	9
3. 米中摩擦、日米貿易協定、新 NAFTA などの動向とインパクト	10
(1) 米中摩擦の動きとその影響	10
① 米中両国は最初の合意に到達	10
② 米中貿易交渉に関する中国の基本姿勢	13
(2) 2020 年から発効した日米貿易協定	16
(3) 新 NAFTA (USMCA) の発効とその影響	22
① 新 NAFTA の合意とその影響	22
② 難航した USMCA 実施法案の審議	26
③ 決着した米国の USMCA の修正と批准の動き	28
(4) アジア太平洋地域における経済連携を巡る動き	33
① 米国の保護主義への対応を推進	33
② RCEP と米インド FTA	36
4. 2019 年における日本のベトナム、EU との貿易における平均関税率	38
(1) 大きい日本のベトナムからの輸入での FTA 効果	38
(2) 関税率差が大きいベトナムの日本からの輸入	40
(3) 日本のベトナム、EU との EPA の業種別平均関税率	44
(4) 代表的な 50 品目における MFN 税率と FTA 税率	47
(5) 日ベトナム EPA/TPP/日 EU・EPA の業種別平均関税率比較	58

5. 2019 年における日本のベトナム、EU との貿易での関税削減効果	60
(1) 日本のベトナムからの輸入での関税削減額は EU の 7 割弱	60
(2) ベトナムと EU の日本からの輸入での関税削減効果	62
(3) 業種別の日本のベトナム・EU からの輸入での EPA 効果	63
(4) 50 の代表品目別の日本のベトナムと EU との貿易での EPA の効果	65
(5) 日本ベトナム EPA/TPP/日 EU・EPA の業種別関税率効果比較	68
6. 2019 年におけるベトナムの日本、EU との貿易における平均関税率	69
(1) 大きいベトナムの日本からの輸入での FTA 効果	69
(2) 日本と EU のベトナムからの輸入での関税率はほぼ同じ	71
(3) ベトナムの日本、EU との EPA の業種別平均関税率	73
(4) 代表的な 50 品目における MFN 税率と FTA 税率	76
(5) 日ベトナム EPA/TPP/ EU ベトナム FTA の業種別平均関税率比較	87
7. 2019 年におけるベトナムの日本、EU との貿易での関税削減効果	89
(1) EU よりも大きいベトナムの日本からの輸入における関税削減額	89
(2) 日本と EU のベトナムからの輸入での関税削減効果	91
(3) 業種別のベトナムの日本・EU からの輸入での EPA 効果	92
(4) 日ベトナム EPA/TPP/EU ベトナム FTA の業種別関税効果比較	94
(5) 日本ベトナム EPA/TPP/EU ベトナム FTA の業種別効果比較	97
8. 2019 年における EU の日本、ベトナムとの貿易における平均関税率	98
(1) EU の日本、ベトナムからの輸入での FTA 効果	98
(2) 関税率差が大きいベトナムの EU からの輸入	99
(3) EU の日本、ベトナムとの EPA の業種別平均関税率	101
(4) 代表的な 50 品目における MFN 税率と FTA 税率	107
9. 2019 年における EU の日本、ベトナムからの輸入での関税削減効果	130
(1) 日本よりも高いベトナムの FTA 効果	130
(2) ベトナムよりも高い日本の関税削減額	132
(3) 業種別のフランス・ドイツ・英国の日本やベトナムからの輸入での EPA 効果	133
(4) 50 の代表品目別の EU の日本とベトナムとの貿易での EPA の効果	138
10. 米国の「脱中国」が牽引した 2019 年のベトナム輸出	
－2020 年以降は EU への輸出拡大に期待－	146
(1) 好調な 2019 年のベトナム経済	146
(2) 米中貿易摩擦を背景にベトナムの対米輸出が大幅に拡大	148
(3) 米国の対中輸入が減少し、ベトナムからの輸入が増加	149
(4) 米国の対ベトナム貿易赤字は拡大	152
(5) TPP の譲許表から見たベトナム－米国 FTA のポイント	154
① TPP におけるベトナムの譲許内容	154
② TPP における米国の譲許内容	157
(6) 米国に次ぐ輸出市場である EU との FTA が発効	159
① EVFTA における EU の譲許内容	159
② EVFTA におけるベトナムの譲許内容	161
(7) まとめ	164

1. 日 EU・EPA、日ベトナム EPA、EU ベトナム FTA 等の関税削減効果調査の概要と調査工程

(1) FTA による関税削減の効果分析の必要性

2018 年 12 月には TPP11(CPTPP)、2019 年 2 月には日 EU・EPA が発効した。そして、2019 年 9 月末には日米貿易協定の第 1 段階での合意が行われた。

当初の TPP は 2015 年 10 月に合意に達し、2016 年 2 月に署名式を終えたものの、米国のトランプ大統領は、就任直後に TPP からの離脱を表明した。このため、残りの 11 か国が米国抜きでの TPP11 の発効を推進した。この結果、日本としては ACFTA(ASEAN 中国 FTA)や AFTA(ASEAN 自由貿易地域)などの既存の FTA と TPP11 とを比較し、どちらを活用すればメリットがあるのかを検証しながら、FTA の利用を図ることが重要になっている。

これは、日 EU・EPA の利用においてもそうであるし、日米貿易協定が 2020 年 1 月から発効し、米国は 199 品目に限定した関税削減を実施しているので、原産地規則などの同協定の活用方法を検討する必要がある。

また、トランプ新大統領は、NAFTA(北米自由貿易協定)の再交渉を進め、2018 年 9 月には新 NAFTA (USMCA: 米国・メキシコ・カナダ協定) が合意に達し、2020 年夏頃には発効することが予想される。日本は USMCA のメンバーではないものの、日本企業の北米戦略の要である同 FTA の変更点と対応を練ることが不可欠となっている。

一方、日本は東アジアでは RCEP(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓 FTA といったメガ FTA の交渉を行っている。東アジアにおいて、日本企業を含めて 90 年代前半から活用されている FTA として、ASEAN 域内 FTA である AFTA(ASEAN 自由貿易地域)がある。そして、「ASEAN+1」と呼ばれる ASEAN とその域外 1 カ国との FTA も広く利用されている。ASEAN は現在、中国、韓国、日本、インド、豪・NZ との間でそれぞれ「ASEAN+1」の FTA を締結している。将来的には、RCEP や日中韓 FTA の関税削減効果について、本報告書で取り上げる必要がある。

今年度の本報告書の分析では、「ASEAN+1」の FTA は取り上げていないが、日本とベトナムとの EPA(JVEPA)を対象にして、その 2019 年における関税削減効果を計測している。さらに、日 EU・EPA と EU ベトナム FTA(EVFTA)の関税削減効果を計算し、JVEPA との比較を行っている。EVFTA は 2015 年 12 月に最終合意に達し、2019 年 6 月 30 日に署名を終え、今後、ベトナム国会による批准承認と EU の欧州議会による承認手続きを経れば発効する。同協定は 17 章、2 つの議定書などから成り、物品貿易のみならず、投資、サービス貿易、電子商取引、政府調達、知的財産などの幅広い分野をカバーした包括的な貿易協定である。

JVEPA や日 EU・EPA を用いた日本の輸入における関税削減効果を分析する時、本報告書では、対象国は日本やベトナム及び EU28 カ国の計 30 カ国である。ただし、EU28 の全部の国を対象にした分析は困難であるので、フランス、ドイツ、英国、及び EU28 計の 4 つの国・地域を取り上げて解説している。これは、ベトナムの輸入に関しても、同様に 30 か

国を対象にしているおり、EU に関してもフランス、ドイツ、英国、及び EU28 計の 4 つの国・地域の計算結果をまとめている。

なお、日本とベトナム及び EU の関税率は 2019 年の値であるが、輸入額に関しては日本と EU は 2018 年、ベトナムは 2017 年の金額を用いている。

昨年度までの本事業の報告書では、ACFTA/AFTA 及び日 ASEAN・EPA、TPP、NAFTA を取り上げてきたが、2019 年度においては、日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA を対象にしている。これは、2019 年度においては、2019 年 2 月から発効した日本と EU との EPA の効果を明らかにすることが最優先と考えたためである。EU は 28 国から構成されており、これまで取り上げてはいなかったもので、その分析には時間がかかると見込んだことも背景にある。そのために、これまでの東アジアの FTA の関税削減効果の分析をあきらめ、今年度は日本、ベトナム、EU に対象国を絞って、分析に当てることにした。

そして、日本と EU との貿易における関税削減効果を見るだけでなく、ベトナムと EU との効果を計算することで、EU との貿易での FTA 効果において日本とベトナムを比較できるようにした。さらに、日本のベトナムとの EPA の効果を計測することで、ベトナムの輸入における日本と EU との FTA 効果を比較することが可能になっている。

日 EU・EPA の関税削減効果に関しては、本報告書では 1 年目と 5 年目を比較している。2020 年度においては、5 年目と最終年を比較する予定である。

すなわち、本報告書においては、日本とベトナムとの EPA の効果だけでなく、EU という新しい貿易相手国・地域に焦点を当て、同地域の日本とベトナムとの貿易における関税削減効果を計測し、EPA/FTA を活用したどのような貿易の流れが、日本企業にとってメリットがあるのかを検証している。

(2) 日 EU・EPA、日ベトナム EPA、EU ベトナム FTA 等の平均関税率や関税削減額などを計算～調査対象品目及び対象国～

2019 年度においては、日本、ベトナム、EU の 3 カ国・地域を分析対象とした。日本とベトナム、EU の関税率は 2019 年の値を使ったが、日本と EU の輸入額は 2018 年、ベトナムの輸入額は 2017 年の値を用いた。

なぜ、第 3 国間や 2 国間での EPA/FTA で平均関税率や関税削減率を求めるかというと、企業が JVEPA や日 EU・EPA の活用でどれだけ関税削減メリットを享受できるかを把握するための指標が必要であるからだ。細かな品目の関税削減率などを知ることによって、企業は自社の製品や部品の関税削減効果を良く理解することができる。その結果、FTA を活用するかどうかの判断が正確になる。また、これまで FTA を活用していなかった企業においても、品目別の関税削減メリットを把握することにより、FTA の導入を検討するようになるかもしれない。

日本においては、輸出面ではまだまだ FTA を活用していない企業が多く、特に中小企業で顕著である。なぜ中小企業では FTA を活用する機会が少ないかというと、大企業と比較して、もともと多くの中小企業は輸出入を行っていないことが挙げられる。また、輸出入を行っている中小企業であっても、FTA の関税削減メリットやその利用方法に関する情報や理解が不十分であることも、活用に至らない原因となっている。

輸出入をこれまで行っていない中小企業においては、FTA 活用は遠い先の話と考えられているかもしれない。しかし、FTA の活用で輸出入における関税削減メリットが大幅に拡大することが確実であるならば、それまで輸出をためらっていた中小企業でも、輸出の開始を決断することもありうる。なぜならば、中小企業においても、海外市場の販路拡大の重要性が増しているからである。

したがって、2019 年度では、「日本からベトナム(ASEAN)への輸出」や「日本のベトナムからの輸入」における関税削減効果だけでなく、「日本からフランス、ドイツ、英国への輸出」や「日本の EU28 カ国からの輸入」を計算することで、日本の中堅・中小企業が第 3 国に進出しなくても、EPA/FTA を利用したメリットを把握できるようになっている。

また、関税削減効果を分析するにあたって、14 の業種別及び 50 の代表的品目別に計算を行っている。作業は各国とも HS8 桁ベースの 8,000 品目～10,000 品目を対象に、それぞれ MFN 税率と FTA 税率をピックアップし、それから 14 業種や代表的 50 品目まで加重平均で積み上げている。国全体の MFN 税率と FTA 税率は、14 の業種をさらに加重平均で集計し求めている。

(3) 平均関税率、関税削減額、関税削減率の概念と関税削減効果

本報告書では、関税の削減効果を探るために、平均関税率、関税削減額、関税削減率を算出している。平均関税率は、国別品目別に加重平均と単純平均で計算している。関税削減額や関税削減率の計算のソースはこの平均関税率であり、元データは HS8 桁ベースで 1 国当たり 8,000～10,000 品目に及ぶ。

本報告書における平均関税率は、MFN (Most Favored Nation) 税率と FTA/EPA 税率の両方で計算されている。FTA/EPA 税率は、JVEPA/日 EU・EPA/EVFTA から算出される。一般に関税という場合、それは MFN 税率のこと指している。MFN 税率は、実行関税率表における基本税率、暫定税率、WTO (世界貿易機関) 協定税率の中で最も低いものを指す。つまり、通常の輸入に適用される関税率のことである。

これに対して、JVEPA/日 EU・EPA/EVFTA 税率は FTA/EPA の加盟国に適用される特惠関税率で、一定の条件を満たした製品・部品には、原則として関税が発効から即時か何年か後には撤廃されることになっている。例えば、2009 年に発効した JVEPA においては、個々の品目ごとに関税の撤廃スケジュールが定められている。JVEPA における MFN 税率と JVEPA 税率との差分(関税率差)が、実際の関税削減メリットということになる。

また、MFN 税率に輸入額を乗じると「MFN 税額」になるし、JVEPA 税率に輸入額を掛けると「JVEPA 税額」になる。本報告書で計測している「関税削減額」は、この MFN 税額から JVEPA 税額を差し引いたものである(関税削減額=MFN 税額-JVEPA 税額)。つまり、通常の輸入で支払う関税額に対して、JVEPA などの FTA を利用することによりどれだけ関税額を削減(節約)できるかを表している。

「関税削減額」は、関税を削減した絶対的な数字である。そこで、関税削減額という絶対的な数字が輸入額に対してどれだけの割合になるのかという、相対的な指標を「関税削減率」とした。これは、関税削減額を輸入額で割ったものであり(関税削減率=関税削減額÷輸入額)、関税削減額が輸入額の何%に相当するかを表すものである。

関税削減率の経済的な意味を具体的に理解するために、今、ACFTA(ASEAN 中国 FTA)を使ったシンガポールの中国からの輸入における関税削減率が 10%であったと仮定する。これは、企業がシンガポールで中国から 1 億円輸入する場合、ACFTA を活用すれば、通常支払う関税額 (MFN 税額) よりも平均で 1,000 万円 (1 億円の 10%) も削減できることを意味する。

実際に ACFTA 加盟国の関税削減率を計算してみると、中国の ASEAN10 カ国からの関税削減率は 3.8%であった。つまり、ある企業が中国で ASEAN から 1 億円輸入する場合、ACFTA を活用すれば、通常に支払う関税額 (MFN 税額) よりも平均で 380 万円も節約できることになる。

(4) 平均関税率と関税削減額、関税削減率のウエイトなどの算出方法

2019 年度の本報告書の分析は、日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA を対象にしている。それぞれの EPA/FTA を活用した場合の平均関税率や関税削減額、関税削減率などを計算している。すなわち、日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA の 2019 年の譲許表(関税削減スケジュール表 ; TRS) の関税率(MFN 税率と EPA/ FTA 税率)を加重・単純平均し、全品目ではどのくらいの平均関税率になるのかを算出した。

加重平均をするときの貿易の重み (ウエイト) は、2019 年の輸入額は得られないため、その代わりに 2018 年を用いた(ベトナムのみ 2017 年)。ある品目のウエイトは、その品目の輸入額を総輸入額で割ることにより得られる。本稿では、HS8 桁から HS6 桁までは単純平均、HS6 桁からは品目別の関税率に輸入ウエイトを乗じて積み上げることにより、業種別や全品目の平均関税率を計算している。

JVEPA を用いたベトナムの日本からの輸入において、平均関税率を加重平均する時のウエイトは、ベトナムの日本からの輸入額を用いた。ベトナムの EVFTA の利用においては、ベトナムの EU からの輸入額をウエイトに用いて計算した。なお、日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA の平均関税率を、単純平均でも求めており、加重平均と比較可能である。

また、平均関税率を算出ただけでなく、本稿の分析対象国の相互貿易における関税削減額と関税削減率を計算している。日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA の利用時の関税削減額と関税削減率は、平均関税率と同様に、14 業種別や 50 品目別、さらには全品目についても算出している。ただし、加重平均のみで単純平均は計算していない。

(5) 日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA の関税削減効果調査における調査工程

本報告書の調査工程は、1. 各国の文献・情報収集、2. データ加工と照合、3. 出張・報告書執筆、に大きく分けることができる (表 1-1 参照)。

さらに、データ加工と照合は、調査対象国の品目別日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA などの①平均関税率、②関税削減額、③関税削減率、④各国の貿易データの作成、という作業に分けられる。

最初の作業工程は、分析対象国の貿易の平均関税率、関税削減額、関税削減率の計算から始まる。そのため、2019 年の TRS 表や関税率表に基づき、各国ともそれぞれ国別の MFN 税率と EPA/FTA 税率を HS8 桁ベースでリストアップする。

その時の各国の日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA における平均関税率、関税削減額、関税削減率の計算は、次の通りに行った。

- ① 日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA について、それぞれ品目別（HS8 桁）に MFN 税率と EPA/FTA 税率をリストアップ
- ② 各国の平均関税率（MFN 税率と EPA/FTA 税率）を、業種別(14)、代表的品目(50)別に加重平均と単純平均で計算
- ③ 日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA の全品目合計の平均関税率を加重平均と単純平均で計算
- ④ 日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA の関税削減額、関税削減率を、全品目合計、業種別(14)、代表品目別(50)に加重平均で計算

表 1-1：令和元年度関税削減効果調査事業の調査工程表

項目 期・月別	上半期						下半期					
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1. 各国の文献・データ・情報収集												
① 各国の JVEPA 等の議定書、修正議定書、及びその追加・修正情報の収集	←→											
② 各国の 2019 年関税譲許表(関税削減スケジュール表、TRS 表)収集	←→											
③ 各国の HS2012 と HS2017 変換コンバーター収集	←→											
④ 各国の 2019 年の実行関税率表収集	←→											
⑤ 各種 FTA、EPA 関連レポートの収集	←→											
2. データ加工と照合												
① 日 EU・EPA、JVEPA、EVFTA を用いた時の品目別平均関税率、関税削減額、関税削減率の作成	←→											
② 主要国の貿易データの作成							←→					
3. 報告書執筆・作成							←→					

2. EPA/FTA 調査事業の普及

平成 24 年度～平成 27 年度までの EPA/FTA 事業の成果普及については、「平成 29 年度東アジアのメガ FTA 効果と日本企業の対応調査 事業結果・報告書」に掲載されているので、ご参照ください。

(1) 平成 28 年度の調査事業の成果普及

① 東京での成果普及

a. シンポジウム:ASEAN 創立 50 周年に向けて

2017 年には ASEAN 創立 50 周年を迎えることを記念して、日本 ASEAN センターと共催で、シンポジウムを開催した。その中で、本調査事業の成果である東アジアの貿易構造や FTA 効果分析を発表した。

この当日は台風の影響で列車のダイヤも大幅に乱れ、集客の心配が予想されたが、意外にも参加者が多く、ASEAN への関心の高さがうかがわれた。

シンポジウムの登録者数 317 名、実際の参加者数 183 名(関係者除く)。役立ち度アンケート調査では、役に立ったと答えた割合は 87%であった。

日 時	2016 年 9 月 20 日 (火) 15 : 00～17 : 00
会 場	東洋大学白山キャンパス 1 号館 2 階 1204 教室
内 容	1. 「産業クラスターにおける ASEAN の経済成長」日本大学教授 朽木昭文 2. 「FTA による ASEAN の貿易構造変化、関税削減効果」ITI 研究主幹 高橋俊樹 3. 「タイの貿易構造変化と FTA の現状」ITI 主任研究員 吉岡武臣
主催・共催・後援	国際機関日本アセアンセンター / 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) / 一般財団法人 貿易・産業協力振興財団 (ITIC) / 東洋大学

b. ジェトロ/ITI 共催セミナー

「東アジアの貿易構造とメガ FTA～日本企業の FTA 活用のあり方を探る～」と題するセミナーを実施。全体の申込み者数は 174 名で、実際の参加数は 143 名。役立ち度アンケート調査では、役に立ったと答えた割合は 91.1%であった。

[プログラム(東京)]

日 時	2016 年 11 月 1 日 (火) 14 : 00～16 : 40 (受付開始 13 : 30～)
会 場	ジェトロ本部 5 階 ABCD 会議室 (東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 5 階)
内 容	1. 「最近の自由貿易協定 (FTA) 動向～アジア太平洋地域を中心に～」ジェトロ 海外調査部国際経済課 課長代理 安田啓 2. 「東アジアの貿易構造と FTA～ミャンマー・カンボジアや TPP 参加国を含む ACFTA/AFTA 及び EPA/TPP の関税削減効果を探る～」ITI 研究主幹 高橋俊樹 3. 「タイの日本・中国・ASEAN との FTA 効果と TPP の影響」ITI 主任研究員 吉岡武臣
主催・共催	日本貿易振興機構 (ジェトロ) / 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) / 一般財団法人 貿易・産業協力振興財団 (ITIC)

② 大阪での成果普及

実際の参加者数は89名。役立ち度アンケート調査では、役に立ったと答えた割合は91.3%であった。

[プログラム(大阪)]

日 時	2016年12月16日(金) 14:00～16:40 (受付開始: 13:30)
会 場	第二吉本ビルディング A+B 会議室
内 容	1. 「最近の自由貿易協定 (FTA) 動向～アジア太平洋地域を中心に～」ジェトロ 海外調査部 国際経済課 課長代理 安田啓 2. 「東アジアの貿易構造と FTA～ミャンマー・カンボジアや TPP 参加国を含む ACFTA/AFTA 及び EPA/TPP の関税削減効果を探る～」ITI 研究主幹 高橋俊樹 3. 「タイの日本・中国・ASEAN との FTA 効果と TPP の影響」ITI 主任研究員 吉岡武臣
主 催	日本貿易振興機構 (ジェトロ) / 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) / 一般財団法人 貿易・産業協力振興財団 (ITIC)

(2) 平成 29 年度の調査事業の成果普及

① 東京での成果普及

ジェトロ/ITI 共催セミナー

「転換期を迎えるアジア太平洋地域の FTA～FTA の新たな動きに日本企業はどう対応するか～」と題するセミナーを実施。全体の申込み者数は 215 名で、実際の参加数は 164 名。今回からは、初めてライブ中継を実施した。必ずしも講演会に参加しなくても、ジェトロのホームページからアクセスすることにより、その内容を知ることが可能になった。

また、セミナー後の名刺交換においても、かなりの方が行列を作るほど、参加者の方が熱心であることが窺われた。名刺交換した方の中には地方の参加者も多く、大阪や静岡の他にも徳島から来られた方もあった。まだまだ、FTA の動きやその活用に関心のある企業が多いことを、改めて確認することができた。

役立ち度アンケート調査では、役に立ったと答えた割合は 9 割以上であった。

[プログラム(東京)]

日 時	2017年11月15日(火) 14:00～16:40 (受付開始 13:30～)
会 場	ジェトロ本部 5 階 ABCD 会議室 (東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 5 階)
内 容	1. 「最近の自由貿易協定 (FTA) 動向～アジア太平洋地域を中心に～」ジェトロ 海外調査部 国際経済課 課長代理 安田啓 2. 「Brexit やトランプ政権後のアジア太平洋や北米での FTA 戦略～東アジアの FTA, TPP, NAFTA などの変化に日本企業はどう対応するか～」ITI 研究主幹 高橋俊樹 3. 「タイの日本・中国・ASEAN との貿易と FTA の現状」ITI 主任研究員 吉岡武臣
主催・共催	日本貿易振興機構 (ジェトロ) / 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) / 一般財団法人 貿易・産業協力振興財団 (ITIC)

② 福岡での成果普及

実際の参加者数は 70 名。役立ち度アンケート調査では、役に立ったと答えた割合は 9 割以上であった。

[プログラム(福岡)]

日 時	2018 年 1 月 22 日 (火) 14 : 00~16 : 40 (受付開始 : 13 : 30)
会 場	福岡合同庁舎本館 1 階 大会議室 (九経交流プラザ)
内 容	1. 「九州の貿易と FTA」 (10 分) 九州経済産業局国際部国際企画調査課 2. 「転換期を迎えるアジア太平洋地域の FTA~TPP11、RCEP、NAFTA などの変化に どう対応するか~」 (50 分) 国際貿易投資研究所 研究主幹 高橋俊樹 (休憩 10 分) 3. 「タイの日本・中国・ASEAN との貿易と FTA の現状」 (40 分) 国際貿易投資研究所 主任研究員 吉岡武臣 4. 「特定原産地証明書の取得手続き等の概要について」 福岡商工会議所 会員組織・共済グループ貿易関係証明担当部長 西岡潤史氏 (20 分)
主催・共催	九州経済産業局 / 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI) / 一般財団法人 貿易・産業協力振興財団 (ITIC)

(3) 平成 30 年度の調査事業の成果普及

① 東京での成果普及

ジェトロ/ITI 共催セミナー

「最近の FTA の進展が企業活動にもたらす影響」と題するセミナーを実施。全体の申込み者数は 185 名で、実際の参加数は 170 名であり、非常に欠席率が少ないセミナーであった。

セミナー後の名刺交換においても、かなりの方が行列を作るほど、参加者の方が熱心であることが窺われた。セミナーで質問や名刺交換をした方の多くは、FTA の関税効果だけでなく、TPP11 や新 NAFTA の最新の動きとともに、日 EU・EPA の自己証明の方法などの実務的な面にも関心を示した。

また、セミナー終了後は、アジア経済情報誌 The daily NNA の取材を受け、後日セミナーの内容が掲載された。役立ち度アンケート調査では、役に立ったと答えた割合は 95% 以上であった。

[プログラム(東京)]

日 時	2018 年 11 月 22 日 (木) 14 : 00～16 : 40 (受付開始 13 : 30～)
会 場	JETRO本部 5 階 ABCD 会議室 (東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 5 階)
内 容	1. 「最近の自由貿易協定 (FTA) 動向」 JETRO 海外調査部国際経済課 課長代理 安田啓 2. 「TPP11, 新 NAFTA 及び米中貿易摩擦等が FTA 活用に与える影響」 ITI 研究主幹 高橋俊樹 3. 「ベトナム貿易の現状および TPP11 や東アジアの FTA 活用のメリットと展望」 ITI 主任研究員 吉岡武臣
主 催	日本貿易振興機構 (JETRO) / 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)
後 援	一般財団法人 貿易・産業協力振興財団 (ITIC)

(4) 令和元年度の調査事業の成果普及

① 東京での成果普及

ジェトロ/ITI 共催セミナー

「米中・日米・新 NAFTA 貿易交渉の企業活動への影響」と題するセミナーを実施。全体の申込み者数は 179 名で、実際の参加数は 145 名であり、欠席者が比較的少ないセミナーであった。

セミナー後の名刺交換においても、かなりの方が行列を作るほど、参加者の方が熱心であることが窺われた。セミナーで質問や名刺交換をした方の多くは、FTA の関税削減効果だけでなく、TPP11 や日 EU・EPA の自己証明の方法、新 NAFTA(USMCA)の最新の動きや原産地規則をクリアする方法などの実務的な面にも関心を示した。

講演終了後の質疑応答では、USMCA の発効の日程や日系企業の対応方法について、あるいは各国の関税番号や関税率を確認するにはどうすればいいのか、などの照会が寄せられた。

また、セミナー終了後の名刺交換では、特に報道機関、自動車・部品や化学工業品の分野の企業の方が多く見られた。

日 時	2020 年 1 月 24 日 (金) 14 : 00～16 : 40 (受付開始 13 : 30～)
会 場	JETRO本部 5 階 ABCD 会議室 (東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 5 階)
内 容	1. 「FTA/EPA の概要と企業における活用」 JETRO 海外調査部国際経済課 課長代理 朝倉 啓介 2. 「米中・日米・新 NAFTA 貿易交渉とグローバル戦略の再編 ～TPP11/日 EU・EPA 等の FTA の活用方法～」 国際貿易投資研究所 (ITI) 研究主幹 高橋俊樹 3. 「ベトナムの貿易概況と FTA の影響」 国際貿易投資研究所 (ITI) 主任研究員 吉岡武臣
主 催	日本貿易振興機構 (JETRO) / 一般財団法人 国際貿易投資研究所 (ITI)
後 援	一般財団法人 貿易・産業協力振興財団 (ITIC)

3. 米中摩擦、日米貿易協定、新 NAFTA などの動向とインパクト

(1) 米中摩擦の動きとその影響

① 米中両国は最初の合意に到達

何段階もの追加関税の発動を実施

トランプ大統領は 2017 年に就任して以来、中国に対して貿易赤字の削減、技術移転の強要や知的財産権の侵害に関する改善を求めてきた。この結果、米国は通商法 301 条に基づき、中国の不公正貿易慣行に対して、表 3-1 のように、2018 年 7 月には第 1 弾目、8 月には第 2 弾目の追加関税措置を実施。両方合わせて 500 億ドルの輸入額に 25% の追加関税を課した。9 月には、中国からの 2,000 億ドル相当の輸入品に第 3 弾目にあたる 10% の追加関税措置を適用した。

表 3-1：米国の中国への追加関税の発動状況

	第 1 弾目	第 2 弾目	第 3 弾目	第 4 弾目	
	リスト 1	リスト 2	リスト 3	リスト 4A	リスト 4B
発動日	2018 年 7 月 6 日	2018 年 8 月 23 日	2018 年 9 月 24 日	2019 年 9 月 1 日	2019 年 12 月 15 日
金額	340 億ドル	160 億ドル	2,000 億ドル	1,200 億ドル	1,600 億ドル
品目数	818 品目	284 品目	5,745 品目	3,243 品目	555 品目
追加関税率	25%、 2019 年 10 月 15 日予 定の 30%へ の引き上げを 見送る	25%、 2019 年 10 月 15 日予 定の 30%へ の引き上げを 見送る	10%(2019 年 5 月 9 日まで)、 25%(2019 年 5 月 10 日より)、 2019 年 10 月 15 日 予定の 30%への引き 上げを見送る	15%⇒2019 年 12 月 13 日の第 1 段階での合意 で、7.5%への引き 下げを発表 (2020 年 2 月 14 日から)	15%⇒2019 年 12 月 13 日の第 1 段階での合意 で、12 月 15 日の 発動を見送る
発動状況	発動中	発動中	発動中	発動中	発動見送り

(注) トランプ大統領は 2019 年 12 月 13 日の第 1 段階での合意で、リスト 1～3 における 25% の追加関税の継続を発表

(資料) 各種資料を基に作成

米国は対中交渉が進展しなければ第 3 弾目の品目に対して 2019 年 1 月 1 日から追加関税を 25% に引き上げることを表明していた。ところが、米国は 2018 年 12 月 1 日、アルゼンチンの G20 においてこれを取りやめ、次の制裁までに 3 ヶ月間 (90 日) の猶予期間を設けることに合意した。すなわち、第 3 弾目の品目に 25% の追加関税が賦課されるかどうかの交渉期限は 2019 年の 3 月 2 日まで延期されることになった。

その後、トランプ大統領は中国との通商交渉において、知的財産権、技術移転、農業、外国為替などの問題で重要な進展があったとして、2月24日のツイートで3月2日の追加関税の25%への引き上げを延期する考えを示した。これを受けて、USTRは3月9日、25%への引き上げ期限を明示しないまま延期する旨を公示した。それから3月～4月にかけて話し合いが進む中、トランプ大統領は突然5月5日のツイッターで、5月10日に第3弾目の品目に25%の追加関税を賦課するとともに、第4弾目として残りの3,000億ドル相当の中国からの輸入に25%の関税を課すことを表明した。この背景として、トランプ政権は中国がこれまでの通商交渉で一旦は合意した内容を反故にする動きがあったことを示唆した。

米国と中国の両政府は5月9日～10日にかけてワシントンにて交渉を重ねたが、結局は合意できず第3弾目の品目に対する25%の追加関税は5月10日に実行された。このため、米中両国の通商交渉はそれから中断していたが、米中両国の首脳は2019年6月29日、大阪のG20において引き続き交渉を継続することを確認し、中断したところから協議を再開することに合意した。これに伴い、第4弾目の追加関税は先送りされることになった。

大阪でのG20での合意を受け、米中両国は7月30日～31日、上海にて閣僚級の会議を開いた。交渉では技術移転の強要、知的財産権、サービス産業、非関税障壁、農業に関して協議したものの、目立った成果がなく終了した。

その後、トランプ大統領は中国が約束した農産物の購入が進展していないとして8月1日、自身のツイッターで第4弾目の対象品目の中から1,200億ドル相当(リスト4A)の品目に対して、10%の追加関税措置を9月1日から実施することを表明した。これに合わせる形で、米財務省は8月5日、1988年包括的競争力法に基づき、中国を為替操作国に認定した。

トランプ大統領は、8月13日には第4弾目の対象品目の中で1,600億ドル(リスト4B)に相当する携帯電話、ノートパソコン、ビデオゲーム機、玩具、履物・衣類などへの追加関税の発動を12月15日まで延期することを表明。米商務省は8月19日、ファーウェイ関連の46社を新たにエンティティ・リストに追加し、米国製品の輸出を抑制する一方で、ファーウェイへの限定的な禁輸措置の猶予を90日間延長することにした。

こうした一連のトランプ政権の動きに対して、中国の商務部は8月6日、中国企業が米国からの農産物の購入を暫定的に停止したことを発表。これは、大阪のG20における、①第4弾目の追加関税の当面の延期、②国家安全保障上の問題にならない機材についてのファーウェイへの販売を認める、という合意事項に違反したことへの対応であることが明らかにされている。

また、中国は8月23日、米国製品の750億ドル分に5%か10%の関税を上乗せする報復措置を発表した。その発表の直後、トランプ米大統領は既に実施されている第1弾目～第3弾目の25%の対中追加関税を5%引き上げて30%に、9月以降に2回に分けて実施する第4弾目の追加関税を10%から15%に引き上げることを指示した。これを受けて、米国通商代表部(USTR)は、第1弾目～第3弾目の追加関税の5%上乗せを10月1日から開始する予定であることを表明した。9月1日より始まった第4弾目の品目への中国への追加関税は、15%が課せられた。

その後、トランプ米国大統領は9月11日、自身のツイッターを通じて、2,500億ドル相当の中国原産の輸入品に対する追加関税率を25%から30%に引き上げる時期について、10月1日から10月15日まで2週間延期する意向を示した。対象になるのは、リスト1～3（対中追加関税第1弾～第3弾）に含まれる品目である。

そして、米中両政府はワシントンで10月10～11日の2日間にわたり、ライトハイザー USTR代表、ムニューシン米財務長官と劉鶴・中国副首相との間で貿易交渉を行った。両政府はトランプ大統領と劉副首相の面会後の記者会見で2日間の協議における合意概要を発表した。トランプ米国大統領は10月11日、これを受けて10月15日に予定していた対中追加関税の引き上げを見送ると発表した。12月15日に発動予定のリスト4Bの追加関税は予定どおり発動するとしつつも、今後の交渉を経て最終的な判断を行うとした。中国はその見返りとして、年間400億～500億ドル相当の米国産農産物の購入を受け入れた。

米中貿易協定の交渉は第1段階での合意から署名へ

ワシントンでのライトハイザー USTR 代表、ムニューシン米財務長官と劉鶴・中国副首相との間での貿易交渉から2ヵ月後、米中両国政府は2019年12月13日に遂に第1段階での合意に達した。この第1段階での合意の前の2ヵ月間は、米中の双方の硬軟合わせた駆け引きが展開され、最後まで合意が行われるかどうか不透明であった。第1段階での合意後も、米国側と中国側の発表内容に食い違いが見られるなど、米中両首脳の名義では依然として気を抜けない状況が生まれている。

第1段階での合意後の米国側の発表によれば、9月1日から発効した第4弾目の1,200億ドル相当のリスト4Aの追加関税は15%から7.5%へ引き下げられ、文書の署名から30日後に実行される。12月15日発動予定であったスマートフォンなどを含む1,600億ドル相当のリスト4Bについては、発動を見送ることになった。さらに、中国は知的財産権の保護を強化、技術移転の要求の禁止、2,000億ドル相当の輸入を拡大することに合意したことが公表された。

しかしながら、中国側の発表においては、技術移転要求や農産物の400億ドル～500億ドル輸入については言及しなかった模様だ。米中摩擦はとりあえず第1段階での合意に達したものの、もしも約束が守られなかった場合、追加関税は元に戻る可能性があり、今後の米中貿易紛争の動きは依然として予断を許さない状況が続くと思われる。

トランプ大統領と中国の習近平国家主席は、第1段階の米中貿易協定に迅速に署名し、協定ができるだけ早く有効になるようにする意向であった。米中両国は、2020年1月末に開かれるスイスのダボスで開催される世界経済フォーラムで調印式を行うことを検討したが、習国家主席は参加しなかった。ロバート・ライトハイザー米国通商代表部(USTR)代表とスティーブン・ムニューシン財務長官は2019年12月末、最終的にはトランプ大統領と習近平国家主席で署名するものの、第1段階の中国との貿易協定は2020年1月に劉鶴・中

国副首相がワシントン DC を訪れて調印されることを示唆した。実際に、第 1 段階での米中貿易協定はトランプ大統領と劉鶴副首相との間で 1 月 15 日に署名された。これによりリスト 4A の追加関税の 15% から 7.5% へ引き下げは、2020 年 2 月 14 日から開始される。

USTR が 12 月 13 日に公表したファクトシートによると、第 1 段階での協定には、知的財産権、技術移転、金融サービス、通貨に関する中国からのコミットメントも含まれている。第 1 段階の協定は 86 ページから成り、2020 年 1 月の調印から 30 日後に発効する。トランプ大統領は 12 月 13 日のツイートで、第 2 段階の取引に関する交渉は「すぐに始まる」と述べた。しかし、ライトハイザー-USTRDC 代表は、CBS のフェイス・ザ・ネーションとのインタビューで、第 2 段階の交渉は第 1 段階の合意結果をいかに実行するかにかかっており、日程はまだ確定していないと述べた。

86 ページの第 1 段階での米中貿易協定を公表

2020 年 1 月 15 日付の Inside U.S. Trade's によれば、トランプ大統領と劉鶴副首相が署名した第 1 段階の米中貿易協定に基づき、中国はバイオテクノロジー特性の承認時間を大幅に短縮することや、知的財産権の侵害に対して刑事罰を科すことのために、「誠実に」追加関税を課す場合、米国に対して報復しないことを約束した。

中国は、米国の第 301 条関税に対する報復として課した関税のいずれも削減することに同意していない。しかし、ライトハイザー-USTR 代表は、中国政府は米国製品の例外を認めているので、米国の商品を購入する中国のコミットメントは追加関税の対象から外れる、と述べた。

中国は、米中貿易協定の発効の初年度に農業購入を 125 億ドル、2 年目にさらに 195 億ドル、合計で 320 億ドルの追加農業購入を増やすことに合意。2017 年のベースラインを含めて、中国は 2 年目までに毎年 400～500 億ドル相当の米国農産物を購入する。工業品の分野では、中国は 1 年目に米国から 329 億ドル、2 年目に 448 億ドルを輸入。エネルギー分野では、中国は最初の年に 185 億ドル、2 年目に 339 億ドルの購入を増やす。サービス分野では、最初の 1 年間で 128 億ドルを購入し、2 年目には 251 億ドルを購入する。

第 1 段階での米中貿易協定では、産業補助金、国有企業、IT 分野でのサイバー侵入、クラウドコンピューティングへのアクセス、などの主要なサービスの問題に対処していない。ライトハイザー-USTR 代表は署名後、中国との第 2 段階の貿易交渉は、大統領が特別な指示をした場合には変更される可能性があるものの、直ぐには開始されない。しかしながら、11 月の選挙後まで次の第 2 段階の交渉の開始を待つつもりはないと述べた。

② 米中貿易交渉に関する中国の基本姿勢

中国政府が白書を公表

中国政府は 2019 年 6 月 2 日、「中米経済貿易協議に関する中国側の立場」と題する白書を公表した。中国政府が白書を発表したのは、米中貿易交渉が同年の 3 月～4 月にかけて進

展する中で、5月10日に決裂に至った背景を、中国側の視点から明らかにすることを狙ったためと考えられる。トランプ政権は、交渉が決裂した原因を中国の合意反故にあると主張しているが、白書はそれを正面から反論している。

中国政府は、中国による知的財産権の侵害や技術移転の強要といった米国の主張に根拠はなく、10回以上に達する米中貿易協議に真摯に向き合ってきており、これまでの交渉の過程において前言を撤回したのはむしろ米国側だと主張している。

基本的に、中国は米中経済貿易関係を補完的な関係であると認識しており、追加関税の賦課という一方的な手段で相手にプレッシャーを与えるやり方は、信頼関係を損ねると白書は指摘する。そして、中国側に知的財産権の侵害などの非難される点はないものの、米中両国や世界経済の安定的な成長のために、建設的で互恵的な関係の対話と交渉を望んでいることを表明している。

白書は米中両国の経済緊密度は高まっており、ウイン・ウインの関係にあることを強調する。つまりは、米中貿易では米国が一方的に損であるとするトランプ政権の考え方を真っ向から否定している。

また、相互の追加関税の賦課は米国以外の国だけでなく、米国そのものの経済に悪影響をもたらすと主張する。まず、追加関税は米国の生産コストの上昇につながり、国内の物価を引き上げる。そして、輸入の減少で関連産業の生産や雇用を減らし、生産コスト増によって輸出も鈍化させる。つまりは、最終的には米国の経済成長も鈍化し、世界経済に悪影響をもたらす。実際に、世界銀行やIMFは米中貿易摩擦により世界経済は下方圧力を受けるとの予測を出している。

米中双方の追加関税措置により、多国籍企業はサプライチェーンの再編を余儀なくされる。これは、中国企業が追加関税を逃れるためベトナムなどへの投資を拡大し、日本企業が中国から撤退しASEANへ工場を移転する動き(チャイナ+1)に現れている。米国企業も例外ではなく、アップルやグーグルなどのようにこれまでの中国への過度な生産依存を見直し、中国以外の国への製造委託(アウトソーシング)の多角化を検討している。これに関連して、米国政府によるファーウェイに対する米国製品の供給を抑制する動きに対しても、白書では反対の姿勢を見せている。

米国の主張を真っ向から批判

中国政府による白書は米国側の見解を否定し、米中貿易交渉で合意した内容を覆したのは米国だとの主張を盛り込んだ。その第1の例として、2018年2月の当初の米中貿易交渉では、貿易不均衡がテーマであり、中国の農産物とエネルギー製品の輸入拡大を主体とした対応・対策でまとまりかけていたものの、3月に提出された301条調査の報告書により、知的財産権の侵害と技術移転の強要に問題がすり替わってしまい、米国はその後に一方的に追加関税を賦課するに至った、ということを挙げるができる。

第2に、2018年5月19日の段階で、米中貿易交渉は一旦合意に達し、ムニューシン財務長官の追加関税の賦課はストップすることになるとの発言につながった。しかしながら、その舌の根の乾かぬうちに、米国は5月29日に追加関税の発動を表明し、その後は7月～9月にかけて3度の関税引き上げが行われるに至った。

第3に、2018年12月のアルゼンチンでのG20で米中両首脳が追加関税賦課の猶予に合意して以来、2019年5月までの交渉がまとまらなかったのは、中国側が合意を反故にしたためとする米国の主張に反論している。この間において、米国は交渉の度に要求をエスカレートし、中国が米国の追加関税措置に対する報復ができないなどのように、中国の国家主権に関わる条件を要求。米国はこの交渉の後退の原因は中国にあると非難したが、逆に中国は無理難題の条件を盾に迫った米国のせいであるとしている。

白書では中国の知的財産権の侵害や技術移転の強要には根拠がなく、米中貿易交渉が進展しないのは米国が一方的に交渉条件をエスカレートしたことにあり、それは中国の「国家主権」を脅かすものであると指摘する。白書は特に何が「国家主権」を脅かしているのかを明らかにしてはいないが、一般的には知的財産権の盗用や技術移転の強要、あるいは国有企業への補助金問題などの改善に関する強硬なトランプ政権の要求を指していると考えられている。また、2019年4月4日付のフィナンシャル・タイムズ紙が指摘するように、「中国が約束したことを着実に実行することを促すメカニズム」の導入が、それに相当するのではないかと思われる。

中国は白書においてトランプ政権の強硬な要求に反発する一方で、大原則の問題では絶対に譲歩しないとしながらも、互いの利益のバランスや協力関係の樹立の重要性を主張することで、今後の交渉に対する期待感を表した。

米国の要求に国家主権の観点から対応

米国は中国に対して、貿易不均衡や技術移転の強要の是正、サイバー攻撃などによる知的財産権の侵害への対応、国有企業への補助金の削減、国境を越えたデータの自由な移動の保証やデータセンターの現地化要求の禁止、外国資本に対する中国の市場開放、等を要求してきた。

中国はこれに対して、2018年7月には「外商投資参入ネガティブリスト」を改訂し、農業、エネルギー、銀行、自動車などの分野における外資出資比率制限を撤廃・緩和した。さらに、2019年3月には技術移転に関する法規を改正し、「契約の有効期間内に改良した技術は改良した側に帰属する」との条項を削除。また、「技術移転協議書の期間は一般的に10年を超えない」、及び「技術移転協議書の期間満了後も技術譲受側は当該技術を引き続き使用する権利を有する」という条項も削除した。

こうした米国の要求に応える中国の姿勢にもかかわらず、米国はそれが確実に実行されるかどうかに疑念を抱いた。前述のフィナンシャル・タイムズ紙の記事は、既に米中貿易交渉はこの段階で多くの分野で合意に達していたが、依然として大きな2つの問題が残っていると報じた。その1つは、中国側が直ちに全廃を望む追加関税の取り扱いで米国側は段階的に進めたいと考えていることであり、2つ目は、トランプ政権は中国が約束したことを確実に実施するようなメカニズムの導入を求めた、ということであった。

1つ目の問題では、米国は、中国が着実に約束を実行しているかどうかを確かめながら追加関税を段階的に撤廃していきたいと考えており、長くプレッシャーを与え続けることを狙っている。また、2つ目の問題では、米国には中国側の約束の実施に根強い不信感があり、もしも将来的においても中国の約束違反があった場合には、米国が一方的に関税を賦課できることを主張。しかも、ライトハイザー米国通商代表部(USTR)代表は、米国の追加関税に対して中国は関税の引き上げという報復措置を取る権利を持たず、WTOへ提訴することも認めないことを強く求めたようだ。

そして、米国は中国に対して国内法に成文化するよう要求したものの、中国は拒否したと伝えられる。こうした米国の要求は、国有企業への補助金支出などと同様に、中国にとってみれば米中貿易摩擦の対応で「国家主権」を認められないということに等しいと言わざるを得ず、到底受け入れられない提案であった。

(2) 2020 年から発効した日米貿易協定

日米相互の思惑に違い

日米貿易協定は第1段階での合意を受けて2019年12月4日、日本の衆議院に続き参議院でも承認された。同時に、日米デジタル貿易協定法案も可決されている。これにより、2020年の1月から両国での関税削減が開始されることになった。米国は日米貿易協定の適用開始から早ければ数か月後にも第2段階の交渉を要求する可能性があり、今後の動向が注目される。

日本とトランプ政権との通商問題に関する協議は、2017年2月の「日米経済対話(Economic Dialogue)」に始まった。同対話は、インフラ開発、エネルギー、人工知能などにおいて日米経済協力を推進する一方で、新たな貿易・投資に関するルールづくり(日米FTA)の創設を狙ったものであった。2018年の4月には「自由で公正かつ互恵的な貿易取引のための協議(FFR: talks for free, fair and reciprocal trade deals)」に移行した。

日米両国首脳は2018年9月26日、ニューヨークで日米貿易交渉を開始することに合意した。その共同声明では、日米貿易協定に関して、物品の関税だけでなく、サービスを含む他の重要分野で早期に結果が出るものについても交渉を開始することが盛り込まれた。さらに、日本としては、農林水産品においては、TPP(環太平洋パートナーシップ協定)などの過去の経済連携協定で約束した関税の削減が最大のものであること、米国としては、自動車において米国の自動車産業の製造及び雇用の増加を目指すものであること、というお互いの立場を尊重することが謳われた。

この当初の日米貿易交渉を、日本は「物品貿易協定(TAG: Trade Agreement on goods)交渉」と呼び、米国は「米日通商協定(USJTA: United States-Japan Trade Agreement)交渉」と名付けた。TAGは、TPP11やこれまでに日本がASEANなどと締結したEPA(経済連携協定)と異なり、サービスや投資、知的財産保護等の分野を含まず、物品貿易に焦点を当てたものである。しかしながら、米国はUSJTA交渉では物品貿易以外の分野も検討することを要求し、包括的なFTA(自由貿易協定)を締結する意向を示した。

日米貿易協定の交渉目的

NAFTA(北米自由貿易協定)の再交渉において、米国はメキシコとは2018年8月、カナダとは9月に合意に達したが、その交渉目的に関する報告書「Summary of Objectives for the NAFTA Renegotiation」は、その約1年前の2017年7月にUSTR(米国通商代表部)から公表されている。また、米日通商協定(USJTA)の交渉目的の報告書「United States-Japan Trade Agreement Negotiations; Summary of Specific Negotiating Objectives」は、やはり米国通商代表部(USTR)から2018年12月に発表されている。

表3-2のように、2つの交渉目的は互いに22項目からなり、共通している項目も多い。したがって、USJTAは基本的にNAFTA再交渉の交渉目的を踏襲している。USJTAの交渉目的は22項目の中で最初の項目に「物品貿易」を持ってくるが、その冒頭に「米国の貿易収支を改善し、日本との貿易赤字を減らす」と明記している。米国は、NAFTA再交渉の交渉目的でも同様な文言を盛り込んでおり、日本との交渉においてもその決意を受け継ぎ、貿易赤字の解消を前面に打ち出している。

表 3-2 : NAFTA 再交渉と日米通商協定(USJTA)の交渉目的比較

NAFTA 再交渉の交渉目的	USJTA(日米通商協定)の交渉目的
1. 物品貿易 : 2. 衛生植物検疫措置 (SPS) : 3. 税関と貿易円滑化、原産地規則 : 4. 貿易の技術的障壁 (TBT) : 5. 良い規制慣行 : 6. サービス貿易(通信、金融サービスを含む) : 7. 財・サービスのデジタル貿易と国境を越えたデータ移動 8. 投資 : 9. 知的財産 : 10. 透明性 11. 国有企業等 : 12. 競争政策 : 13. 労働 : 14. 環境 : 15. 腐敗防止 : 16. 貿易救済措置 : 17. 政府調達 : 18. 中小企業 : 19. エネルギー : 20. 紛争解決 : 21. 一般規定 : 22. 為替 :	1. 物品貿易 : 2. 衛生植物検疫措置 (SPS) : 3. 税関と貿易円滑化、原産地規則 : 4. 貿易の技術的障壁 (TBT) : 5. 良い規制慣行 : 6. 透明性、公表、および運営 7. サービス貿易(通信、金融サービスを含む) : 8. 財・サービスのデジタル貿易と国境を越えたデータ移動 9. 投資 : 10. 知的財産 : 11. 医薬品および医療機器の手続き上の公平性 12. 国有企業等 : 13. 競争政策 : 14. 労働 : 15. 環境 : 16. 腐敗防止 : 17. 貿易救済措置 : 18. 政府調達 : 19. 中小企業 : 20. 紛争解決 : 21. 一般規定 : 22. 為替 :

(資料) 米国通商代表部(USTR),「Summary of Objectives for the NAFTA Renegotiation, Monday, July 17, 2017」及び「United States-Japan Trade Agreement (USJTA) Negotiations; Summary of Specific Negotiating Objectives, December 2018」、より作成。

日米両国政府は2019年9月25日、日米貿易交渉の第1段階での合意に署名した。この第1段階での合意では、表3-2の米国の対日交渉目的における「1. 物品貿易」と「8. デジタル貿易」の部分が中心になる。すなわち、ほとんどの対日交渉目的の分野はまだ話し合いの対象になっておらず、米国側は第2段階での協議においてサービスや医薬品、為替などの包括的な分野にわたる交渉を進めようとしている。

貿易赤字の削減を要求

米国の2018年における国際収支ベースの貿易赤字を見ると、表3-3のように、最も大きな赤字を生んでいるのは中国との貿易で4,193億ドルであった。次いでメキシコとは873億ドルであり、3番目の日本とは689億ドルであった。EUの中ではドイツとは687億ドルで4番目、イタリアとは317億ドルで5番目であった。カナダとは255億ドルで6番目となっており、トランプ政権が進める2国間貿易交渉の相手国は、ほとんど貿易赤字国のトップ10に入っている。

また、米国のEUとの貿易赤字は2019年には1,800億ドルにも達するとライトハイザー USTR代表は見込んでおり、2020年の米国の貿易交渉における優先対象国はEUや英国になりそうである。

表 3-3 : 米国の貿易赤字上位 10 カ国(国際収支ベース)

〔単位：100 万ドル、％〕

		金額			シェア
		2016	2017	2018	2018
順位	総額	-751,051	-807,495	-891,320	100.0
1	中国	-347,270	-375,913	-419,266	47.0
2	メキシコ	-69,932	-76,127	-87,255	9.8
3	日本	-70,378	-69,954	-68,869	7.7
4	ドイツ	-65,176	-64,057	-68,661	7.7
5	イタリア	-28,713	-31,653	-31,719	3.6
6	カナダ	-16,366	-22,660	-25,506	2.9
7	インド	-24,440	-22,973	-21,333	2.4
8	韓国	-27,433	-22,579	-17,507	2.0
9	フランス	-15,747	-15,527	-16,432	1.8
10	台湾	-12,694	-16,192	-14,878	1.7

(資料) 米国商務省経済分析局(BEA) データより作成

一方、表3-4は米国がTPPに参加し、TPPを利用し輸出入を行った場合の5年目の関税削減収支を推計したものである。

ここでの関税削減収支は、TPPを利用した貿易取引において、「米国がTPPメンバー国へ輸出した時に減免される関税削減額(表3-4では輸出)」から「米国がTPPメンバー国から輸入した時に減免する関税削減額(表2では輸入)」を差し引いたものである。関税削減収支が赤字であれば、「米国が輸出で他のTPP締約国から得られる関税削減額」よりも「米国が輸入で他のTPP締約国に免除する関税削減額」の方が大きいということになる。つまり、赤字であれば、自国よりも相手国側の方がTPP利用による関税削減額を多く得られるということである。

表 3-4 : TPP を利用した場合の米国の関税削減収支(発効から 5 年目)
(単位 : USドル)

	関税削減額		
	輸出	輸入	関税削減収支
ベトナム	228,087,311	2,101,848,456	-1,873,761,145
カナダ	5,059,083,609	3,875,046,617	1,184,036,993
メキシコ	4,990,865,650	9,774,161,783	-4,783,296,133
日本	813,329,611	1,108,154,332	-294,824,721

(注) TPP発効から5年目において、米国とベトナムとの貿易での関税削減収支が赤字であるのは、それだけ「米国のベトナムからの輸入での関税削減額」の方が、「ベトナムの米国からの輸入での関税削減額」よりも大きいことを示している。米国はTPPを利用すれば、ベトナムだけでなくメキシコや日本に対しても、自国が得られる関税削減額よりも相手に対して与える関税削減額の方が大きい。

(資料) 各国関税率表、各国TRS表(Tariff Reduction Schedule)、「マーライム&トレード」IHSグローバル株式会社のデータより作成。

米国のTPP利用の関税削減収支は、表3-4のように、ベトナム、メキシコ、日本のいずれの国に対しても赤字となる。つまり、米国はTPPに参加しても、米国よりも相手国の方により大きな関税削減額を与えてしまうという結果になる。特に、米国のメキシコとの関税削減赤字は48億ドルであり、ベトナムとの19億ドルの赤字と同様に、米国にとっては大幅に不利となる試算結果であった。TPP利用による対日関税削減赤字は約3億ドルであった。

表3-4は米国がTPPに復帰した場合の推計結果であるが、日米貿易協定においても同様な傾向が表れることは容易に想像できる。つまり、日米貿易協定をTPP11と同じ内容で締結するならば、米国の関税削減収支は赤字となり、トランプ大統領が目指す対日貿易赤字の削減にはつながらないことになる。要するに、米国にとって、日米貿易協定はTPP11とは違う味付けをしたものでなければ、当初の目的を達成できない協定になるということである。

ただし、第1段階での日米貿易協定の関税削減交渉では、米国は2020年の大統領選前までに、米農産物の日本市場での競争力回復を優先したため、日本に貿易赤字の削減を強硬に求めることは避ける結果となった。しかし、第2段階での日米貿易交渉では、その揺り戻しを避けられるかどうかはまだ不透明である。

日本の農産物市場への参入を優先

日米貿易協定の交渉開始の合意から半年以上も経ち、米中貿易協議に少し余裕ができた2019年4月15日・16日、第1回目の日米貿易交渉がワシントンDCで開かれ、ロバート・ライトハイザーUSTR代表、茂木経済財政・再生相らが参加した。日本側は農産品の関税譲許は過去の経済連携協定が最大であることを改めて主張した。米国からは対日貿易赤字を減らしたいということと、農産品の関税削減に関心があることが伝えられたとのことである。日本側は早期に成果が見込まれるサービス分野として、デジタル貿易を考えていることを明らかにした。

この後の4月25日・26日にワシントンDCで開かれた閣僚・首脳会談では、安倍総理から日系企業の対米投資の拡大、米国からのエネルギー輸入の拡大、デジタル貿易(Eコマース)の分野を日米で主導すること、などの発言があったと伝えられる。そして、トランプ大統領の来日に合わせた5月25日の閣僚級の貿易協議では、引き続き、自動車、農産品、為替などについて話し合われた。

6月に入り、10日～13日にかけて実務者・閣僚会議がワシントンDCで行われ、農業分野では早期に結果を出したいとの相互の意向が一致したようである。6月28日には、大阪でのG20において閣僚会合が開催されたが、その記者会見で日米両国ともこれまで激しく率直な意見交換を何回も実施し、互いのギャップを詰めるような議論を行っていることが披露された。

そして、日米両国政府は7月24日・25日、ワシントンDCで日本での参議院議員選挙後の初の会合を実施。その後、日米貿易交渉の閣僚会議は8月1日～2日、21日～23日、さらに9月にも行われ、重要品目の扱いで合意したことが発表された。

そうした中で、日米双方は安倍総理の9月下旬の国連総会への出席に合わせて、日米貿易協定の合意に持ち込む方針で交渉を進めていった。ロバート・ライトハイザーUSTR代表は、これはあくまでも関税やデジタル貿易という限定した分野にとどまった第1段階の合意であり、その後に包括的な分野の交渉を進めていく考えであるとの発言を行っている。

また、トランプ政権は関税率が5%を超えない物品、あるいは5%超の物品では関税の削減率が半減以内であれば、それらの日米貿易協定に基づく米国の関税引き下げは議会の承認の必要がないとし、9月の第1段階の合意では米国議会の了承を求めないことを表明。

このような第1段階での議会承認を避けた背景としては、米国議会の承認手続きは煩雑で時間がかかるということに加えて、承認されないこともありうるし、牛肉・豚肉などの日本の農産物市場での米国の劣位を迅速に回復することを優先していることが挙げられる。したがって、ライトハイザーUSTR代表は第2段階での包括的な合意を待って日米貿易協定の米議会での批准を要請すると考えられる。

232条の発動は回避される

安倍総理とトランプ米大統領は2019年9月25日、ニューヨークでの首脳会談においてこれまでの貿易交渉に合意し、日米貿易協定及びデジタル貿易に関する行政協定に署名。日本は米国産農産物への関税を撤廃・削減し、米国は日本製自動車・同部品への232条に基づく追加関税を「日米貿易協定の誠実な履行がなされている間」は発動しないことになった。

トランプ大統領は、ニューヨークでの安倍首相との調印式で、それを東京との「驚くべき新しい貿易協定の最初の段階」と表明した。同時に、「日本は米国の農産物で72億ドルの新しい市場を開く」と述べた。牛肉、豚肉、小麦、チーズ、トウモロコシ、ワインなどに対する日本の関税は、「大幅に低くなるか完全になくなる」、とも言及した。

米国通商代表部（USTR）が発表した協定のファクトシートによると、この協定が実施されると、日本に輸入された米国の食品および農産物の90%以上が免税になるか、特惠関税を受けることができる。協定では、「牛肉、豚肉、ホエイ、オレンジ、などの輸入の急増に対して、日本によるセーフガードの限定的な使用を認めているが、徐々に廃止される。

米国は、和牛輸入のWTO関税割当を拡大することに合意。また、特定の多年生植物や切り花、柿、緑茶、チューインガム、醤油などの日本からの農産物の輸入品について関税を削減・撤廃。工業製品については、米国は「特定の工作機械、ファスナー、蒸気タービン、自転車、自転車部品、楽器」など、一部の日本製品の関税削減・撤廃に同意（関税撤廃：150品目で65.8億ドル、関税半減：49品目で5.9億ドル）。

同時に、トランプ大統領は、デジタル貿易に関する協定により、両国間で400億ドルのデジタル取引が促進される、と主張した。

TPP並みの牛肉・豚肉の関税水準

日本側はコメの無関税輸入枠の導入を見送った一方、米国産の牛・豚肉は環太平洋連携協定（TPP）と同水準の関税まで引き下げる。米国側は産業機械や化学品、鉄鋼製品など自動車を除く工業品について関税を削減・撤廃することに合意した。

また、両国の国内手続き終了後、日米貿易協定は30日で発効すると規定したことから、日本の議会での批准が12月4日に完了したので、2020年1月1日に発効することになった。一方が通告すれば、4か月後には効力を失うルールも設けられた。為替条項は共同声明では言及されていない。米国の自動車・同部品の関税削減については、今後の交渉で関税撤廃することが明記されたものの、具体的な撤廃時期や原産地規則は協定では規定されていない。

日本は72億ドル相当の米農産物について関税を削減・撤廃するが、即時撤廃は13億ドルでアーモンドやブルーベリー、スイートコーンなどが含まれる。日本は、牛肉の関税を段階的に38.5%から9.0%へ、豚肉の関税をkg当たり482円から50円に削減する。ワインの関税は段階的に引き下げ、2025年4月に撤廃する。

デジタル貿易では、デジタル取引への関税賦課は行われず、自由なデータの取引を保証し、データセンターの現地化要求は認められないこと、コンピュータのソースコードとアルゴリズムへの任意のアクセスを禁止することにも同意した。

米国の攻勢が予想される第2段階の貿易交渉

ライトハイザーUSTR代表は、2020年1月の関税削減の適用開始から4か月の運用期間を経て、4月末か5月初めにも第2段階での包括的な貿易交渉を開始する意向と伝えられる。自動車などの継続協議になった品目やサービスを含む包括的な分野が対象となることは確実だ。

第1段階での日米貿易交渉では、米国は合意の時期を2020年の大統領選挙から逆算して協議に臨んだ。このため、日本としては米国からハンディをもらった形で、交渉を展開することができた。これが、協定を誠実に履行している間は232条の適用がないという表明に繋がっているし、「日本からの自動車・同部品の輸入への数量制限」や「50%以上の高い自動車・同部品の域内原産比率の要求」が協定に盛り込まれなかった背景になっている。

米国は交渉面での不利な状況にもかかわらず、日本から牛肉・豚肉などの幅広い農産物の関税削減を得たし、自動車・同部品を継続協議に持ち込むことができた。したがって、第2段階の日米貿易交渉が始まったならば、米国はハンディがない分だけより強硬な要求を日本に突きつける可能性がある。例えば、自動車の数量制限だけでなく232条の適用に関しても、完全に米国側の対日要求リストから外れたとは断言できないし、自動車の安全基準や車両検査基準の緩和を持ち出してくることは十分に考えられる。

そして、郵便局ネットワーク内での保険商品の公正なアクセス、急送便の迅速な通関処理、薬価決定の透明化、さらなる農産物市場の自由化、などを求めてくるものと思われる。さらには、サービス市場、知的財産権、競争政策、環境・労働、為替条項、などの分野でTPPなどの水準を上回る要求を持ち出してくると思われる。

日本としては、本来はRCEP(東アジア地域包括的経済連携協定)や日中韓FTAの合意を基に、第2段階の日米貿易交渉に入りたいところであるが、RCEPについてはインドとの関税削減交渉が進まず、2019年内に合意することができなかった。そこで、日本はRCEPの加盟国を拡大し、将来的にはインドを巻き込んだ自由で開かれたインド太平洋構想(FOIP)あるいは日中・日欧間の経済協力の促進などを進め、第2段階の日米貿易交渉におけるカードをできるだけ早く形にすることが肝要と思われる。

(3) 新 NAFTA(USMCA)の発効とその影響

① 新 NAFTA の合意とその影響

3 か国間での合意に達した NAFTA 再交渉

米国とカナダとの NAFTA(北米自由貿易協定)再交渉は、米メキシコ間の合意から約1か月後の2018年9月30日、遂に合意に達した。これにより、新 NAFTA(USMCA)に関する署名は、当時のメキシコのニエト大統領が退任する11月30日に行われることが可能になった。USMCAは25年も経過した NAFTA を近代化するためのものであり、デジタル貿易のような新たな章も付け加えられているが、それと同時にトランプ政権の保護主義的な通

商政策を反映したものという側面を持つ。

すなわち、USMCA はトランプ大統領のアメリカ・ファーストを具現化するためのものであり、米国の圧力の下での 2 国間交渉による合意を基本としたものである。この意味で、USMCA は日米・米欧貿易協定の交渉の土台となるものである。当然のことながら、北米 3 カ国の企業だけでなく、北米を拠点とする日系企業や欧州企業にも大きな影響を与えることになる。

新 NAFTA から何を読み取れるか

新 NAFTA の合意を受けて、USMCA のフル・テキストが公表された。NAFTA は 22 章で構成されていたが、新協定は 34 章から成る(表 3-5 参照)。トランプ大統領は USMCA の交渉では、カナダの老練な戦術に手こずったものの、最終的には米国の主張を盛り込むことに成功した。例えば、デジタル貿易や労働・環境に関する章の創設、75%の域内原産比率や賃金条項などの厳格な原産地規則の導入、などが挙げられる。こうした成果は、いずれも米国企業だけでなく日欧企業のメキシコ進出に一定の歯止めをかけることは疑いない。

表 3-5 : 新 NAFTA(USMCA)の章立て

1 章	冒頭条項及び一般的定義	18 章	通信
2 章	内国民待遇と物品の市場アクセス	19 章	デジタル貿易
3 章	農業	20 章	知的財産
4 章	原産地規則 (品目別規則を含む)	21 章	競争政策
5 章	原産地証明手続き	22 章	国有企業
6 章	繊維・アパレル	23 章	労働
7 章	税関・貿易円滑化	24 章	環境
8 章	炭化水素に関するメキシコ政府の直接的・不可分・法令に拘束されない所有権に対する承認	25 章	中小企業
9 章	衛生植物検疫措置	26 章	競争力
10 章	貿易救済措置	27 章	腐敗防止
11 章	貿易の技術的障害	28 章	良い規制慣行
12 章	分野別付属書	29 章	公表及び運営
13 章	政府調達	30 章	運営・制度条項
14 章	投資	31 章	紛争解決
15 章	越境サービス	32 章	例外と一般条項
16 章	一時入国	33 章	マクロ経済政策と為替条項
17 章	金融サービス	34 章	最終規定

(資料) 米国通商代表部 (USTR) の USMCA フル・テキストより作成

ただし、メキシコは USMCA のサイドレターにより、乗用車の対米輸出が年間 260 万台を超えず、自動車部品の対米輸出が 1,080 億ドル以下のケースでは、国家安全保障を脅かす

場合に適用される米通商拡大法 232 条による追加関税を免除される(USMCA Text : C. Side Letters ; USMexico232SideLetter)。同時に、これまでのように原産地規則さえ満たせば自動車の域内関税は 0%になる。

米通商拡大法 232 条の自動車への発動に関しては、トランプ米大統領は外国製の自動車と自動車部品に追加関税を課すかどうかの判断を 2019 年 11 月中旬の期限までに示さなかった。このため、同条に基づく関税の発動はもはやできないとの見通しもある。もしも、これが正しいとすれば、メキシコからの 260 万台を超えた乗用車の輸出に対しても 25%の追加関税はかからないことになる。

USMCA では、カナダは乳製品などの供給管理政策では無税での輸入割当枠を増やすなどで譲歩したものの、NAFTA19 章・20 章の紛争解決・手続き条項や文化財保護の条文を維持することができた。また、乗用車については 260 万台、自動車部品には 324 億ドルの対米輸出上限を設定し、それ以下であればメキシコと同様に通商拡大法 232 条による追加関税を免れることができることが規定されている(USCanada232SideLetter)。さらに、カナダもメキシコも 232 条に基づくライトトラック(SUV 含む)への追加関税は適用されないし、現在の乗用車の対米輸出実績は追加関税を免れる上限枠を超えておらず、まだ輸出余力を残している。

ただし、メキシコにおいては時給 16 ドルの労働者の生産割合を規定した労働価値比率の導入(賃金条項)により、高価な米国・カナダ産の自動車の部材の割合が高まることが予想され、自動車生産のコストが上昇すると思われる。これは、北米の消費者に転嫁され、北米のグローバルな競争力を削ぐことにつながる。それだけではなく、メキシコでの小型車生産の競争力が相対的に低下することが懸念される。

USMCA の合意事項

<原産地規則を強化>

USMCA の協定において、自動車の原産地規則では、乗用車やライトトラックにおいては、最終的には「2023 年 1 月から」、あるいは「発効から 3 年後」のいずれか遅い方で 75%の域内原産比率の達成が求められている。最も短い場合では、「2020 年 1 月から」、あるいは「発効 1 年目」のいずれか遅い方で 66%の域内原産比率が要求される。さらに、完成車の生産では、鉄鋼・アルミの北米での域内原産比率は 70%を満たすことが求められる。

自動車部品の原産地規則としては、補完部品(Complementary)(注 1)や主要部品(Principal)(注 2)では、経過期間を経て最終年ではそれぞれ 65%や 70%の域内原産比率が要求される。そして、自動車の基幹部品(Core)では、最終的には 75%の域内原産の割合を満たさなければならない。

自動車・同部品以外では、TPP11と同様に、化学品の加工工程において、「化学反応、精製、混合および調合、バイオテクノロジー・プロセス」などの特定の工程が加わっていることを要求する加工工程基準が導入された。

また、USMCA の原産地規則では、時給 16 ドルの労働者が生産する自動車の北米域内からの部材調達割合が発効から段階的に上昇し、2023 年 1 月か発効から 3 年後には、40%(乗用車)や 45%(トラック)を占めることを要求する労働価値比率(LVC)という基準の導入が盛り込まれた(賃金条項)。自動車工場の平均賃金が 16 ドル以上であるカナダと米国では LVC を満たすことは容易だが、平均賃金はその 3 分の 1 程度のメキシコでは難しい。

LVC を計算するには、「平均賃金が時給 16 ドル以上の北米工場で生産された部材の年間購入額の割合」が必要である(最終的には、その割合は少なくとも乗用車で 25%以上、ライトトラックで 30%以上が求められる：高賃金材料・製造費用に基づいた計算)。また、「北米で R&D や IT(ソフトウェア開発や車両通信など)に携わる労働者への賃金支払額の北米での総賃金支払額に対する割合」が求められる(その割合の上限は 10%：高賃金技術関連費用に基づいた計算)。そして、「乗用車の生産者が北米に平均賃金が時給 16 ドル以上のエンジン、トランスミッション又はアドバンスド・バッテリーの組立工場を保持又はそのような工場と長期契約を締結していることを証明」する必要がある(上限で 5%のクレジットを供与：高賃金組立費用に基づいた計算)。

これらの中で、特に「高賃金材料・製造費用」と「高賃金組立費用」に関しては、現時点のメキシコの工場でその賃金要件を満たすことは簡単ではない(注 3)。このため、自動車メーカーはカナダや米国に工場を立地するか、あるいは両国から自動車部品の調達を拡大する圧力を受けることになる。この巧妙なルールの導入は、メキシコへの工場移転の阻止を狙ったものであることは疑いの余地がない。

<米加間では合意できなかった政府調達>

カナダにとって USMCA の合意で死守しなければならなかったのは、米国との針葉樹紛争などで活用された NAFTA の紛争解決章(NAFTA 第 19 章)の維持であった。この第 19 章は USMCA に引き継がれることになったが、その代わりに企業が国家を訴訟できる ISDS 条項(NAFTA 第 11 章)は米加間では発効から 3 年で廃止されることになった。カナダにとって ISDS 条項はお荷物的なものであったので、本音では厄介払いができたことになる。同条項は、米墨間では対象範囲と分野を制限し存続する。

USMCA では、カナダの主張が通り、文化財保護が維持され、書籍・音楽・ビデオ・などにおけるカナダ・コンテンツの一定割合が認められた。環境保護の強化では 3 か国は一致したが、気候変動に関してはトランプ政権の思惑通り USMCA では取り込めなかった。

政府調達では、米墨間の 2 国間交渉ではまとまったが、米加間では合意することができなかった。したがって、カナダは米国との政府調達案件は WTO 協定が適用され、USMCA は将来のカナダ企業へのバイ・アメリカンの適用から守ってくれないことになった。

電子商取引などの国境を越えた取引では、カナダの輸入で関税を免除される 1 回あたり

の限度額は現在の 20 カナダドルから 150 カナダドルに引き上げられた。この場合、40 カナダドル以上の買い物には消費税が課税される(メキシコでは 50 ドル以上)。

カナダはこの他に、先住民や性差別の問題、あるいはビジネスマンの自由な国境を越えた移動を可能にするビザ問題を取り上げたが、USMCA では合意することができなかった。カナダは、EU との FTA である CETA では、ビジネスマンの自由な移動を可能にする規定を盛り込むことに成功している。

また、カナダは乳製品などの供給管理政策では、チーズや鶏肉などの関税割当の無税枠を拡大することに譲歩した。さらに、ミルク・プロテインやスキムミルクの粉を含む製品の調達価格システムを新協定発効後 6 か月で停止することに合意した。カナダ企業はこれらの材料を政府補助により安く入手していたが、これを覆し米国の要求を受け入れたことになる。カナダは同時に、輸出も抑制することに合意している。

② 難航した USMCA 実施法案の審議

メキシコ上院はUSMCA実施法案を可決

2018年の夏から秋口にかけて約1年をかけたNAFTAの再交渉が合意に達し、11月30日に署名を終えたにも係わらず、米国、カナダ、メキシコの3カ国とも、その後の議会での批准に向けた審議の動きは鈍かった。業を煮やしたトランプ大統領は、議会の批准手続きを促すため12月にNAFTAから離脱する意思を示したものの、下院での多数を占める民主党を動かすには不十分であった。しかしながら、2019年の夏を前にして、その動向は急速な進展を見せることになった。

ロバート・ライトハイザー米国通商代表部(USTR)代表は2019年5月30日、議会に新NAFTA(USMCA)の実施に関する行政行動声明(SAA、Statement of Administrative Action)の草案を提出した。同様に、カナダは新NAFTAの実施法案を前日の5月29日に下院へ提出した。メキシコ政府も同じ29日にUSMCAの協定文を議会上院に送付。その後、メキシコ上院は2019年6月19日、USMCAの批准法案を賛成114、反対3、棄権3の賛成多数で可決した。

メキシコがUSMCAを批准した大きな理由として、米国とメキシコ両国政府間の不法移民対策に関する協議が6月7日に合意したことが挙げられる。これにより、米国が6月10日から予定していたメキシコからの全輸入品目への5%の関税賦課は、無期限で停止されることになった。

きっかけは鉄鋼・アルミへの関税解除

カナダとメキシコにおいて、2019年の5月まで議会へ法案の提出が行われなかった大きな理由の1つは、USMCAへの署名以降も、米国通商法232条に基づく鉄鋼とアルミニウムに対する高関税の適用が続いたからであった。トランプ政権はNAFTA再交渉の早期締結のカー

ドとして鉄鋼・アルミへの高関税の適用を使った経緯があり、カナダとメキシコはNAFTA再交渉の合意・署名により、速やかに撤廃されることを要求していた。

それにも係わらず米国は高関税を継続したため、両国ともUSMCAの議会での批准手続き開始の取引材料としてその解除を持ち出していた。その結果、トランプ政権は2019年5月17日において、カナダとメキシコに対する鉄鋼・アルミへの高関税を撤廃することに合意した。それを受けて、ペンス副大統領は5月30日にカナダを訪問し、トルドー首相と会談を行い、2019年の夏までのUSMCA実施法案の批准について議論を行った。これは、米加両国とも歩調を取り合いながら、秋から年内に批准を達成しようと動いたことを示唆している。

ペロシ下院議長の懸念

ライトハイザーUSTR代表が議会に行政行動声明(SAA)を提出した後も、トランプ政権とペロシ下院議長らの民主党とのUSMCA批准への話し合いはなかなか解決の糸口を見いだせない状況が続いた。ペロシ下院議長はUSMCAの批准手続きを進める上での問題点として、ストライキや賃金交渉などのメキシコの労働者の権利行使が保障されていないこと(注4)、環境対策において有毒物投棄の増加などへの効果的な制裁が機能していないこと、前述のようにバイオ医薬品のデータ保護期間を10年(注5)としたことで薬価が高止まりする可能性があること、労働・環境の協定内容の確実な執行が保証されていないこと、などを挙げている。

こうしたペロシ下院議長を始めとする民主党の懸念もあり、メキシコのオブラドール大統領は2019年5月1日に連邦労働法を改正した。これにより、メキシコ政府は労働者の権利行使の改善を促進することになったが、依然として今後も過激な組合からの干渉を避けることは可能との見方もあり、民主党の要求をよりの確に満たすような労働者の権利の確保が必要になっている。

ペロシ下院議長は、メキシコの労働者におけるストライキや賃金交渉などの権利行使のメカニズムがUSMCAへ効果的に導入されなければ、生産コストで不利になる米国の労働者が雇用機会や所得の面で悪影響を受けると主張する。また、トランプ政権は米国の労働省国際労働局の予算を79%もカットすることを提案しており、メキシコの労働法執行の監督責任を果たす役割の低下を懸念している。予算に関しては、メキシコ政府も労働法の執行関連の予算を3割以上も削減すると発表しており、民主党は主にこれは労働改革とは無関係の雇用プログラムの予算削減であることを知りつつも、反発の姿勢を見せている。

進まなかったUSMCA実施法案の提出

ライトハイザーUSTR代表は、行政行動声明(SAA)の送付から30日経過後にUSMCA実施法案を米議会に提出することは可能であった(規則上は2019年6月29日から)。しかしながら、ペロシ下院議長などの民主党指導部は労働・環境などの見直しを強く求めているため、

USMCA実施法案は民主党との綱引きに解決の糸口が見えない限り提出されにくく、結局は12月後半まで議会に提出されなかった。

ペロシ下院議長は、行政行動声明(SAA)が提出されるや否や、9人の民主党議員からなるUSMCAワーキンググループ(WG)を指名し、批准するかどうかの問題点を探るよう指示した。そのWGのUSMCAにおける関心事項や問題点についてはUSTRに提出され、9月11日にUSTRは正式に民主党にそれに対する回答を通知した。これを受けて、民主党のWGはUSTRのスタッフと何度も協議を行っており、両方の議論の感触は良いと伝えられている。一方では、民主党のWGはメキシコに飛び、オブラドール大統領と会談を行っている。

こうした中で、マカーシー下院少数党院内総務は、サンクスギビングデー(11月28日)のまでにUSMCA法案への投票が行われることを期待する発言を行った。ところが、ペロシ下院議長は9月24日、トランプ大統領が7月にウクライナのゼレンスキー大統領と電話会談した際、バイデン前副大統領に関する調査を進めるよう圧力をかけたとされることで、弾劾訴追に向けた調査に入ることを表明。しかし、同時にUSMCAの民主党ワーキンググループに対して、批准に向けたUSTRとの協議を精力的に行うよう指示した。

トランプ大統領を始め共和党有力議員は、ペロシ下院議長が弾劾裁判を優先し、2019年内のUSMCAの批准手続きを遅らせる可能性があることを危惧する表明を行った。結果としては、ペロシ下院議長は12月後半までUSMCA実施法案の審議にゴーサインを出さなかったものの、最終的には議会採決を受け入れることになった。

ペロシ下院議長の決断は、民主党のリーダーの多くと同様に、USMCAが広範に国民や産業界から支持を得ていることを認識しており、その動きを重視せざるを得なかったからと考えられる。民主党が2020年の大統領選挙で勝利するには、前回の大統領選で失った中西部などの中間層の支持を得ることが不可欠であるが、USMCAは4対1の-marginで国民から支持されているようである。

その背景として、米国の農業分野はUSMCAでのカナダの供給管理政策の変更で、鶏肉、卵、乳製品の生産と輸出を拡大できるし、何百万もの多くの雇用を抱える自動車関連産業はUSMCAの原産地規則などの厳格化により雇用や部品の域内サプライチェーンの拡大を達成できる、ことなどを挙げることができる。さらに、Eコマースの進展で、3,000万の中小企業がカナダやメキシコへの輸出を促進できる。つまり、USMCAが議会で批准されなければ、それはトランプ大統領にとっても民主党にとっても不利益な結果に結びつくことを意味する。

③ 決着した米国の USMCA の修正と批准の動き

新 NAFTA(USMCA)の修正案の合意と実施法案の可決

米民主党のナンシー・ペロシ下院議長(カリフォルニア州)は2019年12月10日、米国・メキシコ・カナダ協定(USMCA)の修正について、トランプ政権と合意に達したこ

とを発表した。これを受けて米国、カナダ、メキシコ 3 カ国は同日、メキシコシティにおいて署名式を行った。

そして、12 月 19 日、米議会下院で修正案を盛り込んだ USMCA 実施法案が 385-41 の圧倒的多数で可決された。米国上院では、気候変動に触れていないとの反対もあったものの、年を明けて 2020 年 1 月 16 日、USMCA 実施法案が賛成 89、反対 10 の大差で可決された。

ペロシ下院議長は記者会見を開き、「USMCA は NAFTA よりも優れたものだが、民主党の取り組みによって、トランプ政権から当初提示されたものより飛躍的に改善した」と表明した。USMCA の修正合意には労働、環境、バイオ医薬品のデータ保護期間、執行、に関する内容が含まれる。

前述のように、米国のライトハイザー USTR 代表、カナダのフリーランド外相、メキシコのヘスス・セアデ外務省北米担当次官は、メキシコシティの国立宮殿において、USMCA の内容を一部修正する議定書に署名した。この署名に至った背景として、米国通商代表部(USTR)が USMCA 締約国と水面下で修正議定書案を交渉し、同意を得ることに成功したことが挙げられる。ライトハイザー USTR 代表は民主党との USMCA の修正でも手腕を発揮しただけでなく、カナダ・メキシコとの調整でも成果を上げたことになる。

メキシコは、USMCA を議会で承認した最初の国であるが(2019 年 6 月)、修正議定書の署名のわずか 2 日後の 12 月 12 日、USMCA 修正案を上院の審議で 107-1 票の圧倒的多数で可決した。大統領が官報で批准を公布すれば、メキシコの批准手続が完了する。カナダの議会も 2020 年 3 月から 4 月にかけて批准する見込みだ。

各締約国は、USMCA の発効のために必要な国内手続を完了したときは、他の締約国に対し書面により通報する。協定は最後の通告の後、3 ヶ月目の月の初日に効力を発生することになる。

USMCA 合意への修正と変更の概要

USMCA は、自動車貿易で免税の特典を受けるためには、自動車に組み込まれる鉄鋼とアルミニウムの 70%が北米産である必要があるという要件を設けた。同協定の修正議定書では、北米の自動車生産に関する米国の懸念に対処するため、自動車の原産地規則をさらに強化することになった。すなわち、自動車の原産地規則を満たすためには、修正議定書では、協定発効から 7 年目以降において、自動車に組み込まれる鉄鋼は北米域内で溶かし流し出されて製造されたものでなければならないと規定された(melt and pour)。アルミニウムについては、締約国は協定発効から 10 年目に適切な要件を考慮することになる。

知的財産に関しては、新規のバイオ医薬品に関するデータ保護期間は USMCA では最低 10 年間とされていたが、修正議定書では条項そのものを削除した。これは、民主党が薬価の高騰を招くと批判していたためで、トランプ政権が譲歩することにより実現した。現

在、米国では 12 年、カナダでは 8 年、メキシコでは 5 年のデータ保護期間を設けている。

また、紛争解決の問題の 1 つとして、米民主党は審議におけるパネル形成において被提訴国がパネルの設置をブロックできることに懸念を示していた(パネルブロッキング)。その結果、修正された議定書では、当事者がパネリストの選出プロセスへの参加を拒否した場合にパネルの形成を確保することにより、紛争解決パネルの設置がブロックされることを防いでいる。

労働の分野に関しては、メキシコ労働法の実施状況を監視するために、新しい米省庁間委員会が創設されメキシコの労働改革の実施に関する要件が議会に報告されるとともに、労働アタッシュの設置が盛り込まれた。組合結成の自由や団体交渉権が確立されていない工場で生産された製品やサービスへの罰則規定も設けられた。また、修正前の規定では、労働者の権利に関する違反が「貿易と投資に影響する形で」発生したことを証明する必要があるが、修正後においては、パネルが特に明記しない限り違反が貿易と投資に影響を与えると想定することができる。一方では、米国側がメキシコ国内の工場に米国査察官が視察できるよう求めていたが、修正議定書では強制的な査察は規定されなかった。

環境に関しては、環境条項の法的強制力に関する議会の懸念に対処するため、USMCA の修正議定書は環境の章を改訂し、米省庁横断組織や環境専門アタッシュの設置等、協定の適用範囲および監視機能を拡大した。また、議定書に環境関連の多国間枠組み(MEA)との整合性を維持するための条項を新たに盛り込んだ。USMCA の修正議定書では、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、船舶による汚染防止のための国際条約、湿地に関するラムサール条約、南極海洋生物資源に関する条約、国際捕鯨条約、米州熱帯マグロ条約などの MEA について、締約国がそれら MEA を順守することを規定している。

電子商取引に関しては、メキシコは国境税関での免税措置のデ・ミニミス関税基準を 117 ドルに引き上げたものの、相互主義の観点から、米国が 800 ドルの閾値を下げることを可能にした修正議定書における脚注は削除された。米産業界は、こうした修正案を盛り込んだ USMCA 実施法案が上下両院で可決されたことを歓迎し、早期発動を求めた。

USMCA の影響と展望

米国の下院本会議は 2019 年 12 月 18 日、トランプ大統領を弾劾訴追する決議案を賛成多数で可決。上院はこれを受けて、大統領を有罪とし罷免すべきかどうかを審議する弾劾裁判を開くことになった。ペロシ下院議長は上院での可決を得られなくても、トランプ大統領の弾劾訴追を推し進めることで大統領選を少しでも有利に展開しようと考えている。トランプ大統領は弾劾訴追を受けたものの、共和党をしっかりと掌握しており、大統領選で共和党から再び指名されることは確実である。しかも、USMCA の発効に目途が立ち、米中貿易摩擦でも日米貿易協定でも第 1 段階での合意に達することができた。

つまり、トランプ政権は、次期大統領選が本格化する直前の2019年12月10日にUSMCAの修正議定書に署名し終え、2020年の1月16日には下院に続き上院でもUSMCA実施法案を可決することができた。メキシコの修正後の実施法案は既に2019年12月に可決済みで、カナダは2020年4月に議会の承認を得ると期待されるので、もしもそのようになればUSMCAは7月初日に発効すると見込まれる。

USMCAの発効は、北米を中心とするサプライチェーンに大きな影響を与えることは明白である。特に、自動車関連を中心に原産地規則を満たす域内調達動きが活発化することは確実だ。しかしながら、日本企業がメキシコでの自動車の製造における原産地規則を満たすことはかなり難しい。

例えば、完成車の原産地規則を満たすにはスーパーコア部品の7品目で域内原産比率が75%を超える必要があるし、自動車部品においても原産地規則を満たすには基幹部品(Core)であるエンジン、リチウムイオン電池、ショックアブソーバー等で75%の域内原産比率をクリアしなければならないが、いずれもその計算の過程で原産地規則の1つである関税番号変更基準(CTC)を使えないだけにその達成は厳しい。関税番号変更基準では、域外国から輸入された部品や原材料の全ての関税番号(HSコード)が、域内で製品に組み立てられた後に、別な関税番号に変化していれば、輸入部材は北米原産と認められる。

さらに、前述のように、修正議定書における鉄鋼・アルミの70%の域内での casting を求める条項の導入で、原産地規則を満たすことは当初のUSMCAの合意内容よりもさらに厳しくなっている。

自動車関連以外にも、繊維・アパレル、化学品、ガラス、光ファイバーなどの分野において原産地規則が厳しくなっているものの、USMCAの発効前から中国を中心に韓国や日本の企業において、中国製造拠点をメキシコにシフトする動きが見られる。例えば、ジェトロの調査によると、2018年の中国のメキシコへの投資は自動車産業等製造業が牽引し前年比22.9%増の2.5億ドルであったが、その1年間でメキシコに進出した中国企業数は67社に達した(韓国44社、日本36社)。米中貿易摩擦はUSMCAの原産地規則の厳格化にもかかわらず、アジアからメキシコへの生産移転をプッシュしたのである。

日本企業の例として、日本電産が米向け自動車・家電用部品の1部生産を中国からメキシコに移管したことが挙げられる。USMCAの原産地規則においては、その多くの製品・材料の免税要件として、関税分類変更基準(CTC)を満たすことが要求される。この意味において、原産地規則がかなり厳しくなった自動車以外の分野で、CTCをクリアすることでUSMCAの活用を探る意義はあると思われる。自動車においても、通商拡大法232条の適用の可能性が低くなったのであれば、25%の追加関税のリスクが軽減されるので、たとえ乗用車の2.5%の関税を支払っても、既存のサプライチェーンを無理に変えずに北米戦略を組み立てることも検討に値する。

USMCA が示唆すること

USMCA発効が我々に投げかけている大きなメッセージは、この大きく改定された新NAFTAが米中貿易協定に対しても、日米貿易協定にも、おそらく米欧貿易協定にも、その枠組みの形成に大きなインパクトを与えるということである。その中でもデジタル貿易協定については既に日米貿易協定に取り入れられているし、これからはバイオ医薬品のデータ保護期間などの知的財産権、自動車の原産地規則、国有企業、税関・貿易円滑化、労働、環境、為替条項などの規定でも他の貿易協定の枠組み形成に影響を与えると思われる。

また、第1段階の日米貿易協定は2020年1月から発効したが、その関税削減の対象となる品目は限定されるので、本格的な関税削減が進展するのは第2段階での合意を待たなければならない。第1段階での農産物や加工食品の合意においては、米国は和牛輸入のWTO関税割当を拡大し、切り花、柿、緑茶、チューインガム、醤油などの日本からの輸入品の関税を削減・撤廃した。

工業製品については、米国は「特定の工作機械、ファスナー、蒸気タービン、自転車、自転車部品、楽器」など、一部の日本製品の関税削減・撤廃を実施している。しかし、その関税撤廃の対象品目は全部合わせても199品目にすぎない。内訳を見ると関税撤廃は150品目でその輸入が65.8億ドル、関税半減は49品目で5.9億ドルである。自動車・同部品の関税削減については、第2段階での議論に持ち越された。この意味において、第2段階を含む日米貿易協定の全体の成果が本格化するまでは、USMCAは日本企業にとって依然として北米戦略における有効なツールであると考えられる。

USMCAの実施法案の審議を開始するため、トランプ政権と民主党は2019年の最後の土壇場まで、USMCAの修正議定書の合意に向けた調整が続けられた。ペロシ下院議長は9人の民主党議員からなるUSMCAワーキンググループ(WG)を指名し、労働、環境、バイオ医薬品のデータ保護期間、執行の問題で徹底的に修正案を練るよう求めた。

ペロシ下院議長と民主党のWGに大きな影響を与えたのは、米国労働総同盟・産別会議(AFL-CIO)のリチャード・トラムカ会長であった。特に労働に関する問題においては、たびたび同会長の発言が影響を与えているし、修正議定書に北米域内で鉄鋼を溶かし流し出すという鑄造要件が導入されるなど、労働界寄りの内容に結びつく要因になっている。

また、ペロシ下院議長はUSMCAの修正案のカードとして、途中からトランプ大統領の弾劾裁判を持ち出しており、トランプ大統領やライトハイザーUSTR代表に強いプレッシャーをかけた。USMCAの修正議定書がまとまったのは、ペロシ下院議長の圧力に耐え、最後まで調整の労をいとわなかったライトハイザーUSTR代表の功績によるところが大きい。同代表は民主党のWGとも連絡を絶やさず、各委員からの信頼も厚かったようだ。USMCA修正議定書の署名後も、米国の査察官の派遣の解釈で米国とメキシコの間で食い違いがあった時も、ライトハイザーUSTR代表はメキシコのヘスス・セアデ外務省北米担当次官に査察官の派遣はないと明確に回答したことで、同次官に安心感を与えたと伝えられる。

ライトハイザーUSTR代表はUSMCAの交渉だけでなく、米中貿易協定、日米貿易協定、

米インド貿易協定の交渉にも辣腕を振るっており、文字通りの八面六臂の活躍であった。同代表は、レーガン政権時代に USTR 次席代表として対日鉄鋼協議で日本に輸出自主規制を呑ませたタフなネゴシエーターであり、豊富な経験を生かしているものと思われる。

したがって、同代表による今後の第 2 段階の日米貿易協定の予定は 2020 年の 4 月か 5 月頃という発言や、第 2 段階の米中貿易交渉はトランプ大統領と違い 2020 年早々ではないと言及したこと、米欧貿易交渉は 2020 年の貿易アジェンダの優先事項の 1 つで、2019 年には 1,800 億ドルと見込まれる貿易赤字の解消が最優先となり貿易障壁の撤廃も同時並行的に行いたいと表明したこと、などは一段と注目しなければならない。

(注 1) 補完部品(Complementary)の域内原産比率は 65%：ニッケル電池、照明機器、ワイパーなど 27 種類の部品から成る。

(注 2) 主要部品(Principal)の域内原産比率は 70%：タイヤ、カーエアコン、玉軸受、シートベルトなど 38 種類の部品。

(注 3) メキシコは賃金条項でのロールアップ基準の適用を検討している。例えば、時給 5 ドルのエンジン部品のメキシコ工場から米国へ輸出し、それを米国で時給 22 ドルの工場でエンジンに組込むと、パーツの最終製造地の時給が 16 ドル以上の場合、時給 5 ドルのエンジン部品はロールアップ可能と考えている。そして、このエンジンをメキシコに再び輸出し完成車に組込むことで、メキシコの完成車は 22 ドルの工場で製造されたエンジンを搭載しているため、賃金条項をクリアできるとしている。

(注 4) 民主党は、メキシコで労働法が改正されもそれが適切に実行されるかどうかについて懸念しており、確実に実施される条件を協定に組み込むことを要求した。また、米国政府が労働基準でメキシコに対して紛争解決パネルの開設を要求しても、USMCA 協定ではメキシコ側がそれをブロックすることができることを問題とした。そのため、その後に北米 3 か国の間で署名された USMCA の修正議定書において、いずれも変更が加えられた。

(注 5) USMCA の修正議定書において、バイオ医薬品のデータ保護期間を 10 年とする条項そのものを削除した。

(4) アジア太平洋地域における経済連携を巡る動き

① 米国の保護主義への対応を推進

なぜ中国は日中韓経済協力を意欲的か

トランプ大統領は 2017 年に就任し、中国に対して貿易赤字の削減、技術移転の強要や知的財産権の侵害に関する改善を求めた。その結果、米国は中国の不公正貿易慣行に対して、2018 年 7 月から通商法 301 条に基づく第 1 弾目の追加関税措置を実施し、それが 2019 年 9 月の第 4 弾目の措置まで続いた。そして、米中両国政府は 2019 年 12 月 13 日に遂に第 1 段階での合意に達し、2020 年 1 月 15 日には署名に至った。

こうした米中間の紛争の高まりにより、中国は日中韓 3 カ国間での政治経済関係を改善し、「一帯一路構想」や「日中韓域内や第 3 国での経済協力」に少しでも日本と韓国を巻き込むことにより、アジアにおける影響力の維持拡大を図る姿勢を見せている。中国の日本や韓国との経済協力に対する姿勢は真に意欲的であり、米国との長期戦に備えた戦略が見え隠れする。

米中貿易摩擦は第 1 段階の合意に達したが、日程は決まっていないものの、引き続き第 2 段階での貿易交渉が始まる見通しである。したがって、米国と中国との知的財産権に見られるような技術や経済の覇権争いは今後とも続いていくものと見られる。それは、中国の米国企業の買収に対する監視の強化という面でも顕著になっている。米国の保護貿易主義は通商法の適用拡大だけでなく、対米外国投資委員会 (CFIUS) による対米投資の監視を強化する動きにもつながっており、米国は貿易と投資の両面で対中封じ込めを狙っている。

米国の保護主義的な通商政策は、日本企業に対して一帯一路構想と日中経済協力への協力を促しただけでなく、サプライチェーンの再編をもたらす。その対応策の 1 つとして、中国からタイ、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、インド等へ生産拠点をシフトし(チャイナ+1)、そこから米国の一般特惠関税制度(GSP)などを利用し対米輸出を拡大することが考えられる。ベトナムについては、対米輸出で GSP は適用されないが、中国や韓国とともに日本の企業が進出し、そこから米国市場を狙う動きが活発化している。インドも、2019 年の 6 月から対米輸出で GSP を利用できなくなったので、それに代わる手段を模索する必要がある。

2 番目としては、発効済みの TPP11(CPTPP)や日 EU・EPA に加え、合意済みの新 NAFTA(USMCA)、交渉中の RCEP や日中韓 FTA を活用することが考えられる。TPP11 や RCEP(東アジア地域包括的経済連携)、USMCA、日中韓 FTA は、中間財の国境を越えた相互調達の回数が多いアジア太平洋域内貿易の促進に効果的である。

TPP11 は 2018 年 12 月 30 日、日 EU・EPA は 2019 年 2 月に発効している。USMCA は、2018 年 8 月に米メキシコ間、9 月に米加間で合意し、2020 年 1 月には米国だけでなくカナダの議会でも最終的な承認が行われ、最短で春頃には USMCA の発効が見込まれる。RCEP は 2019 年の合意を目指したものの、インドとの関税引き下げ交渉が難航し、インドは RCEP を離脱する表明を行った。このため、RCEP は 2020 年にはインドを欠いた合意を目指す可能性が高い。日中韓 FTA は、RCEP の進展と歩調を合わせた動きを示すと思われる。

一帯一路構想や日中韓経済協力を推進

日本企業においては、TPP11 や日 EU・EPA、あるいは新 NAFTA(USMCA)や GSP などを活用した広域で最適な調達戦略の構築が不可欠となっていることは、上述の通りである。同時に、中国の一帯一路構想による 1 兆ドルにも及ぶインフラ投資、港湾開発、産業支援とともに、日中韓経済協力及び自由で開かれたインド太平洋構想(FOIP)の推進を検討することが求められる。ただし、日本企業は、TPP11 や日 EU・EPA を利用した域内向けの農水

産物や加工食品及び機械類などの輸出やサプライチェーンの再編を描きつつあるものの、まだ一帯一路構想や日中韓経済協力における具体的な有望分野を明確に定めることが出来ていない。

この意味においても、日中韓経済協力を進めるにあたって、3カ国領域内だけでなく、第3国での日中韓経済協力の可能性を探ることが必要になっている。例えば、エネルギー節約と環境、産業高度化、物流、太陽光・風力・石炭火力発電、AI、人材育成、食糧問題や医薬・医療を中心としたヘルスケア、等での連携が有望である。具体例では、中国が海外から受注した高速鉄道車両の部品を日本が提供することや、タイ東部を南北に連結する「東部経済回廊」(ECC)と関連し、日中韓がスマートシティや工業団地の共同開発で連携することが挙げられる。

しかしながら、一帯一路構想や日中韓経済協力へ日本企業の参加を促すには、大企業とともに中堅・中小企業に対しても、インフラや環境・エネルギー及びヘルスケアなどのプロジェクト情報を効果的に提供できるかどうかが鍵となる。そして、日中韓による域内や第3国での経済協力を深化させるには、長期的かつ円滑な実施を展望する日中韓の共同研究が不可欠であると考えられる。

インド太平洋構想と日本の成長戦略

一帯一路構想は、中国政府が打ち出したもので、中国から欧州までを巻き込む、洋の東西、そしてその間にある多様な地域を結びつけるポテンシャルをもった壮大なアイデアである。一方、自由で開かれたインド太平洋構想(FOIP)は、2016年8月にナイロビで開かれた第6回アフリカ開発会議(TICAD VI)で日本政府が打ち出したものであり、その後、トランプ政権は同構想を積極的に推進することを表明した。

FOIPは、太平洋からインド洋に至る広大な地域において、経済回廊や港湾設備などのインフラ整備、電子通関システム導入等のソフト連結性支援あるいは人材育成などを実行することにより、将来の平和と繁栄を築くことを目的として打ち出されたものである。

日本は太平洋地域及びアフリカとインドを含むインド洋地域を念頭に置いており、インド以西のアフリカへの支援を含むものである。これに対して、トランプ政権は、米国太平洋岸からインドの西側までを範囲と考えている。日本は、成長著しい「アジア」と潜在力溢れる「アフリカ」、及び自由で開かれた「太平洋」と「インド洋」を念頭に置き、その経済的繁栄を促進することにより生まれるダイナミズムに着目している。最終的には、日本のアジア太平洋地域におけるプレゼンスの回復と日本経済の成長戦略に繋げようとしている。

これに対して、これまでも米国の太平洋軍は自らの責任区域を「インド洋・太平洋」地域と呼び、この広大な海域を一つの戦略的空間と考えていた。ペンス副大統領は、中国の一帯一路構想が「債務の罠」を引き起こしていることを批判し、一帯一路に対抗する形でFOIPを進めることを表明した。また、ペンス副大統領は日米豪印の枠組みやその他の域内諸国との連携を重視する姿勢を明確にし、インド太平洋諸国に対するインフラ支援を600億ドル

まで拡大することを発表した

日本は、ホーチミン、プノンペン、バンコクと巨大都市を結びインド洋に抜ける南部経済回廊、カンボジアを横断する国道 5 号線改修、ベトナム南部を縦断する高速道路建設、ベトナム中部(ダナン)からラオス、タイ 内陸部を結びミャンマーからインド洋につなぐ東西経済回廊、インドの都市ムンバイと商業・金融センターとして栄えるアーメダバードを結ぶ高速鉄道整備、アフリカの内陸国とインド洋をつなぐケニアのモンバサ港とその周辺回廊の道路・橋の整備、などのインフラ整備を進めようとしている。

日本はこうした FOIP の事業は一带一路構想とは対立するものではなく、むしろ同構想への協力を打ち出している。これに対して、米国は FOIP の活用により、中国の一带一路構想を活用したアジアから欧州までの影響力の行使に対抗しようとしており、日米間の姿勢にやや隔たりが見られる。この意味においても、日米間で意思疎通を図りながら、円滑な FOIP の事業展開を進めていくことが望まれる。

② RCEP と米インド FTA

インドが離脱するか

インドは 2019 年 11 月初めの ASEAN 首脳会議において、RCEP 交渉からの離脱を示唆した。この驚くべき決断は、経済成長の鈍化の局面を迎え自由貿易の拡大により国内農業が大打撃を受けかねないこと、また市場開放への反発から国内政治基盤が弱体化する恐れがあること、そして、一向に縮小しない中国との慢性的な貿易赤字が RCEP の関税削減により増々拡大に向かう、との懸念によるところが大きい。これは、経済成長を重視するトランプ大統領が、NAFTA(北米自由貿易協定)や TPP で製造業の海外移転が進み、貿易赤字が拡大するとの危惧を抱いたのと同じ文脈である。

米国との貿易では黒字

インドは 2018 年の中国との貿易赤字は 574 億ドル(通関ベース)に達しており、全体の貿易赤字の約 3 割に相当する。中国からの輸入は 739 億ドルで、インドにとって中国は最大の輸入国である。ところが、中国向け輸出は 165 億ドルであり、国別では 3 番目の水準にとどまっている。

ASEAN からの輸入は 573 億ドル、輸出は 362 億ドルであるので、貿易赤字は 211 億ドルとなり、規模としては中国の半分以下であった。このため、インドの貿易赤字を削減するには、ASEAN 以上に中国からの輸入を抑えることが求められる。この他に、インドはサウジアラビアやイラクなどから資源を中心にそれぞれ ASEAN の半分程度を輸入しており、恒常的な貿易赤字に結びついている。

一方、インドの米国からの輸入は 342 億ドルと中国、ASEAN に次ぐ水準であるが、米国への輸出は 515 億ドルとアラブ首長国連邦(287 億ドル)や中国向けを大きく上回って国別で最大である。当然ながら、インドの対米貿易は 173 億ドルの黒字であった。

米国とインドとの FTA 交渉が進展

インドは RCEP 交渉から撤退する考えを明らかにしたが、米国との貿易協定の交渉では、一貫して前向きな姿勢を崩していない。米インド FTA の交渉は、米国が 6 月にインドへの GSP(一般特惠関税制度)の供与撤廃を決定してから本格化している。すなわち、米国のインドとの貿易交渉は、日米貿易協定の交渉と同時並行的に進んでいたのだ。

一時は、日米貿易協定と同様に、9 月末に部分的な合意に達する予定であった。これが、RCEP 交渉でも見せたインドのタフな交渉姿勢もあり、2019 年 12 月初めの時点において、米インド FTA は年内に妥結できるかどうかは不透明であるが、最後の詰め段階を迎えている。

そもそも米国はなぜインドに対する GSP 供与の終了を決断したかであるが、インドの乳製品市場や医療機器市場へ自由に参入できていないとの米産業界の不満が背景にある。米国はインドに対して農産物市場の開放や IT 製品における高い関税(20%)の撤廃、エネルギーや民間航空機の輸出拡大を求めている。

そして、インドへの GSP 撤廃を回復する代わりに、その輸入額に等しい関税削減を要求している。つまり、米国は関税削減の対象となる輸入額が互いにドルベースで同等になるような仕組みを導入しようとしている。インドの GSP を用いた米国への輸出は 2018 年で 66 億ドルであり、全体の 11.7%を占めるなど、その回復の効果は大きい。

さらに、トランプ政権は 232 条に基づく鉄鋼・アルミニウム製品の追加関税への報復関税の撤廃、インドの衛生および植物検疫の規定変更、データ保管場所やクラウドコンピューティングの条項などの電子商取引法の抜本的な変更、医療機器(冠動脈治療用ステント(金属製網状チューブ)、膝関節プラント等)の価格上限を定めた価格管理システムの改正、などを求めている。

これに対して、インドのモディ首相は国内にデータ保管を求めるデータ保護法案の立法化を図ったり、IT 製品の関税削減は米国よりも中国を利するとしながらも、米国から 500 万トンの液化天然ガスの購入を表明した(今後数十億ドルの輸出につながる可能性がある)。

つまり、米インド FTA の締結は、米国にとって、中国との貿易摩擦の激化による世界経済の低迷に伴い、輸出市場を開拓する動きの一環であり、インドにとっても、対米輸出の促進から高い経済成長の達成に繋がる重要な政策ツールになっている。インドはこれまで絶好調であった経済が曲がり角を迎える中、貿易赤字を広げる RCEP よりも、輸出拡大の期待に繋がる米国との FTA を選択したと考えられる。

トランプ大統領は米インド FTA に関しても、大統領選挙前の合意が効果的であるため、日米貿易協定と同様にまずは第 1 段階での合意を達成し、その後で包括的な貿易交渉を進める意向である。こうした、段階的な貿易交渉の進め方は、最近のトランプ政権の通商政策の特徴になりつつある。つまり、限定的な結果を達成してから本格的な交渉に臨むという成果オリエンテッドな手法を推進している。

米国とインドとの貿易協定の交渉が大詰めを迎えているが、米インド両国とも限定的な合意を達成するため、IT 製品の関税削減などの論争的な分野を第 1 段階での協議から外す動きがあるとも伝えられる。

4. 2019 年における日本のベトナム、EU との貿易における平均関税率

(1) 大きい日本のベトナムからの輸入での FTA 効果

令和元年度の本調査報告書においては、日本のベトナム、EU との貿易における関税削減効果分析を計測している。日本ベトナム EPA(JVEPA)は 2009 年 10 月、日 EU・EPA は 2019 年 2 月に発効している。

第 4 章では、JVEPA と日 EU・EPA を活用した日本のベトナム、EU からの輸入における EPA の平均関税率 (MFN 税率と FTA 税率) と関税率差 (MFN 税率－FTA 税率)、同時に、日本のベトナムへの輸出における平均関税率を計測し、分析している。関税率差は通常支払う関税率 (MFN 税率) から EPA/FTA を利用した時の関税率 (FTA 税率) を差し引いたもので、その割合の分だけ関税削減効果が得られることを表している。

表 4-1 は、日本のベトナム、EU28 カ国からの輸入において、従価税だけを課している品目の MFN 税率と FTA 税率及び関税率差を計算している。表 4-1 の平均関税率は、ベトナムが 2019 年、EU は発効から 1 年目と 5 年目を加重平均で求めたものである。

表 4-1 のように、日本のベトナム、EU28 からの輸入において、加重平均による EPA を利用した時の全品目平均 (従価税) の MFN 税率は 3.5%、1.9%であった。FTA 税率はそれぞれ 0.3%、0.9%(1 年目)、0.6%(5 年目)であった。ASEAN 中国 FTA(ACFTA)における中国・インドネシア・タイ・マレーシア、ベトナムの域内からの輸入での FTA 税率は 1～3%の間にあり、日本の輸入における EPA/FTA 税率はよりも高い。

つまり、日本の輸入における EPA 利用時の FTA 税率は AFTA 並みに低くなっており、関税の削減が進展していることが窺える。日本の EU28 からの輸入においても、1 年目から EPA 税率は全品目平均で 0.9%に削減されており、5 年目では 0.6%まで低下する。ベトナムからの輸入での EPA 税率は 2019 年で 0.3%であるので、日ベトナム EPA が発効した 2009 年から 10 年が経過し、段階的な削減が進んでいることが窺える。

この結果、日本のベトナムからの輸入での 2019 年の関税率差は 3.2%であるし、EU28 からの輸入では 0.9%(1 年目)、1.3%(5 年目)となる。つまり、日本がベトナムから 100 万円輸入した場合には、日ベトナム EPA を利用すれば平均で 3.2 万円の関税を削減できるし、EU28 から輸入した場合は 5 年目には 1.3 万円の関税を節約できる。

日本のタイ、マレーシア、インドネシアからの輸入でも、それぞれ日本との EPA を利用した関税率差は 3%前後であり、EU28 よりも関税削減効果が高い。これは、もともと EU28 からの輸入において、FTA を利用しない場合の関税率(MFN 税率)が ASEAN からの輸入の場合よりも低いことが主な理由である。日本は MFN 税率が高い繊維・履物や皮革・毛皮・ハンドバッグ、食料品・アルコールなどの ASEAN からの輸入割合が、EU28 よりも大きいことがその背景にある。

表 4-1：日本のベトナム、EU からの輸入の平均関税率

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

		輸入側				
		日本(従価税)				
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側	ベトナム	3.5%	0.3%		3.2%	
	オーストリア	1.5%	1.0%	0.4%	0.5%	1.1%
	ベルギー	2.1%	0.9%	0.5%	1.2%	1.6%
	ブルガリア	5.6%	1.0%	0.5%	4.6%	5.0%
	クロアチア	3.5%	1.2%	0.4%	2.3%	3.1%
	キプロス	7.3%	5.4%	2.7%	1.9%	4.6%
	チェコ	0.7%	0.3%	0.2%	0.4%	0.6%
	デンマーク	2.9%	1.9%	1.2%	1.0%	1.7%
	エストニア	3.3%	2.5%	1.3%	0.8%	2.0%
	フィンランド	1.5%	1.1%	0.5%	0.4%	0.9%
	フランス	2.8%	1.1%	0.7%	1.8%	2.1%
	ドイツ	0.7%	0.2%	0.1%	0.4%	0.5%
	ギリシャ	2.5%	1.6%	0.9%	0.9%	1.6%
	ハンガリー	1.2%	0.5%	0.3%	0.7%	0.9%
	アイルランド	0.7%	0.2%	0.1%	0.5%	0.6%
	イタリア	4.6%	2.6%	1.8%	1.9%	2.8%
	ラトビア	3.3%	2.2%	1.1%	1.1%	2.2%
	リトアニア	0.4%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%
	ルクセンブルク	3.3%	0.1%	0.1%	3.2%	3.2%
	マルタ	3.1%	2.5%	0.6%	0.6%	2.5%
	オランダ	3.2%	2.2%	1.4%	1.0%	1.8%
	ポーランド	1.4%	0.6%	0.3%	0.9%	1.1%
	ポルトガル	7.2%	3.4%	2.1%	3.8%	5.1%
	ルーマニア	4.6%	2.6%	1.5%	2.0%	3.1%
	スロベニア	0.7%	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%
	スロバキア	0.3%	0.1%	0.0%	0.3%	0.3%
	スペイン	3.0%	1.6%	0.9%	1.4%	2.1%
	スウェーデン	0.8%	0.5%	0.2%	0.3%	0.5%
	英国	0.7%	0.1%	0.1%	0.5%	0.6%
	EU28か国	1.9%	0.9%	0.6%	0.9%	1.3%
	EU (UK除く)	2.0%	1.0%	0.6%	1.0%	1.4%

(注 1) 品目毎の輸入額で重み付けをした加重平均税率（以下同様）。

(注 2) 重み付けに用いる輸入額は、日本と当該国との貿易額とした（以下同様）。

(資料) 各国関税率表、各国 TRS 表(Tariff Reduction Schedule)、「マーライム&トレード」IHS グローバル株式会社より作成。

なお、日本がインドネシア・タイ・マレーシアなどの ASEAN との EPA を利用した輸入での MFN 税率は 3% 程度であるが、インドネシア・タイ・マレーシアが ACFTA/AFTA を活用した輸入の場合の MFN 税率は 4% 超える。このため、日本の ASEAN との EPA 利用による関税率差 (MFN 税率 - FTA 税率) は、ASEAN 諸国が ACFTA/AFTA を活用した場合よりも低率となり、日本の ASEAN との EPA の関税削減効果は ACFTA/AFTA よりも低くなっている。

具体的には、日本がインドネシアから輸入した時に、日インドネシア EPA (JIEPA) を活用すれば、全品目平均で 1.1% (1.5% - 0.4%) の関税率を削減することができる。日本のタイからの輸入では、1.5% (2.1% - 0.6%)、日本のマレーシアからの輸入では、0.6% (0.9% - 0.3%) の関税率を節約できる。しかしながら、日本のベトナムからの輸入では、表 4-1 のように 3.2% (3.5% - 0.3%) の関税率差となっており、ACFTA におけるベトナムの関税削減と同等の効果が見られる。

すなわち、日本がタイからある品目を 100 万円輸入した場合、日タイ EPA (JTEPA) を利用すれば、平均すると 1.5 万円の関税を削減することが可能だ。日本の中国からの輸入では、2019 年 3 月までに中国に対する GSP (一般特恵関税制度) を活用すれば、MFN 税率が 2.2% のところを GSP 税率が 2.0% にまで下がっていた。この結果、日本のある企業が中国からある品目を 100 万円輸入する場合、GSP を使うことによる関税削減効果は全品目平均で 0.2 万円となる。しかしながら、日本の中国からの輸入に対する GSP は 2019 年 4 月からは卒業により適用されなくなった。この意味で、RCEP や日中韓 FTA が早期に成立し、日中間で FTA が活用されることが望ましい。

(2) 関税率差が大きいベトナムの日本からの輸入

表 4-2 は、表 4-1 とは貿易の流れが逆の方向であるベトナム、フランス、ドイツ、英国が日本から輸入する時の平均関税率と関税率差を求めたものである。ベトナムは JVEPA、フランス、ドイツ、英国は日 EU・EPA を利用して日本から輸入する場合の平均関税率を計算している。

表 4-2 : ベトナム、EU の日本からの輸入の平均関税率

(ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

			輸入側											
			ベトナム			フランス			ドイツ			英国		
			MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差
輸出側	日本	1年目	5.5%	1.0%	4.5%	3.6%	1.4%	2.2%	2.4%	0.9%	1.5%	3.1%	1.5%	1.6%
		5年目					0.5%	3.1%		0.3%	2.1%		0.6%	2.5%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-2 によれば、ベトナムの日本からの輸入での MFN 税率は 5.5%、FTA 税率は 1.0% で関税率差は 4.5% である。フランスの日本からの輸入での MFN 関税率は 3.6%、FTA 税率は 1.4%(1 年目)と 0.5%(5 年目)で関税率差は 2.2%(1 年目)と 3.1%(5 年目)である。ドイツの日本からの輸入での MFN 関税率は 2.4%、FTA 税率は 0.9%(1 年目)と 0.3%(5 年目)で関税率差は 1.5%(1 年目)と 2.1%(5 年目)である。英国の日本からの輸入での MFN 関税率は 3.1%、FTA 税率は 1.5%(1 年目)と 0.6%(5 年目)で関税率差は 1.6%(1 年目)と 2.5%(5 年目)である。

つまり、日本のベトナム、フランス、ドイツ、英国への輸出で FTA/EPA を活用すれば、JVEPA の関税削減効果の方が日 EU・EPA よりも高い。日本の EU への輸出でも、ドイツよりも英国、フランス向けの関税削減効果が高いのは、貿易額を用いた加重平均で MFN 税率と FTA 税率を求めているからである。すなわち、日本はドイツへの輸出では、英国、フランスよりも関税率の低い品目の割合が相対的に多いということになる。

2 年前の本調査報告書での計算結果では、インドネシアの日本からの輸入の MFN 税率は 7.4%、FTA 税率は 2.0%であったので、インドネシアの日本からの輸入における JIEPA の関税率差（関税削減効果）は 5.4%であった。同様に、タイの日本からの輸入の MFN 税率は 7.2%、FTA 税率は 1.4%であったので、関税率差は 5.8%に達している。マレーシアの日本からの輸入における MFN 税率は 5.8%、FTA 税率は 0.3%であるので、関税率差は 5.5%であった。

したがって、インドネシアとタイとマレーシアの日本からの輸入における関税率差（EPA 効果）は、5%を越えており、4.5%であるベトナムやほとんど 3%以下のフランス、ドイツ、英国の日本からの輸入時の関税率差よりも大きい。その分だけ、日本との EPA を使った関税削減効果が大きいことになる。

また表 4-2 に示されているように、ベトナムやフランス、ドイツ、英国などの日本からの輸入（日本から見ればこれらの国への輸出）の関税率差は、逆である表 4-1 の日本のベトナムやフランス、ドイツ、英国からの輸入の場合よりも大きいということが明らかである。

2 年前の本調査報告書で展開しているように、ACFTA の関税削減効果は中国で 3%台、インドネシア、タイ、マレーシアでは 4%台、ベトナムでは 2%台であった（ベトナムは昨年度に 3%台に上昇）。したがって、ベトナムを除く「ACFTA の効果」の方が表 4-1 における「日本のフランス、ドイツ、英国からの輸入の日 EU・EPA の効果」よりも高いことになる。

日本のベトナムと EU からの輸入での平均関税率を表す表 4-1 よりも、日本のベトナムと EU への輸出の平均関税率を示す表 4-2 の関税削減効果の方が高いことからわかるように、一般的に、「日本が ASEAN や EU へ輸出する場合」の方が「日本の ASEAN や EU などから輸入」での EPA 効果よりも高い。それにも係わらず、日本企業の FTA 利用率はむしろ「日本が ASEAN や EU から輸入する場合」の方が高い。これは、日本が輸入側である方が、EPA の関税削減効果は日本企業の直接的なメリットに結び付くためである。

これに対して、日本が輸出側である場合は、直接の EPA/FTA 効果は輸入相手企業に属することになる。このため、例え日本から ASEAN などへの輸出の方が EPA の関税削減効果が高くても、EPA の利用率ではむしろ日本の ASEAN などからの輸入の場合の方が高くなるのである。

日本とインドネシア・タイとの貿易の現状を見てみると、日本の親企業とインドネシア・タイの子会社間の貿易（親子間貿易）の全貿易に占める比率は半分以上であるし、FTA を使って貿易する場合は、輸出側は輸出価格を 4%ほど引き上げるという計測結果も出ている。

つまり、親子間貿易を利用して EPA/FTA 活用のメリットを最終的には親企業（輸出側）に利益を還元するだけでなく、FTA を使った時の輸出価格を引き上げることにより、輸出者も EPA/FTA 効果をより多く受け取ることが可能だ。

日本企業としては、今後のグローバル戦略を考えるならば、日本からの輸出で EPA の活用を増やすことにより、ASEAN などへの輸出拡大やサプライチェーンの増強を図っていくことが不可欠である。特に、国際競争力がある中堅・中小企業の輸出促進が望まれる。

表 4-3 と表 4-4 は、単純平均による 2 国間 EPA の関税削減効果を見たものである。表 4-3 のように、単純平均による日本のベトナムと EU28 からの輸入における関税削減効果はそれぞれ 2.8% (4.7%－1.9%)、2.7%(1 年目：4.7%－2.0%)、3.4%(5 年目：4.7%－1.3%) であった。

表 4-3 では、表 4-1 と違い EU28 の 1 つに括られているが、これは単純平均の場合は、輸入額でウエイト付けをしてはいないので、EU 各国の MFN 税率も FTA 税率も共通となるためである。これは、表 4-4 でも同様である。

表 4-3 と表 4-1 を比べてみると、ベトナムからの日本の輸入では、単純平均で計算した関税率差(EPA 効果)は加重平均の場合よりもやや小さい。逆に、EU28 からの日本の輸入では、単純平均の EPA 効果は加重平均よりも大きい。

表 4-3：日本のベトナム、EU からの輸入の平均関税率

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

		輸入側				
		日本				
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側	ベトナム	4.7%	1.9%		2.8%	
	EU28か国	4.7%	2.0%	1.3%	2.7%	3.4%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-4：ベトナム、EU の日本からの輸入の平均関税率

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

			輸入側					
			ベトナム			EU28か国		
			MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率 (1年目)	関税率差 (1年目)
輸出側	日本	1年目	10.6%	3.8%	6.8%	4.7%	0.3%	4.5%
		5年目					0.1%	4.6%

(資料) 表 4-1 と同様。

一方、表 4-4 のように、単純平均による関税率差は、ベトナムの日本からの輸入(JVEPA)では 6.8%(10.6%－3.8%)であった。EU28 の日本からの輸入(日 EU・EPA)では 4.5%(1 年目：4.7%－0.3%)、4.6%(5 年目：4.7%－0.1%)であった。いずれも、加重平均の場合よりも単純平均の方が大きい関税削減効果を示している。

一般的には、加重平均よりも単純平均の関税削減効果の方が我々のイメージに近いように思われる。本稿の分析では単純平均の方が加重平均よりも高めの場合が多いが、これはどのような理由によるものなのであろうか。

単純平均による関税率は、その品目の輸入金額の大きさとは無関係である。個々の品目における MFN と EPA/FTA の関税率の合計を、単純にその品目数で割ったものであるからだ。例えば、インドネシアの中国からの輸入における A、B、C という 3 品目の ACFTA 関税率が、それぞれ 6%、3%、0%であったとする。この場合、関税率は単純平均では (6%＋3%＋0%)÷3 品目＝3.0%となる。

加重平均による関税率の計算には、各品目のウエイトを前もって用意する必要がある。今、インドネシアの中国からの輸入において、A 品目の輸入額が 3 品目の総輸入額の 10% (A 品目のウエイト)、B 品目が 20%、C 品目が 70%であったとする。このインドネシアの中国からの輸入のケースでは、関税率の高い品目ほどウエイトが低く、関税率が低い品目ほどウエイトが高くなっている。

この場合の加重平均による ACFTA 関税率は、「A 品目の関税率 6%×A 品目のウエイト 10%＋B 品目の関税率 3%×B 品目のウエイト 20%＋C 品目の関税率 0%×C 品目のウエイト 70%＝1.2%」になる。

このケースでは、単純平均の ACFTA 税率の方が加重平均よりも高い。すなわち、EPA/FTA で自由化が進み、関税率の低い品目のウエイトが多くなればなるほど、単純平均による平均関税率は加重平均よりも高くなる傾向がある。これが、本稿の分析結果において、単純平均の方が加重平均よりも高い理由である。

(3) 日本のベトナム、EU との EPA の業種別平均関税率

表 4-5 のように、ベトナムと EU から日本に輸入する時に課せられる関税率 (MFN 税率) を業種別に見てみると、農水産品、食料品・アルコール、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、繊維製品・履物の分野で高いことを挙げることができる。

しかし、MFN 税率が高い場合でも、日本がベトナムからの輸入で JVEPA を利用すれば、繊維製品・履物 (9.1%→0.7%)、皮革・毛皮製品 (8.4%→0.2%)、食料品・アルコール (7.6%→1.5%)、プラスチック・ゴム製品 (3.2%→0.0%) の関税 (FTA 税率) を大きく削減できる。

EU28 から輸入する時に日 EU・EPA を利用すれば、1 年目では繊維製品・履物 (MFN 税率 10.5%→FTA 税率 4.1%)、食料品・アルコール (6.7%→3.2%)、農水産品 (8.1%→6.3%) となり、これらの業種の関税を大きく引き下げることが可能だ。また、5 年目では、繊維製品・履物 (MFN 税率 10.5%→FTA 税率 3.7%)、食料品・アルコール (6.7%→1.5%)、皮革・毛皮製品 (9.9%→5.6%)、農水産品 (8.1%→4.3%) といった業種の関税を大きく削減できる。

これ以外の業種で関税削減効果があるのは、JVEPA では化学品と窯業・貴金属・鉄鋼アルミであるし、日 EU・EPA では窯業・貴金属・鉄鋼アルミであるが、その効果は上記の業種に比べるとかなり低い

表 4-5 : 日本のベトナム、EU からの輸入の業種別平均関税率

(ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

		輸出側														
		ベトナム			フランス			ドイツ			英国			EU28 各国		
		MFN 税率	FTA 税率		MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸入側 : 日本	農水産品	1.9%	0.5%		12.5%	10.8%	7.9%	11.2%	9.0%	6.8%	3.9%	1.3%	0.7%	8.1%	6.3%	4.3%
	食料品・アルコール	7.6%	1.5%		10.8%	1.2%	0.5%	11.3%	6.9%	2.7%	1.0%	0.6%	0.2%	6.7%	3.2%	1.5%
	鉱物性燃料	0.0%	0.0%		0.5%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
	化学工業品	1.3%	0.2%		0.8%	0.1%	0.1%	1.0%	0.1%	0.1%	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.1%	0.0%
	プラスチック・ゴム製品	3.2%	0.0%		2.7%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.4%	0.2%		9.2%	8.4%	5.1%	6.1%	5.6%	3.6%	10.0%	9.1%	6.0%	9.9%	9.0%	5.6%
	木材・パルプ	0.9%	0.4%		0.5%	0.3%	0.1%	1.3%	1.0%	0.4%	0.1%	0.1%	0.0%	3.1%	2.6%	1.1%
	繊維製品・履物	9.1%	0.7%		9.4%	2.1%	2.1%	7.7%	4.2%	3.7%	9.0%	3.0%	2.8%	10.5%	4.1%	3.7%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.2%	0.0%		3.5%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%
	機械類・部品	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%		0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	光学機器・楽器	0.0%	0.0%		0.2%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	雑製品	0.7%	0.0%		0.2%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
	全体	3.5%	0.3%		2.8%	1.1%	0.7%	0.7%	0.2%	0.1%	0.7%	0.1%	0.1%	1.9%	0.9%	0.6%

(資料) 表 4-1 と同様。

一方、表 4-6 のようにベトナムの日本からの輸入の業種別平均関税率（加重平均）を見ると、表 4-5 と比べて MFN 税率が高く、10%を大きく超える業種も見られる。ベトナムの日本からの輸入では雑製品、食料品・アルコール、輸送用機械・部品、皮革・毛皮製品、農水産品、繊維製品・履物、の MFN 税率が高かった。英国の日本からの輸入で MFN 税率が高い業種は、食料品・アルコール、繊維製品・履物、輸送用機械・部品、プラスチック・ゴム製品、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、農水産品であった。

ベトナムの日本からの輸入において関税率関税率差（MFN 税率－FTA 税率）が 5%を超える業種は、輸送用機械・部品(13.3%)、皮革・毛皮・ハンドバッグ等(11.6%)、食料品・アルコール(10.1%)、繊維製品・履物(9.0%)、木材・パルプ(8.9%)、プラスチック・ゴム製品(7.6%)、雑製品(7.5%)、鉱物性燃料(6.7%)、農水産品(3.3%)、の 9 分野になる。

英国の日本からの輸入において 5 年目で関税率差（MFN 税率－FTA 税率）が 5%を超える業種は、食料品・アルコール(8.1%)、繊維製品・履物(6.6%)の 2 つであり、3%～5%未満の業種はプラスチック・ゴム製品(4.8%)、皮革・毛皮製品(4.5%)、輸送用機械・部品(4.0%)、農水産品(3.3%)、の 4 分野である。

表 4-6：ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別平均関税率

（ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均）

		輸入側										
		ベトナム		フランス			ドイツ			英国		
		MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸出側 ： 日本	農水産品	12.0%	7.0%	3.7%	0.2%	0.1%	1.7%	0.0%	0.0%	3.4%	0.4%	0.2%
	食料品・アルコール	17.5%	7.4%	4.3%	0.0%	0.0%	8.6%	0.0%	0.0%	8.1%	0.0%	0.0%
	鉱物性燃料	7.7%	1.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	化学工業品	4.0%	0.2%	2.9%	0.7%	0.3%	3.1%	0.9%	0.0%	2.9%	0.3%	0.0%
	プラスチック・ゴム製品	8.0%	0.4%	5.1%	1.3%	0.4%	4.6%	0.5%	0.2%	5.2%	0.8%	0.4%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	13.6%	2.0%	4.9%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%
	木材・パルプ	9.2%	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	繊維製品・履物	10.7%	1.7%	7.1%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	6.7%	0.0%	0.0%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	4.7%	1.0%	2.9%	0.5%	0.1%	2.1%	0.3%	0.0%	0.7%	0.2%	0.0%
	機械類・部品	2.3%	0.2%	2.4%	0.8%	0.1%	2.1%	0.7%	0.2%	2.0%	0.8%	0.0%
	電気機器・部品	4.1%	1.0%	1.8%	0.4%	0.2%	1.4%	0.4%	0.2%	2.9%	1.0%	0.5%
	輸送用機械・部品	16.6%	3.4%	5.9%	3.2%	1.3%	6.6%	4.0%	1.7%	5.9%	4.4%	1.9%
	光学機器・楽器	1.5%	0.0%	1.3%	0.3%	0.0%	0.9%	0.3%	0.0%	1.1%	0.3%	0.0%
	雑製品	17.8%	10.2%	2.8%	0.2%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%
	全体	5.5%	1.0%	3.6%	1.4%	0.5%	2.4%	0.9%	0.3%	3.1%	1.5%	0.6%

（資料）表4-1と同様

表4-7と表4-8は単純平均で計算した業種別の平均関税率である。表の中身を見ると、日本とベトナム・フランス・ドイツ・英国との輸出入において、日本のベトナムからの輸入を除けば、加重平均の場合よりも単純平均の方の関税率差が大きい業種が多い。

表 4-7：日本のベトナム、EU からの輸入の業種別平均関税率

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

		輸出側				
		ベトナム		EU28 各国		
		MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸入側 ：日本	農水産品	7.3%	4.8%	7.3%	4.6%	3.3%
	食料品・アルコール	15.3%	10.0%	15.3%	10.0%	5.6%
	鉱物性燃料	0.7%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
	化学工業品	2.3%	0.1%	2.3%	0.1%	0.1%
	プラスチック・ゴム製品	2.4%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	10.9%	4.4%	10.9%	8.0%	5.9%
	木材・パルプ	2.1%	0.7%	2.1%	0.8%	0.4%
	繊維製品・履物	6.4%	0.7%	6.4%	0.9%	0.7%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	輸送用機械・部品	0.1%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	光学機器・楽器	0.2%	0.0%	0.2%	0.1%	0.1%
	雑製品	2.2%	0.0%	2.2%	0.1%	0.0%
	全体	4.7%	1.9%	4.7%	2.0%	1.3%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-8：ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別平均関税率

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

		輸入側				
		ベトナム		EU28 各国		
		MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸出側 ：日本	農水産品	13.7%	4.7%	7.6%	0.5%	0.4%
	食料品・アルコール	28.0%	16.1%	14.2%	0.2%	0.1%
	鉱物性燃料	5.4%	2.7%	0.8%	0.0%	0.0%
	化学工業品	3.2%	0.5%	4.2%	0.0%	0.0%
	プラスチック・ゴム製品	8.5%	2.2%	4.6%	0.1%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	12.5%	4.5%	3.2%	0.0%	0.0%
	木材・パルプ	9.7%	1.0%	1.2%	0.0%	0.0%
	繊維製品・履物	13.0%	1.2%	8.0%	0.2%	0.1%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	10.1%	2.3%	2.2%	0.1%	0.0%
	機械類・部品	4.6%	1.4%	1.9%	0.2%	0.0%
	電気機器・部品	8.6%	2.7%	2.2%	0.4%	0.1%
	輸送用機械・部品	25.0%	22.2%	5.2%	3.1%	1.4%
	光学機器・楽器	4.5%	0.7%	1.7%	0.1%	0.0%
	雑製品	16.0%	4.7%	2.5%	0.0%	0.0%
	全体	10.6%	3.8%	4.7%	0.3%	0.1%

(資料) 表 4-1 と同様。

(4) 代表的な 50 品目における MFN 税率と FTA 税率

表 4-9 は、EPA を利用した時の日本のベトナムと EU からの輸入における代表的な 50 品目の MFN 税率と FTA 税率を見たものである。

表 4-9：日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別平均関税率
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

			輸出側														
			ベトナム		フランス			ドイツ			英国			EU28 各国			
			MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	
輸入側：日本 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	38.5%	27.5%	24.2%	--	--	--	--	--	--	38.5%	27.5%	24.2%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	38.5%	27.5%	24.2%	--	--	--	--	--	--	38.5%	27.5%	24.2%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	25.0%	24.3%	24.3%	25.0%	17.3%	17.3%	8.7%	8.7%	8.7%	16.2%	14.5%	13.9%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	26.3%	23.9%	14.3%
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--	17.0%	13.6%	13.6%	--	--	--	17.0%	13.6%	13.6%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	3.0%	0.0%	0.0%
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	3.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--	2.9%	0.0%	0.0%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	6.0%	0.0%	0.0%
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--	--	6.0%	0.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%
	15	0902.10	緑茶	17.0%	5.3%	17.0%	14.2%	2.8%	17.0%	14.2%	2.8%	17.0%	14.2%	2.8%	17.0%	14.2%	2.8%
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー・牛乳・コーラ等の甘味飲料	13.4%	13.4%	9.8%	0.4%	0.0%	12.0%	6.3%	0.0%	12.9%	8.8%	0.0%	12.2%	7.0%	0.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	--	--	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	2.7%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	0.4%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.4%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%	4.4%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	8.5%	0.0%	10.0%	0.0%	0.0%	10.1%	0.0%	0.0%	9.5%	0.0%	0.0%	10.6%	0.0%	0.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	--	--	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	45	8704	貨物自動車	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 4-1 と同様。

日本のベトナムからの輸入で JVEPA を利用した場合、関税率差が 2.5%以上ある代表的な品目は、たまねぎ・シャロット (3.0%)、緑茶 (11.7%)、エチレンの重合体 (2.7%)、プラスチック製のその他の板・シート (4.4%)、T シャツなどの肌着(8.5%)、鉄鋼製のねじ等 (2.8%)、の 6 品目となる。

一方、日本の EU28 からの輸入で日 EU・EPA を利用した時の 5 年目の関税率差が 2.5%以上ある代表的な品目は、JVEPA を利用したベトナムからの輸入の場合の 6 品目からエチレンの重合体を除き、牛肉 (冷蔵のもの) (14.3%)、牛肉 (冷凍のもの) (14.3%)、バターミルク・ヨーグルト等(12%)、殻付きの鶏卵 (3.4%)、トマト (3.0%)、メロン (6.0%)、イチゴ (6.0%)、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料(12.2%)、らの 8 品目を加えた計 13 品目であった。なお、日本の EU からの T シャツなどの肌着の輸入の関税率差は 10.6%であった。

表 4-10 は、EPA を利用した時のベトナムと EU の日本からの輸入における代表的な 50 品目の平均関税率をまとめたものである。

ベトナムの日本からの輸入において、5%以上 10%未満の関税率差がある品目は、牛肉 (冷蔵のもの)、牛肉 (冷凍のもの)、ミルク及びクリーム (甘味料を加えないもの)、プラスチック製のその他の板・シート、テレビジョンカメラ・デジタルカメラ等、などの 5 品目であった。

関税率差が 10%以上の品目は、バターミルク・ヨーグルト等、りんご、梨、緑茶、米、コーヒー牛乳等の甘味飲料、プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)、T シャツなどの肌着、鉄鋼製のねじ等、カラーTV、電気回路用の機器・光ファイバー用の接続子等、自動車の部分品、写真機・写真用のせん光器具らの 13 品目であった。

50 品目の中で関税率差がマイナスである品目は、ベトナムの日本からの輸入では、ミルク及びクリーム (甘味料を加えたもの) (-23.9%)、電気制御用又は配電用のパネル等 (-2.2%) の 2 品目であった。

FTA 税率の方が MFN 税率よりも高いという逆転現象は、MFN 税率の関税削減交渉などの進展により、MFN 税率の方が FTA 税率よりも引き下げられることによって発生する。

表 4-10：ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別平均関税率

(ベトナム：2019 年、EU：発効から1 年目/5 年目、加重平均)

			輸入側											
			ベトナム		フランス			ドイツ			英国			
			MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	
輸出側・日本	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	14.1%	6.0%	--	0.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	14.0%	6.0%	--	0.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	15.0%	6.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	5.0%	28.9%	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	20.0%	9.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	0.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	9.6%	0.0%	0.0%	--	--	--	9.6%	0.0%	0.0%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	12.8%	0.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	8.8%	0.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	10.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	10.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	11.2%	0.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	40.0%	12.5%	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%
	16	1006	米	38.4%	12.3%	--	--	--	7.7%	7.7%	7.7%	--	--	--
	17	2202.99	コーヒ・牛乳・コーラ等の甘味飲料	27.5%	3.1%	9.6%	0.0%	0.0%	9.6%	0.0%	0.0%	9.6%	0.0%	0.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	55.0%	54.2%	--	0.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	1.2%	0.2%	2.2%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	3.2%	0.4%	6.5%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	12.7%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	6.0%	0.0%	5.0%	0.0%	0.0%	4.6%	0.0%	0.0%	5.6%	0.0%	0.0%
	24	6109	T シャツなどの肌着	20.0%	0.0%	12.0%	0.0%	0.0%	12.0%	0.0%	0.0%	12.0%	0.0%	0.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	12.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	2.7%	0.4%	0.0%	2.7%	0.1%	0.0%	2.7%	1.7%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.5%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	10.7%	6.0%	2.7%	0.1%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	2.8%	0.4%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	3.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	5.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	35.0%	0.0%	14.0%	11.7%	2.3%	14.0%	11.7%	2.3%	14.0%	11.7%	2.3%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	16.6%	4.6%	0.9%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	7.8%	10.0%	1.5%	1.0%	0.2%	2.1%	1.7%	0.4%	2.1%	1.3%	0.3%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	48.8%	45.7%	10.0%	8.8%	3.8%	10.0%	8.8%	3.8%	10.0%	8.8%	3.8%
	45	8704	貨物自動車	28.1%	25.2%	17.4%	15.3%	6.6%	14.9%	13.1%	5.6%	0.5%	0.4%	0.2%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	14.6%	2.9%	4.1%	0.1%	0.0%	4.2%	0.2%	0.0%	3.9%	0.4%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	14.8%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) No.17 につきベトナムの輸入は 2202.90

(資料) 表 4-1 と同様。

なお、表 4-11 と表 4-12 は、表 4-9 と表 4-10 の単純平均を求めたものである。単純平均の場合は、EU28 カ国のそれぞれの国の MFN 税率と FTA 税率は全く同じになる。

表 4-11：日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別平均関税率
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

				輸出側				
				ベトナム		EU28 カ国		
				MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸入側…日本 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	38.5%	38.5%	38.5%	27.5%	24.2%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	38.5%	38.5%	38.5%	27.5%	24.2%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	23.4%	23.4%	23.4%	21.7%	15.4%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	23.9%	23.9%	23.9%	17.9%	17.2%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	28.8%	28.8%	28.8%	27.3%	21.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	12.1%	12.1%	12.1%	10.0%	8.7%
	7	0701	ばれいしょ	3.7%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
	8	0702	トマト	3.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	5.0%	1.4%	5.0%	3.6%	0.7%
	10	0709.93	かぼちゃ	3.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%
	11	0807.19	メロン	6.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%
	12	0808.10	りんご	17.0%	0.0%	17.0%	12.8%	7.7%
	13	0808.30	梨	4.8%	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%
	14	0810.10	イチゴ	6.0%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%
	15	0902.10	緑茶	17.0%	5.3%	17.0%	14.2%	2.8%
	16	1006	米	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	17	2202.99	コーヒーマル・コーラ等の甘味飲料	11.5%	6.7%	11.5%	5.1%	0.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	9.9%	3.1%	9.9%	8.3%	1.7%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	2.3%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）	1.2%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.3%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%
	24	6109	T シャツなどの肌着	9.2%	0.0%	9.2%	0.0%	0.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%
	28	8207	手工用具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-12 : ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別平均関税率

(ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

				輸入側				
				ベトナム		EU28 各国		
				MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸出側 … 日本	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	21.3%	6.0%	--	0.0%	0.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	18.0%	6.0%	--	0.0%	0.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	15.0%	6.0%	--	0.0%	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	5.0%	5.7%	--	0.0%	0.0%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	20.0%	9.0%	--	0.0%	0.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	26.7%	8.3%	7.7%	0.0%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	10.0%	3.0%	7.9%	0.0%	0.0%
	8	0702	トマト	20.0%	6.0%	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	8.8%	3.0%	9.6%	0.0%	0.0%
	10	0709.93	かぼちゃ	13.0%	0.0%	12.8%	0.0%	0.0%
	11	0807.19	メロン	30.0%	12.5%	8.8%	0.0%	0.0%
	12	0808.10	りんご	10.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%
	13	0808.30	梨	10.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%
	14	0810.10	イチゴ	15.0%	0.0%	11.2%	0.0%	0.0%
	15	0902.10	緑茶	40.0%	12.5%	3.2%	0.0%	0.0%
	16	1006	米	36.0%	10.4%	7.7%	7.7%	7.7%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	27.5%	3.1%	9.6%	0.0%	0.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	55.0%	54.2%	--	0.0%	0.0%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	4.3%	1.4%	4.5%	0.0%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	3.0%	0.5%	5.8%	0.0%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）	13.5%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	6.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
	24	6109	T シャツなどの肌着	20.0%	0.0%	12.0%	0.0%	0.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	11.3%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	2.7%	0.1%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	1.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.3%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	8.9%	4.7%	2.8%	0.1%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	4.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	5.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	35.0%	0.0%	14.0%	11.7%	2.3%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	14.2%	4.7%	1.2%	0.0%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	7.8%	10.0%	1.6%	0.9%	0.2%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	52.3%	49.5%	9.8%	8.6%	3.7%
	45	8704	貨物自動車	22.0%	21.7%	13.1%	11.5%	4.9%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	15.0%	3.0%	3.8%	1.0%	0.1%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	5.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	10.0%	1.5%	3.8%	0.0%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) No.17 につきベトナムの輸入は 2202.90

(資料) 表 4-1 と同様。

また、以下の表 4-13～表 4-20 は、表 4-5～表 4-12 の関税率差を計算したものである。

表 4-13：日本のベトナム、EU からの輸入の業種別平均関税率差

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

		輸出側							
		ベトナム	フランス		ドイツ		英国		EU28 各国
		関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目) (5年目)
輸入側 ：日本 従価税	農水産品	1.4%	1.7%	4.6%	2.1%	4.3%	2.6%	3.2%	1.8% 3.7%
	食料品・アルコール	6.1%	9.6%	10.3%	4.5%	8.7%	0.4%	0.8%	3.5% 5.2%
	鉱物性燃料	0.0%	0.5%	0.5%	2.2%	2.2%	0.6%	0.6%	0.4% 0.4%
	化学工業品	1.1%	0.7%	0.7%	0.9%	0.9%	0.5%	0.5%	0.9% 0.9%
	プラスチック・ゴム製品	3.2%	2.7%	2.7%	2.8%	2.8%	2.4%	2.4%	2.7% 2.7%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.1%	0.8%	4.1%	0.5%	2.4%	0.9%	4.0%	0.9% 4.3%
	木材・パルプ	0.6%	0.3%	0.4%	0.3%	0.9%	0.0%	0.1%	0.4% 1.9%
	繊維製品・履物	8.4%	7.3%	7.4%	3.5%	4.0%	6.0%	6.2%	6.4% 6.8%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.2%	3.5%	3.5%	0.7%	0.7%	2.0%	2.0%	1.6% 1.6%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 0.0%
	電気機器・部品	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 0.0%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0% 0.0%
	光学機器・楽器	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1% 0.1%
	雑製品	0.7%	0.2%	0.2%	1.5%	1.5%	0.6%	0.6%	0.7% 0.7%
	全体	3.2%	1.8%	2.1%	0.4%	0.5%	0.5%	0.6%	0.9% 1.3%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-14：ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別平均関税率差

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

		輸入側					
		ベトナム	フランス		ドイツ		英国
		関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目) (5年目)
輸出側 ：日本	農水産品	5.0%	3.5%	3.6%	1.7%	1.7%	3.0% 3.3%
	食料品・アルコール	10.1%	4.3%	4.3%	8.6%	8.6%	8.1% 8.1%
	鉱物性燃料	6.7%	0.1%	0.1%	0.4%	0.4%	0.1% 0.1%
	化学工業品	3.9%	2.2%	2.6%	2.2%	3.1%	2.6% 2.9%
	プラスチック・ゴム製品	7.6%	3.8%	4.8%	4.1%	4.4%	4.4% 4.8%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	11.6%	4.9%	4.9%	4.7%	4.7%	4.5% 4.5%
	木材・パルプ	8.9%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.1% 0.1%
	繊維製品・履物	9.0%	7.1%	7.1%	5.5%	5.5%	6.6% 6.6%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	3.7%	2.4%	2.8%	1.8%	2.1%	0.5% 0.7%
	機械類・部品	2.2%	1.5%	2.2%	1.3%	1.9%	1.2% 2.0%
	電気機器・部品	3.1%	1.3%	1.5%	1.0%	1.2%	1.9% 2.3%
	輸送用機械・部品	13.3%	2.7%	4.7%	2.6%	4.9%	1.6% 4.0%
	光学機器・楽器	1.5%	1.0%	1.3%	0.5%	0.9%	0.8% 1.1%
	雑製品	7.5%	2.6%	2.8%	0.4%	0.4%	1.3% 1.3%
	全体	4.5%	2.2%	3.1%	1.5%	2.1%	1.6% 2.5%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-15：日本のベトナム、EU からの輸入の業種別平均関税率差

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

		輸出側		
		ベトナム	EU28か国	
		関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側 ：日本	農水産品	2.5%	2.7%	4.0%
	食料品・アルコール	5.2%	5.3%	9.7%
	鉱物性燃料	0.7%	0.7%	0.7%
	化学工業品	2.2%	2.2%	2.3%
	プラスチック・ゴム製品	2.4%	2.4%	2.4%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	6.6%	2.9%	5.1%
	木材・パルプ	1.4%	1.3%	1.7%
	繊維製品・履物	5.7%	5.5%	5.7%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.0%	1.0%	1.0%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	0.1%	0.1%	0.1%
	輸送用機械・部品	0.1%	0.1%	0.1%
	光学機器・楽器	0.2%	0.1%	0.2%
	雑製品	2.2%	2.2%	2.2%
	全体	2.8%	2.7%	3.4%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-16：ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別平均関税率差

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

		輸入側		
		ベトナム	EU28か国	
		関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側 ：日本	農水産品	9.1%	7.1%	7.2%
	食料品・アルコール	11.8%	14.1%	14.1%
	鉱物性燃料	2.7%	0.8%	0.8%
	化学工業品	2.6%	4.2%	4.2%
	プラスチック・ゴム製品	6.3%	4.5%	4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.0%	3.2%	3.2%
	木材・パルプ	8.6%	1.2%	1.2%
	繊維製品・履物	11.8%	7.8%	7.9%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	7.8%	2.1%	2.2%
	機械類・部品	3.2%	1.7%	1.8%
	電気機器・部品	5.9%	1.8%	2.1%
	輸送用機械・部品	2.8%	2.0%	3.8%
	光学機器・楽器	3.9%	1.7%	1.7%
	雑製品	11.3%	2.5%	2.5%
	全体	6.8%	4.5%	4.6%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-17：日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別平均関税率差

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

				輸出側								
				ベトナム	フランス		ドイツ		英国		EU28か国	
				関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側：日本 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	11.0%	14.3%	--	--	--	--	11.0%	14.3%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	11.0%	14.3%	--	--	--	--	11.0%	14.3%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	0.7%	0.7%	7.7%	7.7%	0.0%	0.0%	1.7%	2.3%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--	--	--	2.4%	12.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	3.4%	3.4%	--	--	3.4%	3.4%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--	-
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	3.0%	3.0%
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	3.0%	3.0%	3.0%	--	--	--	--	2.9%	2.9%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--	--	--	6.0%	6.0%
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
	15	0902.10	緑茶	11.7%	2.8%	14.2%	2.8%	14.2%	2.8%	14.2%	2.8%	14.2%
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	0.0%	9.3%	9.8%	5.7%	12.0%	4.1%	12.9%	5.2%	12.2%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	2.7%	1.4%	1.4%	2.6%	2.6%	1.7%	1.7%	2.3%	2.3%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	0.4%	0.2%	0.2%	0.9%	0.9%	0.8%	0.8%	0.7%	0.7%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.4%	4.0%	4.0%	4.4%	4.4%	4.5%	4.5%	4.3%	4.3%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	8.5%	10.0%	10.0%	10.1%	10.1%	9.5%	9.5%	10.6%	10.6%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%	2.8%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	--	--	--	0.0%	0.0%	--	--	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	--	--	0.0%	0.0%	--	--	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属製造用鋳型枠等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	45	8704	貨物自動車	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-18 : ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別平均関税率差

(ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

			輸入側					
			ベトナム	フランス		ドイツ		英国
			関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目) (5年目)
輸出側 : 日本	1	0201	牛肉 (冷蔵のもの)	8.1%	--	--	--	--
	2	0202	牛肉 (冷凍のもの)	8.0%	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム (甘味料を加えないもの)	9.0%	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム (甘味料を加えたもの)	-23.9%	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	11.0%	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	9.6%	9.6%	--	9.6%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	12.8%	12.8%	--	--
	11	0807.19	メロン	--	8.8%	8.8%	--	--
	12	0808.10	りんご	10.0%	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	10.0%	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	11.2%	11.2%	--	--
	15	0902.10	緑茶	27.5%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
	16	1006	米	26.1%	--	--	0.0%	--
	17	2202.99	コーヒーマル・コーラ等の甘味飲料	24.4%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.8%	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	1.0%	2.2%	2.2%	1.8%	2.4%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	2.7%	6.5%	6.5%	6.3%	6.5%
	21	3901	エチレンの重合体	0.0%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	12.7%	6.5%	6.5%	5.6%	6.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	6.0%	5.0%	5.0%	4.6%	5.6%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	20.0%	12.0%	12.0%	12.0%	12.0%
	25	7108.12	金 (貨幣用以外で粉状でないもの)	0.0%	--	--	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	--	--	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	12.0%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	28	8207	手工用具又は加工機械用の互換性工具	0.0%	2.3%	2.7%	2.6%	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.2%	0.2%	0.2%	0.0%	0.1%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	1.5%	1.5%	1.3%	1.6%
	34	8480	金属製造用鋳型枠等	1.5%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
	35	8501	電動機及び発電機	4.7%	2.6%	2.7%	2.7%	2.4%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	5.0%	1.3%	1.3%	1.3%	1.1%
	39	8528.72	カラーテレビ	35.0%	2.3%	11.7%	2.3%	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	12.0%	0.9%	0.9%	1.2%	1.1%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	-2.2%	0.6%	1.3%	0.4%	0.8%
	42	8541	ダイオード、トランジスタ等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	3.1%	1.2%	6.2%	1.2%	6.2%
	45	8704	貨物自動車	2.9%	2.1%	10.8%	1.8%	0.3%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	11.8%	4.0%	4.0%	4.2%	3.5%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	14.8%	3.6%	3.6%	3.7%	3.7%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) No.17 につきベトナムの輸入は 2202.90

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-19：日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別平均関税率差
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

				輸出側		
				ベトナム	EU28 各国	
				関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸 入 側 ： 日 本 (従 価 税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	0.0%	11.0%	14.3%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	0.0%	11.0%	14.3%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	0.0%	1.7%	8.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	0.0%	6.0%	6.8%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	0.0%	1.6%	7.8%
	6	0407	殻付きの鳥卵	0.0%	2.0%	3.3%
	7	0701	ばれいしょ	3.7%	3.7%	3.7%
	8	0702	トマト	3.0%	3.0%	3.0%
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	3.7%	1.5%	4.3%
	10	0709.93	かぼちゃ	3.0%	3.0%	3.0%
	11	0807.19	メロン	6.0%	6.0%	6.0%
	12	0808.10	りんご	17.0%	4.2%	9.3%
	13	0808.30	梨	4.8%	4.8%	4.8%
	14	0810.10	イチゴ	6.0%	6.0%	6.0%
	15	0902.10	緑茶	11.7%	2.8%	14.2%
	16	1006	米	0.0%	0.0%	0.0%
	17	2202.99	コーヒ－牛乳・コーラ等の甘味飲料	4.8%	6.5%	11.5%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	6.8%	1.7%	8.3%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0.0%	0.0%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	2.3%	2.3%	2.3%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	1.2%	1.2%	1.2%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.3%	4.3%	4.3%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	9.2%	9.2%	9.2%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	2.8%	2.8%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	0.0%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	0.0%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	0.0%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	0.0%	0.0%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0.0%	0.0%	0.0%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 4-1 と同様。

表 4-20 : ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別平均関税率差
(ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

			輸入側		
			ベトナム	EU28か国	
			関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側 : 日本	1	0201 牛肉（冷蔵のもの）	15.3%	--	--
	2	0202 牛肉（冷凍のもの）	12.0%	--	--
	3	0401 ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	9.0%	--	--
	4	0402 ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	-0.7%	--	--
	5	0403 バターミルク、ヨーグルト等	11.0%	--	--
	6	0407 殻付きの鳥卵	18.3%	7.7%	7.7%
	7	0701 ばれいしょ	7.0%	7.9%	7.9%
	8	0702 トマト	14.0%	--	--
	9	0703.10 たまねぎ、シャロット	5.8%	9.6%	9.6%
	10	0709.93 かぼちゃ	13.0%	12.8%	12.8%
	11	0807.19 メロン	17.5%	8.8%	8.8%
	12	0808.10 りんご	10.0%	--	--
	13	0808.30 梨	10.0%	--	--
	14	0810.10 イチゴ	15.0%	11.2%	11.2%
	15	0902.10 緑茶	27.5%	3.2%	3.2%
	16	1006 米	25.7%	0.0%	0.0%
	17	2202.99 コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	24.4%	9.6%	9.6%
	18	2206.00 清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.8%	--	--
	19	3701 感光性の写真用プレート等	2.9%	4.5%	4.5%
	20	3702 感光性のロール状写真用フィルム等	2.5%	5.8%	5.8%
	21	3901 エチレンの重合体	0.0%	4.9%	4.9%
	22	3919 プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	13.5%	5.3%	5.3%
	23	3920 プラスチック製のその他の板・シート	6.0%	5.3%	5.3%
	24	6109 Tシャツなどの肌着	20.0%	12.0%	12.0%
	25	7108.12 金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208 鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318 鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	11.3%	3.7%	3.7%
	28	8207 手工具用又は刃工機械用の互換性工具	0.0%	2.6%	2.7%
	29	8429 ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.5%	0.0%	0.0%
	30	8443 印刷機及び部分品	1.0%	1.0%	1.0%
	31	8457.10 マシニングセンター	0.0%	2.7%	2.7%
	32	8477.10 射出成形機	0.0%	1.7%	1.7%
	33	8479.89 絶縁テープ巻付け機等	0.0%	1.3%	1.3%
	34	8480 金属鑄造用鋳型枠等	1.3%	1.8%	1.8%
	35	8501 電動機及び発電機	4.2%	2.7%	2.8%
	36	8517 電話機及びその他の機器	0.6%	0.0%	0.0%
	37	8523 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	3.6%	0.0%	0.0%
	38	8525.80 テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	5.0%	1.7%	1.7%
	39	8528.72 カラーテレビ	35.0%	2.3%	11.7%
	40	8536 電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	9.4%	1.2%	1.2%
	41	8537.10 電気制御用又は配電用のパネル等	-2.2%	0.7%	1.4%
	42	8541 ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542 集積回路	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703 乗用自動車	2.8%	1.2%	6.1%
	45	8704 貨物自動車	0.3%	1.6%	8.1%
	46	8708 自動車の部分品、附属品	12.1%	2.8%	3.7%
	47	8905.90 照明船、消防船、クレーン船などの船舶	5.0%	0.9%	0.9%
	48	9006 写真機、写真用のせん光器具	8.5%	3.8%	3.8%
	49	9018 医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80 測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%

(注) No.17 につきベトナムの輸入は 2202.90

(資料) 表 4-1 と同様。

(5) 日ベトナム EPA/TPP/日 EU・EPA の業種別平均関税率比較

表 4-21 はベトナムと EU からの日本の輸入において、日ベトナム EPA(JVEPA) 、 TPP、日 EU・EPA を活用した時の業種別の MFN 税率と FTA 税率を比較したものである。表 4-22 は JVEPA 、 TPP、日 EU・EPA を利用した時の関税率差(MFN 税率－FTA 税率)を比較しており、関税削減効果の違いを表している。

表 4-21：日本の輸入での日本ベトナム EPA、TPP、日本 EU・EPA における平均関税率の業種別効果比較
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均)

		輸出															
		ベトナム				フランス			ドイツ			英国			EU28か国		
		日本ベトナム EPA		日本とのTPP		日本EU・EPA											
		MFN税率	EPA税率	TPP5年目	TPP最終年	MFN税率	EPA5年目	EPA最終年	MFN税率	EPA5年目	EPA最終年	MFN税率	EPA5年目	EPA最終年	MFN税率	EPA5年目	EPA最終年
輸入側 ：日本 従価税	農水産品	1.9%	0.5%	0.2%	0.1%	12.5%	7.9%	1.3%	11.2%	6.8%	2.1%	3.9%	0.7%	0.0%	8.1%	4.3%	0.7%
	食料品・アルコール	7.6%	1.5%	0.4%	0.0%	10.8%	0.5%	0.1%	11.3%	2.7%	0.3%	1.0%	0.2%	0.0%	6.7%	1.5%	0.1%
	鉱物性燃料	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
	化学工業品	1.3%	0.2%	0.3%	0.0%	0.8%	0.1%	0.0%	1.0%	0.1%	0.0%	0.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
	プラスチック・ゴム製品	3.2%	0.0%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	2.4%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.4%	0.2%	4.7%	0.0%	9.2%	5.1%	0.1%	6.1%	3.6%	0.7%	10.0%	6.0%	0.8%	9.9%	5.6%	0.2%
	木材・パルプ	0.9%	0.4%	0.2%	0.0%	0.5%	0.1%	0.0%	1.3%	0.4%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	3.1%	1.1%	0.0%
	繊維製品・履物	9.1%	0.7%	1.5%	0.1%	9.4%	2.1%	1.9%	7.7%	3.7%	2.4%	9.0%	2.8%	2.2%	10.5%	3.7%	3.0%
	産業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
光学機器・楽器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	
雑製品	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.5%	0.0%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	
全体	3.5%	0.3%	0.6%	0.0%	2.8%	0.7%	0.1%	0.7%	0.1%	0.0%	0.7%	0.1%	0.1%	1.9%	0.6%	0.1%	

(資料) 表 4-1 と同様。

ベトナムからの日本の輸入において、2019 年の JVEPA の関税率差は全業種平均で 3.2%で、TPP 最終年の関税率差は 3.5%となっており、両方とも大差はなかった。EU28 からの日本の輸入で日 EU・EPA を利用した時の最終年の関税率差は 1.7%であり、JVEPA よりも関税削減効果が小さいことが窺える。

つまり、JVEPA を用いて日本がベトナムから 100 万円輸入した場合、全ての品目平均で 3.2 万円も関税を削減できるが、日 EU・EPA では 1.7 万円にとどまる。

ベトナムからの日本の輸入で 5%以上の関税率差がある業種は、繊維製品・履物、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、食料品・アルコールであった。プラスチック・ゴム製品は 3%台であった。EU28 からの日本の輸入で日 EU・EPA を利用した時の関税率差が 5%以上の業種としては、ベトナムからの輸入での JVEPA/TPP の利用の場合と同様に、繊維製品・履物、皮革・毛皮製品・ハンド

バッグ等、食料品・アルコールが挙げられるし、これに農水産品が加わる。

EU は農水産品や食料品・アルコール、繊維製品等の対日輸出の拡大を狙っており、日 EU・EPA におけるそれらの業種の関税率差が高いので、その発効により大きなチャンスを迎えることになる。特に、EU はチーズ製品やワインなどの食料品アルコールや衣料品ブランドの競争力が強いので、今後とも日本の市場に浸透していくものと思われる。

これに対して、日本のベトナムからの輸入では、繊維製品・履物の関税削減額が大きく、次いで皮革・毛皮・ハンドバッグ等、食料品・アルコールが高い。したがって、日本の輸入において、ベトナムも EU も競争力が高い分野で FTA/EPA 利用による関税削減効果が高いのが特徴になる。

表 4-22：日本の輸入での日本ベトナム EPA、TPP、日本 EU・EPA における平均関税率差の業種別効果比較
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均)

		輸出										
		ベトナム			フランス		ドイツ		英国		EU28か国	
		日本ベトナムEPA	日本とのTPP		日本EU・EPA							
		関税率差 (EPA税率)	関税率差 (TPP5年目)	関税率差 (TPP最終年)	関税率差 (EPA5年目)	関税率差 (EPA最終年)	関税率差 (EPA5年目)	関税率差 (EPA最終年)	関税率差 (EPA5年目)	関税率差 (EPA最終年)	関税率差 (EPA5年目)	関税率差 (EPA最終年)
輸入側 ：日本 従価税	農水産品	1.4%	1.8%	1.9%	4.6%	11.1%	4.3%	9.1%	3.2%	3.8%	3.7%	7.4%
	食料品・アルコール	6.1%	7.2%	7.6%	10.3%	10.8%	8.7%	11.0%	0.8%	1.0%	5.2%	6.7%
	鉱物性燃料	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.5%	2.2%	2.2%	0.6%	0.6%	0.4%	0.4%
	化学工業品	1.1%	1.0%	1.3%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%	0.5%	0.5%	0.9%	0.9%
	プラスチック・ゴム製品	3.2%	3.2%	3.2%	2.7%	2.7%	2.8%	2.8%	2.4%	2.4%	2.7%	2.7%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.1%	3.7%	8.4%	4.1%	9.1%	2.4%	5.3%	4.0%	9.2%	4.3%	9.6%
	木材・パルプ	0.6%	0.8%	0.9%	0.4%	0.5%	0.9%	1.3%	0.1%	0.1%	1.9%	3.1%
	繊維製品・履物	8.4%	7.6%	9.0%	7.4%	7.5%	4.0%	5.2%	6.2%	6.8%	6.8%	7.5%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.2%	1.2%	1.2%	3.5%	3.5%	0.7%	0.7%	2.0%	2.0%	1.6%	1.6%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	光学機器・楽器	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
	雑製品	0.7%	0.7%	0.7%	0.2%	0.2%	1.5%	1.5%	0.6%	0.6%	0.7%	0.7%
	全体	3.2%	2.9%	3.5%	2.1%	2.7%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	1.3%	1.7%

(資料) 表 4-1 と同様。

5. 2019 年における日本のベトナム、EU との貿易での関税削減効果

(1) 日本のベトナムからの輸入での関税削減額は EU の7割弱

本章では、日本の EPA を利用することにより、4 章における平均関税率の分析を一步進めて、実際にどれくらいの関税額を削減できるのか、その輸入額に対する割合はどのくらいなのかを計算している。つまり、日ベトナム EPA (JVEPA) における EPA 効果とともに、日本の EU28 からの輸入における日 EU・EPA の効果を、関税の削減額と関税削減率という観点から分析している。

日本のベトナムや EU28 からの輸入額に MFN 関税率と EPA 税率を乗じると、それぞれ利用した EPA 別の MFN 税額と EPA 税額になる。本章における関税削減額は、その差分を求めることにより計算している{関税削減額=MFN 税額 (輸入額×MFN 税率)－EPA 税額 (輸入額×EPA/GSP 税率)}。同様に、ベトナムと EU の日本からの輸入でも、関税削減額を算出している。

関税削減額は、EPA の関税削減効果によりどれだけ輸入額を節約できたかを表している。そして、この関税削減額を輸入額で割ることにより関税削減率を得ている。本章では、関税削減率を国全体だけでなく業種別・品目別にも計算している。

関税削減率は、例えば JVEPA の利用による乗用自動車の関税率差(MFN 税率－EPA 税率)の分だけ節約できた関税削減額は、乗用自動車の輸入額全体の何%であるかを求めたものである。つまり、関税削減率が大きければ大きいほど、関税削減効果が高いことを示している。

本章においては、4 章同様に、JVEPA 及び日 EU・EPA が分析の対象となり、品目分類は 14 の業種と 50 の代表的な品目となる。

表 5-1 は日本のベトナムと EU からの輸入における関税削減額と関税削減率をまとめたものである。表 5-1 は、表 4-1 と同様に、「従価税」の表を掲載している。2018 年の日本のベトナムからの輸入額 (従価税) は 2,083 億ドルで、ベトナムからの輸入で 2019 年の JVEPA を活用した時の日本の関税削減額は 6.7 億ドルとなり、関税削減率は 3.2%であった。

同様に日本の 2018 年の EU28 からの輸入額は 858 億ドルで、日 EU・EPA の利用による関税削減額は 1 年目で 8 億ドル、5 年目で 11 億ドルとなり、関税削減率はそれぞれ 0.9%と 1.3%であった。

つまり、日本のベトナムからの輸入で JVEPA を利用した場合の関税削減額の方が、日 EU・EPA を利用した時の関税削減額よりも小さいものの、関税削減率では大きく、その分だけ関税削減効果が高いということになる。

なお、表 5-1 の関税削減率と表 4-1 の関税率差が等しくなっているのは、日本のベトナムと EU からの輸入において、MFN 税率と EPA 税率との逆転現象(MFN 税率<EPA 税率)が起きていないことと、関税削減額を計算するときに輸入額が 0 となっている品目数と関税率差の計算対象の品目数との間にあまり違いがないからである。

表 5-1：日本のベトナム、EU からの輸入の関税削減額および関税削減率

(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

(単位：USD ドル)		輸入側				
		日本(従価税)				
		輸入額	関税削減額 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減率 (5年目)
輸出側	ベトナム	20,831,984,583	667,538,160		3.2%	
	オーストリア	1,838,598,955	9,588,674	20,105,936	0.5%	1.1%
	ベルギー	3,037,012,454	36,898,919	49,508,721	1.2%	1.6%
	ブルガリア	127,446,805	5,869,725	6,402,881	4.6%	5.0%
	クロアチア	114,144,639	2,578,253	3,487,528	2.3%	3.1%
	キプロス	535,578	10,042	24,805	1.9%	4.6%
	チェコ	1,024,020,250	4,414,954	5,868,782	0.4%	0.6%
	デンマーク	1,911,747,113	18,746,672	31,559,452	1.0%	1.7%
	エストニア	110,424,733	875,635	2,154,826	0.8%	2.0%
	フィンランド	1,943,920,778	7,167,919	18,384,250	0.4%	0.9%
	フランス	10,346,489,148	177,015,984	218,592,440	1.7%	2.1%
	ドイツ	25,721,467,062	112,487,398	132,388,904	0.4%	0.5%
	ギリシャ	203,448,039	1,706,094	3,132,899	0.8%	1.5%
	ハンガリー	1,026,251,435	7,195,592	9,567,617	0.7%	0.9%
	アイルランド	6,837,277,348	37,171,031	43,231,461	0.5%	0.6%
	イタリア	11,223,031,224	213,189,617	308,368,827	1.9%	2.7%
	ラトビア	78,978,791	836,381	1,750,362	1.1%	2.2%
	リトアニア	554,426,941	1,557,060	1,779,016	0.3%	0.3%
	ルクセンブルク	89,632,368	2,849,883	2,891,399	3.2%	3.2%
	マルタ	176,258,766	1,000,704	4,459,999	0.6%	2.5%
	オランダ	3,005,780,618	30,436,091	53,913,921	1.0%	1.8%
	ポーランド	934,963,004	8,061,429	10,690,200	0.9%	1.1%
	ポルトガル	326,821,106	12,202,543	16,619,512	3.7%	5.1%
	ルーマニア	850,233,369	17,157,980	26,699,319	2.0%	3.1%
	スロベニア	253,925,617	965,033	1,076,377	0.4%	0.4%
	スロバキア	171,784,071	470,873	498,709	0.3%	0.3%
	スペイン	3,091,419,491	42,014,768	63,949,025	1.4%	2.1%
	スウェーデン	2,707,271,207	7,777,154	14,826,698	0.3%	0.5%
	英国	8,054,099,728	41,259,109	44,649,246	0.5%	0.6%
	EU28 各国	85,761,410,638	801,505,517	1,096,583,113	0.9%	1.3%
	EU (UK 除く)	77,707,310,910	760,246,407	1,051,933,866	1.0%	1.4%

(注 1) 日本の輸入額は 2018 年の実績。関税削減額を計算する時の関税率は 2019 年の税率を適用した。

(注 2) 日本のベトナム、EU28 からの輸入においては、JVEPA/日 EU・EPA 利用時の関税削減額を算出。関税削減額を輸入額で割って、関税削減率を計算。

(注 3) 国全体の関税削減額は、品目毎の削減額(MFN 税額－EPA 税額)を積み上げて算出した。ある品目の削減額がマイナスの場合、その品目の削減額は 0 としている。したがって、4 章における関税率差と、本章での関税削減率とは、MFN 税率と EPA 税率とが逆転している場合は一致しない。

(注 4) 関税削減額は、(MFN 税額－EPA 税額)なので、これは(輸入額×MFN 税率－輸入額×EPA 税率)、さらに(輸入額(MFN 税率－EPA 税率))となる。つまり、関税削減額は輸入額に関税率差をかけることによって得られる。

(資料) 各国関税率表、各国 TRS 表(Tariff Reduction Schedule)、「マリータイム&トレード」IHS グローバル株式会社より作成。

なぜそうであるかという、関税率差と関税削減率は計算式の上では一致するからである。今、一般的な輸入で支払う「MFN 税額」は、MFN 税率に輸入額を掛けたもので(輸入額×MFN 税率)、

EPA を活用した時に支払う「EPA 税額」は、EPA 税率に輸入額を掛けたものである(輸入額×EPA 税額)。EPA を利用した時の「関税削減額」は、MFN 税額から EPA 税額を差し引いたものに等しい(関税削減額=MFN 税額-EPA 税額)。この式の右辺は、上述のように、(輸入額×MFN 税率-輸入額×EPA 税率)、さらに(輸入額(MFN 税率-EPA 税率))に展開できる。つまり、関税率差は(MFN 税率-EPA 税率)であるので、関税削減額は輸入額に関税率差を乗じることによって得られる(関税削減額=輸入額×関税率差)。そして、この式は関税率差=関税削減額÷輸入額と変形され、関税削減率は関税削減額を輸入額で割ったものであるから、関税率差=関税削減率となる。

しかし、逆転現象や MFN 税率と EPA 税率が一致する場合(MFN 税率≤EPA 税率)、本分析では関税削減額を 0 として計算しているので、関税率差と関税削減率は一致しない。さらに、輸入額が 0 の品目では、関税率差はそれに関係なく計算されるが、加重平均のウェイト(重み)が 0 となり関税削減額は計算できないので、この場合も関税率差と関税削減額が一致しない原因になる。

また、本報告書においては、EPA の関税削減額は、EPA を利用できる全ての品目に適用することを前提に算出されている。実際の JVEPA を利用できる(MFN 税率>EPA 税率)品目の割合は、日本のベトナムからの輸入で約 5 割、タイの日本からの輸入では約 6 割であるので、この関税削減額は大きめに出ている。

(2) ベトナムと EU の日本からの輸入での関税削減効果

表 5-2 は、ベトナム、EU の日本からの輸入において、EPA を利用した場合の関税削減額と関税削減率を求めたものである。

同表では、ベトナムの日本からの輸入額は 169 億ドルで、日ベトナム EPA を利用した時の関税削減額は 7.3 億ドル、関税削減率は 4.3%であった。

フランス、ドイツ、英国の日本からの輸入額はそれぞれ 69 億ドル、195 億ドル、123 億ドルであった。日 EU・EPA を利用した関税削減額はそれぞれ 1 年目で 1.5 億ドル(5 年目 2.2 億ドル)、3 億ドル(4.1 億ドル)、1.9 億ドル(3.1 億ドル)であった。関税削減率は 1 年目でそれぞれ 2.2%(5 年目 3.1%)、1.5%(2.1%)、1.6%(2.5%)であった。

したがって、ベトナムとフランス・ドイツ・英国の日本からの輸入における JVEPA と日 EU・EPA の関税削減効果は、JVEPA の方が高いという結果になった。ちなみに、2018 年のタイやインドネシアの日本からの輸入で EPA を利用した時の関税削減率は 1%台前半、マレーシアの日本からの輸入では 0.6%であったので、日 EU・EPA の関税削減効果はベトナムを除く ASEAN 主要国よりも高いということになる。

表 5-2：ベトナム、EU の日本からの輸入の関税削減額および削減率
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

(単位：US ドル)			輸入側											
			ベトナム			フランス			ドイツ			英国		
			輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率
輸出側	日本	1 年目	16,893,118,667	730,621,853	4.3%	6,885,974,164	152,155,737	2.2%	19,537,794,569	298,427,988	1.5%	12,253,799,467	191,550,814	1.6%
		5 年目					215,828,509	3.1%		411,070,457	2.1%		309,088,509	2.5%

(注 1) 輸入額は、ベトナムは 2017 年、EU は 2018 年の値。関税削減額を計算した時の関税率は 2019 年の値（以下、同様）。

(注 2) ベトナムは JVEPA、EU は日 EU・EPA の関税削減効果を示す（以下、同様）。

(資料) 表 5-1 と同様。

(3) 業種別の日本のベトナム・EU からの輸入での EPA 効果

表 5-3 は日本のベトナム、EU からの輸入の業種別関税削減額及び関税削減率をまとめたものである。同表のように、日本のベトナムからの輸入では、繊維製品・履物の関税削減額が 5 億ドルで全体の 74.8%を占め、関税削減率は 8.4%であった。次いで、皮革・ハンドバッグ製品の関税削減率は 8.1%、食料品・アルコールが 6.1%、プラスチック・ゴム製品が 3.2%と高かった。

日本の EU28 からの輸入では、1 年目では化学工業品の関税削減額が最も大きく 2.06 億ドルだが、5 年目には食料品・アルコールの関税削減額が 3 億ドルとなり全体の 27%を占め、化学工業品を逆転し最も大きくなる(関税削減率は 8.4%)。

5 年目で食料品・アルコールに次いで関税削減額が大きい業種は化学工業品で 2.08 億ドル(関税削減率は 0.9%)であり、3 番目は繊維製品・履物で 1.8 億ドル(14.8%)、4 番目は農水産品で 1.2 億ドル(4.2%)であった。なお、5 年目の関税削減率が高い業種を挙げると、繊維製品・履物、皮革・ハンドバック等(9.6%)、食料品・アルコールの順番となる。

したがって、日本のベトナムと EU28 からの輸入において、関税削減効果を表す関税削減率では JVEPA 利用の 3.2%の方が、5 年目の日 EU・EPA を利用した EU28 からの輸入での 1.5%よりも高い。日本企業の輸入において、日 EU・EPA よりも JVEPA の関税削減効果のメリットが大きい、EU28 からの輸入での関税削減額は経済規模を反映し 11 億ドルとなり、ベトナムからの輸入の 6.7 億ドルよりも大きくなる。

表 5-3：日本のベトナム、EU からの輸入の業種別関税削減額および削減率
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

(単位：USドル)		輸出側																	
		ベトナム		フランス				ドイツ				英国				EU28加盟			
		関税削減額	関税削減率	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸入側 ：日本	農水産品	12,868,677	1.4%	5,047,324	1.6%	13,742,724	4.5%	6,019,516	2.1%	12,410,946	4.3%	3,694,784	2.6%	4,461,715	3.2%	57,962,264	1.8%	119,492,859	4.2%
	食料品・アルコール	39,751,744	6.1%	85,626,769	8.9%	96,125,028	10.0%	9,620,734	4.3%	19,393,962	8.6%	1,533,167	0.4%	2,858,916	0.8%	185,111,362	3.2%	296,186,831	8.4%
	鉱物性燃料	201,059	0.0%	806,824	0.5%	806,824	0.5%	528,665	2.2%	528,665	2.2%	86,466	0.6%	86,466	0.6%	2,132,522	0.4%	2,132,522	0.4%
	化学工業品	6,746,466	1.1%	23,249,259	0.7%	23,856,356	0.7%	59,670,149	0.9%	61,027,171	0.9%	10,275,840	0.5%	10,297,140	0.5%	205,509,399	0.9%	208,607,008	0.9%
	プラスチック・ゴム製品	31,587,210	3.2%	7,396,213	2.7%	7,396,213	2.7%	18,277,209	2.8%	18,277,209	2.8%	4,091,147	2.4%	4,091,147	2.4%	52,420,240	2.7%	52,420,240	3.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	49,273,383	8.1%	5,249,376	0.8%	26,550,199	4.1%	109,933	0.5%	517,627	2.4%	231,072	0.9%	1,042,426	4.0%	19,446,031	0.9%	97,020,239	9.6%
	木材・パルプ	5,149,924	0.6%	143,029	0.3%	232,796	0.4%	675,587	0.3%	1,936,686	0.9%	30,246	0.0%	56,045	0.1%	9,221,926	0.4%	39,794,281	2.0%
	繊維製品・履物	499,271,551	8.4%	13,880,973	7.3%	14,018,350	7.4%	4,831,119	3.5%	5,520,530	4.0%	11,311,497	6.0%	11,747,504	6.2%	172,679,759	6.4%	183,110,909	14.8%
	金属・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	12,952,500	1.2%	34,358,735	3.5%	34,359,173	3.5%	7,790,331	0.7%	7,791,594	0.7%	9,197,916	2.0%	9,198,190	2.0%	81,854,145	1.6%	82,250,574	1.7%
	機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	電気機器・部品	44,328	0.0%	394,746	0.1%	394,746	0.1%	207,525	0.0%	207,525	0.0%	34,172	0.0%	34,172	0.0%	731,747	0.0%	731,747	0.0%
	輸送用機械・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9,869	0.0%	9,869	0.0%	130,905	0.0%	130,905	0.0%	140,774	0.0%	140,774	0.0%
	光学機器・楽器	114,259	0.0%	324,208	0.1%	571,447	0.1%	317,546	0.0%	324,941	0.0%	34,339	0.0%	36,409	0.0%	4,668,071	0.1%	5,041,237	0.1%
	雑製品	9,577,058	0.7%	538,527	0.2%	538,584	0.2%	4,429,215	1.5%	4,442,180	1.5%	607,558	0.6%	608,211	0.6%	9,627,278	0.7%	9,653,891	0.8%
	全体	667,538,160	3.2%	177,015,984	1.7%	218,592,440	2.1%	112,487,398	0.4%	132,388,904	0.5%	41,259,109	0.5%	44,649,246	0.6%	801,505,517	0.9%	1,096,583,113	1.5%

(資料) 表 5-1 と同様。

表 5-4 のように、ベトナムの日本からの輸入で JVEPA を利用した関税削減額が高いのは、電気機器・部品の 1.6 億ドル、次いでプラスチック・ゴム製品の 1.3 億ドル、窯業・鉄鋼・アルミニウム製品の 1.2 億ドルであった。関税削減率が高いのは皮革・ハンドバッグ等の 11.6%、雑製品の 11.3%、食品・アルコールの 10.9%、木材・パルプの 9.0%、繊維製品・履物の 8.9%、輸送機械・部品の 8.3%であった。

英国の日 EU・EPA を活用した日本からの輸入で 5 年目の関税削減額が高かった業種は、輸送用機械・部品の 1.2 億ドル、次は機械類・部品の 6,620 万ドル、電気機器・部品の 3,877 万ドルと続く。関税削減率は、それぞれ 4.0%、2.0%、2.3%であった。

英国以外のドイツ、フランスにおいても輸送機械・部品や機械類・部品、電気機器・部品の関税削減額は大きい。その以外に関税削減額が高い業種には、化学工業品が挙げられる。前の節でも説明しているとおり、日 EU・EPA の 5 年目におけるフランスの全業種総計の関税削減額は 2.2 億ドルで、英国よりも約 1 億ドル低い、ドイツは 4.1 億ドルで逆に約 1 億ドル英国よりも大きい。

ベトナムの日本からの輸入での関税削減額は 7.3 億ドルであるので、日本企業にとっては、国ベースの輸出での関税削減規模はベトナム向けの方が、EU のそれぞれの国への輸出時の関税削減額よりも大きい。もちろん、日本の EU28 カ国全体向け輸出での関税削減額はベトナムよりも大きいことは当然である。

表 5-4：ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別関税削減額および削減率
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

(単位：USD)		輸入側													
		ベトナム		フランス				ドイツ				英国			
				関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸出側 ：日本	農水産品	8,681,302	7.5%	443,337	3.5%	456,330	3.6%	966,279	1.7%	966,292	1.7%	431,636	2.9%	474,845	3.2%
	食料品・アルコール	7,480,559	10.9%	1,986,113	4.3%	1,986,175	4.3%	1,673,552	8.6%	1,673,981	8.6%	2,530,524	8.1%	2,531,167	8.1%
	鉱物性燃料	3,383,224	2.8%	46,011	0.1%	46,011	0.1%	137,685	0.4%	137,685	0.4%	166,091	0.1%	166,091	0.1%
	化学工業品	40,122,401	3.9%	19,831,808	2.2%	23,775,052	2.6%	47,185,654	2.2%	66,284,580	3.1%	27,947,310	2.6%	31,103,591	2.9%
	プラスチック・ゴム製品	126,462,428	7.5%	10,441,309	3.8%	13,178,421	4.8%	40,443,123	4.1%	42,853,045	4.4%	16,538,090	4.4%	17,929,899	4.8%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	2,283,439	11.6%	279,358	4.9%	279,358	4.9%	444,753	4.7%	444,753	4.7%	134,114	4.5%	134,114	4.5%
	木材・パルプ	27,821,523	9.0%	20,448	0.1%	20,448	0.1%	9,896	0.0%	9,896	0.0%	13,028	0.1%	13,028	0.1%
	繊維製品・履物	83,696,133	8.9%	12,428,026	7.1%	12,435,803	7.1%	9,172,286	5.5%	9,182,157	5.5%	8,456,619	6.6%	8,468,680	6.6%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	120,592,207	3.7%	5,676,273	2.4%	6,548,026	2.8%	21,770,445	1.8%	24,528,517	2.1%	8,674,314	0.5%	11,583,170	0.7%
	機械類・部品	55,837,492	2.1%	26,518,500	1.5%	39,194,338	2.2%	50,961,722	1.3%	72,800,839	1.9%	40,974,836	1.2%	66,200,924	2.0%
	電気機器・部品	163,643,112	3.3%	11,553,899	1.3%	13,178,785	1.5%	53,955,378	1.0%	63,068,903	1.2%	30,966,061	1.9%	38,766,270	2.3%
	輸送用機械・部品	56,584,137	8.3%	55,682,417	2.7%	96,428,946	4.7%	52,133,124	2.6%	100,342,782	4.9%	48,256,970	1.6%	123,815,168	4.0%
	光学機器・楽器	13,165,331	1.5%	3,255,056	1.0%	4,092,881	1.3%	15,817,102	0.5%	24,940,902	0.9%	4,465,468	0.8%	5,905,162	1.1%
	雑製品	20,868,564	11.3%	3,993,179	2.6%	4,207,934	2.8%	3,756,988	0.4%	3,836,126	0.4%	1,995,753	1.3%	1,996,400	1.3%
	全体	730,621,853	4.3%	152,155,737	2.2%	215,828,509	3.1%	298,427,988	1.5%	411,070,457	2.1%	191,550,814	1.6%	309,088,509	2.5%

(資料) 表 5-1 と同様。

(4) 50 の代表品目別の日本のベトナムと EU との貿易での EPA の効果

表 5-5 は、EPA を利用した時の日本のベトナム、EU からの輸入における代表的な 50 品目の関税削減額と関税削減率を見たものである。日本のベトナムからの輸入において JVEPA を活用した場合、関税削減率が 2.5%以上の品目は、たまねぎ・シャロット(3.0%)、緑茶(11.7%)、エチレンの重合体、プラスチック製のその他の板、T シャツなどの肌着(8.5%)、鉄鋼製のネジ・ボルトなどの 6 品目となる。

日本の EU28 からの輸入で 5 年目の日 EU・EPA を利用した時の関税削減率が 5%以上ある代表的な品目は、牛肉（冷蔵のもの）、牛肉（冷凍のもの）、バターミルク・ヨーグルト、メロン、イチゴ、緑茶、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料、T シャツなどの肌着の 7 品目であった。

表 5-6 は、日 EU・EPA を利用した時のベトナムと EU の日本からの輸入における代表的な 50 品目の関税削減額と関税削減率をまとめたものである。

ベトナムの日本からの輸入で関税削減率が 5%以上である品目は、牛肉（冷蔵のもの）、牛肉（冷凍のもの）、ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）、バターミルク・ヨーグルト等、りんご、梨、緑茶、米、コーヒー牛乳等の甘味飲料、清酒・りんご酒等、プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）、プラスチック製のその他の板・シート、T シャツなどの肌着、鉄鋼製のネジ等、電動機及び発電機、テレビカメラ・デジタルカメラ等、カラーテレビ、電気回路用の機器・光ファイバー用の接続子等、貨物自動車、自動車の部分品、写真機・写真用のせん光器具の 21 品目であった。

英国の日本からの輸入において、日 EU・EPA の発効 5 年目に関税削減率が 5%以上である品目は、たまねぎ・シャロット、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料、感光性のロール状写真用フィルム等、エチレンの重合体、プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）、プラスチック製のその他の板、T シャツなどの肌着、カラーTV、乗用自動車、の 9 品目であった。

フランス、ドイツの日本からの輸入における 50 の代表品目における関税削減率は、英国と似ている品目が多い。

表 5-5：日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

(単位：USD/ト)			輸出側																		
			ベトナム		フランス				ドイツ				英国				EU28加盟				
			関税削減額	関税削減率	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	
輸入側：日本 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	106,991	11.0%	139,088	14.3%	--	--	--	--	--	--	--	192,576	11.0%	250,349	14.3%	
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	13,629	11.0%	17,717	14.3%	--	--	--	--	--	--	--	349,163	11.0%	453,912	14.3%	
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	157,302	0.9%	283,638	1.6%	
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	110	2.4%	552	12.0%	
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--	35,712	3.4%	35,712	3.4%	--	--	--	--	35,712	3.4%	35,712	3.4%	
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	138,738	3.0%	138,738	3.0%	
	9	0703.10	たまねぎ、ジャロウト	1,181	3.0%	16,338	3.0%	16,338	3.0%	--	--	--	--	--	--	--	17,654	2.9%	17,654	2.9%	
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	739	6.0%	739	6.0%	
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	564	6.0%	564	6.0%	167,183	6.0%	167,183	6.0%	
	15	0902.10	緑茶	11,502	11.7%	1,332	2.8%	6,756	14.2%	61	2.8%	310	14.2%	55	2.8%	281	14.2%	1,449	2.8%	7,346	14.2%
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	17	2202.99	コーヒー・牛乳・コーラ等の甘味飲料	0	0.0%	411,229	9.3%	430,383	9.8%	50,485	5.7%	106,837	12.0%	2,581	4.1%	8,160	12.9%	1,078,147	5.2%	2,520,399	12.2%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0	0.0%	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	116	0.0%	577	0.0%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	--	--	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	1,753	2.7%	84,639	1.4%	84,639	1.4%	178,124	2.6%	178,124	2.6%	4,953	1.7%	4,953	1.7%	1,072,605	2.3%	1,072,605	2.3%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	8,396	0.4%	4,231	0.2%	4,231	0.2%	121,433	0.9%	121,433	0.9%	31,420	0.8%	31,420	0.8%	191,841	0.7%	191,841	0.7%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	1,557,464	4.4%	212,422	4.0%	212,422	4.0%	1,384,076	4.4%	1,384,076	4.4%	562,574	4.5%	562,574	4.5%	4,509,264	4.3%	4,509,264	4.3%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	38,242,371	8.5%	770,808	10.0%	770,808	10.0%	17,524	10.1%	17,524	10.1%	118,091	9.5%	118,091	9.5%	7,777,755	10.6%	7,777,755	10.6%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	811,228	2.8%	185,972	2.8%	185,972	2.8%	754,685	2.8%	754,685	2.8%	378,636	2.8%	378,636	2.8%	1,863,901	2.8%	1,863,901	2.8%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	--	--	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0	0.0%	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	34	8480	金属製造用誘導型枠等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	37	8523	デスク、テーブル、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	0	0.0%	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスタ等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	45	8704	貨物自動車	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医療用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(資料) 表 5-1 と同様。

表 5-6：ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

(単位：USD/ト)			輸入側														
			ベトナム		フランス				ドイツ				英国				
					関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	
輸出側：日本	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	12,360	8.1%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	105,285	8.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	88	9.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	22	0.2%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	478	11.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	79	9.6%	79	9.6%	--	--	--	432	9.6%	432	9.6%	9.6%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	1	12.8%	1	12.8%	--	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	24	8.8%	24	8.8%	--	--	--	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	111,185	10.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	56,266	10.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	667	11.2%	667	11.2%	--	--	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	211,517	27.5%	66,762	3.2%	66,762	3.2%	124,716	3.2%	124,716	3.2%	32,708	3.2%	32,708	3.2%
	16	1006	米	53,579	26.1%	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	223,427	24.4%	21,217	9.6%	21,217	9.6%	7,646	9.6%	7,646	9.6%	346,853	9.6%	346,853	9.6%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	164,526	9.2%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	255,313	1.0%	78,762	2.2%	78,762	2.2%	746,203	1.8%	746,203	1.8%	200,713	2.4%	200,713	2.4%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	52,370	2.7%	3,102	6.5%	3,102	6.5%	12,666	6.3%	12,666	6.3%	17,689	6.5%	17,689	6.5%
	21	3901	エチレンの重合体	0	0.0%	63,558	6.5%	63,558	6.5%	611,432	6.5%	611,432	6.5%	48,784	6.5%	48,784	6.5%
	22	3919	プラスチック製の板・シート（平らな形状で柔軟性があるもの）	14,214,438	12.7%	466,298	6.5%	466,298	6.5%	1,579,532	5.6%	1,579,532	5.6%	866,370	6.0%	866,370	6.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	3,636,354	6.0%	519,408	5.0%	519,408	5.0%	4,872,247	4.6%	4,872,247	4.6%	1,354,211	5.6%	1,354,211	5.6%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	33,807	20.0%	517,510	12.0%	517,510	12.0%	98,553	12.0%	98,553	12.0%	497,208	12.0%	497,208	12.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0	0.0%	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	17,743,655	12.0%	821,575	3.7%	821,575	3.7%	1,473,214	3.7%	1,473,214	3.7%	1,790,981	3.7%	1,790,981	3.7%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0	0.0%	29,545	2.3%	35,440	2.7%	2,331,214	2.6%	2,431,746	2.7%	619,432	1.0%	1,614,259	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	68,297	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	663,355	0.2%	104,265	0.2%	104,265	0.2%	21,114	0.0%	21,114	0.0%	134,856	0.1%	134,856	0.1%
	31	8457.10	マシンングセンター	0	0.0%	668,882	2.7%	668,882	2.7%	2,728,349	2.7%	2,728,349	2.7%	1,076,642	2.7%	1,076,642	2.7%
	32	8477.10	射出成形機	0	0.0%	88,258	1.7%	88,258	1.7%	45,723	1.7%	45,723	1.7%	13,992	1.7%	13,992	1.7%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0	0.0%	155,389	1.5%	155,389	1.5%	1,401,756	1.3%	1,401,756	1.3%	222,554	1.6%	222,554	1.6%
	34	8480	金属排造用排型枠等	763,289	1.5%	70,324	1.7%	70,324	1.7%	78,031	1.7%	78,031	1.7%	304,955	1.7%	304,955	1.7%
	35	8501	電動機及び発電機	2,005,542	7.1%	648,843	2.6%	679,003	2.7%	3,963,083	2.7%	3,992,760	2.7%	641,487	2.4%	740,122	2.8%
	36	8517	電話機及びその他の機器	2,559,220	0.8%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	248,214	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	2,444,117	5.0%	55,603	1.3%	55,603	1.3%	1,715,079	1.3%	1,715,079	1.3%	365,490	1.1%	365,490	1.1%
	39	8528.72	カラーテレビ	195,679	35.0%	557	2.3%	2,833	11.7%	6,402	2.3%	32,566	11.7%	17,912	2.3%	91,115	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	103,782,866	12.7%	406,840	0.9%	406,840	0.9%	3,842,455	1.2%	3,842,455	1.2%	861,735	1.1%	861,735	1.1%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	2,136,797	4.4%	213,870	0.6%	482,505	1.3%	495,567	0.4%	2,359,446	1.7%	574,239	0.8%	1,239,946	1.8%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	44	8703	乗用自動車	2,313,353	3.1%	8,022,161	1.2%	41,447,831	6.2%	10,587,909	1.2%	54,704,197	6.2%	15,946,077	1.2%	82,388,063	6.2%
	45	8704	貨物自動車	298,629	5.7%	86,836	2.1%	440,925	10.8%	39,097	1.8%	199,585	9.3%	4,319	0.1%	21,991	0.3%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	45,387,006	11.8%	43,040,941	4.0%	43,912,048	4.0%	28,285,182	4.0%	29,312,675	4.2%	28,183,180	3.5%	31,018,491	3.9%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	10,743,451	14.8%	7,939	3.6%	7,939	3.6%	44,828	3.7%	44,828	3.7%	72,156	3.7%	72,156	3.7%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 5-1 と同様。

(5) 日本ベトナム EPA/TPP/日 EU・EPA の業種別関税率効果比較

表 5-7 は日本の輸入での、JVEPA/TPP/日 EU・EPA における関税削減額および削減率の業種別の関税削減効果を比較したものである。

日本のベトナムからの輸入での関税削減額が約 7 億ドルで、EU28 からは日 EU・EPA の最終年で約 15 億ドルとなり、EU は倍の関税削減規模を持つ。しかし、関税削減率ではベトナムからの輸入において JVEPA 利用時は 3.2%と日 EU・EPA 最終年の 1.7%よりも倍近い効果を持つ。

なお、ベトナムからの輸入で TPP を利用した時の関税削減率は最終年で 3.6%と JVEPA よりもやや高い。つまり、将来的には、ベトナムからの輸入では、JVEPA よりも TPP 活用の方が得であるケースが増えることになる。

なお、EU の中でもフランスからの輸入では、食料品・アルコールを中心に最終年では関税削減額が 2.8 億ドルと、ドイツの 1.6 億ドル、英国の 0.5 億ドルよりもかなり大きい。

表 5-7：日本の輸入での日本ベトナム EPA/TPP/日本 EU・EPA における関税削減額および削減率の業種別効果比較（ベトナム：2019 年・発効から 5 年目/最終年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均）

		輸出																							
		ベトナム				フランス				ドイツ				英国				EU28か国							
		日本ベトナム EPA		日本とのTPP				日本EU・EPA																	
		関 税 削 減 額	関 税 削 減 率	5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年			
関 税 削 減 額	関 税 削 減 率			関 税 削 減 額	関 税 削 減 率	関 税 削 減 額	関 税 削 減 率	関 税 削 減 額	関 税 削 減 率	関 税 削 減 額	関 税 削 減 率	関 税 削 減 額	関 税 削 減 率	関 税 削 減 額	関 税 削 減 率	関 税 削 減 額	関 税 削 減 率	関 税 削 減 額	関 税 削 減 率	関 税 削 減 額	関 税 削 減 率				
(単位：USD)																									
輸入側：日本 従価税	農水産品	12,868,677	1.4%	13,430,168	1.6%	14,333,649	1.7%	13,742,724	4.5%	35,107,895	11.5%	12,410,946	4.3%	26,324,467	9.1%	4,461,715	3.2%	5,447,724	3.9%	119,492,859	4.2%	240,490,478	7.4%		
	食料品・アルコール	39,751,744	6.1%	37,185,734	7.0%	39,203,264	7.4%	96,125,028	10.0%	103,168,456	10.7%	19,393,962	8.6%	24,943,945	11.0%	2,858,916	0.8%	3,591,886	1.0%	296,186,831	8.4%	390,381,742	6.7%		
	鉱物性燃料	201,059	0.0%	256,405	0.1%	256,405	0.1%	806,824	0.5%	806,824	0.5%	528,665	2.2%	528,665	2.2%	86,466	0.6%	86,466	0.6%	2,132,522	0.4%	2,132,522	0.4%		
	化学工業品	6,746,466	1.1%	6,277,504	1.3%	7,667,855	1.6%	23,856,356	0.7%	26,600,443	0.8%	61,027,171	0.9%	64,840,264	1.0%	10,297,140	0.5%	10,369,971	0.5%	208,607,008	0.9%	220,511,409	0.9%		
	プラスチック・ゴム製品	31,587,210	3.2%	23,643,182	3.3%	23,643,182	3.3%	7,396,213	2.7%	7,396,213	2.7%	18,277,209	2.8%	18,277,209	2.8%	4,091,147	2.4%	4,091,147	2.4%	52,420,240	3.0%	52,420,240	2.7%		
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	49,273,383	8.1%	21,476,542	4.0%	46,670,960	8.7%	26,550,199	4.1%	59,325,324	9.1%	517,627	2.4%	1,136,091	5.3%	1,042,426	4.0%	2,396,000	9.2%	97,020,239	9.6%	217,811,881	9.6%		
	木材・パルプ	5,149,924	0.6%	5,415,436	0.7%	6,798,453	0.9%	232,796	0.4%	300,821	0.5%	1,936,686	0.9%	2,895,457	1.3%	56,045	0.1%	74,836	0.1%	39,794,281	2.0%	63,063,333	3.1%		
	繊維製品・履物	499,271,551	8.4%	356,113,061	7.7%	421,361,353	9.1%	14,018,350	7.4%	14,287,490	7.5%	5,520,530	4.0%	7,260,432	5.2%	11,747,504	6.2%	12,809,231	6.8%	183,110,909	14.8%	202,533,743	7.5%		
	皮革・貴金属・鉄鋼・アルミ製品	12,952,500	1.2%	8,925,872	1.1%	8,942,555	1.1%	34,359,173	3.5%	34,359,836	3.5%	7,791,594	0.7%	7,793,510	0.7%	9,198,190	2.0%	9,198,605	2.0%	82,250,574	1.7%	82,852,051	1.6%		
機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%			
電気機器・部品	44,328	0.0%	25,785	0.0%	25,785	0.0%	394,746	0.1%	394,746	0.1%	207,525	0.0%	207,525	0.0%	34,172	0.0%	34,172	0.0%	731,747	0.0%	731,747	0.0%			
輸送用機械・部品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9,869	0.0%	9,869	0.0%	130,905	0.0%	130,905	0.0%	140,774	0.0%	140,774	0.0%			
光学機器・楽器	114,259	0.0%	502,046	0.1%	504,324	0.1%	571,447	0.1%	949,174	0.2%	324,941	0.0%	336,233	0.0%	36,409	0.0%	39,572	0.0%	5,041,237	0.1%	5,611,346	0.1%			
雑製品	9,577,058	0.7%	12,021,505	1.2%	12,033,293	1.2%	538,584	0.2%	538,671	0.2%	4,442,180	1.5%	4,461,627	1.5%	608,211	0.6%	609,190	0.6%	9,653,891	0.8%	9,693,812	0.7%			
全体	667,538,160	3.2%	485,273,239	3.0%	581,441,079	3.6%	218,592,440	2.1%	283,235,893	2.7%	132,388,904	0.5%	159,015,293	0.6%	44,649,246	0.6%	48,879,706	0.6%	1,096,583,113	1.5%	1,488,375,078	1.7%			

(注) 日本のベトナムからの輸入で TPP11 の最終年は 21 年目。日本の EU からの輸入で日 EU・EPA は利用時の最終年は 21 年目となる。

(資料) 表 5-1 と同様。

6. 2019 年におけるベトナムの日本、EU との貿易における平均関税率

(1) 大きいベトナムの日本からの輸入での FTA 効果

令和元年度の本調査報告書においては、ベトナムの日本、EU との貿易における関税削減効果分析を計測している。日本ベトナム EPA(JVEPA)は 2009 年 10 月に発効、EU ベトナム FTA (EVFTA) は 2019 年 6 月に署名済であり、今後、両国の議会での批准を経て発効の予定である。

第 6 章では、JVEPA と EVFTA を活用したベトナムの日本、EU からの輸入における EPA の平均関税率 (MFN 税率と FTA 税率) と関税率差 (MFN 税率－FTA 税率)、同時に、ベトナムの日本、フランス、ドイツ、英国への輸出における平均関税率を計測し、分析している。関税率差は通常支払う関税率 (MFN 税率) から EPA/FTA を利用した時の関税率 (FTA 税率) を差し引いたもので、その割合の分だけ関税削減効果が得られることを表している。

表 6-1 は、ベトナムの日本、EU28 カ国からの輸入において、従価税だけを課している品目の MFN 税率と FTA 税率及び関税率差を計算している。表 6-1 の平均関税率は、日本が 2019 年、EU は発効から 1 年目と 5 年目を加重平均で求めたものである。

表 6-1 のように、ベトナムの日本、EU28 からの輸入において、加重平均による EPA を利用した時の全品目平均 (従価税) の MFN 税率は 5.5%、4.6%であった。FTA 税率はそれぞれ 1.0%、3.5%(1 年目)、1.1%(5 年目)であった。ベトナムの AFTA における他の ASEAN9 か国からの輸入での FTA 税率は 1.3%で、ベトナムの日本と EU28 からの輸入における 5 年目の EPA/FTA 税率とほぼ同じであった。

つまり、ベトナムの日本からの輸入における EPA 利用時の FTA 税率は AFTA 並みに低くなっており、関税の削減が進展していることが窺える。ベトナムの EU28 からの輸入においても、1 年目から EPA 税率は全品目平均で 3.5%に削減されており、5 年目では 1.1%まで低下するので、日本からの輸入と変わらない水準になる。日本からの輸入での EPA 税率が低下している背景には、日ベトナム EPA が発効した 2009 年から 10 年が経過し、段階的な削減が進んでいることが考えられる。

この結果、ベトナムの日本からの輸入での 2019 年の関税率差は 4.5%であるし、EU28 からの輸入では 1.1%(1 年目)、3.5%(5 年目)となる。ベトナムの日本と EU28 からの輸入では、関税効果という点では、日本からの輸入の方が高いことになる。つまり、ベトナムが日本から 100 万円輸入した場合には、日ベトナム EPA を利用すれば平均で 4.5 万円の関税を削減できるし、EU28 から輸入した場合は 5 年目には 3.5 万円の関税を節約できる。

ベトナムの ASEAN 9 か国からの輸入では、AFTA を利用した関税率差は 7%程度であり、ベトナムの日本と EU28 からの輸入での関税削減効果よりも高い。これは、ベトナムの他の ASEAN の輸入での MFN 税率が高いためである (9%)。

表 6-1：ベトナムの日本、EU からの輸入の平均関税率

(日本：2019 年、EU：発効から1 年目/ 5 年目、加重平均)

		輸入側				
		ベトナム(従価税)				
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側	日本	5.5%	1.0%		4.5%	
	オーストリア	3.2%	2.4%	0.8%	0.8%	2.4%
	ベルギー	2.8%	2.2%	0.8%	0.6%	2.0%
	ブルガリア	5.0%	3.4%	1.1%	1.5%	3.9%
	クロアチア	2.0%	1.7%	0.6%	0.3%	1.4%
	キプロス	2.5%	2.2%	0.9%	0.3%	1.6%
	チェコ	5.7%	4.8%	1.3%	1.0%	4.4%
	デンマーク	3.2%	2.1%	0.4%	1.1%	2.7%
	エストニア	1.8%	0.9%	0.2%	0.9%	1.6%
	フィンランド	1.7%	1.1%	0.3%	0.6%	1.5%
	フランス	5.2%	4.2%	1.5%	1.0%	3.7%
	ドイツ	5.1%	3.8%	1.3%	1.3%	3.8%
	ギリシャ	4.1%	3.3%	1.0%	0.8%	3.2%
	ハンガリー	8.1%	6.3%	2.1%	1.8%	6.0%
	アイルランド	0.6%	0.5%	0.2%	0.1%	0.4%
	イタリア	6.1%	4.3%	1.1%	1.8%	5.0%
	ラトビア	3.6%	2.4%	0.6%	1.1%	2.9%
	リトアニア	6.2%	4.9%	1.4%	1.3%	4.8%
	ルクセンブルク	10.0%	0.4%	0.1%	9.6%	9.9%
	マルタ	0.3%	0.3%	0.1%	0.1%	0.2%
	オランダ	5.5%	4.4%	1.6%	1.1%	3.9%
	ポーランド	6.7%	5.2%	1.6%	1.5%	5.1%
	ポルトガル	8.4%	6.3%	2.4%	2.0%	5.9%
	ルーマニア	6.9%	5.1%	1.7%	1.8%	5.3%
	スロベニア	12.7%	9.4%	4.9%	3.3%	7.8%
	スロバキア	7.1%	5.4%	1.4%	1.7%	5.7%
	スペイン	5.5%	4.3%	1.4%	1.1%	4.1%
	スウェーデン	2.9%	2.2%	0.8%	0.7%	2.1%
	英国	6.2%	4.9%	2.0%	1.4%	4.2%
	EU28か国	4.6%	3.5%	1.1%	1.1%	3.5%
	EU (UK除く)	4.5%	3.4%	1.1%	1.1%	3.4%

(注 1) 品目毎の輸入額で重み付けをした加重平均税率（以下同様）。

(注 2) 重み付けに用いる輸入額は、2017 年のベトナムと当該国との貿易額とした（以下同様）。

(資料) 各国関税率表、各国 TRS 表(Tariff Reduction Schedule)、「マーリタイム&トレード」IHS グローバル株式会社より作成。

(2) 日本とEU のベトナムからの輸入での関税率はほぼ同じ

表 6-2 は、表 6-1 とは貿易の流れが逆の方向である日本、フランス、ドイツ、英国がベトナムから輸入する時の平均関税率と関税率差を求めたものである。日本は JVEPA、フランス、ドイツ、英国は EVFTA を利用してベトナムから輸入する場合の平均関税率を計算している。

表 6-2 : 日本、EU のベトナムからの輸入の平均関税率

(日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

			輸入側											
			日本			フランス			ドイツ			英国		
			MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差
輸出側	ベトナム	1年目	3.5%	0.3%	3.2%	4.3%	1.8%	2.5%	4.3%	1.7%	2.5%	3.1%	1.4%	1.7%
		5年目					0.4%	3.9%		0.4%	3.9%		0.4%	2.7%

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-2 によれば、日本のベトナムからの輸入での MFN 税率は 3.5%、FTA 税率は 0.3% で関税率差は 3.2% である。フランスのベトナムからの輸入での MFN 関税率は 4.3%、FTA 税率は 1.8%(1 年目)と 0.4%(5 年目)で関税率差は 2.5%(1 年目)と 3.9%(5 年目)である。ドイツのベトナムからの輸入での MFN 関税率は 4.3%、FTA 税率は 1.7%(1 年目)と 0.4%(5 年目)で関税率差は 2.5%(1 年目)と 3.9%(5 年目)である。英国のベトナムからの輸入での MFN 関税率は 3.1%、FTA 税率は 1.4%(1 年目)と 0.4%(5 年目)で関税率差は 1.7%(1 年目)と 2.7%(5 年目)である。

つまり、ベトナムの日本、フランス、ドイツ、英国への輸出で FTA/EPA を活用すれば、JVEPA の関税削減効果の方が EVFTA の 1 年目よりも高いが、5 年目は逆転する場合がある。ベトナムの EU への輸出において、英国よりもドイツ、フランス向けの関税削減効果が高いのは、貿易額を用いた加重平均で MFN 税率と FTA 税率を求めているからである。

また表 6-2 に示されているように、日本やフランス、ドイツ、英国などのベトナムからの輸入（ベトナムから見ればこれらの国への輸出）の関税率差と、逆である表 6-1 のベトナムの日本やフランス、ドイツ、英国からの輸入の場合（関税率差）と比較すると、ベトナムの日本からの輸入の方が（表 6-2）日本のベトナムからの輸入の場合よりも高い。しかし、ベトナムの EU からの輸入では逆の EU のベトナムからの場合とそれほど変わらない結果となった。日本のベトナムからの輸入で関税率差が小さいのは、日本の工業品の関税率（MFN 税率）が低いためである。

表 6-3 と表 6-4 は、単純平均による 2 国・地域間 EPA の関税削減効果を見たものである。表 6-3 のように、単純平均によるベトナムの日本と EU28 からの輸入における関税削減効

果はそれぞれ 6.8% (10.6%－3.8%)、2.8%(1 年目：10.6%－7.7%)、8.0%(5 年目：10.6%－2.6%)であった。

表 6-3 では、表 6-1 と違い EU28 が 1 つに括られているが、これは単純平均の場合は、輸入額でウエイト付けをしてはいないので、EU 各国の MFN 税率も FTA 税率も共通となるためである。これは、表 6-4 でも同様である。

表 6-3 と表 6-1 を比べてみると、ベトナムの日本からの輸入では、単純平均で計算した関税率差(EPA 効果)は加重平均の場合よりもやや大きい。同様に、EU28 からの輸入でも、単純平均の EPA 効果は加重平均よりも大きい。

表 6-3：ベトナムの日本、EU からの輸入の平均関税率

(日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/ 5 年目、単純平均)

		輸入側				
		ベトナム				
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側	日本	10.6%	3.8%		6.8%	
	EU28か国	10.6%	7.7%	2.6%	2.8%	8.0%

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-4：日本、EU のベトナムからの輸入の平均関税率

(日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/ 5 年目、単純平均)

			輸入側					
			日本			EU28か国		
			MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差
輸出側	ベトナム	1年目	4.7%	1.9%	2.8%	4.7%	1.0%	3.7%
		5年目					0.2%	4.5%

(資料) 表 6-1 と同様。

一方、表 6-4 のように、単純平均による関税率差は、日本のベトナムからの輸入(JVEPA)では 2.8%(4.7%－1.9%)であった。EU28 のベトナムからの輸入(EVFTA)では 3.7%(1 年目：4.7%－1.0%)、4.5%(5 年目：4.7%－0.2%)であった。いずれも、加重平均の場合よりも単純平均の方が大きい関税削減効果を示している。

一般的には、加重平均よりも単純平均の関税削減効果の方が我々のイメージに近いように思われる。本稿の分析では単純平均の方が加重平均よりも高めの場合が多いが、その理由の詳細は第 4 章(2)にて分析している。

(3) ベトナムの日本、EU との EPA の業種別平均関税率

表 6-5 のように、日本と EU からベトナムに輸入する時に課せられる関税率(MFN 税率)を業種別に見てみると、農水産品、食料品・アルコール、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、繊維製品・履物、輸送用機械・部品、雑製品の分野で高いことを挙げることができる。

しかし、MFN 税率が高い場合でも、ベトナムが日本からの輸入で JVEPA を利用すれば、輸送用機械・部品 (16.6%→3.4%)、皮革・毛皮・ハンドバッグ等 (13.6%→2.0%)、食料品・アルコール (17.5%→7.4%)、繊維製品・履物 (10.7%→1.7%) といった業種の関税を大きく削減できる。

EU28 から輸入する時に EVFTA を利用すれば、1 年目では繊維製品・履物(MFN 税率 11.0%→FTA 税率 1.9%)、輸送用機械・部品 (18.8%→15.4%)、雑製品 (13.5%→10.3%)、農水産品 (7.2%→5.3%) となり、これらの業種の関税を大きく引き下げることが可能だ。また、5 年目では、雑製品 (13.5%→0.0%)、輸送用機械・部品 (18.8%→7.9%)、繊維製品・履物(MFN 税率 11.0%→FTA 税率 0.4%)、食料品・アルコール (13.0%→5.0%)、皮革・毛皮製品 (7.8%→1.2%)、窯業・貴金属・鉄鋼アルミ (8.3%→2.1%)、農水産品 (7.2%→1.4%) といった業種の関税を大きく削減できる。

これ以外の業種で関税削減効果があるのは、JVEPA では木材パルプ、プラスチック・ゴム製品、雑製品であるし、EVFTA ではプラスチック・ゴム製品であるが、その効果は上記の業種に比べるとかなり低い。

表 6-5 : ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別平均関税率

(日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

		輸出側													
		日本		フランス			ドイツ			英国			EU28 各国		
		MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸入側 ：ベトナム 従価税	農水産品	12.0%	7.0%	6.5%	4.7%	0.9%	7.8%	5.6%	1.4%	10.9%	9.0%	2.8%	7.2%	5.3%	1.4%
	食料品・アルコール	17.5%	7.4%	23.1%	20.3%	9.0%	12.7%	11.3%	4.7%	34.4%	31.0%	14.9%	13.0%	11.3%	5.0%
	鉱物性燃料	7.7%	1.0%	5.6%	6.6%	4.5%	5.3%	6.1%	3.9%	5.3%	6.1%	4.2%	5.1%	5.6%	3.7%
	化学工業品	4.0%	0.2%	3.1%	2.6%	1.0%	2.6%	2.0%	0.7%	2.2%	1.8%	0.7%	2.6%	2.1%	0.8%
	プラスチック・ゴム製品	8.0%	0.4%	4.0%	3.1%	0.7%	5.1%	3.4%	0.6%	5.5%	4.5%	0.4%	5.2%	3.7%	0.6%
	皮革・毛皮・ ハンドバッグ等	13.6%	2.0%	23.2%	19.3%	3.8%	10.4%	8.6%	1.7%	10.1%	8.4%	1.6%	7.8%	6.5%	1.2%
	木材・パルプ	9.2%	0.3%	1.5%	1.3%	0.5%	4.5%	3.6%	1.3%	0.9%	0.8%	0.2%	2.7%	2.2%	0.7%
	繊維製品・履物	10.7%	1.7%	12.1%	1.8%	0.4%	10.5%	0.2%	0.0%	10.6%	1.4%	0.1%	11.0%	1.9%	0.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・ アルミニウム製品	4.7%	1.0%	5.9%	4.9%	1.8%	9.0%	7.2%	2.1%	5.7%	4.5%	1.4%	8.3%	6.7%	2.1%
	機械類・部品	2.3%	0.2%	2.3%	1.6%	0.4%	2.0%	1.4%	0.4%	1.6%	1.1%	0.4%	1.9%	1.3%	0.4%
	電気機器・部品	4.1%	1.0%	6.5%	5.5%	1.1%	6.0%	5.1%	1.0%	4.1%	3.6%	0.7%	2.4%	2.0%	0.4%
	輸送用機械・部品	16.6%	3.4%	0.6%	0.5%	0.2%	22.4%	18.5%	9.5%	41.1%	40.1%	23.4%	18.8%	15.4%	7.9%
	光学機器・楽器	1.5%	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%	1.1%	0.8%	0.0%	0.4%	0.3%	0.0%
	雑製品	17.8%	10.2%	12.5%	10.8%	0.0%	13.2%	10.1%	0.0%	16.2%	12.2%	0.0%	13.5%	10.3%	0.0%
	全体	5.5%	1.0%	5.2%	4.2%	1.5%	5.1%	3.8%	1.3%	6.2%	4.9%	2.0%	4.6%	3.5%	1.1%

(資料) 表 6-1 と同様。

一方、表 6-6 のように日本、フランス、ドイツ、英国のベトナムからの輸入の業種別平均関税率（加重平均）を見てみると、逆のケースである表 6-5 と比べて MFN 税率が低い。これはベトナムの輸入で、日本や EU と比べて関税を高めに設定していることを意味している。日本のベトナムからの輸入では繊維製品・履物（9.1%）、皮革・毛皮製品（8.4%）、食料品・アルコール（7.6%）の MFN 税率が高かった。英国のベトナムからの輸入で MFN 税率が高い業種は、食料品・アルコール（18.7%）、繊維製品・履物（12.0%）、プラスチック・ゴム製品（5.9%）、輸送用機械・部品（5.7%）、皮革・毛皮・ハンドバッグ等（4.7%）、農水産品（4.6%）であった。

日本のベトナムからの輸入において関税率差（MFN 税率－FTA 税率）が 5%を超える業種は、繊維製品・履物（8.4%）、皮革・毛皮・ハンドバッグ等（8.1%）、食料品・アルコール（6.1%）の 3 分野になる。

英国のベトナムからの輸入において 5 年目で関税率差（MFN 税率－FTA 税率）が 5%を超える業種は、食料品・アルコール（13.1%）、繊維製品・履物（10.4%）、プラスチック・ゴム製品（5.9%）の 3 つであり、3%～5%未満の業種は輸送用機械・部品（4.8%）、皮革・毛皮製品（4.7%）、農水産品（4.6%）、の 3 分野である。

表 6-6：日本、EU のベトナムからの輸入の業種別平均関税率

（日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均）

		輸入側										
		日本		フランス			ドイツ			英国		
		MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸出側 ：ベトナム 従価税	農水産品	1.9%	0.5%	4.1%	1.0%	0.2%	1.3%	0.2%	0.0%	4.6%	0.6%	0.0%
	食料品・アルコール	7.6%	1.5%	15.3%	9.1%	2.8%	19.3%	8.2%	3.4%	18.7%	14.8%	5.6%
	鉱物性燃料	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	化学工業品	1.3%	0.2%	3.2%	0.6%	0.0%	4.5%	0.4%	0.0%	2.0%	0.3%	0.1%
	プラスチック・ゴム製品	3.2%	0.0%	5.5%	0.0%	0.0%	4.4%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.4%	0.2%	5.3%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%
	木材・パルプ	0.9%	0.4%	1.4%	0.1%	0.0%	2.4%	0.5%	0.1%	1.4%	0.0%	0.0%
	繊維製品・履物	9.1%	0.7%	12.7%	6.0%	1.2%	12.7%	5.6%	1.4%	12.0%	6.4%	1.6%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.2%	0.0%	2.6%	0.0%	0.0%	4.0%	0.2%	0.0%	2.3%	0.4%	0.0%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.2%	0.3%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	1.7%	0.5%	0.0%	5.9%	4.6%	0.9%	5.7%	3.9%	0.9%
	光学機器・楽器	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
	雑製品	0.7%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%
	全体	3.5%	0.3%	4.3%	1.8%	0.4%	4.3%	1.7%	0.4%	3.1%	1.4%	0.4%

（資料）表 6-1 と同様。

表6-7と表6-8は単純平均で計算した業種別の平均関税率である。表の中身を見ると、ベトナムと日本・フランス・ドイツ・英国との輸出入において、日本のベトナムからの輸入を除けば、加重平均の場合よりも単純平均の方の関税率差が大きい業種が多い。

表 6-7：ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別平均関税率

(日本：2019 年、EU：発効から1 年目/ 5 年目、単純平均)

		輸出側				
		日本		EU28 各国		
		MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸入側 ：ベトナム	農水産品	13.7%	4.7%	13.7%	10.7%	2.7%
	食料品・アルコール	28.0%	16.1%	28.0%	24.3%	11.3%
	鉱物性燃料	5.4%	2.7%	5.4%	4.5%	2.6%
	化学工業品	3.2%	0.5%	3.2%	2.2%	0.8%
	プラスチック・ゴム製品	8.5%	2.2%	8.5%	6.4%	1.8%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	12.5%	4.5%	12.5%	10.0%	2.0%
	木材・パルプ	9.7%	1.0%	9.7%	8.1%	2.7%
	繊維製品・履物	13.0%	1.2%	13.0%	3.3%	0.7%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	10.1%	2.3%	10.1%	8.0%	2.5%
	機械類・部品	4.6%	1.4%	4.6%	3.6%	1.1%
	電気機器・部品	8.6%	2.7%	8.6%	7.4%	1.5%
	輸送用機械・部品	25.0%	22.2%	25.0%	22.6%	12.0%
	光学機器・楽器	4.5%	0.7%	4.5%	3.3%	0.6%
	雑製品	16.0%	4.7%	16.0%	12.1%	0.3%
	全体	10.6%	3.8%	10.6%	7.7%	2.6%

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-8：日本、EU のベトナムからの輸入の業種別平均関税率

(日本：2019 年、EU：発効から1 年目/ 5 年目、単純平均)

		輸入側				
		日本		EU28 各国		
		MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸出側 ：ベトナム	農水産品	7.3%	4.8%	7.6%	1.6%	0.2%
	食料品・アルコール	15.3%	10.0%	14.2%	2.0%	0.6%
	鉱物性燃料	0.7%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%
	化学工業品	2.3%	0.1%	4.2%	0.9%	0.0%
	プラスチック・ゴム製品	2.4%	0.0%	4.6%	0.2%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	10.9%	4.4%	3.2%	0.0%	0.0%
	木材・パルプ	2.1%	0.7%	1.2%	0.5%	0.1%
	繊維製品・履物	6.4%	0.7%	8.0%	2.0%	0.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.0%	0.0%	2.2%	0.5%	0.1%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	0.1%	0.0%	2.2%	0.8%	0.1%
	輸送用機械・部品	0.1%	0.0%	5.2%	2.7%	1.0%
	光学機器・楽器	0.2%	0.0%	1.7%	0.2%	0.0%
	雑製品	2.2%	0.0%	2.5%	0.1%	0.0%
	全体	4.7%	1.9%	4.7%	1.0%	0.2%

(資料) 表 6-1 と同様。

(4) 代表的な 50 品目における MFN 税率と FTA 税率

表 6-9 は、EPA/FTA を利用した時のベトナムの日本と EU からの輸入における代表的な 50 品目の MFN 税率と FTA 税率を見たものである。

表 6-9 : ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別平均関税率
(日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

			輸出側														
			日本			フランス			ドイツ			英国			EU28 各国		
			MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	
輸入側 （ベトナム （従属税）	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	14.1%	6.0%	14.0%	10.5%	0.0%	--	--	--	--	--	--	14.0%	10.5%	0.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	14.0%	6.0%	14.0%	10.5%	0.0%	--	--	--	--	--	--	14.0%	10.5%	0.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	15.0%	6.0%	15.0%	11.2%	0.0%	15.0%	11.2%	0.0%	15.0%	11.2%	0.0%	15.0%	11.2%	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	5.0%	28.9%	5.0%	3.2%	0.4%	5.0%	3.2%	0.4%	5.0%	4.1%	0.8%	5.0%	3.2%	0.4%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	20.0%	9.0%	20.0%	5.7%	1.1%	20.0%	5.6%	1.1%	--	--	--	20.0%	5.4%	1.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	11.9%	9.9%	2.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	9.2%	1.8%
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	8.8%	7.3%	1.5%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	30.0%	25.0%	5.0%	--	--	--	--	--	--	30.0%	25.0%	5.0%
	12	0808.10	りんご	10.0%	0.0%	10.0%	7.5%	0.0%	--	--	--	10.0%	7.5%	0.0%	10.0%	7.5%	0.0%
	13	0808.30	梨	10.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	40.0%	12.5%	40.0%	33.3%	6.6%	40.0%	33.3%	6.6%	40.0%	33.3%	6.6%	40.0%	33.3%	6.6%
	16	1006	米	38.4%	12.3%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	40.0%	36.0%	20.1%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	27.5%	3.1%	27.5%	24.0%	10.3%	27.5%	24.0%	10.3%	27.5%	24.0%	10.3%	27.5%	24.0%	10.3%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	55.0%	54.2%	55.0%	48.1%	20.6%	--	--	--	--	--	--	55.0%	48.1%	20.6%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	1.2%	0.2%	--	--	--	4.9%	4.4%	0.3%	2.0%	1.8%	0.3%	0.9%	0.8%	0.1%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	3.2%	0.4%	3.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%	0.0%	5.0%	3.7%	0.0%	3.0%	1.6%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	--	--	12.5%	9.3%	0.7%	12.7%	9.3%	0.7%	13.2%	9.3%	0.7%	12.8%	9.3%	0.7%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	6.0%	0.0%	6.0%	5.8%	0.0%	6.0%	5.5%	0.0%	6.0%	5.8%	0.0%	6.0%	5.6%	0.0%
	24	6109	T シャツなどの肌着	20.0%	0.0%	20.0%	16.6%	3.3%	20.0%	16.6%	3.3%	20.0%	16.6%	3.3%	20.0%	16.6%	3.3%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	12.0%	0.0%	12.0%	9.0%	5.4%	12.0%	9.0%	5.4%	12.0%	9.0%	5.4%	12.0%	9.0%	5.4%
	28	8207	手工工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.3%	0.1%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.2%	0.0%	0.7%	0.1%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%	1.3%	0.9%	0.2%	0.9%	0.1%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鋳造用鋳型枠等	1.5%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	1.6%	0.1%	0.0%	1.5%	0.2%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	10.7%	6.0%	4.5%	3.9%	0.7%	10.6%	8.7%	1.6%	3.0%	2.7%	0.5%	11.5%	9.6%	1.8%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.8%	0.0%	0.5%	0.4%	0.0%	0.5%	0.3%	0.0%	0.5%	0.3%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	3.5%	0.3%	4.5%	4.6%	0.9%	5.4%	5.1%	1.0%	6.0%	5.8%	1.2%	3.3%	3.2%	0.6%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	5.0%	0.0%	5.0%	5.8%	1.1%	5.0%	5.8%	1.1%	5.0%	5.8%	1.1%	5.0%	5.8%	1.1%
	39	8528.72	カラーテレビ	35.0%	0.0%	35.0%	29.1%	5.8%	35.0%	29.1%	5.8%	35.0%	29.1%	5.8%	35.0%	29.1%	5.8%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	16.6%	4.6%	12.1%	11.0%	2.2%	14.7%	12.4%	2.4%	8.0%	8.7%	1.6%	12.9%	11.4%	2.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	7.8%	10.0%	7.8%	6.0%	1.2%	7.8%	6.0%	1.2%	7.8%	6.0%	1.2%	7.8%	6.0%	1.2%
	42	8541	ダイオード、トランジスタ等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	48.8%	45.7%	59.0%	61.4%	36.8%	51.4%	55.3%	33.1%	49.9%	53.7%	31.8%	50.8%	54.7%	32.6%
	45	8704	貨物自動車	28.1%	25.2%	--	--	--	29.4%	22.0%	13.2%	23.8%	19.5%	11.7%	26.3%	20.6%	12.3%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	14.6%	2.9%	16.9%	14.7%	6.3%	15.2%	13.1%	5.6%	14.5%	12.6%	5.4%	14.5%	12.6%	5.4%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	14.8%	0.0%	8.8%	6.6%	0.0%	0.4%	0.3%	0.0%	12.0%	9.0%	0.0%	0.9%	0.7%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 6-1 と同様。

ベトナムの日本からの輸入で JVEPA を利用した場合、関税率差が 20%以上ある代表的な品目は、緑茶 (27.5%)、米 (26.1%)、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料 (24.4%)、T シャツなどの肌着 (20.0%)、カラーテレビ (35.0%) の 5 品目となる。

一方、ベトナムの EU28 からの輸入で EVFTA を利用した時の 5 年目の関税率差が 20%以上ある代表的な品目は、メロン (25.0%)、緑茶 (33.4%)、清酒・りんご酒・梨酒などの発酵酒 (34.4%)、カラーテレビ (29.2%) の 4 品目であった。

50 品目の中で関税率差がマイナスである品目は、ベトナムの日本からの輸入では、ミルク及びクリーム (甘味料を加えたもの) (-23.9%)、電気制御用又は配電用のパネル等 (-2.2%) の 2 品目であった。又、ベトナムの EU からの輸入で EVFTA を利用した場合、逆転現象が起きたのは 1 年目だけで「テレビジョンカメラ・デジタルカメラ等」と「乗用車」の 2 品目であった。FTA 税率の方が MFN 税率よりも高いという逆転現象は、MFN 税率の関税削減交渉などの進展により、MFN 税率の方が FTA 税率よりも引き下げられることによって発生する。

表 6-10 は、EPA を利用した時の日本と EU のベトナムからの輸入における代表的な 50 品目の平均関税率をまとめたものである。

日本のベトナムからの輸入において、5%以上 10%未満の関税率差がある品目は、T シャツなどの肌着 (8.5%) の 1 品目であった。関税率差が 10%以上の品目は緑茶 (11.7%) の 1 品目であった。

英国のベトナムからの輸入において 5 %以上 10%未満の関税率差のある品目は、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料 (8.0%)、エチレンの重合体 (6.5%)、プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの) (6.3%)、プラスチック製のその他の板・シート (6.5%)、乗用自動車 (6.3%) の 5 品目であった。関税率差が 10%以上の品目は、かぼちゃ (12.8%)、T シャツなどの肌着 (10.0%)、カラーテレビ (11.7%) の 3 品目であった。

表 6-10：日本、EU のベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率

(日本：2019 年、EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸入側										
			日本		フランス			ドイツ			英国		
			MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
9	0703.10	たまねぎ、シャロット	3.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--
10	0709.93	かぼちゃ	--	--	12.8%	0.0%	0.0%	--	--	--	12.8%	0.0%	0.0%
11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
15	0902.10	緑茶	17.0%	5.3%	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%
16	1006	米	--	--	--	0.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%
17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	13.4%	13.4%	9.6%	8.0%	1.6%	9.6%	8.0%	1.6%	9.6%	8.0%	1.6%
18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	0.0%	0.0%
19	3701	感光性の写真用プレート等	--	--	--	--	--	--	--	--	1.6%	0.0%	0.0%
20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
21	3901	エチレンの重合体	2.7%	0.0%	--	--	--	6.5%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%
22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	0.4%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	6.4%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%	0.0%
23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.4%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%	0.0%
24	6109	T シャツなどの肌着	8.5%	0.0%	12.0%	10.0%	2.0%	12.0%	10.0%	2.0%	12.0%	10.0%	2.0%
25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
28	8207	手工工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
31	8457.10	マシンングセンター	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--
33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%
34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%
35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	2.5%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.1%	0.0%
39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	14.0%	11.6%	2.3%	14.0%	11.6%	2.3%	14.0%	11.6%	2.3%
40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%
41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.0%	0.0%
42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	10.0%	8.7%	3.7%	10.0%	8.7%	3.7%	10.0%	8.7%	3.7%
45	8704	貨物自動車	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	3.5%	0.0%	0.0%	4.3%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%
47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 6-1 と同様。

なお、表 6-11 と表 6-12 は、表 6-9 と表 6-10 の単純平均を求めたものである。単純平均の場合は、EU28 カ国それぞれの MFN 税率と FTA 税率は全く同じになる。

表 6-11 : ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別平均関税率

(日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)

				輸出側				
				日本		EU28 各国		
				MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸入側 … ベトナム (従価税)	1	0201	牛肉 (冷蔵のもの)	21.3%	6.0%	21.3%	16.0%	0.0%
	2	0202	牛肉 (冷凍のもの)	18.0%	6.0%	18.0%	13.5%	0.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム (甘味料を加えないもの)	15.0%	6.0%	15.0%	11.2%	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム (甘味料を加えたもの)	5.0%	5.7%	5.0%	5.0%	0.8%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	20.0%	9.0%	20.0%	4.9%	0.8%
	6	0407	殻付きの鳥卵	26.7%	8.3%	26.7%	18.1%	10.9%
	7	0701	ばれいしょ	10.0%	3.0%	10.0%	8.3%	1.7%
	8	0702	トマト	20.0%	6.0%	20.0%	16.6%	3.3%
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	8.8%	3.0%	8.8%	7.3%	1.5%
	10	0709.93	かぼちゃ	13.0%	0.0%	13.0%	10.0%	2.0%
	11	0807.19	メロン	30.0%	12.5%	30.0%	25.0%	5.0%
	12	0808.10	りんご	10.0%	0.0%	10.0%	7.5%	0.0%
	13	0808.30	梨	10.0%	0.0%	10.0%	7.5%	0.0%
	14	0810.10	イチゴ	15.0%	0.0%	15.0%	12.5%	2.5%
	15	0902.10	緑茶	40.0%	12.5%	40.0%	33.3%	6.6%
	16	1006	米	36.0%	10.4%	36.0%	32.4%	18.3%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	27.5%	3.1%	27.5%	24.0%	10.3%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	55.0%	54.2%	55.0%	48.1%	20.6%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	4.3%	1.4%	4.3%	4.0%	0.7%
	20	3702	感光性のロール写真用フィルム等	3.0%	0.5%	3.0%	2.0%	0.1%
	21	3901	エチレンの重合体	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	13.5%	0.0%	13.5%	9.3%	0.7%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	6.0%	0.0%	6.0%	5.4%	0.0%
	24	6109	T シャツなどの肌着	20.0%	0.0%	20.0%	16.6%	3.3%
	25	7108.12	金 (貨幣用以外で粉状でないもの)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	11.3%	0.0%	11.3%	8.6%	5.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.5%	0.0%	0.5%	0.4%	0.1%
	30	8443	印刷機及び部分品	1.0%	0.0%	1.0%	0.5%	0.1%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.3%	0.0%	1.3%	0.3%	0.1%
	35	8501	電動機及び発電機	8.9%	4.7%	8.9%	7.4%	1.3%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.6%	0.0%	0.6%	0.3%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	4.0%	0.4%	4.0%	4.2%	0.8%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	5.0%	0.0%	5.0%	5.8%	1.1%
	39	8528.72	カラーテレビ	35.0%	0.0%	35.0%	29.1%	5.8%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	14.2%	4.7%	14.2%	12.4%	2.4%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	7.8%	10.0%	7.8%	6.0%	1.2%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	52.3%	49.5%	52.3%	55.8%	32.8%
	45	8704	貨物自動車	22.0%	21.7%	22.0%	16.0%	9.6%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	15.0%	3.0%	15.0%	13.1%	5.6%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	5.0%	0.0%	5.0%	4.1%	0.8%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	10.0%	1.5%	10.0%	7.5%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-12：日本、EU のベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率

(日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/ 5 年目、単純平均)

				輸入側				
				日本		EU28 各国		
				MFN 税率	FTA 税率	MFN 税率	FTA 税率 (1 年目)	FTA 税率 (5 年目)
輸出側 … ベトナム	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	38.5%	38.5%	--	0.0%	0.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	38.5%	38.5%	--	0.0%	0.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	23.4%	23.4%	--	0.0%	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	23.9%	23.9%	--	0.0%	0.0%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	28.8%	28.8%	--	0.0%	0.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	12.1%	12.1%	7.7%	0.0%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	3.7%	0.0%	7.9%	0.0%	0.0%
	8	0702	トマト	3.0%	0.0%	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	5.0%	1.4%	9.6%	0.0%	0.0%
	10	0709.93	かぼちゃ	3.0%	0.0%	12.8%	0.0%	0.0%
	11	0807.19	メロン	6.0%	0.0%	8.8%	0.0%	0.0%
	12	0808.10	りんご	17.0%	0.0%	--	0.0%	0.0%
	13	0808.30	梨	4.8%	0.0%	--	0.0%	0.0%
	14	0810.10	イチゴ	6.0%	0.0%	11.2%	0.0%	0.0%
	15	0902.10	緑茶	17.0%	5.3%	3.2%	0.0%	0.0%
	16	1006	米	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%	0.0%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コー等々の甘味飲料	11.5%	6.7%	9.6%	8.0%	1.6%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	9.9%	3.1%	--	0.0%	0.0%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0.0%	0.0%	5.8%	0.0%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	2.3%	0.0%	4.9%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）	1.2%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.3%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
	24	6109	T シャツなどの肌着	9.2%	0.0%	12.0%	10.0%	2.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	0.0%	3.7%	0.0%	0.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	1.7%	2.1%	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	14.0%	11.6%	2.3%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	9.8%	8.5%	3.6%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	0.0%	13.1%	10.7%	4.6%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 6-1 と同様。

また、以下の表 6-13～表 6-20 は、表 6-5～表 6-12 の MFN 税率と EPA/FTA 税率を基に関税率差を計算したものである。

表 6-13：ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別平均関税率差
(日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

		輸出側							
		日本	フランス		ドイツ		英国		EU28か国
		関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目) (5年目)
輸入側 ：ベトナム 従価税	農水産品	5.0%	1.7%	5.6%	2.2%	6.4%	1.9%	8.2%	1.9% 5.8%
	食料品・アルコール	10.1%	2.8%	14.1%	1.4%	8.0%	3.4%	19.5%	1.7% 8.0%
	鉱物性燃料	6.7%	-1.0%	1.1%	-0.8%	1.3%	-0.8%	1.2%	-0.6% 1.4%
	化学工業品	3.9%	0.6%	2.1%	0.6%	1.9%	0.4%	1.5%	0.5% 1.8%
	プラスチック・ゴム製品	7.6%	0.9%	3.4%	1.7%	4.6%	1.0%	5.1%	1.5% 4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	11.6%	3.9%	19.4%	1.8%	8.8%	1.7%	8.5%	1.4% 6.6%
	木材・パルプ	8.9%	0.2%	0.9%	0.8%	3.2%	0.1%	0.6%	0.5% 2.0%
	繊維製品・履物	9.0%	10.3%	11.7%	10.2%	10.4%	9.3%	10.5%	9.1% 10.6%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	3.7%	1.0%	4.1%	1.8%	6.9%	1.3%	4.3%	1.6% 6.2%
	機械類・部品	2.2%	0.7%	2.0%	0.6%	1.6%	0.5%	1.2%	0.6% 1.6%
	電気機器・部品	3.1%	1.0%	5.4%	0.9%	5.0%	0.5%	3.4%	0.3% 2.0%
	輸送用機械・部品	13.3%	0.2%	0.4%	3.9%	12.8%	1.0%	17.8%	3.4% 10.9%
	光学機器・楽器	1.5%	0.1%	0.3%	0.1%	0.3%	0.3%	1.1%	0.1% 0.4%
	雑製品	7.5%	1.7%	12.5%	3.2%	13.2%	4.0%	16.2%	3.2% 13.5%
	全体	4.5%	1.0%	3.7%	1.3%	3.8%	1.4%	4.2%	1.1% 3.5%

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-14：日本、EU のベトナムからの輸入の業種別平均関税率差
(日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

		輸入側					
		日本	フランス		ドイツ		英国
		関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目) (5年目)
輸出側 ：ベトナム	農水産品	1.4%	3.0%	3.8%	1.1%	1.3%	4.0% 4.6%
	食料品・アルコール	6.1%	6.3%	12.6%	11.1%	15.9%	4.0% 13.1%
	鉱物性燃料	0.0%	1.7%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0% 0.0%
	化学工業品	1.1%	2.7%	3.2%	4.0%	4.5%	1.7% 1.9%
	プラスチック・ゴム製品	3.2%	5.5%	5.5%	4.4%	4.4%	5.9% 5.9%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.1%	5.3%	5.3%	4.7%	4.7%	4.7% 4.7%
	木材・パルプ	0.6%	1.3%	1.4%	1.9%	2.3%	1.4% 1.4%
	繊維製品・履物	8.4%	6.7%	11.5%	7.0%	11.3%	5.6% 10.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.2%	2.6%	2.6%	3.8%	4.0%	1.9% 2.3%
	機械類・部品	0.0%	0.2%	0.2%	0.7%	0.7%	0.4% 0.4%
	電気機器・部品	0.0%	0.1%	0.2%	-0.1%	0.2%	0.1% 0.1%
	輸送用機械・部品	0.0%	1.2%	1.7%	1.3%	5.0%	1.7% 4.8%
	光学機器・楽器	0.0%	1.2%	1.2%	2.2%	2.2%	0.4% 0.4%
	雑製品	0.7%	0.6%	0.6%	1.1%	1.1%	0.8% 0.8%
	全体	3.2%	2.5%	3.9%	2.5%	3.9%	1.7% 2.7%

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-15 : ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別平均関税率差

(日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/ 5 年目、単純平均)

		輸出側		
		日本	EU28か国	
		関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側 : ベトナム	農水産品	9.1%	3.0%	11.0%
	食料品・アルコール	11.8%	3.7%	16.7%
	鉱物性燃料	2.7%	0.9%	2.8%
	化学工業品	2.6%	0.9%	2.4%
	プラスチック・ゴム製品	6.3%	2.1%	6.7%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	8.0%	2.5%	10.5%
	木材・パルプ	8.6%	1.6%	6.9%
	繊維製品・履物	11.8%	9.7%	12.3%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	7.8%	2.1%	7.6%
	機械類・部品	3.2%	1.0%	3.5%
	電気機器・部品	5.9%	1.2%	7.1%
	輸送用機械・部品	2.8%	2.4%	12.9%
	光学機器・楽器	3.9%	1.2%	3.9%
	雑製品	11.3%	3.9%	15.7%
	全体	6.8%	2.8%	8.0%

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-16 : 日本、EU のベトナムからの輸入の業種別平均関税率差

(日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/ 5 年目、単純平均)

		輸入側		
		日本	EU28か国	
		関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側 : ベトナム	農水産品	2.5%	5.9%	7.3%
	食料品・アルコール	5.2%	12.3%	13.7%
	鉱物性燃料	0.7%	0.8%	0.8%
	化学工業品	2.2%	3.3%	4.2%
	プラスチック・ゴム製品	2.4%	4.4%	4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	6.6%	3.2%	3.2%
	木材・パルプ	1.4%	0.7%	1.1%
	繊維製品・履物	5.7%	6.1%	7.6%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.0%	1.7%	2.1%
	機械類・部品	0.0%	1.9%	1.9%
	電気機器・部品	0.1%	1.4%	2.1%
	輸送用機械・部品	0.1%	2.5%	4.1%
	光学機器・楽器	0.2%	1.5%	1.7%
	雑製品	2.2%	2.4%	2.5%
	全体	2.8%	3.7%	4.5%

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-17：ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別平均関税率差

(日本：2019 年、EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

				輸出側								
				日本	フランス		ドイツ		英国		EU28 各国	
				関税率差	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側…ベトナム (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	8.1%	3.5%	14.0%	--	--	--	--	3.5%	14.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	8.0%	3.5%	14.0%	--	--	--	--	3.5%	14.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	9.0%	3.8%	15.0%	3.8%	15.0%	3.8%	15.0%	3.8%	15.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	-23.9%	1.8%	4.6%	1.8%	4.6%	0.9%	4.2%	1.8%	4.6%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	11.0%	14.3%	18.9%	14.4%	18.9%	--	--	14.6%	19.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	0.0%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	2.0%	10.0%	0.0%	0.0%	1.9%	9.3%
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--	--	--	--	1.5%	7.3%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	5.0%	25.0%	--	--	--	--	5.0%	25.0%
	12	0808.10	りんご	10.0%	2.5%	10.0%	--	--	2.5%	10.0%	2.5%	10.0%
	13	0808.30	梨	10.0%	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	27.5%	6.7%	33.4%	6.7%	33.4%	6.7%	33.4%	6.7%	33.4%
	16	1006	米	26.1%	--	--	--	--	--	--	4.0%	19.9%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	24.4%	3.5%	17.2%	3.5%	17.2%	3.5%	17.2%	3.5%	17.2%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.8%	6.9%	34.4%	--	--	--	--	6.9%	34.4%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	1.0%	--	--	0.5%	4.6%	0.2%	1.7%	0.1%	0.9%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	2.7%	2.9%	3.0%	3.0%	3.0%	1.3%	5.0%	1.4%	3.0%
	21	3901	エチレンの重合体	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	--	3.1%	11.8%	3.3%	12.0%	3.8%	12.5%	3.5%	12.1%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	6.0%	0.2%	6.0%	0.5%	6.0%	0.2%	6.0%	0.4%	6.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	20.0%	3.4%	16.7%	3.4%	16.7%	3.4%	16.7%	3.4%	16.7%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	12.0%	3.0%	6.6%	3.0%	6.6%	3.0%	6.6%	3.0%	6.6%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.6%	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.2%	0.6%	0.7%	1.4%	1.4%	0.4%	1.2%	0.8%	0.9%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	--	--	0.0%	0.0%	--	--	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	--	--	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鋳造用鋳型枠等	1.5%	1.2%	1.2%	0.9%	0.9%	1.4%	1.5%	1.2%	1.4%
	35	8501	電動機及び発電機	4.7%	0.6%	3.8%	1.9%	9.0%	0.3%	2.5%	1.9%	9.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.8%	0.1%	0.5%	0.2%	0.5%	0.1%	0.5%	0.1%	0.2%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	3.2%	-0.1%	3.6%	0.3%	4.4%	0.2%	4.9%	0.1%	2.6%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	5.0%	-0.8%	3.9%	-0.8%	3.9%	-0.8%	3.9%	-0.8%	3.9%
	39	8528.72	カラーテレビ	35.0%	5.9%	29.2%	5.9%	29.2%	5.9%	29.2%	5.9%	29.2%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	12.0%	1.1%	10.0%	2.3%	12.3%	-0.7%	6.4%	1.5%	10.7%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	-2.2%	1.8%	6.6%	1.8%	6.6%	1.8%	6.6%	1.8%	6.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	3.1%	-2.4%	22.2%	-3.9%	18.3%	-3.8%	18.1%	-3.9%	18.2%
	45	8704	貨物自動車	2.9%	--	--	7.4%	16.2%	4.3%	12.2%	5.6%	13.9%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	11.8%	2.2%	10.6%	2.1%	9.6%	1.9%	9.1%	1.9%	9.1%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	14.8%	2.2%	8.8%	0.1%	0.4%	3.0%	12.0%	0.2%	0.9%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-18 : 日本、EU のベトナムからの輸入の.代表品目別平均関税率差

(日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

			輸入側					
			日本	フランス		ドイツ		英国
			関税率差	関税率差 (1 年目)	関税率差 (5 年目)	関税率差 (1 年目)	関税率差 (5 年目)	関税率差 (1 年目) (5 年目)
輸出側 … ベトナム	1	0201	牛肉 (冷蔵のもの)	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉 (冷凍のもの)	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム (甘味料を加えないもの)	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム (甘味料を加えたもの)	--	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	3.0%	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	12.8%	12.8%	--	12.8%
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	11.7%	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
	16	1006	米	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	0.0%	1.6%	8.0%	1.6%	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	--	--	--	--	1.6%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	--	--	--	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	2.7%	--	--	6.5%	6.5%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	0.4%	6.5%	6.5%	6.4%	6.4%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.4%	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%
	24	6109	T シャツなどの肌着	8.5%	2.0%	10.0%	2.0%	10.0%
	25	7108.12	金 (貨幣用以外で粉状でないもの)	--	--	--	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	--	--	--	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	28	8207	手工用具又は加工機械用の互換性工具	0.0%	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	--	--	--	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	--	--	--	--	--
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	--	--	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	2.7%	2.7%	2.9%	2.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	2.3%	2.5%	0.0%	1.2%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	2.4%	11.7%	2.4%	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	2.0%	2.0%	1.1%	1.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	2.1%	2.1%	2.1%	2.1%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	1.3%	6.3%	1.3%	6.3%
	45	8704	貨物自動車	--	--	--	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	3.5%	3.5%	4.3%	4.2%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	4.1%	4.1%	3.4%	3.4%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-19：ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別平均関税率差

(日本：2019 年、EU：発効から1 年目/5 年目、単純平均)

				輸出側		
				日本	EU28 か国	
				関税率差	関税率差 (1 年目)	関税率差 (5 年目)
輸入側 ベトナム (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	15.3%	5.3%	21.3%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	12.0%	4.5%	18.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	9.0%	3.8%	15.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	-0.7%	0.0%	4.2%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	11.0%	15.1%	19.2%
	6	0407	殻付きの鳥卵	18.3%	8.5%	15.8%
	7	0701	ばれいしょ	7.0%	1.7%	8.4%
	8	0702	トマト	14.0%	3.4%	16.7%
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	5.8%	1.5%	7.3%
	10	0709.93	かぼちゃ	13.0%	3.0%	11.0%
	11	0807.19	メロン	17.5%	5.0%	25.0%
	12	0808.10	りんご	10.0%	2.5%	10.0%
	13	0808.30	梨	10.0%	2.5%	10.0%
	14	0810.10	イチゴ	15.0%	2.5%	12.5%
	15	0902.10	緑茶	27.5%	6.7%	33.4%
	16	1006	米	25.7%	3.6%	17.7%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	24.4%	3.5%	17.2%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.8%	6.9%	34.4%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	2.9%	0.3%	3.6%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	2.5%	1.0%	2.9%
	21	3901	エチレンの重合体	0.0%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）	13.5%	4.2%	12.8%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	6.0%	0.6%	6.0%
	24	6109	T シャツなどの肌着	20.0%	3.4%	16.7%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	11.3%	2.7%	6.2%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.5%	0.1%	0.4%
	30	8443	印刷機及び部分品	1.0%	0.5%	0.9%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.3%	0.9%	1.2%
	35	8501	電動機及び発電機	4.2%	1.5%	7.6%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.6%	0.3%	0.6%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	3.6%	-0.2%	3.1%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	5.0%	-0.8%	3.9%
	39	8528.72	カラーテレビ	35.0%	5.9%	29.2%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	9.4%	1.7%	11.7%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	-2.2%	1.8%	6.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	2.8%	-3.5%	19.4%
	45	8704	貨物自動車	0.3%	6.0%	12.4%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	12.1%	2.0%	9.5%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	5.0%	0.9%	4.2%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	8.5%	2.5%	10.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 6-1 と同様。

表 6-20 : 日本、EU のベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差

(日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/ 5 年目、単純平均)

			輸入側		
			日本	EU28 か国	
			関税率差	関税率差 (1 年目)	関税率差 (5 年目)
輸出側 ベトナム	1	0201	牛肉 (冷蔵のもの)	0.0%	--
	2	0202	牛肉 (冷凍のもの)	0.0%	--
	3	0401	ミルク及びクリーム (甘味料を加えないもの)	0.0%	--
	4	0402	ミルク及びクリーム (甘味料を加えたもの)	0.0%	--
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	0.0%	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	0.0%	7.7%
	7	0701	ばれいしょ	3.7%	7.9%
	8	0702	トマト	3.0%	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	3.7%	9.6%
	10	0709.93	かぼちゃ	3.0%	12.8%
	11	0807.19	メロン	6.0%	8.8%
	12	0808.10	りんご	17.0%	--
	13	0808.30	梨	4.8%	--
	14	0810.10	イチゴ	6.0%	11.2%
	15	0902.10	緑茶	11.7%	3.2%
	16	1006	米	0.0%	7.7%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	4.8%	1.6%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	6.8%	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	4.5%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0.0%	5.8%
	21	3901	エチレンの重合体	2.3%	4.9%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	1.2%	5.3%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.3%	5.3%
	24	6109	T シャツなどの肌着	9.2%	2.0%
	25	7108.12	金 (貨幣用以外で粉状でないもの)	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	3.7%
	28	8207	手工用具又は加工機械用の互換性工具	0.0%	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	1.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	2.7%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	1.7%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	1.3%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	1.8%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	2.8%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	-0.4%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	2.4%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	1.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	1.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	1.3%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	2.4%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	3.8%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0.0%	0.9%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	3.8%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%

(資料) 表 6-1 と同様。

(5) 日ベトナム EPA/TPP/ EU ベトナム FTA の業種別平均関税率比較

表 6-21 は日本と EU からのベトナムの輸入において、日ベトナム EPA(JVEPA) /TPP/EU ベトナム FTA (EVFTA)を活用した時の業種別の MFN 税率と FTA 税率を比較したものである。表 6-22 は JVEPA /TPP/EVFTA を利用した時の関税率差(MFN 税率－FTA 税率)を比較しており、関税削減効果の違いを表している。

表 6-21：ベトナムの輸入での、日ベトナム EPA/TPP/EU ベトナム FTA における平均関税率の業種別効果比較
(日本：2019 年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均)

		輸出															
		日本				フランス			ドイツ			英国			EU28か国		
		日ベトナムEPA		ベトナムとのTPP		EUベトナムFTA											
		MFN税率	EPA税率	TPP5年目	TPP最終年	MFN税率	EPA5年目	EPA最終年	MFN税率	EPA5年目	EPA最終年	MFN税率	EPA5年目	EPA最終年	MFN税率	EPA5年目	EPA最終年
輸入側 ：ベトナム 従価税	農水産品	12.0%	7.0%	0.0%	0.0%	6.5%	0.9%	0.0%	7.8%	1.4%	0.0%	10.9%	2.8%	0.0%	7.2%	1.4%	0.0%
	食料品・アルコール	17.5%	7.4%	2.3%	0.0%	23.1%	9.0%	0.0%	12.7%	4.7%	0.0%	34.4%	14.9%	0.0%	13.0%	5.0%	0.0%
	鉱物性燃料	7.7%	1.0%	8.7%	0.0%	5.6%	4.5%	0.0%	5.3%	3.9%	0.0%	5.3%	4.2%	0.0%	5.1%	3.7%	0.0%
	化学工業品	4.0%	0.2%	0.0%	0.0%	3.1%	1.0%	0.0%	2.6%	0.7%	0.0%	2.2%	0.7%	0.0%	2.6%	0.8%	0.0%
	プラスチック・ゴム製品	8.0%	0.4%	0.3%	0.0%	4.0%	0.7%	0.0%	5.1%	0.6%	0.0%	5.5%	0.4%	0.0%	5.2%	0.6%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	13.6%	2.0%	0.0%	0.0%	23.2%	3.8%	0.0%	10.4%	1.7%	0.0%	10.1%	1.6%	0.0%	7.8%	1.2%	0.0%
	木材・パルプ	9.2%	0.3%	0.0%	0.0%	1.5%	0.5%	0.0%	4.5%	1.3%	0.0%	0.9%	0.2%	0.0%	2.7%	0.7%	0.0%
	繊維製品・履物	10.7%	1.7%	0.1%	0.0%	12.1%	0.4%	0.0%	10.5%	0.0%	0.0%	10.6%	0.1%	0.0%	11.0%	0.4%	0.0%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	4.7%	1.0%	0.4%	0.0%	5.9%	1.8%	0.0%	9.0%	2.1%	0.0%	5.7%	1.4%	0.0%	8.3%	2.1%	0.0%
	機械類・部品	2.3%	0.2%	0.3%	0.0%	2.3%	0.4%	0.0%	2.0%	0.4%	0.0%	1.6%	0.4%	0.0%	1.9%	0.4%	0.0%
	電気機器・部品	4.1%	1.0%	0.0%	0.0%	6.5%	1.1%	0.0%	6.0%	1.0%	0.0%	4.1%	0.7%	0.0%	2.4%	0.4%	0.0%
	輸送用機械・部品	16.6%	3.4%	11.5%	0.0%	0.6%	0.2%	0.0%	22.4%	9.5%	0.0%	41.1%	23.4%	0.0%	18.8%	7.9%	0.0%
	光学機器・楽器	1.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
	雑製品	17.8%	10.2%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	13.2%	0.0%	0.0%	16.2%	0.0%	0.0%	13.5%	0.0%	0.0%
	全体	5.5%	1.0%	0.9%	0.0%	5.2%	1.5%	0.0%	5.1%	1.3%	0.0%	6.2%	2.0%	0.0%	4.6%	1.1%	0.0%

(資料) 表 6-1 と同様。

ベトナムの日本からの輸入において、2019 年の JVEPA の関税率差は全業種平均で 4.5%で、TPP 最終年(21 年)の関税率差は 5.5%となっており、それほど大差はなかったものの、TPP 最終年がやや関税削減効果が高かった。ベトナムの EU28 からの輸入で EVFTA を利用した時の最終年(8 年)の関税率差は 4.6%であり、JVEPA と関税削減効果が同程度であることが窺える。ベトナムの輸入において、JVEPA と TPP (最終年)、EVFTA (最終年)を比較すると、TPP 最終年の関税削減効果が高いということになる。

日本からのベトナムの輸入で JVEPA と TPP (最終年) のいずれもが 5%以上の関税率差があ

る業種は、農水産品、食料品・アルコール、鉱物性燃料、プラスチック・ゴム製品、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、木材・パルプ、繊維製品・履物、輸送用機械・部品、雑製品の9業種であった。

EU28 からのベトナムの輸入で EVFTA を利用した時の最終年の関税率差が 5%以上の業種としては、ベトナムの日本からの輸入での JVEPA/TPP の活用の場合と違うのは、木材パルプが落ちて、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品が加わることだ。したがって、ベトナムの日本と EU28 からの輸入における特徴として、JVEPA や TPP、EVFTA の業種別効果が似かよっていることが挙げられる。

表 6-22：ベトナムの輸入での、日ベトナム EPA/TPP/EU ベトナム FTA における平均関税率差の業種別効果比較
(日本：2019 年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均)

		輸出										
		ベトナム			フランス		ドイツ		英国		EU28か国	
		日ベトナムEPA	ベトナムとのTPP		EUベトナムFTA							
		関税率差 (EPA税率)	関税率差 (TPP5年目)	関税率差 (TPP最終年)	関税率差 (EPA5年目)	関税率差 (EPA最終年)	関税率差 (EPA5年目)	関税率差 (EPA最終年)	関税率差 (EPA5年目)	関税率差 (EPA最終年)	関税率差 (EPA5年目)	関税率差 (EPA最終年)
輸入側 ：ベトナム 従価税	農水産品	5.0%	11.9%	12.0%	5.6%	6.5%	6.4%	7.8%	8.2%	10.9%	5.8%	7.2%
	食料品・アルコール	10.1%	15.2%	17.5%	14.1%	23.1%	8.0%	12.7%	19.5%	34.4%	8.0%	13.0%
	鉱物性燃料	6.7%	-1.0%	7.7%	1.1%	5.6%	1.3%	5.3%	1.2%	5.3%	1.4%	5.1%
	化学工業品	3.9%	4.0%	4.0%	2.1%	3.1%	1.9%	2.6%	1.5%	2.2%	1.8%	2.6%
	プラスチック・ゴム製品	7.6%	7.7%	8.0%	3.4%	4.0%	4.6%	5.1%	5.1%	5.5%	4.6%	5.2%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	11.6%	13.6%	13.6%	19.4%	23.2%	8.8%	10.4%	8.5%	10.1%	6.6%	7.8%
	木材・パルプ	8.9%	9.2%	9.2%	0.9%	1.5%	3.2%	4.5%	0.6%	0.9%	2.0%	2.7%
	繊維製品・履物	9.0%	10.6%	10.7%	11.7%	12.1%	10.4%	10.5%	10.5%	10.6%	10.6%	11.0%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	3.7%	4.4%	4.7%	4.1%	5.9%	6.9%	9.0%	4.3%	5.7%	6.2%	8.3%
	機械類・部品	2.2%	2.0%	2.3%	2.0%	2.3%	1.6%	2.0%	1.2%	1.6%	1.6%	1.9%
	電気機器・部品	3.1%	4.1%	4.1%	5.4%	6.5%	5.0%	6.0%	3.4%	4.1%	2.0%	2.4%
	輸送用機械・部品	13.3%	5.1%	16.6%	0.4%	0.6%	12.8%	22.4%	17.8%	41.1%	10.9%	18.8%
	光学機器・楽器	1.5%	1.5%	1.5%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	1.1%	1.1%	0.4%	0.4%
	雑製品	7.5%	17.8%	17.8%	12.5%	12.5%	13.2%	13.2%	16.2%	16.2%	13.5%	13.5%
	全体	4.5%	4.6%	5.5%	3.7%	5.2%	3.8%	5.1%	4.2%	6.2%	3.5%	4.6%

(資料) 表 6-1 と同様。

7. 2019 年におけるベトナムの日本、EU との貿易での関税削減効果

(1) EU よりも大きいベトナムの日本からの輸入における関税削減額

本章では、ベトナムの EPA を利用することにより、6 章における平均関税率の分析を一步進めて、実際にどれくらいの関税額を削減できるのか、その輸入額に対する割合はどのくらいなのかを計算している。つまり、日ベトナム EPA (JVEPA) における EPA 効果とともに、ベトナムの EU28 からの輸入における EU ベトナム FTA (EVFTA) の効果を、関税の削減額と関税削減率という観点から分析している。

ベトナムの日本や EU28 からの輸入額に MFN 関税率と EPA/FTA 税率を乗じると、それぞれ利用した EPA/FTA 別の MFN 税額と EPA 税額になる。本章における関税削減額は、その差分を求めることにより計算している{関税削減額=MFN 税額(輸入額×MFN 税率)－EPA 税額(輸入額×EPA/FTA 税率)}。同様に、日本と EU のベトナムからの輸入でも、関税削減額を算出している。

関税削減額は、EPA/FTA の関税削減効果によりどれだけ輸入額を節約できたかを表している。そして、この関税削減額を輸入額で割ることにより関税削減率を得ている。本章では、関税削減率を国全体だけでなく業種別・品目別にも計算している。

関税削減率とは、例えば JVEPA の利用による乗用自動車の関税率差(MFN 税率－EPA 税率)の分だけ節約できた関税削減額は、乗用自動車の輸入額全体の何%であるかを求めたものである。つまり、関税削減率が大きければ大きいほど、関税削減効果が高いことを示している。

本章においては、6 章同様に、JVEPA 及び EVFTA が分析の対象となり、品目分類は 14 の業種と 50 の代表的な品目となる。

表 7-1 はベトナムの日本と EU からの輸入における関税削減額と関税削減率をまとめたものである。表 7-1 は、表 6-1 と同様に、「従価税」の表を掲載している。2017 年のベトナムの日本からの輸入額(従価税)は 169 億ドルで、日本からの輸入で 2019 年の JVEPA を活用した時のベトナムの関税削減額は 7.3 億ドルとなり、関税削減率は 4.3%であった。

同様にベトナムの 2017 年の EU28 からの輸入額は 121 億ドルで、EVFTA の利用による関税削減額は 1 年目で 1.3 億ドル、5 年目で 4.1 億ドルとなり、関税削減率はそれぞれ 1.1%と 3.3%であった。

つまり、ベトナムの日本からの輸入で JVEPA を利用した場合の関税削減額は、EVFTA を利用した時の関税削減額より大きく、関税削減率も大きい。その分だけ関税削減効果が高いということになる。

なお、表 7-1 の関税削減率が表 6-1 の関税率差よりわずかに低いのは、ベトナムの日本と EU からの輸入において、MFN 税率と EPA 税率との逆転現象(MFN 税率<EPA 税率)が起きているにもかかわらず、関税削減額を計算する時に輸入額が 0 となっている品目数と関税率差の計算対象の品目数との間に違いがあるためである。

表 7-1 : ベトナムの日本、EU からの輸入の関税削減額および関税削減率
(日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

(単位 : USドル)		輸入側				
		ベトナム(従価税)				
		輸入額	関税削減額 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減率 (5年目)
輸出側	日本	16,893,118,667	730,621,853		4.3%	
	オーストリア	302,933,169	2,392,929	7,144,093	0.8%	2.4%
	ベルギー	447,254,849	3,137,279	8,947,673	0.7%	2.0%
	ブルガリア	70,777,114	1,097,162	2,741,025	1.6%	3.9%
	クロアチア	29,065,098	87,516	418,294	0.3%	1.4%
	キプロス	44,555,910	173,263	725,661	0.4%	1.6%
	チェコ	106,870,510	1,217,810	4,741,005	1.1%	4.4%
	デンマーク	321,434,446	3,620,130	8,753,026	1.1%	2.7%
	エストニア	9,425,402	93,517	153,397	1.0%	1.6%
	フィンランド	292,497,036	1,911,069	4,338,228	0.7%	1.5%
	フランス	1,319,675,538	14,608,340	49,508,255	1.1%	3.8%
	ドイツ	3,173,565,418	37,036,292	113,327,236	1.2%	3.6%
	ギリシャ	65,564,162	599,265	2,078,028	0.9%	3.2%
	ハンガリー	144,982,319	1,886,709	7,813,892	1.3%	5.4%
	アイルランド	1,381,463,005	1,596,410	5,966,636	0.1%	0.4%
	イタリア	1,645,726,947	29,849,807	81,102,027	1.8%	4.9%
	ラトビア	8,063,501	93,058	234,922	1.2%	2.9%
	リトアニア	25,739,489	354,651	1,237,186	1.4%	4.8%
	ルクセンブルク	28,296,089	2,719,599	2,791,884	9.6%	9.9%
	マルタ	24,416,966	18,109	57,437	0.1%	0.2%
	オランダ	670,104,301	7,540,438	25,774,979	1.1%	3.8%
	ポーランド	229,590,421	3,811,103	11,758,596	1.7%	5.1%
	ポルトガル	60,125,462	1,080,222	3,362,158	1.8%	5.6%
	ルーマニア	85,372,860	1,557,366	4,510,215	1.8%	5.3%
	スロベニア	32,457,860	300,667	1,627,780	0.9%	5.0%
	スロバキア	42,117,119	755,255	2,411,779	1.8%	5.7%
	スペイン	501,233,545	5,967,535	20,438,520	1.2%	4.1%
	スウェーデン	338,575,751	1,986,974	6,243,027	0.6%	1.8%
	英国	722,243,302	7,463,305	26,997,077	1.0%	3.7%
	EU28か国	12,124,127,587	132,955,782	405,204,035	1.1%	3.3%
	EU (UK除く)	11,401,884,285	125,492,478	378,206,958	1.1%	3.3%

(注 1) ベトナムの輸入額は 2017 年の実績。関税削減額を計算する時の関税率は 2019 年の税率を適用した。

(注 2) ベトナムの日本、EU28 からの輸入においては、JVEPA/ EVFTA 利用時の関税削減額を算出。関税削減額を輸入額で割って、関税削減率を計算。

(注 3) 国全体の関税削減額は、品目毎の削減額(MFN 税額－EPA 税額)を積み上げて算出した。ある品目の削減額がマイナスの場合、その品目の削減額は 0 としている。したがって、6 章における関税率差と、本章での関税削減率とは、MFN 税率と EPA 税率とが逆転している場合は一致しない。

(注 4) 関税削減額は、(MFN 税額－EPA 税額)なので、これは(輸入額×MFN 税率－輸入額×EPA 税率)、さらに(輸入額(MFN 税率－EPA 税率))となる。つまり、関税削減額は輸入額に関税率差をかけることによって得られる。

(資料) 各国関税率表、各国 TRS 表(Tariff Reduction Schedule)、「マーライム&トレード」IHS グローバル株式会社より作成。

なぜ違いが生じるかというと、関税率差と関税削減率は計算式の上では一致するからである。今、一般的な輸入で支払う「MFN 税額」は、MFN 税率に輸入額を掛けたもので(輸入額×MFN 税率)、EPA を活用した時に支払う「EPA 税額」は、EPA 税率に輸入額を掛けたものである(輸入額×EPA 税額)。EPA を利用した時の「関税削減額」は、MFN 税額から EPA 税額を差し引いたものに等しい(関税削減額=MFN 税額-EPA 税額)。この式の右边は、上述のように、(輸入額×MFN 税率-輸入額×EPA 税率)、さらに(輸入額(MFN 税率-EPA 税率))に展開できる。つまり、関税率差は(MFN 税率-EPA 税率)であるので、関税削減額は輸入額に関税率差を乗じることによって得られる(関税削減額=輸入額×関税率差)。そして、この式は関税率差=関税削減額÷輸入額と変形され、関税削減率は関税削減額を輸入額で割ったものであるから、関税率差=関税削減率となる。

しかし、逆転現象や MFN 税率と EPA 税率が一致する場合(MFN 税率≤EPA 税率)、本分析では関税削減額を 0 として計算しているので、関税率差と関税削減率は一致しない。さらに、輸入額が 0 の品目では、関税率差はそれに関係なく計算されるが、加重平均のウェイト(重み)が 0 となり関税削減額は計算できないので、この場合も関税率差と関税削減額が一致しない原因になる。

また、本報告書においては、EPA の関税削減額は、EPA を利用できる全ての品目に適用することを前提に算出されている。実際の JVEPA を利用できる(MFN 税率>EPA 税率)品目の割合は、ベトナムの日本からの輸入で約 4 割、ベトナムの ASEAN からの輸入では約 7 割であるので、この関税削減額は大きめに出ている。

(2) 日本と EU のベトナムからの輸入での関税削減効果

表 7-2 は、日本・EU のベトナムからの輸入において、EPA/FTA を利用した場合の関税削減額と関税削減率を求めたものである。

同表では、日本のベトナムからの輸入で JVEPA を利用した時の輸入額は 208 億ドルで関税削減額は 6.7 億ドル、関税削減率は 3.2%であった。

フランス、ドイツ、英国のベトナムからの輸入額はそれぞれ 45 億ドル、87 億ドル、68 億ドルであった。EVFTA を利用した関税削減額はそれぞれ 1 年目で 1.1 億ドル(5 年目 1.8 億ドル)、2.2 億ドル(3.3 億ドル)、1.1 億ドル(1.7 億ドル)であった。関税削減率は 1 年目でそれぞれ 2.5%(5 年目 3.9%)、2.6%(3.8%)、1.7%(2.7%)であった。

したがって、日本とフランス・ドイツ・英国のベトナムからの輸入における JVEPA と EVFTA の関税削減効果は、EVFTA 1 年目との比較は JVEPA の方が高く、EVFTA 5 年目はばらつきがあるという結果になった。5 年目の EVFTA を使ったフランスとドイツの関税削減率は、JVEPA よりも高く、英国の関税削減率は JVEPA よりも低かった。

表 7-2：日本、EU のベトナムからの輸入の関税削減額および削減率

(日本：2019 年、EU：発効から1 年目/ 5 年目、加重平均)

			輸入側											
			日本			フランス			ドイツ			英国		
(単位：US ドル)			輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率
輸出側	ベトナム	1 年目	20,831,984,583	667,538,160	3.2%	4,504,851,852	113,522,726	2.5%	8,660,296,306	224,097,667	2.6%	6,821,318,737	114,368,731	1.7%
		5 年目					176,706,072	3.9%		333,386,787	3.8%		184,906,560	2.7%

(注 1) 輸入額は、日本と EU は 2018 年の値。関税削減額を計算した時の関税率は 2019 年の値（以下、同様）。

(注 2) 日本は JVEPA、EU は EVFTA の関税削減効果を示す（以下、同様）。

(資料) 表 7-1 と同様。

(3) 業種別のベトナムの日本・EU からの輸入での EPA 効果

表 7-3 はベトナムの日本、EU からの輸入の業種別関税削減額及び関税削減率をまとめたものである。同表のように、ベトナムの日本からの輸入では、電気機器・部品の関税削減額 1.6 億ドルが最も大きく全体の 22.4%を占める(関税削減率は 3.3%)。関税削減率の高い業種を列举すると、皮革・毛皮・ハンドバッグ等の関税削減額は 0.02 億ドルと全体の 0.3%に過ぎないものの、関税削減率は 11.6%であった。次いで、雑製品の関税削減率は 11.3%、食料品・アルコールが 10.9%と高かった。

ベトナムの EU28 からの輸入では、1 年目では繊維製品・履物の関税削減額が最も大きく 0.3 億ドルだが、5 年目には化学工業品の関税削減額が 0.5 億ドルとなり全体の 13%を占め、繊維製品・履物を逆転し最も大きくなる(5 年目の化学工業品の関税削減率は 1.9%)。

5 年目で化学工業品次いで関税削減額が大きい業種は電気機器・部品で 0.45 億ドル(関税削減率は 2.0%)であり、3 番目は食料品・アルコールで 0.42 億ドル(8.0%)、4 番目は窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品で 0.41 億ドル(6.2%)であった。なお、5 年目の関税削減率が高い業種を挙げると、雑製品 (13.5%)、繊維製品・履物(10.6%)、輸送用機械・部品(8.3%)の順番となる。

したがって、ベトナムの日本と EU28 からの輸入において、関税削減効果を表す関税削減率では JVEPA 利用の 4.3%の方が、5 年目の EVFTA を利用した EU28 からの輸入での 3.3%よりも高い。ベトナム企業の輸入において、5 年目の EVFTA よりも JVEPA の関税削減効果のメリットが大きく、関税削減額においても、ベトナムの日本からの輸入で JVEPA を利用した方が、EU28 からの輸入で EVFTA を利用するよりも大きい。

表 7-3：ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別関税削減額および削減率
(日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)

(単位：USD)		輸出側																	
		日本		フランス				ドイツ				英国				EU28(17)国			
		関税削減額	関税削減率	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸入側 ：ベトナム 従価税	農水産品	8,681,302	7.5%	2,091,285	1.7%	6,736,463	5.6%	1,969,599	2.2%	5,715,443	6.4%	691,895	2.1%	2,751,574	8.2%	11,440,677	1.9%	34,285,855	5.8%
	食料品・アルコール	7,480,559	10.9%	2,427,413	2.8%	12,302,350	14.1%	831,713	1.6%	4,293,196	8.0%	947,056	3.4%	5,425,153	19.5%	8,978,998	1.7%	42,218,374	8.0%
	鉱物性燃料	3,383,224	2.8%	83,899	0.4%	305,733	1.3%	144,617	0.6%	364,548	1.5%	81,865	0.5%	215,038	1.3%	674,622	0.6%	1,630,176	1.5%
	化学工業品	40,122,401	3.9%	3,203,903	0.6%	10,744,011	2.1%	4,201,897	0.6%	12,753,240	1.9%	977,296	0.5%	3,266,067	1.5%	16,093,830	0.6%	52,969,744	1.9%
	プラスチック・ゴム製品	126,462,428	7.5%	456,204	0.9%	1,629,926	3.4%	3,667,969	1.8%	9,465,653	4.6%	375,300	1.1%	1,802,942	5.1%	7,317,139	1.5%	22,056,998	4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	2,283,439	11.6%	633,688	3.9%	3,148,820	19.4%	198,812	1.8%	979,283	8.8%	138,481	1.7%	682,703	8.5%	5,566,202	1.4%	26,928,938	6.6%
	木材・パルプ	27,821,523	9.0%	104,681	0.2%	508,853	0.9%	817,068	0.9%	2,759,150	3.2%	89,685	0.1%	405,183	0.6%	2,478,171	0.6%	8,435,517	2.0%
	繊維製品・履物	83,696,133	8.9%	2,334,377	10.3%	2,654,241	11.7%	7,037,766	10.2%	7,177,697	10.4%	1,979,168	9.3%	2,243,977	10.5%	32,694,151	9.1%	38,129,981	10.6%
	産業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	120,592,207	3.7%	761,014	1.1%	2,883,974	4.1%	3,573,176	1.8%	13,553,802	6.9%	454,732	1.3%	1,509,505	4.3%	10,822,440	1.7%	40,500,454	6.2%
	機械類・部品	55,837,492	2.1%	890,654	0.7%	2,356,402	2.0%	5,080,577	0.6%	13,141,049	1.6%	500,572	0.5%	1,283,658	1.2%	13,544,856	0.6%	33,271,151	1.6%
	電気機器・部品	163,643,112	3.3%	919,585	1.4%	3,621,386	5.5%	4,782,582	1.3%	18,599,737	5.0%	639,035	0.8%	2,818,042	3.4%	11,240,007	0.5%	45,727,233	2.0%
	輸送用機械・部品	56,584,137	8.3%	161,498	0.2%	385,949	0.4%	3,150,964	1.7%	18,276,384	10.0%	248,219	1.1%	3,265,738	14.8%	6,329,109	1.4%	36,516,508	8.3%
	光学機器・楽器	13,165,331	1.5%	57,783	0.1%	217,869	0.3%	279,224	0.1%	982,571	0.3%	154,461	0.3%	602,651	1.1%	805,771	0.1%	2,995,525	0.4%
	雑製品	20,868,564	11.3%	482,357	3.0%	2,012,280	12.5%	1,300,329	3.3%	5,265,484	13.2%	185,539	4.2%	724,846	16.2%	4,969,811	3.4%	19,537,582	13.5%
	全体	730,621,853	4.3%	14,608,340	1.1%	49,508,255	3.8%	37,036,292	1.2%	113,327,236	3.6%	7,463,305	1.0%	26,997,077	3.7%	132,955,782	1.1%	405,204,035	3.3%

(資料) 表 7-1 と同様。

表 7-4 のように、日本のベトナムからの輸入で JVEPA を利用した関税削減額が高いのは繊維製品・履物の 5.0 億ドル、次いで皮革・毛皮・ハンドバッグ等の 0.5 億ドル、食料品・アルコールの 0.4 億ドル、プラスチック・ゴム製品の 0.3 億ドルであった。関税削減率が高いのは繊維製品・履物の 8.4%、皮革・毛皮・ハンドバッグ等の 8.1%、食品・アルコールの 6.1%、プラスチック・ゴム製品の 3.2%であった。

英国の EVFTA を活用したベトナムからの輸入で 5 年目の関税削減額が高かった業種は、繊維製品・履物の 1.2 億ドル、次は農水産品の 0.2 億ドル、食料品・アルコールの 0.16 億ドルと続く。関税削減率は、それぞれ 10.4%、4.6%、12.2%であった。

英国以外のドイツ、フランスにおいても繊維製品・履物や皮革・毛皮・ハンドバッグ等、食料品・アルコールの関税削減額は大きい。その以外に関税削減額が高い業種には、農水産品、プラスチック・ゴム製品が挙げられる。前の節でも説明している通り、EVFTA の 5 年目におけるフランスの全業種総計の関税削減額は 1.8 億ドルで、英国と同程度、ドイツは 3.3 億ドルで逆に約 1.5 億ドル英国よりも大きい。

日本のベトナムからの輸入での関税削減額は 6.7 億ドルであるので、ベトナム企業にとっては、国ベースの輸出での関税削減規模は日本向けの方が、EU のそれぞれの国への輸出時の関税削減額よりも大きい。もちろん、ベトナムの EU28 カ国全体向け輸出での関税削減額は日本よりも大きいことは当然である。

表 7-4：日本、EU のベトナムからの輸入の業種別関税削減額および削減率
(日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目)

(単位：USD)			輸入側													
			日本		フランス				ドイツ				英国			
			関税削減額	関税削減率	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸出側 ：ベトナム	農水産品	12,868,677	1.4%	8,005,119	3.0%	10,209,654	3.8%	9,470,113	1.1%	11,359,931	1.3%	18,310,078	4.0%	21,201,687	4.6%	
	食料品・アルコール	39,751,744	6.1%	2,137,458	4.7%	5,135,148	11.3%	7,812,802	8.6%	13,343,437	14.7%	4,248,001	3.3%	15,819,219	12.2%	
	鉱物性燃料	201,059	0.0%	335,486	1.7%	335,486	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	化学工業品	6,746,466	1.1%	300,201	2.7%	362,451	3.2%	2,154,543	4.0%	2,388,992	4.5%	376,788	1.7%	435,221	1.9%	
	プラスチック・ゴム製品	31,587,210	3.2%	7,373,048	5.5%	7,373,056	5.5%	14,051,947	4.4%	14,056,291	4.4%	9,530,297	5.9%	9,530,297	5.9%	
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	49,273,383	8.1%	5,943,463	5.3%	5,943,463	5.3%	10,508,244	4.7%	10,508,244	4.7%	4,893,337	4.7%	4,893,337	4.7%	
	木材・パルプ	5,149,924	0.6%	470,876	1.3%	493,064	1.4%	974,326	1.9%	1,167,924	2.3%	340,492	1.4%	343,823	1.4%	
	繊維製品・履物	499,271,551	8.4%	80,050,885	6.7%	137,095,103	11.5%	149,871,894	7.0%	241,095,432	11.3%	62,967,554	5.6%	116,404,543	10.4%	
	産業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	12,952,500	1.2%	3,448,133	2.6%	3,505,333	2.6%	10,499,185	3.8%	10,937,382	4.0%	5,116,064	1.9%	6,154,745	2.3%	
	機械類・部品	0	0.0%	806,909	0.2%	806,909	0.2%	6,568,383	0.7%	6,568,383	0.7%	1,256,819	0.4%	1,256,819	0.4%	
	電気機器・部品	44,328	0.0%	2,440,715	0.1%	2,923,996	0.2%	4,078,376	0.1%	7,551,179	0.2%	2,403,468	0.1%	3,131,071	0.1%	
	輸送用機械・部品	0	0.0%	711,963	1.2%	1,017,858	1.7%	2,181,489	1.3%	8,458,567	5.0%	455,516	1.7%	1,262,278	4.8%	
	光学機器・楽器	114,259	0.0%	166,096	1.2%	172,178	1.2%	2,801,705	2.2%	2,826,365	2.2%	186,794	0.4%	189,998	0.4%	
	雑製品	9,577,058	0.7%	1,332,373	0.6%	1,332,373	0.6%	3,124,661	1.1%	3,124,661	1.1%	4,283,523	0.8%	4,283,523	0.8%	
	全体	667,538,160	3.2%	113,522,726	2.5%	176,706,072	3.9%	224,097,667	2.6%	333,386,787	3.8%	114,368,731	1.7%	184,906,560	2.7%	

(資料) 表 7-1 と同様。

(4) 日ベトナム EPA/TPP/EU ベトナム FTA の業種別関税効果比較

表 7-5 は、EPA/FTA を利用した時のベトナムの日本、EU からの輸入における代表的な 50 品目の関税削減額と関税削減率を見たものである。ベトナムの日本からの輸入において JVEPA を活用した場合、関税削減率が 20%以上の品目は、緑茶(27.5%)、米(26.1%)、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料(24.4%)、Tシャツなどの肌着(20.0%)、カラーテレビ(35.0%)の 5 品目となる。

ベトナムの EU28 からの輸入で 5 年目の EVFTA を利用した時の関税削減率が 20%以上ある代表的な品目は、メロン、緑茶、清酒・りんご酒・梨酒などの発酵酒、カラーテレビの 4 品目であった。

表 7-6 は、EVFTA を利用した時の日本と EU のベトナムからの輸入における代表的な 50 品目の関税削減額と関税削減率をまとめたものである。

日本のベトナムからの輸入で関税削減率が 5%以上である品目は、緑茶、プラスチック製のその他の板・シート、Tシャツなどの肌着の 2 品目であった。

英国のベトナムからの輸入において、EVFTA の発効 5 年目に関税削減率が 5%以上である品目は、かぼちゃ、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料、エチレンの重合体、プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）、プラスチック製のその他の板、Tシャツなどの肌着、カラーTV、乗用自動車の 8 品目であった。

フランス、ドイツのベトナムからの輸入における 50 の代表品目における関税削減率は、英国と似ている品目が多い。

表 7-5：ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

(単位：USDドル)			輸出側																		
			日本		フランス				ドイツ				英国				EU28加盟				
			関税削減額	関税削減率	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	
輸入側 ：ベトナム (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	12,360	8.1%	2,595	3.5%	10,380	14.0%	--	--	--	--	--	--	--	2,595	3.5%	10,380	14.0%	
	2	0202	牛肉（冷蔵のもの）	105,285	8.0%	7,345	3.5%	29,381	14.0%	--	--	--	--	--	--	--	36,836	3.5%	147,343	14.0%	
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	88	9.0%	153,316	3.8%	605,195	15.0%	74,540	3.8%	294,237	15.0%	27,881	3.8%	110,056	15.0%	280,596	3.8%	1,107,617	15.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	22	0.2%	199,692	2.0%	463,659	4.6%	423,954	1.8%	1,054,732	4.6%	2	0.9%	10	4.2%	1,572,671	1.9%	3,840,471	4.6%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	478	11.0%	29,640	14.3%	39,290	18.9%	620,697	14.4%	819,196	18.9%	--	--	--	781,368	14.6%	1,018,292	19.0%	
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	48,574	2.0%	238,583	10.0%	0	0.0%	0	0.0%	49,258	1.9%	241,945	9.3%	
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	6,926	1.5%	34,279	7.3%	
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	11	0807.19	メロン	--	--	17	5.0%	84	25.0%	--	--	--	--	--	--	--	17	5.0%	84	25.0%	
	12	0808.10	りんご	111,185	10.0%	124,933	2.5%	499,732	10.0%	--	--	--	--	32	2.5%	127	10.0%	158,554	2.5%	634,216	10.0%
	13	0808.30	梨	56,266	10.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	15	0902.10	緑茶	211,517	27.5%	487	6.7%	2,426	33.4%	2,117	6.7%	10,556	33.4%	54	6.7%	271	33.4%	2,684	6.7%	13,379	33.4%
	16	1006	米	53,579	26.1%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	974	4.0%	4,815	19.9%	
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	223,427	24.4%	9,640	3.5%	47,784	17.2%	10,353	3.5%	51,318	17.2%	289	3.5%	1,431	17.2%	41,114	3.5%	203,794	17.2%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	164,526	9.2%	12,706	6.9%	63,347	34.4%	--	--	--	--	--	--	--	20,772	6.9%	103,560	34.4%	
	19	3701	感光性の写真用プレート等	255,313	1.0%	--	--	--	7,984	0.5%	77,678	4.6%	66	0.2%	603	1.7%	8,276	0.1%	80,389	0.9%	
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	52,370	2.7%	633	2.9%	644	3.0%	6,687	3.0%	6,765	3.0%	8	1.3%	30	5.0%	19,332	1.4%	41,185	3.0%
	21	3901	エポキシの重合体	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	14,214,438	12.7%	6,582	3.1%	24,745	11.8%	253,842	3.3%	913,606	12.0%	7,840	3.8%	25,559	12.5%	397,258	3.5%	1,389,348	12.1%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	3,636,354	6.0%	1,370	0.2%	34,358	6.0%	17,183	0.5%	202,200	6.0%	6,167	0.2%	202,088	6.0%	54,927	0.4%	838,150	6.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	33,807	20.0%	3,555	3.4%	17,460	16.7%	46	3.4%	228	16.7%	582	3.4%	2,858	16.7%	80,818	3.4%	396,957	16.7%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	17,743,655	12.0%	135,794	3.0%	298,765	6.6%	300,116	3.0%	660,669	6.6%	67,311	3.0%	148,323	6.6%	840,998	3.0%	1,851,058	6.6%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	68,297	0.0%	74	0.0%	343	0.0%	23,304	0.1%	108,753	0.6%	321	0.0%	1,496	0.0%	24,553	0.1%	114,580	0.3%
	30	8443	印刷機及び部分品	663,355	0.2%	5,157	0.6%	6,197	0.7%	475,132	1.4%	477,911	1.4%	19,823	0.4%	51,307	1.2%	570,147	0.8%	621,649	0.9%
	31	8457.10	マシンニングセンター	0	0.0%	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	
	32	8477.10	射出成形機	0	0.0%	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	34	8480	金属製造用鋳型枠等	763,289	1.5%	8,203	1.2%	8,203	1.2%	31,798	0.9%	32,316	0.9%	6,163	1.4%	6,616	1.5%	127,120	1.2%	147,062	1.4%
	35	8501	電動機及び発電機	2,005,542	7.1%	9,437	0.7%	50,645	3.8%	363,151	1.9%	1,710,844	9.0%	5,134	0.4%	33,141	2.5%	1,211,201	2.0%	5,962,773	9.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	2,559,220	0.8%	7,715	0.1%	28,531	0.5%	42,136	0.2%	94,507	0.5%	11,373	0.1%	35,262	0.5%	196,185	0.1%	570,948	0.2%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	248,214	3.2%	5,336	0.9%	21,820	3.8%	40,869	0.9%	200,683	4.5%	5,658	1.1%	26,817	5.0%	80,695	0.6%	363,845	2.7%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	2,444,117	5.0%	2,584	1.7%	6,677	4.3%	715,648	1.7%	1,848,757	4.3%	68,373	1.7%	176,630	4.3%	885,046	1.7%	2,286,368	4.3%
	39	8528.72	カラーテレビ	195,679	35.0%	28	5.9%	139	29.2%	925	5.9%	4,579	29.2%	73	5.9%	361	29.2%	6,686	5.9%	33,089	29.2%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	103,782,866	12.7%	267,579	2.5%	1,105,729	10.2%	1,098,169	3.4%	4,058,134	12.5%	46,156	1.8%	179,572	6.9%	2,307,208	2.8%	9,013,111	10.9%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	2,136,797	4.4%	70,664	1.8%	263,547	6.6%	430,471	1.8%	1,605,469	6.6%	55,927	1.8%	208,582	6.6%	911,202	1.8%	3,398,381	6.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスタ等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	44	8703	乗用自動車	2,313,353	3.1%	224	0.3%	18,673	23.4%	372,161	1.2%	6,355,080	19.9%	160,978	1.1%	2,893,167	18.9%	712,757	1.1%	12,398,060	19.6%
	45	8704	貨物自動車	298,629	5.7%	--	--	--	54,003	8.6%	101,766	16.2%	39,416	4.9%	98,727	12.2%	93,419	6.5%	200,493	13.9%	
	46	8708	自動車の部分品、附属品	45,387,006	11.8%	19,643	2.2%	96,046	10.6%	1,963,390	2.1%	9,152,977	9.6%	9,215	1.9%	43,804	9.1%	3,258,027	1.9%	15,473,315	9.1%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	10,743,451	14.8%	157	2.2%	626	8.8%	288	0.1%	1,146	0.4%	24	3.0%	97	12.0%	851	0.2%	3,374	0.9%
	49	9018	医療用又は獣医療用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 7-1 と同様。

表 7-6：日本、EU のベトナムからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

(単位：USドル)			輸入側														
			日本		フランス				ドイツ				英国				
			関税削減額	関税削減率	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	
輸 出 側： バ ト ナ ム	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、ジャロット	1,181	3.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	9	12.8%	9	12.8%	--	--	--	--	532	12.8%	532	12.8%
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	11,502	11.7%	1,854	3.2%	1,854	3.2%	4,836	3.2%	4,836	3.2%	2,885	3.2%	2,885	3.2%
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	0	0.0%	1,733	1.6%	8,663	8.0%	2,300	1.6%	11,500	8.0%	27,217	1.6%	136,083	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	269	1.6%	269	1.6%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	1,753	2.7%	--	--	--	--	9,863	6.5%	9,863	6.5%	14,562	6.5%	14,562	6.5%
	22	3919	プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）	8,396	0.4%	21,344	6.5%	21,344	6.5%	7,072	6.4%	7,072	6.4%	38,786	6.3%	38,786	6.3%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	1,557,464	4.4%	2,895	6.5%	2,895	6.5%	210,965	6.5%	210,965	6.5%	37,234	6.5%	37,234	6.5%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	38,242,371	8.5%	625,082	2.0%	3,125,411	10.0%	934,841	2.0%	4,674,206	10.0%	658,474	2.0%	3,292,369	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	811,228	2.8%	732,702	3.7%	732,702	3.7%	3,407,507	3.7%	3,407,507	3.7%	1,374,096	3.7%	1,374,096	3.7%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0	0.0%	490	2.7%	490	2.7%	188,864	2.7%	188,864	2.7%	8,663	2.7%	8,663	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	31	8457.10	マシンングセンター	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	32	8477.10	射出成形機	0	0.0%	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0	0.0%	2,308	1.7%	2,308	1.7%	23,667	1.7%	23,667	1.7%	47,531	1.7%	47,531	1.7%
	34	8480	金属製造用鋳型枠等	0	0.0%	2,968	1.7%	2,968	1.7%	9,581	1.7%	9,581	1.7%	704	1.7%	704	1.7%
	35	8501	電動機及び発電機	0	0.0%	728,311	2.7%	728,311	2.7%	102,916	2.9%	102,916	2.9%	77,064	2.7%	77,064	2.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0	0.0%	11,687	2.4%	11,929	2.5%	10,846	0.0%	11,420	0.0%	36,885	1.2%	37,750	1.2%
	39	8528.72	カラーテレビ	0	0.0%	22,834	2.4%	111,315	11.7%	237,030	2.4%	1,155,523	11.7%	20,971	2.4%	102,232	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0	0.0%	4,237	2.0%	4,237	2.0%	486,749	1.1%	486,749	1.1%	219,638	1.2%	219,638	1.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0	0.0%	76,965	2.1%	76,965	2.1%	98,197	2.1%	98,197	2.1%	16,549	2.1%	16,549	2.1%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0	0.0%	391	1.3%	1,896	6.3%	192,109	1.3%	930,991	6.3%	23,491	1.3%	113,839	6.3%
	45	8704	貨物自動車	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0	0.0%	125,072	3.5%	125,072	3.5%	330,249	4.3%	330,249	4.3%	124,539	4.2%	124,539	4.2%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0	0.0%	318	4.1%	318	4.1%	2,339	3.4%	2,339	3.4%	1,692	3.4%	1,692	3.4%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(資料) 表 7-1 と同様。

(5) 日本ベトナム EPA/TPP/EU ベトナム FTA の業種別効果比較

表 7-7 はベトナムの輸入での、JVEPA/TPP/EVFTA における関税削減額および削減率の業種別の関税削減効果を比較したものである。

ベトナムの日本からの輸入での関税削減額が約 7.3 億ドルで、EU28 からは EVFTA の最終年で約 5.4 億ドルとなり、日本との EPA 利用の関税削減額が EVFTA 利用での関税削減額を上回る。しかし、関税削減率では日本からの輸入において JVEPA 利用時は 4.3%、EVFTA 最終年の 4.5%と、ほぼ同程度となる。

なお、日本からの輸入で TPP を利用した時の関税削減率は最終年で 5.7%と JVEPA よりも高い。つまり、将来的には、日本からの輸入では、JVEPA よりも TPP 活用の方が全業種平均では得であるケースが増えることになる。

なお、EU の中でもドイツからのベトナムの輸入では、輸送用機械・部品を中心に最終年では関税削減額が 1.5 億ドルと、フランスの 0.7 億ドル、英国の 0.4 億ドルよりもかなり大きい。

日本がベトナムから輸入する時の JVEPA や TPP 利用時の関税削減額が高いのは、圧倒的に、繊維製品・履物であった。逆であるベトナムの日本からの輸入では、輸送用機械・部品、電気機器・部品、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品、プラスチック・ゴム製品らの業種で関税削減額が高い。

これがベトナムの EU28 からの輸入では、化学工業品、輸送用機械・部品、食料品・アルコール、電気機器・部品、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品の業種で高い。関税削減率で、ベトナムの日本と EU28 からの輸入で共通して高い業種は、輸送用機械・部品、雑製品、食料品・アルコール、繊維製品・履物、皮革・毛皮・ハンドバッグ等が挙げられる。

表 7-7：ベトナムの輸入での日本ベトナム EPA、TPP、EU ベトナム FTA における関税削減額および削減率の業種別効果比較（日本：2019 年・発効から 5 年目/最終年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均）

	輸出																							
	日本				フランス				ドイツ				英国				EU28か国							
	日本ベトナム EPA		ベトナムとの TPP										EUベトナム FTA											
	5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年		5年目		最終年	
	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率	関税削減額	関税削減率
(単位：USD)																								
農水産品	8,681,302	7.5%	12,415,303	11.9%	12,463,346	12.0%	6,736,463	5.6%	7,782,851	6.5%	5,715,443	6.4%	6,962,963	7.8%	2,751,574	8.2%	3,688,486	10.9%	34,285,855	5.8%	42,840,748	7.2%		
食料品・アルコール	7,480,559	10.9%	9,312,625	14.9%	10,772,371	17.3%	12,302,350	14.1%	20,133,222	23.1%	4,293,196	8.0%	6,796,350	12.7%	5,425,153	19.5%	9,559,856	34.4%	42,218,374	8.0%	68,552,016	13.0%		
鉱物性燃料	3,383,224	2.8%	1,905,902	2.1%	5,242,206	5.8%	305,733	1.3%	1,331,993	5.6%	364,548	1.5%	1,301,203	5.3%	215,038	1.3%	855,731	5.3%	1,630,176	1.5%	5,441,815	5.1%		
化学工業品	40,122,401	3.9%	27,640,670	3.4%	27,677,693	3.4%	10,744,011	2.1%	16,026,710	3.1%	12,753,240	1.9%	17,571,682	2.6%	3,266,067	1.5%	4,755,405	2.2%	52,969,744	1.9%	75,856,523	2.6%		
プラスチック・ゴム製品	126,462,428	7.5%	109,371,373	8.4%	113,128,237	8.7%	1,629,926	3.4%	1,948,436	4.0%	9,465,653	4.6%	10,600,131	5.1%	1,802,942	5.1%	1,934,782	5.5%	22,056,998	4.6%	25,165,339	5.2%		
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	2,283,439	11.6%	2,473,446	11.3%	2,473,446	11.3%	3,148,820	19.4%	3,765,244	23.2%	979,283	8.8%	1,166,101	10.4%	682,703	8.5%	812,224	10.1%	26,928,938	6.6%	31,844,658	7.8%		
木材・パルプ	27,821,523	9.0%	23,706,114	9.0%	23,706,114	9.0%	508,853	0.9%	805,587	1.5%	2,759,150	3.2%	3,887,302	4.5%	405,183	0.6%	560,328	0.9%	8,435,517	2.0%	11,341,866	2.7%		
繊維製品・履物	83,696,133	8.9%	95,262,769	10.6%	95,731,805	10.7%	2,654,241	11.7%	2,746,856	12.1%	7,177,697	10.4%	7,206,025	10.5%	2,243,977	10.5%	2,275,591	10.6%	38,129,981	10.6%	39,530,514	11.0%		
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	120,592,207	3.7%	132,645,947	4.6%	142,874,128	5.0%	2,883,974	4.1%	4,131,983	5.9%	13,553,802	6.9%	17,594,481	9.0%	1,509,505	4.3%	1,994,117	5.7%	40,500,454	6.2%	53,902,461	8.3%		
機械類・部品	55,837,492	2.1%	54,574,425	2.0%	63,681,460	2.3%	2,356,402	2.0%	2,799,006	2.3%	13,141,049	1.6%	16,812,958	2.0%	1,283,658	1.2%	1,675,237	1.6%	33,271,151	1.6%	40,698,629	1.9%		
電気機器・部品	163,643,112	3.3%	158,211,670	3.8%	159,038,199	3.8%	3,621,386	5.5%	4,298,464	6.5%	18,599,737	5.0%	22,173,058	6.0%	2,818,042	3.4%	3,357,183	4.1%	45,727,233	2.0%	54,436,606	2.4%		
輸送用機械・部品	56,584,137	8.3%	57,559,708	6.8%	155,101,237	18.3%	385,949	0.4%	578,133	0.6%	18,276,384	10.0%	35,719,554	19.5%	3,265,738	14.8%	8,453,741	38.4%	36,516,508	8.3%	71,497,662	16.2%		
光学機器・楽器	13,165,331	1.5%	7,302,391	1.3%	7,302,391	1.3%	217,869	0.3%	223,058	0.3%	982,571	0.3%	993,407	0.3%	602,651	1.1%	608,355	1.1%	2,995,525	0.4%	3,079,584	0.4%		
雑製品	20,868,564	11.3%	31,575,820	17.4%	31,575,820	17.4%	2,012,280	12.5%	2,012,280	12.5%	5,265,484	13.2%	5,265,484	13.2%	724,846	16.2%	724,846	16.2%	19,537,582	13.5%	19,538,284	13.5%		
全体	730,621,853	4.3%	723,958,163	4.8%	850,768,454	5.7%	49,508,255	3.8%	68,583,823	5.2%	113,327,236	3.6%	154,050,698	4.9%	26,997,077	3.7%	41,255,883	5.7%	405,204,035	3.3%	543,726,727	4.5%		

(注) ベトナムの日本からの輸入での TPP11 の最終年は 21 年目。ベトナムの EU からの輸入で、EVFTA 利用時の最終年は、11 年目にはタバコ等を除く全品目の関税を撤廃、16 年目はタバコ等の関税も撤廃。

(資料) 表 7-1 と同様。

8. 2019 年における EU の日本、ベトナムとの貿易における平均関税率

(1) EU の日本、ベトナムからの輸入での FTA 効果

令和元年度の本調査報告書においては、EU の日本、ベトナムとの貿易における関税削減効果分析を計測している。日 EU・EPA は 2019 年 2 月に発効している。EU ベトナム FTA (EVFTA) は 2019 年 6 月に署名済みであり、今後、両国の議会での批准を経て発効の予定である。

第 8 章では、日 EU・EPA と EVFTA を活用した EU の日本、ベトナムからの輸入における EPA の平均関税率 (MFN 税率と FTA 税率) と関税率差 (MFN 税率－FTA 税率) を計測し、分析している。関税率差は通常支払う関税率 (MFN 税率) から EPA/FTA を利用した時の関税率 (FTA 税率) を差し引いたもので、その割合の分だけ関税削減効果が得られることを表している。

表 8-1 は、フランス、ドイツ、英国の日本、ベトナムからの輸入において、従価税だけを課している品目の MFN 税率と FTA 税率及び関税率差を計算している。表 8-1 の平均関税率は、発効から 1 年目と 5 年目を加重平均で求めたものである。

表 8-1 のように、フランス、ドイツ、英国の日本、ベトナムからの輸入において、加重平均による EPA を利用した時の全品目平均 (従価税) の MFN 税率はフランスが 3.6%、4.3%、ドイツが 2.4%、4.3%、英国がともに 3.1%であった。FTA 税率はフランスが 1.4%、1.8% (1 年目)0.5%、0.4%(5 年目)、ドイツが 0.9%、1.7%(1 年目)0.3%、0.4%(5 年目)、英国が 1.5%、1.4%(1 年目)0.6%、0.4%(5 年目)であった。

この結果、EU の日本からの輸入での関税率差は、フランスは 2.2%(1 年目)と 3.1%(5 年目)、ドイツは 1.5%(1 年目)と 2.1%(5 年目)、英国は 1.6%(1 年目)と 2.5%(5 年目)であるし、ベトナムからの輸入ではフランスとドイツが 2.5%(1 年目)と 3.9%(5 年目)、英国は 1.7%(1 年目)と 2.7%(5 年目)となる。

つまり、フランス、ドイツ、英国が日 EU・EPA と EVFTA を活用して日本とベトナムから輸入した場合、ベトナムに対する MFN 税率は日本よりも高い。FTA 税率は 1 年目ではややベトナムの方が高く、5 年目ではほぼ等しい。したがって、関税率差では、フランス、ドイツ、英国のベトナムからの輸入の方が、日本よりも高く、その分だけ、関税削減効果が高い。

表 8-1：EU の日本、ベトナムからの輸入の平均関税率（発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均）

		輸入側														
		フランス(従価税)					ドイツ(従価税)					英国(従価税)				
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側	日本	3.6%	1.4%	0.5%	2.2%	3.1%	2.4%	0.9%	0.3%	1.5%	2.1%	3.1%	1.5%	0.6%	1.6%	2.5%
	ベトナム	4.3%	1.8%	0.4%	2.5%	3.9%	4.3%	1.7%	0.4%	2.5%	3.9%	3.1%	1.4%	0.4%	1.7%	2.7%

(注 1) 品目毎の輸入額で重み付けをした加重平均税率（以下同様）。

(注 2) 重み付けに用いる輸入額は、日本と当該国との貿易額とした（以下同様）。

(資料) 各国関税率表、各国 TRS 表(Tariff Reduction Schedule)、「マリータイム&トレード」IHS グローバル株式会社より作成。

(2) 関税率差が大きいベトナムの EU からの輸入

表 8-2 は、表 8-1 とは貿易の流れが逆の方向である日本、ベトナムが EU28 から輸入する時の平均関税率と関税率差を求めたものである。日本は日 EU・EPA、ベトナムは EVFTA を利用して EU28 から輸入する場合の平均関税率を計算している。

表 8-2：日本、ベトナムの EU からの輸入の平均関税率（発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均）

			輸入側					
			日本			ベトナム		
			MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差
輸出側	フランス	1年目	2.8%	1.1%	1.8%	5.2%	4.2%	1.0%
		5年目		0.7%	2.1%		1.5%	3.7%
	ドイツ	1年目	0.7%	0.2%	0.4%	5.1%	3.8%	1.3%
		5年目		0.1%	0.5%		1.3%	3.8%
	英国	1年目	0.7%	0.1%	0.5%	6.2%	4.9%	1.4%
		5年目		0.1%	0.6%		2.0%	4.2%
	EU28か国	1年目	1.9%	0.9%	0.9%	4.6%	3.5%	1.1%
		5年目		0.6%	1.3%		1.1%	3.5%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-2 によれば、日本のフランスからの輸入での MFN 税率は 2.8%、FTA 税率は 1.1% (1 年目)と 0.7%(5 年目)で関税率差は 1.8%(1 年目)と 2.1%(5 年目)。日本のドイツからの輸入での MFN 税率は 0.7%、FTA 税率は 0.2%(1 年目)と 0.1%(5 年目)で関税率差は 0.4%(1 年目)と 0.5%(5 年目)である。日本の英国からの輸入での MFN 税率は 0.7%、FTA 税率は 0.1%(1 年目)と 0.1%(5 年目)で関税率差は 0.5%(1 年目)と 0.6%(5 年目)である。日本の EU28 からの輸入での MFN 税率は 1.9%、FTA 税率は 0.9%(1 年目)と 0.6%(5 年目)で関税率差は 0.9%(1 年目)と 1.3%(5 年目)、である。

ベトナムのフランスからの輸入での MFN 税率は 5.2%、FTA 税率は 4.2%(1 年目)と 1.5%(5 年目)で関税率差は 1.0%(1 年目)と 3.7%(5 年目)である。ベトナムのドイツからの輸入での MFN 税率は 5.1%、FTA 税率は 3.8% (1 年目)と 1.3%(5 年目)で関税率差は 1.3%(1 年目)と 3.8%(5 年目)である。ベトナムの英国からの輸入での MFN 税率は 6.2%、FTA 税率は 4.9%(1 年目)と 2.0%(5 年目)で関税率差は 1.4%(1 年目)と 4.2%(5 年目)である。ベトナムの EU28 からの輸入での MFN 税率は 4.6%、FTA 税率は 3.5%(1 年目)と 1.1%(5 年目)で関税率差 1.1 は%(1 年目)と 3.5%(5 年目)、である。

つまり、EU28 からの日本の輸入での MFN 税率は 1.9%であるのに対し、ベトナムは 4.6%とかなり高い。1 年目の FTA 税率は日本の EU28 からの輸入では 0.9%だが、ベトナムの輸入では 3.5%なので、関税率は日本の 0.9%に対して、ベトナムは 1.1%とそれほど変わらない。しかし、5 年目はベトナムの FTA 税率が 1.1%へ急激に下がるため、日本の関税率が 1.3%に対してベトナムの関税率差は 3.5%と大きく上昇する。このためベトナムが EU28 から 100 万円輸入すれば、EVFTA の発効から 5 年目には 3.5 万円の関税を削減できる。

又、フランス、ドイツ、英国が日本から輸入する時には日 EU・EPA を利用した場合、5 年目の関税率は 2~3%であるが、逆の日本が EU28 からの輸入での関税率は 5 年目で 1.3%である。これは、EU が日本から 100 万円輸入すれば、2~3 万円の関税が削減できるが、日本が EU から輸入した場合は 1.3 万円しか削減できないことを意味している。

同様に、フランス、ドイツ、英国がベトナムからの輸入で EVFTA を利用した場合では、5 年目の関税率差は 2.7%~3.9%となり、逆のベトナムの EU からの輸入では 5 年目で 3.5%となる。したがってベトナムと EU との貿易では両国の関税率差は日・EU 貿易と違い、それほど大きな違いはなく、関税削減効果は似たものとなる。

表 8-3 と表 8-4 は、単純平均による 2 国間 EPA の平均関税率を見たものである。表 8-3 のように、単純平均による EU28 日本とベトナムからの輸入における平均関税率はそれぞれ 4.5%(1 年目:4.7%-0.3%) と 4.6%(5 年目:4.7%-1.0%)、3.7%(1 年目:4.7%-1.0%) と 4.5%(5 年目:4.7%-0.2%)であった。

したがって、EU28 の日本とベトナムからの輸入では、単純平均では加重平均とは違い、日本の関税率差の方がベトナムよりもやや大きい。

表 8-3 では、表 8-1 と違い EU28 のみが掲載されているが、これは単純平均の場合は、輸入額でウエイト付けをしてはいないので、EU 各国の MFN 税率も FTA 税率も共通となるためである。これは、表 8-4 でも同様である。

表 8-3 と表 8-1 を比べてみると、日本、ベトナムからの EU28 の輸入では、単純平均で計算した関税率差(関税削減効果)は加重平均の場合よりも大きい。

表 8-3 : EU の日本、ベトナムからの輸入の平均関税率（発効から 1 年目/ 5 年目、単純平均）

		輸入側				
		EU28か国(従価税)				
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側	日本	4.7%	0.3%	0.1%	4.5%	4.6%
	ベトナム	4.7%	1.0%	0.2%	3.7%	4.5%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-4 : 日本、ベトナムの EU からの輸入の平均関税率（発効から 1 年目/ 5 年目、単純平均）

			輸入側					
			日本			ベトナム		
			MFN税率	FTA税率	関税率差	MFN税率	FTA税率	関税率差
輸出側	EU28か国	1年目	4.7%	2.0%	2.7%	10.6%	7.7%	2.8%
		5年目		1.3%	3.4%		2.6%	8.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

一方、表 8-4 のように、単純平均による関税率差は、日本の EU28 からの輸入(日 EU・EPA)では 2.7%(1 年目 : 4.7%－2.0%)、3.4%(5 年目 : 4.7%－1.3%)であった。ベトナムの EU28 からの輸入(EVFTA)では 2.8%(1 年目 : 10.6%－7.7%)、8.0%(5 年目 : 10.6%－2.6%)であった。いずれも、加重平均の場合よりも単純平均の方が大きい関税削減効果を示している。

一般的には、加重平均よりも単純平均の関税削減効果の方が我々のイメージに近いように思われる。本稿の分析では単純平均の方が加重平均よりも高めの場合が多いが、その理由は、第 4 章(2)にて分析している。

(3) EU の日本、ベトナムとの EPA の業種別平均関税率

表 8-5 のように、日本からフランス、ドイツ、英国が輸入する時に課せられる関税率(MFN 税率)を業種別に見てみると、食料品・アルコール、繊維製品・履物、輸送用機械・部品、プラスチック・ゴム製品、皮革・毛皮・ハンドバッグ等の分野で高いことを挙げることができる。

しかし、MFN 税率が高い場合でも、フランス、ドイツ、英国が日本からの輸入で日 EU・EPA を利用すれば、次のとおり関税を大きく削減できる。

フランスは 1 年目で繊維製品・履物 (MFN 税率 7.1%→FTA 税率 0.0%)、皮革・毛皮・ハンドバッグ等 (4.9%→0.0%)、食料品・アルコール (4.3%→0.0%)、プラスチック・ゴム

製品（5.1%→1.3%）、農水産品（3.7%→0.2%）の関税を大きく削減でき、5年目では輸送用機械・部品（5.9%→1.3%）、プラスチック・ゴム製品（5.1%→0.4%）、農水産品（3.7%→0.1%）の削減が進む。

ドイツは1年目で食料品・アルコール（8.6%→0.0%）、繊維製品・履物（5.6%→0.0%）、皮革・毛皮・ハンドバッグ等（4.7%→0.0%）、プラスチック・ゴム製品（4.6%→0.5%）の関税を大きく削減でき、5年目で輸送用機械・部品（6.6%→1.7%）、化学工業品（3.1%→0.0%）、プラスチック・ゴム製品（4.6%→0.2%）の削減が進む。

英国は1年目で食料品・アルコール（8.1%→0.0%）、繊維製品・履物（6.7%→0.0%）、皮革・毛皮・ハンドバッグ等（4.5%→0.0%）、プラスチック・ゴム製品（5.2%→0.8%）、農水産品（3.4%→0.4%）の関税を大きく削減でき、5年目で輸送用機械・部品（5.9%→1.9%）、プラスチック・ゴム製品（5.2%→0.8%）、農水産品（3.4%→0.4%）の削減が進む。

また、フランス、ドイツ、英国のベトナムからの輸入では EVFTA を利用すれば、次のとおりに関税を大きく削減できる。

フランスは1年目で繊維製品・履物（12.7%→6.0%）、食料品・アルコール（15.3%→9.1%）、プラスチック・ゴム製品（5.5%→0.0%）、皮革・毛皮・ハンドバッグ等（5.3%→0.0%）、農水産品（4.1%→1.0%）の関税を大きく削減でき、5年目では化学工業品（3.2%→0.0%）、食料品・アルコール（15.3%→2.8%）、繊維製品・履物（12.7%→1.2%）、農水産品（4.1%→0.2%）の削減が進む。

ドイツは1年目で食料品・アルコール（19.3%→8.2%）、繊維製品・履物（12.7%→5.6%）、皮革・毛皮・ハンドバッグ等（4.7%→0.0%）、プラスチック・ゴム製品（4.4%→0.0%）、化学工業品（4.5%→0.4%）、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品（4.0%→0.2%）の関税を大きく削減でき、5年目では輸送用機械・部品（5.9%→0.9%）、食料品・アルコール（19.3%→3.4%）、繊維製品・履物（12.7%→1.7%）、化学工業品（4.5%→0.0%）、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品（4.0%→0.0%）の削減が進む。

英国は1年目でプラスチック・ゴム製品（5.9%→0.0%）、繊維製品・履物（12.0%→6.4%）、皮革・毛皮・ハンドバッグ等（4.7%→0.0%）、農水産品（4.6%→0.6%）、食料品・アルコール（18.7%→14.8%）の関税を大きく削減でき、5年目では輸送用機械・部品（5.7%→0.9%）も大きく削減、食料品・アルコール（18.7%→5.6%）、繊維製品・履物（12.0%→1.6%）、農水産品（4.6%→0.0%）の削減が進む。

したがって、フランス、ドイツ、英国の日本とベトナムからの輸入において、関税率差が大きく関税削減効果が高い業種として、共通して食料品・アルコール、繊維製品・履物、輸送用機械・部品を挙げることができる。

表 8-5 : EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別平均関税率（発効から1年目/5年目、加重平均）

		輸出側					
		日本			ベトナム		
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸入側 ：フランス 従価税	農水産品	3.7%	0.2%	0.1%	4.1%	1.0%	0.2%
	食料品・アルコール	4.3%	0.0%	0.0%	15.3%	9.1%	2.8%
	鉱物性燃料	0.1%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%
	化学工業品	2.9%	0.7%	0.3%	3.2%	0.6%	0.0%
	プラスチック・ゴム製品	5.1%	1.3%	0.4%	5.5%	0.0%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	4.9%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%	0.0%
	木材・パルプ	0.1%	0.0%	0.0%	1.4%	0.1%	0.0%
	繊維製品・履物	7.1%	0.0%	0.0%	12.7%	6.0%	1.2%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2.9%	0.5%	0.1%	2.6%	0.0%	0.0%
	機械類・部品	2.4%	0.8%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	1.8%	0.4%	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%
	輸送用機械・部品	5.9%	3.2%	1.3%	1.7%	0.5%	0.0%
	光学機器・楽器	1.3%	0.3%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%
	雑製品	2.8%	0.2%	0.0%	0.6%	0.0%	0.0%
	全体	3.6%	1.4%	0.5%	4.3%	1.8%	0.4%
輸入側 ：ドイツ 従価税	農水産品	1.7%	0.0%	0.0%	1.3%	0.2%	0.0%
	食料品・アルコール	8.6%	0.0%	0.0%	19.3%	8.2%	3.4%
	鉱物性燃料	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	化学工業品	3.1%	0.9%	0.0%	4.5%	0.4%	0.0%
	プラスチック・ゴム製品	4.6%	0.5%	0.2%	4.4%	0.0%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	4.7%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%
	木材・パルプ	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	0.5%	0.1%
	繊維製品・履物	5.6%	0.0%	0.0%	12.7%	5.6%	1.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2.1%	0.3%	0.0%	4.0%	0.2%	0.0%
	機械類・部品	2.1%	0.7%	0.2%	0.7%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	1.4%	0.4%	0.2%	0.2%	0.3%	0.0%
	輸送用機械・部品	6.6%	4.0%	1.7%	5.9%	4.6%	0.9%
	光学機器・楽器	0.9%	0.3%	0.0%	2.2%	0.0%	0.0%
	雑製品	0.5%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%
	全体	2.4%	0.9%	0.3%	4.3%	1.7%	0.4%
輸入側 ：英国 従価税	農水産品	3.4%	0.4%	0.2%	4.6%	0.6%	0.0%
	食料品・アルコール	8.1%	0.0%	0.0%	18.7%	14.8%	5.6%
	鉱物性燃料	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	化学工業品	2.9%	0.3%	0.0%	2.0%	0.3%	0.1%
	プラスチック・ゴム製品	5.2%	0.8%	0.4%	5.9%	0.0%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	4.5%	0.0%	0.0%	4.7%	0.0%	0.0%
	木材・パルプ	0.1%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%	0.0%
	繊維製品・履物	6.7%	0.0%	0.0%	12.0%	6.4%	1.6%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.7%	0.2%	0.0%	2.3%	0.4%	0.0%
	機械類・部品	2.0%	0.8%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	2.9%	1.0%	0.5%	0.1%	0.0%	0.0%
	輸送用機械・部品	5.9%	4.4%	1.9%	5.7%	3.9%	0.9%
	光学機器・楽器	1.1%	0.3%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%
	雑製品	1.3%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%
	全体	3.1%	1.5%	0.6%	3.1%	1.4%	0.4%

(資料) 表 8-1 と同様。

一方、表 8-6 のように日本のフランス、ドイツ、英国などの、EU からの輸入の業種別平均関税率（加重平均）を見てみると、表 8-5 と比べて MFN 税率が高く、10%を超える業種も見られる。日本の EU28 からの輸入では、繊維製品・履物、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、農水産品、食料品・アルコールの MFN 税率が高かった。ベトナムの EU28 からの輸入で MFN 税率が高い業種は、輸送用機械・部品、雑製品、食料品・アルコール、繊維製品・履物、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、農水産品であった。

日本の EU28 からの輸入において関税率差（MFN 税率－FTA 税率）が 1 年目で 5%を超える業種は、繊維製品・履物(6.4%)のみ。5 年目は食料品・アルコール(5.2%)が加わり 2 業種になる。

ベトナムの EU28 からの輸入において、1 年目で関税率差（MFN 税率－FTA 税率）が 5%を超える業種は、繊維製品・履物(9.1%)のみにとどまり、5 年目で雑製品(13.5%)、輸送用機械・部品(10.9%)、繊維製品・履物(10.6%)、食料品・アルコール(8.0%)、皮革・毛皮・ハンドバッグ等(6.6%)、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品(6.2%)、農水産品(5.8%)の 7 業種へと飛躍的に増加する。

したがって、日本の EU28 からの輸入で関税削減効果が高い業種は、食料品・アルコール、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、繊維製品・履物である。一方、ベトナムの EU28 からの輸入では、食料品・アルコール、繊維製品・履物、輸送用機械・部品、雑製品が挙げられる。

表 8-6 : 日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別平均関税率（発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均）

		輸入側					
		日本			ベトナム		
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸出側 ：フランス	農水産品	12.5%	10.8%	7.9%	6.5%	4.7%	0.9%
	食料品・アルコール	10.8%	1.2%	0.5%	23.1%	20.3%	9.0%
	鉱物性燃料	0.5%	0.0%	0.0%	5.6%	6.6%	4.5%
	化学工業品	0.8%	0.1%	0.1%	3.1%	2.6%	1.0%
	プラスチック・ゴム製品	2.7%	0.0%	0.0%	4.0%	3.1%	0.7%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	9.2%	8.4%	5.1%	23.2%	19.3%	3.8%
	木材・パルプ	0.5%	0.3%	0.1%	1.5%	1.3%	0.5%
	繊維製品・履物	9.4%	2.1%	2.1%	12.1%	1.8%	0.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	3.5%	0.0%	0.0%	5.9%	4.9%	1.8%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%	1.6%	0.4%
	電気機器・部品	0.1%	0.0%	0.0%	6.5%	5.5%	1.1%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	0.0%	0.6%	0.5%	0.2%
	光学機器・楽器	0.2%	0.1%	0.1%	0.3%	0.2%	0.0%
	雑製品	0.2%	0.0%	0.0%	12.5%	10.8%	0.0%
	全体	2.8%	1.1%	0.7%	5.2%	4.2%	1.5%
輸出側 ：ドイツ	農水産品	11.2%	9.0%	6.8%	7.8%	5.6%	1.4%
	食料品・アルコール	11.3%	6.9%	2.7%	12.7%	11.3%	4.7%
	鉱物性燃料	2.2%	0.0%	0.0%	5.3%	6.1%	3.9%
	化学工業品	1.0%	0.1%	0.1%	2.6%	2.0%	0.7%
	プラスチック・ゴム製品	2.8%	0.0%	0.0%	5.1%	3.4%	0.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	6.1%	5.6%	3.6%	10.4%	8.6%	1.7%
	木材・パルプ	1.3%	1.0%	0.4%	4.5%	3.6%	1.3%
	繊維製品・履物	7.7%	4.2%	3.7%	10.5%	0.2%	0.0%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.7%	0.0%	0.0%	9.0%	7.2%	2.1%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	1.4%	0.4%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.0%	6.0%	5.1%	1.0%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	0.0%	22.4%	18.5%	9.5%
	光学機器・楽器	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.2%	0.0%
	雑製品	1.5%	0.0%	0.0%	13.2%	10.1%	0.0%
	全体	0.7%	0.2%	0.1%	5.1%	3.8%	1.3%
輸出側 ：英国	農水産品	3.9%	1.3%	0.7%	10.9%	9.0%	2.8%
	食料品・アルコール	1.0%	0.6%	0.2%	34.4%	31.0%	14.9%
	鉱物性燃料	0.6%	0.0%	0.0%	5.3%	6.1%	4.2%
	化学工業品	0.5%	0.0%	0.0%	2.2%	1.8%	0.7%
	プラスチック・ゴム製品	2.4%	0.0%	0.0%	5.5%	4.5%	0.4%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	10.0%	9.1%	6.0%	10.1%	8.4%	1.6%
	木材・パルプ	0.1%	0.1%	0.0%	0.9%	0.8%	0.2%
	繊維製品・履物	9.0%	3.0%	2.8%	10.6%	1.4%	0.1%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2.0%	0.0%	0.0%	5.7%	4.5%	1.4%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	1.1%	0.4%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.0%	4.1%	3.6%	0.7%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	0.0%	41.1%	40.1%	23.4%
	光学機器・楽器	0.0%	0.0%	0.0%	1.1%	0.8%	0.0%
	雑製品	0.6%	0.0%	0.0%	16.2%	12.2%	0.0%
	全体	0.7%	0.1%	0.1%	6.2%	4.9%	2.0%
輸出側 ：EU28か国	農水産品	8.1%	6.3%	4.3%	7.2%	5.3%	1.4%
	食料品・アルコール	6.7%	3.2%	1.5%	13.0%	11.3%	5.0%
	鉱物性燃料	0.4%	0.0%	0.0%	5.1%	5.6%	3.7%
	化学工業品	0.9%	0.1%	0.0%	2.6%	2.1%	0.8%
	プラスチック・ゴム製品	2.7%	0.0%	0.0%	5.2%	3.7%	0.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	9.9%	9.0%	5.6%	7.8%	6.5%	1.2%
	木材・パルプ	3.1%	2.6%	1.1%	2.7%	2.2%	0.7%
	繊維製品・履物	10.5%	4.1%	3.7%	11.0%	1.9%	0.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.6%	0.0%	0.0%	8.3%	6.7%	2.1%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%	1.3%	0.4%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	2.0%	0.4%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%	15.4%	7.9%
	光学機器・楽器	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.3%	0.0%
	雑製品	0.7%	0.0%	0.0%	13.5%	10.3%	0.0%
	全体	1.9%	0.9%	0.6%	4.6%	3.5%	1.1%

（資料）表 8-1 と同様。

表8-7と表8-8は単純平均で計算した業種別の平均関税率である。表の中身を見ると、EU28と日本、ベトナムとの輸出入において、加重平均の場合よりも単純平均の方の関税率差(MFN税率－FTA税率)が大きい業種が多い。

表 8-7：EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別平均関税率（発効から1年目/5年目、単純平均）

		輸出側					
		日本			ベトナム		
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸入側 ：EU28か国	農水産品	7.6%	0.5%	0.4%	7.6%	1.6%	0.2%
	食料品・アルコール	14.2%	0.2%	0.1%	14.2%	2.0%	0.6%
	鉱物性燃料	0.8%	0.0%	0.0%	0.8%	0.0%	0.0%
	化学工業品	4.2%	0.0%	0.0%	4.2%	0.9%	0.0%
	プラスチック・ゴム製品	4.6%	0.1%	0.0%	4.6%	0.2%	0.0%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%	0.0%
	木材・パルプ	1.2%	0.0%	0.0%	1.2%	0.5%	0.1%
	繊維製品・履物	8.0%	0.2%	0.1%	8.0%	2.0%	0.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2.2%	0.1%	0.0%	2.2%	0.5%	0.1%
	機械類・部品	1.9%	0.2%	0.0%	1.9%	0.0%	0.0%
	電気機器・部品	2.2%	0.4%	0.1%	2.2%	0.8%	0.1%
	輸送用機械・部品	5.2%	3.1%	1.4%	5.2%	2.7%	1.0%
	光学機器・楽器	1.7%	0.1%	0.0%	1.7%	0.2%	0.0%
	雑製品	2.5%	0.0%	0.0%	2.5%	0.1%	0.0%
	全体	4.7%	0.3%	0.1%	4.7%	1.0%	0.2%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-8：日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別平均関税率（発効から1年目/5年目、単純平均）

		輸入側					
		日本			ベトナム		
		MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸出側 ：EU28か国	農水産品	7.3%	4.6%	3.3%	13.7%	10.7%	2.7%
	食料品・アルコール	15.3%	10.0%	5.6%	28.0%	24.3%	11.3%
	鉱物性燃料	0.7%	0.0%	0.0%	5.4%	4.5%	2.6%
	化学工業品	2.3%	0.1%	0.1%	3.2%	2.2%	0.8%
	プラスチック・ゴム製品	2.4%	0.0%	0.0%	8.5%	6.4%	1.8%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	10.9%	8.0%	5.9%	12.5%	10.0%	2.0%
	木材・パルプ	2.1%	0.8%	0.4%	9.7%	8.1%	2.7%
	繊維製品・履物	6.4%	0.9%	0.7%	13.0%	3.3%	0.7%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.0%	0.0%	0.0%	10.1%	8.0%	2.5%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.0%	4.6%	3.6%	1.1%
	電気機器・部品	0.1%	0.0%	0.0%	8.6%	7.4%	1.5%
	輸送用機械・部品	0.1%	0.0%	0.0%	25.0%	22.6%	12.0%
	光学機器・楽器	0.2%	0.1%	0.1%	4.5%	3.3%	0.6%
	雑製品	2.2%	0.1%	0.0%	16.0%	12.1%	0.3%
	全体	4.7%	2.0%	1.3%	10.6%	7.7%	2.6%

(資料) 表 8-1 と同様。

(4) 代表的な 50 品目における MFN 税率と FTA 税率

表 8-9-1～8-9-3 は、EPA を利用した時のフランス、ドイツ、英国の日本とベトナムからの輸入における代表的な 50 品目の MFN 税率と FTA 税率を見たものである。

表 8-9-1：フランスの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率
(発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

			輸出側					
			日本			ベトナム		
			MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸入側：フランス (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	0.0%	0.0%	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	0.0%	0.0%	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	0.0%	0.0%	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	9.6%	0.0%	0.0%	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	12.8%	0.0%	0.0%	12.8%	0.0%
	11	0807.19	メロン	8.8%	0.0%	0.0%	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	11.2%	0.0%	0.0%	--	--
	15	0902.10	緑茶	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%
	16	1006	米	--	--	--	0.0%	0.0%
	17	2202.99	コーヒーマル・コーラ等の甘味飲料	9.6%	0.0%	0.0%	9.6%	1.6%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	0.0%	0.0%	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	2.2%	0.0%	0.0%	--	--
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	6.5%	0.0%	0.0%	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	6.5%	0.0%	0.0%	--	--
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	6.5%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	5.0%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	12.0%	0.0%	0.0%	12.0%	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	--	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	--	--	--	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2.7%	0.4%	0.0%	2.7%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	0.0%	0.0%	--	--
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	0.0%	0.0%	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.5%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	2.7%	0.1%	0.0%	2.7%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.3%	0.0%	0.0%	2.5%	0.2%
	39	8528.72	カラーテレビ	14.0%	11.7%	2.3%	14.0%	11.6%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.9%	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	1.5%	1.0%	0.2%	2.1%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	10.0%	8.8%	3.8%	10.0%	8.7%
	45	8704	貨物自動車	17.4%	15.3%	6.6%	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	4.1%	0.1%	0.0%	3.5%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.6%	0.0%	0.0%	4.1%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-9-2：ドイツの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率
(発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸出側					
			日本			ベトナム		
			MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸入側：ドイツ (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	0.0%	0.0%	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	0.0%	0.0%	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしよ	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%
	16	1006	米	7.7%	7.7%	7.7%	--	0.0%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.6%	0.0%	0.0%	9.6%	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	0.0%	0.0%	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	1.8%	0.0%	0.0%	--	--
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	6.3%	0.0%	0.0%	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	6.5%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	5.6%	0.0%	0.0%	6.4%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.6%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	12.0%	0.0%	0.0%	12.0%	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2.7%	0.1%	0.0%	2.7%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	0.0%	0.0%	--	--
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	0.0%	0.0%	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.3%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	2.7%	0.0%	0.0%	2.9%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	14.0%	11.7%	2.3%	14.0%	11.6%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	1.2%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	2.1%	1.7%	0.4%	2.1%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	10.0%	8.8%	3.8%	10.0%	8.7%
	45	8704	貨物自動車	14.9%	13.1%	5.6%	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	4.2%	0.2%	0.0%	4.3%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.7%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-9-3：英国の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率
(発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸出側					
			日本			ベトナム		
			MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸入側： 英国 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	0.0%	0.0%	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	9.6%	0.0%	0.0%	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	12.8%	0.0%
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%
	16	1006	米	--	--	--	--	0.0%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.6%	0.0%	0.0%	9.6%	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	2.4%	0.0%	0.0%	1.6%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	6.5%	0.0%	0.0%	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	6.5%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	6.0%	0.0%	0.0%	6.3%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	5.6%	0.0%	0.0%	6.5%	0.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	12.0%	0.0%	0.0%	12.0%	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2.7%	1.7%	0.0%	2.7%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	0.0%	0.0%	--	--
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	0.0%	0.0%	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.6%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	2.8%	0.4%	0.0%	2.7%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.1%
	39	8528.72	カラーテレビ	14.0%	11.7%	2.3%	14.0%	11.6%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	1.1%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	2.1%	1.3%	0.3%	2.1%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスタ等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	10.0%	8.8%	3.8%	10.0%	8.7%
	45	8704	貨物自動車	0.5%	0.4%	0.2%	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	3.9%	0.4%	0.0%	4.2%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.7%	0.0%	0.0%	3.4%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

フランス、ドイツ、英国の日本からの輸入で日 EU・EPA を利用した場合、5 年目の関税率差が 5%以上ある代表的な品目は、フランスが、かぼちゃ (12.8%)、Tシャツなどの肌着 (12.0%)、カラーテレビ (11.7%)、イチゴ (11.2%)、貨物自動車 (10.8%)、たまねぎ・シャロット (9.6%)、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料 (9.6%)、メロン (8.8%)、感光性のロール状写真用フィルム等 (6.5%)、エチレンの重合体 (6.5%)、プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの) (6.5%)、乗用自動車 (6.2%)、プラスチック製のその他の板・シート (5.0%) の 13 品目となる。

ドイツは、Tシャツなどの肌着 (12.0%)、カラーテレビ (11.7%)、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料 (9.6%)、貨物自動車 (9.3%)、エチレンの重合体 (6.5%)、感光性のロール状写真用フィルム等 (6.3%)、乗用自動車 (6.2%)、プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの) (5.6%)、の 8 品目となる。

英国は、Tシャツなどの肌着 (12.0%)、カラーテレビ (11.7%)、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料 (9.6%)、たまねぎ・シャロット (9.6%)、エチレンの重合体 (6.5%)、感光性のロール状写真用フィルム等 (6.5%)、乗用自動車 (6.2%)、プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの) (6.0%)、プラスチック製のその他の板・シート (5.6%) の 9 品目となる。

一方、フランス、ドイツ、英国のベトナムからの輸入で EVFTA を利用した時の 5 年目の関税率差が 5%以上ある代表的な品目は、フランスが、かぼちゃ (12.8%)、カラーテレビ (11.7%)、Tシャツなどの肌着 (10.0%)、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料 (8.0%)、プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの) (6.5%)、プラスチック製のその他の板・シート (6.5%)、乗用自動車 (6.3%) の 7 品目となる。

ドイツは、カラーテレビ (11.7%)、Tシャツなどの肌着 (10.0%)、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料 (8.0%)、エチレンの重合体 (6.5%)、プラスチック製のその他の板・シート (6.5%)、プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの) (6.4%)、乗用自動車 (6.3%) の 7 品目となる。

英国は、かぼちゃ (12.8%)、カラーテレビ (11.7%)、Tシャツなどの肌着 (10.0%)、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料 (8.0%)、エチレンの重合体 (6.5%)、プラスチック製のその他の板・シート (6.5%)、プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの) (6.3%)、乗用自動車 (6.3%) の 8 品目となる。

表 8-10-1～8-10-4 は、EPA を利用した時の日本とベトナムのフランス、ドイツ、英国、EU28 からの輸入における代表的 50 品目の平均関税率をまとめたものである。

日本の EU28 からの 5 年目の輸入において、5%以上 10%未満の関税率差がある品目は、メロン、イチゴの 2 品目であった。

関税率差が 10%以上の品目は、牛肉 (冷蔵のもの)、牛肉 (冷凍のもの)、緑茶、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料、バターミルク、ヨーグルト等、Tシャツなどの肌着の 6 品目であった。

EU28 のベトナムからの 5 年目の輸入では、5%以上 10%未満の関税率差がある品目は、電動機及び発電機、ばれいしょ、自動車の部分品・附属品、たまねぎ・シャロット、鉄鋼製のねじ・ボルト・ナット等、電気制御用又は配電用のパネル等、プラスチック製のその他の板・シートの 7 品目であった。

関税率差が 10%以上の品目は、清酒・りんご酒・梨酒などの発酵酒、緑茶、カラーテレビ、メロン、米、バターミルク・ヨーグルト等、乗用自動車、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料、Tシャツなどの肌着、ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）、牛肉（冷蔵のもの）、牛肉（冷凍のもの）、貨物自動車、プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）、電気回路用の機器・光ファイバー用の接続子等、りんごの 16 品目であった。

50 品目の中で関税率差がマイナスである品目は、EU28 のベトナムからの 1 年目の輸入で、乗用自動車（-3.9%）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等（-0.8%）の 2 品目であった。

FTA 税率の方が MFN 税率よりも高いという逆転現象は、MFN 税率の関税削減交渉などの進展により、MFN 税率の方が FTA 税率よりも引き下げられることによって発生する。

表 8-10-1：日本、ベトナムのフランスからの輸入の代表品目別平均関税率
(発効から1年目/5年目、加重平均)

				輸入側					
				日本			ベトナム		
				MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸出側：フランス （従価税）	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	38.5%	27.5%	24.2%	14.0%	10.5%	0.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	38.5%	27.5%	24.2%	14.0%	10.5%	0.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	15.0%	11.2%	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	25.0%	24.3%	24.3%	5.0%	3.2%	0.4%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	20.0%	5.7%	1.1%
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	0.0%	0.0%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	3.0%	0.0%	0.0%	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	30.0%	25.0%	5.0%
	12	0808.10	りんご	--	--	--	10.0%	7.5%	0.0%
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	17.0%	14.2%	2.8%	40.0%	33.3%	6.6%
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.8%	0.4%	0.0%	27.5%	24.0%	10.3%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--	55.0%	48.1%	20.6%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	--
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	--	--	--	3.0%	0.0%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	0.2%	0.0%	0.0%	12.5%	9.3%	0.7%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.0%	0.0%	0.0%	6.0%	5.8%	0.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	10.0%	0.0%	0.0%	20.0%	16.6%	3.3%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	0.0%	0.0%	12.0%	9.0%	5.4%
	28	8207	手工工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.1%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	--	--	--	--	--	--
	32	8477.10	射出成形機	--	--	--	--	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	0.0%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	3.9%	0.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.4%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	4.6%	0.9%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	5.8%	1.1%
	39	8528.72	カラーテレビ	--	--	--	35.0%	29.1%	5.8%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	0.0%	12.1%	11.0%	2.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%	6.0%	1.2%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	0.0%	59.0%	61.4%	36.8%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	0.0%	0.0%	--	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	0.0%	16.9%	14.7%	6.3%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.0%	8.8%	6.6%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-10-2：日本、ベトナムのドイツからの輸入の代表品目別平均関税率
(発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸入側					
			日本			ベトナム		
			MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸出側：ドイツ (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	15.0%	11.2%	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	25.0%	17.3%	17.3%	5.0%	3.2%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	--	--	--	20.0%	5.6%
	6	0407	殻付きの鳥卵	17.0%	13.6%	13.6%	0.0%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	11.9%	9.9%
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	17.0%	14.2%	2.8%	40.0%	33.3%
	16	1006	米	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	12.0%	6.3%	0.0%	27.5%	24.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	0.0%	0.0%	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	0.0%	4.9%	4.4%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	0.9%	0.0%	0.0%	12.7%	9.3%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.4%	0.0%	0.0%	6.0%	5.5%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	10.1%	0.0%	0.0%	20.0%	16.6%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	0.0%	0.0%	12.0%	9.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.7%	0.6%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.0%	10.6%	8.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.3%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	5.4%	5.1%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	5.8%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	0.0%	35.0%	29.1%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	0.0%	14.7%	12.4%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%	6.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	0.0%	51.4%	55.3%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	0.0%	0.0%	29.4%	22.0%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	0.0%	15.2%	13.1%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.3%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-10-3：日本、ベトナムのドイツからの輸入の代表品目別平均関税率
(発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸入側					
			日本			ベトナム		
			MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸出側： 英国 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	15.0%	11.2%	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	8.7%	8.7%	8.7%	5.0%	4.1%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	0.0%	0.0%
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	10.0%	7.5%
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	6.0%	0.0%	0.0%	--	--
	15	0902.10	緑茶	17.0%	14.2%	2.8%	40.0%	33.3%
	16	1006	米	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	12.9%	8.8%	0.0%	27.5%	24.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	0.0%	0.0%	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	0.0%	2.0%	1.8%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	3.7%
	21	3901	エチレンの重合体	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	0.8%	0.0%	0.0%	13.2%	9.3%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.5%	0.0%	0.0%	6.0%	5.8%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	9.5%	0.0%	0.0%	20.0%	16.6%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	--	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	0.0%	0.0%	12.0%	9.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	1.3%	0.9%
	31	8457.10	マシニングセンター	--	--	--	--	--
	32	8477.10	射出成形機	--	--	--	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	0.0%	0.0%	0.0%	1.6%	0.1%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	2.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%	0.3%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	6.0%	5.8%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	5.8%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	0.0%	35.0%	29.1%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	0.0%	8.0%	8.7%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%	6.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	0.0%	49.9%	53.7%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	0.0%	0.0%	23.8%	19.5%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	0.0%	14.5%	12.6%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.0%	12.0%	9.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-10-4 : 日本、ベトナムの EU28 からの輸入の代表品目別平均関税率
(発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸入側						
			日本			ベトナム			
			MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	
輸出側：EU28か国 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	38.5%	27.5%	24.2%	14.0%	10.5%	0.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	38.5%	27.5%	24.2%	14.0%	10.5%	0.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	15.0%	11.2%	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	16.2%	14.5%	13.9%	5.0%	3.2%	0.4%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	26.3%	23.9%	14.3%	20.0%	5.4%	1.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	17.0%	13.6%	13.6%	0.0%	0.0%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	11.1%	9.2%	1.8%
	8	0702	トマト	3.0%	0.0%	0.0%	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	2.9%	0.0%	0.0%	8.8%	7.3%	1.5%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	6.0%	0.0%	0.0%	30.0%	25.0%	5.0%
	12	0808.10	りんご	--	--	--	10.0%	7.5%	0.0%
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	6.0%	0.0%	0.0%	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	17.0%	14.2%	2.8%	40.0%	33.3%	6.6%
	16	1006	米	--	--	--	40.0%	36.0%	20.1%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	12.2%	7.0%	0.0%	27.5%	24.0%	10.3%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	0.0%	0.0%	55.0%	48.1%	20.6%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.8%	0.1%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0.0%	0.0%	0.0%	3.0%	1.6%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	0.7%	0.0%	0.0%	12.8%	9.3%	0.7%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.3%	0.0%	0.0%	6.0%	5.6%	0.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	10.6%	0.0%	0.0%	20.0%	16.6%	3.3%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	0.0%	0.0%	12.0%	9.0%	5.4%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%	0.3%	0.1%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.1%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	0.0%	0.0%	0.0%	1.5%	0.2%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%	9.6%	1.8%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	0.1%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	3.3%	3.2%	0.6%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	0.0%	5.0%	5.8%	1.1%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	0.0%	35.0%	29.1%	5.8%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	0.0%	12.9%	11.4%	2.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	0.0%	7.8%	6.0%	1.2%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	0.0%	50.8%	54.7%	32.6%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	0.0%	0.0%	26.3%	20.6%	12.3%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	0.0%	14.5%	12.6%	5.4%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.0%	0.9%	0.7%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

なお、表 8-11 と表 8-12 は、表 8-9 と表 8-10 の単純平均を求めたものである。単純平均の場合は、EU28 カ国の MFN 税率と FTA 税率は全く同じになる。

表 8-11 : EU28 の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率
(発効から1年目/5年目、単純平均)

			輸出側					
			日本			ベトナム		
			MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸入側：EU28カ国 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	7.7%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	7.9%	0.0%	0.0%	7.9%	0.0%
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	9.6%	0.0%	0.0%	9.6%	0.0%
	10	0709.93	かぼちゃ	12.8%	0.0%	0.0%	12.8%	0.0%
	11	0807.19	メロン	8.8%	0.0%	0.0%	8.8%	0.0%
	12	0808.10	りんご	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	13	0808.30	梨	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	14	0810.10	イチゴ	11.2%	0.0%	0.0%	11.2%	0.0%
	15	0902.10	緑茶	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%
	16	1006	米	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.6%	0.0%	0.0%	9.6%	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	4.5%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	5.8%	0.0%	0.0%	5.8%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	4.9%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	5.3%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	5.3%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	12.0%	0.0%	0.0%	12.0%	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2.7%	0.1%	0.0%	2.7%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.8%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	2.8%	0.1%	0.0%	2.8%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	2.1%
	39	8528.72	カラーテレビ	14.0%	11.7%	2.3%	14.0%	11.6%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	1.2%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	1.6%	0.9%	0.2%	1.6%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	9.8%	8.6%	3.7%	9.8%	8.5%
	45	8704	貨物自動車	13.1%	11.5%	4.9%	13.1%	10.7%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	3.8%	1.0%	0.1%	3.8%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0.9%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.8%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-12：日本、ベトナムの EU28 からの輸入の代表品目別平均関税率
(発効から1年目/5年目、単純平均)

			輸入側					
			日本			ベトナム		
			MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)	MFN税率	FTA税率 (1年目)	FTA税率 (5年目)
輸出側：EU28 各国（従価税）	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	7.7%	0.0%	0.0%	7.7%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	7.9%	0.0%	0.0%	7.9%	0.0%
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	9.6%	0.0%	0.0%	9.6%	0.0%
	10	0709.93	かぼちゃ	12.8%	0.0%	0.0%	12.8%	0.0%
	11	0807.19	メロン	8.8%	0.0%	0.0%	8.8%	0.0%
	12	0808.10	りんご	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	13	0808.30	梨	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	14	0810.10	イチゴ	11.2%	0.0%	0.0%	11.2%	0.0%
	15	0902.10	緑茶	3.2%	0.0%	0.0%	3.2%	0.0%
	16	1006	米	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%	0.0%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.6%	0.0%	0.0%	9.6%	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	0.0%	0.0%	--	0.0%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	4.5%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	5.8%	0.0%	0.0%	5.8%	0.0%
	21	3901	エチレンの重合体	4.9%	0.0%	0.0%	4.9%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	5.3%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	5.3%	0.0%	0.0%	5.3%	0.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	12.0%	0.0%	0.0%	12.0%	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	0.0%	0.0%	3.7%	0.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2.7%	0.1%	0.0%	2.7%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	1.0%	0.0%	0.0%	1.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	0.0%	0.0%	2.7%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.3%	0.0%	0.0%	1.3%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.8%	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%
	35	8501	電動機及び発電機	2.8%	0.1%	0.0%	2.8%	0.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	2.1%
	39	8528.72	カラーテレビ	14.0%	11.7%	2.3%	14.0%	11.6%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	1.2%	0.0%	0.0%	1.2%	0.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	1.6%	0.9%	0.2%	1.6%	0.0%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	9.8%	8.6%	3.7%	9.8%	8.5%
	45	8704	貨物自動車	13.1%	11.5%	4.9%	13.1%	10.7%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	3.8%	1.0%	0.1%	3.8%	0.0%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0.9%	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.8%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

また、以下の表 8-13～表 8-20 は、表 8-5～表 8-12 の関税率差を計算したものである。

表 8-13 : EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別平均関税率差（発効から1年目/5年目、加重平均）

		輸出側			
		日本		ベトナム	
		関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側 ：フランス	農水産品	3.5%	3.6%	3.0%	3.8%
	食料品・アルコール	4.3%	4.3%	6.3%	12.6%
	鉱物性燃料	0.1%	0.1%	1.7%	1.7%
	化学工業品	2.2%	2.6%	2.7%	3.2%
	プラスチック・ゴム製品	3.8%	4.8%	5.5%	5.5%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	4.9%	4.9%	5.3%	5.3%
	木材・パルプ	0.1%	0.1%	1.3%	1.4%
	繊維製品・履物	7.1%	7.1%	6.7%	11.5%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2.4%	2.8%	2.6%	2.6%
	機械類・部品	1.5%	2.2%	0.2%	0.2%
	電気機器・部品	1.3%	1.5%	0.1%	0.2%
	輸送用機械・部品	2.7%	4.7%	1.2%	1.7%
	光学機器・楽器	1.0%	1.3%	1.2%	1.2%
	雑製品	2.6%	2.8%	0.6%	0.6%
	全体	2.2%	3.1%	2.5%	3.9%
輸入側 ：ドイツ	農水産品	1.7%	1.7%	1.1%	1.3%
	食料品・アルコール	8.6%	8.6%	11.1%	15.9%
	鉱物性燃料	0.4%	0.4%	0.0%	0.0%
	化学工業品	2.2%	3.1%	4.0%	4.5%
	プラスチック・ゴム製品	4.1%	4.4%	4.4%	4.4%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	4.7%	4.7%	4.7%	4.7%
	木材・パルプ	0.0%	0.0%	1.9%	2.3%
	繊維製品・履物	5.5%	5.5%	7.0%	11.3%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.8%	2.1%	3.8%	4.0%
	機械類・部品	1.3%	1.9%	0.7%	0.7%
	電気機器・部品	1.0%	1.2%	-0.1%	0.2%
	輸送用機械・部品	2.6%	4.9%	1.3%	5.0%
	光学機器・楽器	0.5%	0.9%	2.2%	2.2%
	雑製品	0.4%	0.4%	1.1%	1.1%
	全体	1.5%	2.1%	2.5%	3.9%
輸入側 ：英国	農水産品	3.0%	3.3%	4.0%	4.6%
	食料品・アルコール	8.1%	8.1%	4.0%	13.1%
	鉱物性燃料	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
	化学工業品	2.6%	2.9%	1.7%	1.9%
	プラスチック・ゴム製品	4.4%	4.8%	5.9%	5.9%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	4.5%	4.5%	4.7%	4.7%
	木材・パルプ	0.1%	0.1%	1.4%	1.4%
	繊維製品・履物	6.6%	6.6%	5.6%	10.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.5%	0.7%	1.9%	2.3%
	機械類・部品	1.2%	2.0%	0.4%	0.4%
	電気機器・部品	1.9%	2.3%	0.1%	0.1%
	輸送用機械・部品	1.6%	4.0%	1.7%	4.8%
	光学機器・楽器	0.8%	1.1%	0.4%	0.4%
	雑製品	1.3%	1.3%	0.8%	0.8%
	全体	1.6%	2.5%	1.7%	2.7%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-14 : 日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別平均関税率差（発効から1年目/5年目、加重平均）

		輸入側			
		日本		ベトナム	
		関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側 ：フランス	農水産品	1.7%	4.6%	1.7%	5.6%
	食料品・アルコール	9.6%	10.3%	2.8%	14.1%
	鉱物性燃料	0.5%	0.5%	-1.0%	1.1%
	化学工業品	0.7%	0.7%	0.6%	2.1%
	プラスチック・ゴム製品	2.7%	2.7%	0.9%	3.4%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	0.8%	4.1%	3.9%	19.4%
	木材・パルプ	0.3%	0.4%	0.2%	0.9%
	繊維製品・履物	7.3%	7.4%	10.3%	11.7%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	3.5%	3.5%	1.0%	4.1%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.7%	2.0%
	電気機器・部品	0.1%	0.1%	1.0%	5.4%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	0.2%	0.4%
	光学機器・楽器	0.1%	0.1%	0.1%	0.3%
	雑製品	0.2%	0.2%	1.7%	12.5%
	全体	1.8%	2.1%	1.0%	3.7%
輸出側 ：ドイツ	農水産品	2.1%	4.3%	2.2%	6.4%
	食料品・アルコール	4.5%	8.7%	1.4%	8.0%
	鉱物性燃料	2.2%	2.2%	-0.8%	1.3%
	化学工業品	0.9%	0.9%	0.6%	1.9%
	プラスチック・ゴム製品	2.8%	2.8%	1.7%	4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	0.5%	2.4%	1.8%	8.8%
	木材・パルプ	0.3%	0.9%	0.8%	3.2%
	繊維製品・履物	3.5%	4.0%	10.2%	10.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	0.7%	0.7%	1.8%	6.9%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.6%	1.6%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.9%	5.0%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	3.9%	12.8%
	光学機器・楽器	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%
	雑製品	1.5%	1.5%	3.2%	13.2%
	全体	0.4%	0.5%	1.3%	3.8%
輸出側 ：英国	農水産品	2.6%	3.2%	1.9%	8.2%
	食料品・アルコール	0.4%	0.8%	3.4%	19.5%
	鉱物性燃料	0.6%	0.6%	-0.8%	1.2%
	化学工業品	0.5%	0.5%	0.4%	1.5%
	プラスチック・ゴム製品	2.4%	2.4%	1.0%	5.1%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	0.9%	4.0%	1.7%	8.5%
	木材・パルプ	0.0%	0.1%	0.1%	0.6%
	繊維製品・履物	6.0%	6.2%	9.3%	10.5%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2.0%	2.0%	1.3%	4.3%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.5%	1.2%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.5%	3.4%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	1.0%	17.8%
	光学機器・楽器	0.0%	0.0%	0.3%	1.1%
	雑製品	0.6%	0.6%	4.0%	16.2%
	全体	0.5%	0.6%	1.4%	4.2%
輸出側 ：EU28か国	農水産品	1.8%	3.7%	1.9%	5.8%
	食料品・アルコール	3.5%	5.2%	1.7%	8.0%
	鉱物性燃料	0.4%	0.4%	-0.6%	1.4%
	化学工業品	0.9%	0.9%	0.5%	1.8%
	プラスチック・ゴム製品	2.7%	2.7%	1.5%	4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	0.9%	4.3%	1.4%	6.6%
	木材・パルプ	0.4%	1.9%	0.5%	2.0%
	繊維製品・履物	6.4%	6.8%	9.1%	10.6%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.6%	1.6%	1.6%	6.2%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	0.6%	1.6%
	電気機器・部品	0.0%	0.0%	0.3%	2.0%
	輸送用機械・部品	0.0%	0.0%	3.4%	10.9%
	光学機器・楽器	0.1%	0.1%	0.1%	0.4%
	雑製品	0.7%	0.7%	3.2%	13.5%
	全体	0.9%	1.3%	1.1%	3.5%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-15 : EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別平均関税率差（発効から1年目/5年目、単純平均）

		輸出側			
		日本		ベトナム	
		関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側 : EU28か国	農水産品	7.1%	7.2%	5.9%	7.3%
	食料品・アルコール	14.1%	14.1%	12.3%	13.7%
	鉱物性燃料	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
	化学工業品	4.2%	4.2%	3.3%	4.2%
	プラスチック・ゴム製品	4.5%	4.6%	4.4%	4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
	木材・パルプ	1.2%	1.2%	0.7%	1.1%
	繊維製品・履物	7.8%	7.9%	6.1%	7.6%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	2.1%	2.2%	1.7%	2.1%
	機械類・部品	1.7%	1.8%	1.9%	1.9%
	電気機器・部品	1.8%	2.1%	1.4%	2.1%
	輸送用機械・部品	2.0%	3.8%	2.5%	4.1%
	光学機器・楽器	1.7%	1.7%	1.5%	1.7%
	雑製品	2.5%	2.5%	2.4%	2.5%
	全体	4.5%	4.6%	3.7%	4.5%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-16 : 日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別平均関税率差（発効から1年目/5年目、単純平均）

		輸入側			
		日本		ベトナム	
		関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側 : EU28か国	農水産品	2.7%	4.0%	3.0%	11.0%
	食料品・アルコール	5.3%	9.7%	3.7%	16.7%
	鉱物性燃料	0.7%	0.7%	0.9%	2.8%
	化学工業品	2.2%	2.3%	0.9%	2.4%
	プラスチック・ゴム製品	2.4%	2.4%	2.1%	6.7%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	2.9%	5.1%	2.5%	10.5%
	木材・パルプ	1.3%	1.7%	1.6%	6.9%
	繊維製品・履物	5.5%	5.7%	9.7%	12.3%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1.0%	1.0%	2.1%	7.6%
	機械類・部品	0.0%	0.0%	1.0%	3.5%
	電気機器・部品	0.1%	0.1%	1.2%	7.1%
	輸送用機械・部品	0.1%	0.1%	2.4%	12.9%
	光学機器・楽器	0.1%	0.2%	1.2%	3.9%
	雑製品	2.2%	2.2%	3.9%	15.7%
	全体	2.7%	3.4%	2.8%	8.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-17-1：フランスの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差
(発効から1年目/5年目、加重平均)

				輸出側			
				日本		ベトナム	
				関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側：フランス （従価税）	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	9.6%	9.6%	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%
	11	0807.19	メロン	8.8%	8.8%	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	11.2%	11.2%	--	--
	15	0902.10	緑茶	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
	16	1006	米	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.6%	9.6%	1.6%	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	2.2%	2.2%	--	--
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	6.5%	6.5%	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	6.5%	6.5%	--	--
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	5.0%	5.0%	6.5%	6.5%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	12.0%	12.0%	2.0%	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	--	--	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2.3%	2.7%	2.7%	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	0.2%	0.2%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	2.7%	--	--
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	1.7%	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.5%	1.5%	1.7%	1.7%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
	35	8501	電動機及び発電機	2.6%	2.7%	2.7%	2.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.3%	1.3%	2.3%	2.5%
	39	8528.72	カラーテレビ	2.3%	11.7%	2.4%	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.9%	0.9%	2.0%	2.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.6%	1.3%	2.1%	2.1%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	1.2%	6.2%	1.3%	6.3%
	45	8704	貨物自動車	2.1%	10.8%	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	4.0%	4.0%	3.5%	3.5%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.6%	3.6%	4.1%	4.1%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-17-2 : ドイツの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差
(発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸出側			
			日本		ベトナム	
			関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側： ドイツ (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	3.2%	3.2%	3.2%
	16	1006	米	0.0%	0.0%	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.6%	9.6%	1.6%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	1.8%	1.8%	--
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	6.3%	6.3%	--
	21	3901	エチレンの重合体	6.5%	6.5%	6.5%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	5.6%	5.6%	6.4%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.6%	4.6%	6.5%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	12.0%	12.0%	2.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	3.7%	3.7%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2.6%	2.7%	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	--
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	2.7%	--
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	1.7%	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.3%	1.3%	1.7%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.7%	1.7%	1.7%
	35	8501	電動機及び発電機	2.7%	2.7%	2.9%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.3%	1.3%	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	2.3%	11.7%	2.4%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	1.2%	1.2%	1.1%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.4%	1.7%	2.1%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	1.2%	6.2%	1.3%
	45	8704	貨物自動車	1.8%	9.3%	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	4.0%	4.2%	4.3%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.7%	3.7%	3.4%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-17-3：英国の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差
(発効から1年目/5年目、加重平均)

				輸出側			
				日本		ベトナム	
				関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側：英国 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	9.6%	9.6%	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	12.8%	12.8%
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
	16	1006	米	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.6%	9.6%	1.6%	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	2.4%	2.4%	1.6%	1.6%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	6.5%	6.5%	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	6.5%	6.5%	6.5%	6.5%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	6.0%	6.0%	6.3%	6.3%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	5.6%	5.6%	6.5%	6.5%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	12.0%	12.0%	2.0%	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	1.0%	2.7%	2.7%	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	2.7%	--	--
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	1.7%	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.6%	1.6%	1.7%	1.7%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
	35	8501	電動機及び発電機	2.4%	2.8%	2.7%	2.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%
	39	8528.72	カラーテレビ	2.3%	11.7%	2.4%	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	1.1%	1.1%	1.2%	1.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.8%	1.8%	2.1%	2.1%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	1.2%	6.2%	1.3%	6.3%
	45	8704	貨物自動車	0.1%	0.3%	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	3.5%	3.9%	4.2%	4.2%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.7%	3.7%	3.4%	3.4%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-18-1：日本、ベトナムのフランスからの輸入の代表品目別平均関税率差
(発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸入側			
			日本		ベトナム	
			関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側： フランス (従価税)	1	0201 牛肉（冷蔵のもの）	11.0%	14.3%	3.5%	14.0%
	2	0202 牛肉（冷凍のもの）	11.0%	14.3%	3.5%	14.0%
	3	0401 ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	3.8%	15.0%
	4	0402 ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	0.7%	0.7%	1.8%	4.6%
	5	0403 バター・ミルク、ヨーグルト等	--	--	14.3%	18.9%
	6	0407 殻付きの鳥卵	--	--	0.0%	0.0%
	7	0701 ばれいしょ	--	--	--	--
	8	0702 トマト	--	--	--	--
	9	0703.10 たまねぎ、シャロット	3.0%	3.0%	--	--
	10	0709.93 かぼちゃ	--	--	--	--
	11	0807.19 メロン	--	--	5.0%	25.0%
	12	0808.10 りんご	--	--	2.5%	10.0%
	13	0808.30 梨	--	--	--	--
	14	0810.10 イチゴ	--	--	--	--
	15	0902.10 緑茶	2.8%	14.2%	6.7%	33.4%
	16	1006 米	--	--	--	--
	17	2202.99 コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.3%	9.8%	3.5%	17.2%
	18	2206.00 清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	6.9%	34.4%
	19	3701 感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	--	--
	20	3702 感光性のロール状写真用フィルム等	--	--	2.9%	3.0%
	21	3901 エチレンの重合体	1.4%	1.4%	0.0%	0.0%
	22	3919 プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	0.2%	0.2%	3.1%	11.8%
	23	3920 プラスチック製のその他の板・シート	4.0%	4.0%	0.2%	6.0%
	24	6109 Tシャツなどの肌着	10.0%	10.0%	3.4%	16.7%
	25	7108.12 金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208 鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318 鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	2.8%	3.0%	6.6%
	28	8207 手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429 ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443 印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.6%	0.7%
	31	8457.10 マシニングセンター	--	--	--	--
	32	8477.10 射出成形機	--	--	--	--
	33	8479.89 絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480 金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	0.0%	1.2%	1.2%
	35	8501 電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.6%	3.8%
	36	8517 電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%
	37	8523 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	-0.1%	3.6%
	38	8525.80 テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	-0.8%	3.9%
	39	8528.72 カラーテレビ	--	--	5.9%	29.2%
	40	8536 電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	1.1%	10.0%
	41	8537.10 電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	1.8%	6.6%
	42	8541 ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542 集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703 乗用自動車	0.0%	0.0%	-2.4%	22.2%
	45	8704 貨物自動車	0.0%	0.0%	--	--
	46	8708 自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	2.2%	10.6%
	47	8905.90 照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--
	48	9006 写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	2.2%	8.8%
	49	9018 医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80 測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-18-2：日本、ベトナムのドイツからの輸入の代表品目別平均関税率差
(発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸入側			
			日本		ベトナム	
			関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側：ドイツ (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	3.8%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	7.7%	7.7%	1.8%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	--	--	14.4%
	6	0407	殻付きの鳥卵	3.4%	3.4%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	2.0%
	8	0702	トマト	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	2.8%	14.2%	6.7%
	16	1006	米	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	5.7%	12.0%	3.5%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	0.0%	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	0.5%
	20	3702	感光性のロール写真用フィルム等	0.0%	0.0%	3.0%
	21	3901	エチレンの重合体	2.6%	2.6%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	0.9%	0.9%	3.3%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.4%	4.4%	0.5%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	10.1%	10.1%	3.4%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	2.8%	3.0%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.1%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	1.4%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	0.0%	0.9%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	1.9%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.2%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.3%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	-0.8%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	5.9%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	2.3%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	1.8%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	-3.9%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	0.0%	7.4%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	2.1%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.1%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-18-3：日本、ベトナムの英国からの輸入の代表品目別平均関税率差
(発効から1年目/5年目、加重平均)

			輸入側			
			日本		ベトナム	
			関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側： 英国 (従価税)	1	0201 牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--
	2	0202 牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--
	3	0401 ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	3.8%	15.0%
	4	0402 ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	0.0%	0.0%	0.9%	4.2%
	5	0403 バター・ミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--
	6	0407 殻付きの鳥卵	--	--	--	--
	7	0701 ばれいしょ	--	--	0.0%	0.0%
	8	0702 トマト	--	--	--	--
	9	0703.10 たまねぎ、シャロット	--	--	--	--
	10	0709.93 かぼちゃ	--	--	--	--
	11	0807.19 メロン	--	--	--	--
	12	0808.10 りんご	--	--	2.5%	10.0%
	13	0808.30 梨	--	--	--	--
	14	0810.10 イチゴ	6.0%	6.0%	--	--
	15	0902.10 緑茶	2.8%	14.2%	6.7%	33.4%
	16	1006 米	--	--	--	--
	17	2202.99 コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	4.1%	12.9%	3.5%	17.2%
	18	2206.00 清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	0.0%	--	--
	19	3701 感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	0.2%	1.7%
	20	3702 感光性のロール写真用フィルム等	0.0%	0.0%	1.3%	5.0%
	21	3901 エチレンの重合体	1.7%	1.7%	0.0%	0.0%
	22	3919 プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）	0.8%	0.8%	3.8%	12.5%
	23	3920 プラスチック製のその他の板・シート	4.5%	4.5%	0.2%	6.0%
	24	6109 Tシャツなどの肌着	9.5%	9.5%	3.4%	16.7%
	25	7108.12 金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	--	--
	26	7208 鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318 鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	2.8%	3.0%	6.6%
	28	8207 手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429 ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443 印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.4%	1.2%
	31	8457.10 マシニングセンター	--	--	--	--
	32	8477.10 射出成形機	--	--	0.0%	0.0%
	33	8479.89 絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480 金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	0.0%	1.4%	1.5%
	35	8501 電動機及び発電機	0.0%	0.0%	0.3%	2.5%
	36	8517 電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.1%	0.5%
	37	8523 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.2%	4.9%
	38	8525.80 テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	-0.8%	3.9%
	39	8528.72 カラーテレビ	0.0%	0.0%	5.9%	29.2%
	40	8536 電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	-0.7%	6.4%
	41	8537.10 電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	1.8%	6.6%
	42	8541 ダイオード、トランジスタ等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542 集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703 乗用自動車	0.0%	0.0%	-3.8%	18.1%
	45	8704 貨物自動車	0.0%	0.0%	4.3%	12.2%
	46	8708 自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	1.9%	9.1%
	47	8905.90 照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--
	48	9006 写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	3.0%	12.0%
	49	9018 医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80 測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-18-4 : 日本、ベトナムの EU28 からの輸入の代表品目別平均関税率差
(発効から1年目/5年目、加重平均)

				輸入側			
				日本		ベトナム	
				関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側：EU28か国（従価税）	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	11.0%	14.3%	3.5%	14.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	11.0%	14.3%	3.5%	14.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	3.8%	15.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	1.7%	2.3%	1.8%	4.6%
	5	0403	バター・ミルク、ヨーグルト等	2.4%	12.0%	14.6%	19.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	3.4%	3.4%	0.0%	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	1.9%	9.3%
	8	0702	トマト	3.0%	3.0%	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	2.9%	2.9%	1.5%	7.3%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	6.0%	6.0%	5.0%	25.0%
	12	0808.10	りんご	--	--	2.5%	10.0%
	13	0808.30	梨	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	6.0%	6.0%	--	--
	15	0902.10	緑茶	2.8%	14.2%	6.7%	33.4%
	16	1006	米	--	--	4.0%	19.9%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	5.2%	12.2%	3.5%	17.2%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0.0%	0.0%	6.9%	34.4%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0.0%	0.0%	0.1%	0.9%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0.0%	0.0%	1.4%	3.0%
	21	3901	エチレンの重合体	2.3%	2.3%	0.0%	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	0.7%	0.7%	3.5%	12.1%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4.3%	4.3%	0.4%	6.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	10.6%	10.6%	3.4%	16.7%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	2.8%	2.8%	3.0%	6.6%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.1%	0.3%
	30	8443	印刷機及び部分品	0.0%	0.0%	0.8%	0.9%
	31	8457.10	マシニングセンター	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0.0%	0.0%	1.2%	1.4%
	35	8501	電動機及び発電機	0.0%	0.0%	1.9%	9.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.1%	2.6%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0.0%	0.0%	-0.8%	3.9%
	39	8528.72	カラーテレビ	0.0%	0.0%	5.9%	29.2%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0.0%	0.0%	1.5%	10.7%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.0%	0.0%	1.8%	6.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0.0%	0.0%	-3.9%	18.2%
	45	8704	貨物自動車	0.0%	0.0%	5.6%	13.9%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0.0%	0.0%	1.9%	9.1%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0.0%	0.0%	0.2%	0.9%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-19 : EU の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差
(発効から1年目/5年目、単純平均)

				輸出側			
				日本		ベトナム	
				関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸入側：EU28か国 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%
	7	0701	ばれいしょ	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%
	8	0702	トマト	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	10	0709.93	かぼちゃ	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%
	11	0807.19	メロン	8.8%	8.8%	8.8%	8.8%
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	11.2%	11.2%	11.2%	11.2%
	15	0902.10	緑茶	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
	16	1006	米	0.0%	0.0%	7.7%	7.7%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.6%	9.6%	1.6%	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%
	21	3901	エチレンの重合体	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	12.0%	12.0%	2.0%	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2.6%	2.7%	2.7%	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	35	8501	電動機及び発電機	2.7%	2.8%	2.8%	2.8%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.7%	1.7%	-0.4%	1.7%
	39	8528.72	カラーテレビ	2.3%	11.7%	2.4%	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.7%	1.4%	1.6%	1.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	1.2%	6.1%	1.3%	6.3%
	45	8704	貨物自動車	1.6%	8.1%	2.4%	8.5%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	2.8%	3.7%	3.8%	3.8%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(資料) 表 8-1 と同様。

表 8-20：日本、ベトナムの EU からの輸入の代表品目別平均関税率差
(発効から 1 年目/ 5 年目、単純平均)

				輸入側			
				日本		ベトナム	
				関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)	関税率差 (1年目)	関税率差 (5年目)
輸出側：EU28 개국 (從価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	7.7%	7.7%	7.7%	7.7%
	7	0701	ばれいしょ	7.9%	7.9%	7.9%	7.9%
	8	0702	トマト	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
	10	0709.93	かぼちゃ	12.8%	12.8%	12.8%	12.8%
	11	0807.19	メロン	8.8%	8.8%	8.8%	8.8%
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	11.2%	11.2%	11.2%	11.2%
	15	0902.10	緑茶	3.2%	3.2%	3.2%	3.2%
	16	1006	米	0.0%	0.0%	7.7%	7.7%
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	9.6%	9.6%	1.6%	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	5.8%	5.8%	5.8%	5.8%
	21	3901	エチレンの重合体	4.9%	4.9%	4.9%	4.9%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	5.3%	5.3%	5.3%	5.3%
	24	6109	T シャツなどの肌着	12.0%	12.0%	2.0%	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2.6%	2.7%	2.7%	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2.7%	2.7%	2.7%	2.7%
	32	8477.10	射出成形機	1.7%	1.7%	1.7%	1.7%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1.3%	1.3%	1.3%	1.3%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	1.8%	1.8%	1.8%	1.8%
	35	8501	電動機及び発電機	2.7%	2.8%	2.8%	2.8%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1.7%	1.7%	-0.4%	1.7%
	39	8528.72	カラーテレビ	2.3%	11.7%	2.4%	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0.7%	1.4%	1.6%	1.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	43	8542	集積回路	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	44	8703	乗用自動車	1.2%	6.1%	1.3%	6.3%
	45	8704	貨物自動車	1.6%	8.1%	2.4%	8.5%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	2.8%	3.7%	3.8%	3.8%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	0.9%	0.9%	0.9%	0.9%
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	3.8%	3.8%	3.8%	3.8%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 8-1 と同様。

9. 2019 年における EU の日本、ベトナムからの輸入での関税削減効果

(1) 日本よりも高いベトナムの FTA 効果

本章では、EU の日本とベトナムとの EPA/FTA を利用することにより、8 章における平均関税率の分析を一步進めて、実際にどれくらいの関税額を削減できるのか、その輸入額に対する割合はどのくらいなのかを計算している。つまり、日 EU・EPA における EPA 効果とともに、EU ベトナム FTA (EVFTA) の効果を、関税の削減額と関税削減率という観点から分析している。

EU の日本やベトナムからの輸入額に MFN 関税率と EPA 税率を乗じると、それぞれ利用した EPA 別の MFN 税額と EPA 税額になる。本章における関税削減額は、その差分を求めることにより計算している{関税削減額=MFN 税額(輸入額×MFN 税率)－EPA 税額(輸入額×EPA/FTA 税率)}。同様に、日本とベトナムの EU28 からの輸入でも、関税削減額を算出している。

関税削減額は、EPA/FTA の関税削減効果によりどれだけ輸入額を節約できたかを表している。そして、この関税削減額を輸入額で割ることにより関税削減率を得ている。本章では、関税削減率を国全体だけでなく業種別・品目別にも計算している。

関税削減率は、例えば日 EU・EPA の利用による乗用自動車の関税率差(MFN 税率－EPA 税率)の分だけ節約できた関税削減額は、乗用自動車の輸入額全体の何%であるかを求めたものである。つまり、関税削減率が大きければ大きいほど、関税削減効果が高いことを示している。

本章においては、8 章と同様に、日 EU・EPA 及び EVFTA が分析の対象となり、品目分類は 14 の業種と 50 の代表的な品目となる。

表 9-1 はフランス・ドイツ・英国の日本やベトナムからの輸入における関税削減額と関税削減率をまとめたものである。表 9-1 は、表 8-1 と同様に、「従価税」の関税削減額と関税削減率を掲載している。

2018 年のフランスの日本からの輸入額は 69 億ドルで、日本からの輸入で 2019 年の日 EU・EPA を活用した時のフランスの関税削減額は 1 年目で 1.5 億ドル、5 年目で 2.2 億ドルとなり、関税削減率はそれぞれ 2.2%、3.1%であった。ドイツの日本からの輸入額は 195 億ドルで、日 EU・EPA の利用による関税削減額は 1 年目で 3.0 億ドル、5 年目で 4.1 億ドルとなり、関税削減率はそれぞれ 1.5%、2.1%であった。英国の輸入額は 122 億ドルで、日 EU・EPA の利用による関税削減額は 1 年目で 1.9 億ドル、5 年目で 3.1 億ドルとなり、関税削減率はそれぞれ 1.6%、2.5%であった。

同様にフランスの 2018 年のベトナムからの輸入額は 45 億ドルで、EVFTA の利用による関税削減額は 1 年目で 1.1 億ドル、5 年目で 1.8 億ドルとなり、関税削減率はそれぞれ 2.5%と 3.9%であった。ドイツのベトナムからの輸入額は 87 億ドルで、EVFTA の利用に

よる関税削減額は1年目で2.2億ドル、5年目で3.3億ドルとなり、関税削減率はそれぞれ2.6%と3.8%であった。英国ベトナムからの輸入額は68億ドルで、EVFTAの利用による関税削減額は1年目で1.1億ドル、5年目で1.8億ドルとなり、関税削減率はそれぞれ1.7%と2.7%であった。

つまり、フランス・ドイツ・英国の日本からの輸入で日EU・EPAを利用した場合の関税削減額の方が、ベトナムからの輸入でEVFTAを利用した時の関税削減額よりも大きい。ところが、関税削減率ではベトナムからの輸入の方がやや大きく、その分だけ関税削減効果が高いということになる。なお、日本からの輸入での関税削減額がベトナムよりも大きいのは、日本からの輸入額そのものが大きいためである。

なお、表9-1の関税削減率と表8-1の関税率差が等しくなっているのは、EUの日本やベトナムからの輸入において、MFN税率とEPA税率との逆転現象(MFN税率<EPA税率)が起きていないことと、関税削減額を計算するときに輸入額が0となっている品目数にあまり違いがないからである。

表9-1：EUの日本、ベトナムからの輸入の関税削減額および関税削減率
(EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

(単位：US\$%)		輸入側														
		フランス(従価税)					ドイツ(従価税)					英国(従価税)				
		輸入額	関税削減額 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減率 (5年目)	輸入額	関税削減額 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減率 (5年目)	輸入額	関税削減額 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減率 (5年目)
輸出側	日本	6,885,974,164	152,155,737	215,828,509	2.2%	3.1%	19,537,794,569	298,427,988	411,070,457	1.5%	2.1%	12,253,799,467	191,550,814	309,088,509	1.6%	2.5%
	ベトナム	4,504,851,852	113,522,726	176,706,072	2.5%	3.9%	8,660,296,306	224,097,667	333,386,787	2.6%	3.8%	6,821,318,737	114,368,731	184,906,560	1.7%	2.7%

- (注1) EUの輸入額は2018年の実績。関税削減額を計算する時の関税率は2019年の税率を適用した。
- (注2) EUの日本、ベトナムからの輸入においては、日EU・EPA/ EVFTA利用時の関税削減額を算出。関税削減額を輸入額で割って、関税削減率を計算。
- (注3) 国全体の関税削減額は、品目毎の削減額(MFN 税額－EPA 税額)を積み上げて算出した。ある品目の削減額がマイナスの場合、その品目の削減額は0としている。したがって、8章における関税率差と、本章での関税削減率とは、MFN税率とEPA税率とが逆転している場合は一致しない。
- (注4) 関税削減額は、(MFN 税額－EPA 税額)なので、これは(輸入額×MFN 税率－輸入額×EPA 税率)、さらに(輸入額(MFN 税率－EPA 税率))となる。つまり、関税削減額は輸入額に関税率差をかけることによって得られる。
- (資料) 各国関税率表、各国 TRS 表(Tariff Reduction Schedule)、「マーリタイム&トレード」IHS グローバル株式会社より作成。

なぜそうであるかということ、関税率差と関税削減率は計算式の上では一致するからである。今、一般的な輸入で支払う「MFN 税額」は、MFN 税率に輸入額を掛けたもので(輸入額×MFN 税率)、EPA を活用した時に支払う「EPA 税額」は、EPA 税率に輸入額を掛けたものである(輸入額×EPA 税額)。EPA を利用した時の「関税削減額」は、MFN 税額からEPA 税額を差し引いたものに等しい(関税削減額＝MFN 税額－EPA 税額)。この式の右辺は、上述のように、(輸入額×MFN 税率－輸入額×EPA 税率)、さらに(輸入額(MFN 税率－EPA 税率))に展開できる。つまり、関税率差は(MFN 税率－EPA 税率)であるので、関税削減額は輸入額に関税率差を乗じることによって得られる(関税削減額＝輸入額×関税率差)。

そして、この式は関税率差＝関税削減額÷輸入額と変形され、関税削減率は関税削減額を輸入額で割ったものであるから、関税率差＝関税削減率となる。

しかし、逆転現象や MFN 税率と EPA 税率が一致する場合(MFN 税率≤EPA 税率)、本分析では関税削減額を 0 として計算しているの、関税率差と関税削減率は一致しない。さらに、輸入額が 0 の品目では、関税率差はそれに関係なく計算されるが、関税削減額は計算できないので、この場合も関税率差と関税削減額が一致しない原因になる。

また、本報告書においては、EPA の関税削減額は、EPA を利用できる全ての品目に適用することを前提に算出されている。

(2) ベトナムよりも高い日本の関税削減額

表 9-2 は、日本とベトナムの EU からの輸入において、EPA/FTA を利用した場合の関税削減額と関税削減率を求めたものである。

同表のように、日本の EU28 からの輸入額は 858 億ドルで、輸入で日 EU・EPA を利用した時の関税削減額は 1 年目で 8 億ドル、5 年目で 11 億ドル、関税削減率は 1 年目で 0.9%、5 年目で 1.3%であった。ベトナムの EU28 からの輸入額は 121 億ドルで、輸入で EVFTA を利用した時の関税削減額は 1 年目で 1.3 億ドル、5 年目で 4.1 億ドル、関税削減率は 1 年目で 1.1%、5 年目で 3.3%であった。

したがって、関税削減額では、日本の EU28 からの輸入の方が、ベトナムの EU28 からの輸入よりもかなり大きい。しかし、発効から 1 年目では日本の輸入の方が、6 倍以上に達したが、5 年目では 2 倍に縮まっている。又、日本とベトナムの EU からの輸入における日 EU・EPA と EVFTA の関税削減率は、1 年目では両方に大きな差はないが、5 年目では EVFTA は FTA 税率の低下を背景に、日 EU・EPA よりも高くなっており、その分だけ関税削減効果は大きくなっている。

表 9-2：日本、ベトナムの EU からの輸入の関税削減額および削減率

(EU：発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

(単位：US ドル)			輸入側					
			日本			ベトナム		
			輸入額	関税削減額	関税削減率	輸入額	関税削減額	関税削減率
輸出側	フランス	1 年目	10,346,489,148	177,015,984	1.7%	1,319,675,538	14,608,340	1.1%
		5 年目		218,592,440	2.1%		49,508,255	3.8%
	ドイツ	1 年目	25,721,467,062	112,487,398	0.4%	3,173,565,418	37,036,292	1.2%
		5 年目		132,388,904	0.5%		113,327,236	3.6%
	英国	1 年目	8,054,099,728	41,259,109	0.5%	722,243,302	7,463,305	1.0%
		5 年目		44,649,246	0.6%		26,997,077	3.7%
	EU28 各国	1 年目	85,761,410,638	801,505,517	0.9%	12,124,127,587	132,955,782	1.1%
		5 年目		1,096,583,113	1.3%		405,204,035	3.3%

(注 1) 輸入額は、日本は 2018 年、ベトナムは 2017 年の値。関税削減額を計算した時の関税率は 2019 年の値(以下、同様)。

(注 2) 日本は日 EU・EPA、ベトナムは EVFTA の関税削減効果を示す(以下、同様)。

(資料) 表 9-1 と同様。

(3) 業種別のフランス・ドイツ・英国の日本やベトナムからの輸入での EPA 効果

表 9-3 は、フランス・ドイツ・英国の日本とベトナムからの輸入の業種別における関税削減額及び関税削減率をまとめたものである。

同表のように、フランスの日本からの輸入では、発効から 1 年目の輸送用機械・部品の関税削減額が 0.56 億ドルで全体の 36.6%を占め、関税削減率は 2.7%であった。次いで機械類・部品 0.27 億ドル(関税削減は 1.5%)、3 番目は化学工業品で 0.2 億ドル(2.2%)、4 番目は繊維製品・履物で 0.12 億ドル(7.1%)、5 番目は電気機器・部品で 0.12 億ドル(1.3%)、6 番目はプラスチック・ゴム製品で 0.1 億ドル(1.3%)であった。発効から 5 年目には輸送用機械・部品の関税削減額が 0.96 億ドルとなり、全体の 44.7%を占める(関税削減率は 4.7%)。

ドイツの日本からの輸入では、1 年目の電気機器・部品の関税削減額が 0.54 億ドルで全体の 18.1%を占め、関税削減率は 1.0%であった。次いで輸送用機械・部品 0.52 億ドル(関税削減は 2.6%)、3 番目は機械類・部品で 0.51 億ドル(1.3%)、4 番目は化学工業品で 0.47 億ドル(2.2%)、5 番目はプラスチック・ゴム製品で 0.40 億ドル(4.1%)であった。5 年目には輸送用機械・部品の関税削減額が 1 億ドルとなり逆転して最も大きくなる。全体の 24.4%を占め、関税削減率は 4.9%になる。

英国の日本からの輸入でも、1 年目の輸送用機械・部品で関税削減額が 0.48 億ドルで全体の 25.1%を占め、関税削減率は 1.6%であった。次いで機械類・部品 0.41 億ドル(関税削減は 1.2%)、3 番目は電気機器・部品で 0.31 億ドル(1.9%)、4 番目は化学工業品で 0.28 億ドル(2.6%)、5 番目はプラスチック・ゴム製品で 0.17 億ドル(4.4%)であった。5 年目の輸送用機械・部品の関税削減額が 1.23 億ドルとなり、全体の 40.1%を占める(関税削減率は 4.0%)。

フランスのベトナムからの輸入では、1 年目には繊維製品・履物で関税削減額が 0.8 億ドルで全体の 70.5%を占め、関税削減率は 6.7%であった。次いで農水産品 0.08 億ドル(関税削減は 3.0%)、3 番目はプラスチック・ゴム製品で 0.07 億ドル(5.5%)、4 番目は皮革・毛皮・ハンドバッグ等で 0.06 億ドル(5.3%)であった。5 年目の繊維製品・履物の関税削減額が 1.37 億ドルとなり、全体の 77.6%を占め関税削減率も 11.5%と大きい。さらに、食料品・アルコールの関税削減率も 11.3%と大きい。

ドイツのベトナムからの輸入でも、1 年目には繊維製品・履物で関税削減額が 1.5 億ドルで全体の 66.9%を占め、関税削減率は 7.0%であった。次いでプラスチック・ゴム製品 0.14 億ドル(関税削減は 4.4%)、3 番目は皮革・毛皮・ハンドバッグ等で 0.11 億ドル(4.7%)、4 番目は窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品で 0.10 億ドル(3.8%)であった。5 年目の繊維製品・履物の関税削減額が 2.41 億ドルとなり、全体の 72.3%を占め関税削減率も 11.3%と高い。5 年目は食料品・アルコールの関税削減率も 14.7%と大きい。

英国のベトナムからの輸入でも、1 年目には繊維製品・履物で関税削減額が 0.63 億ドルで全体の 55.1%を占め、関税削減率は 5.6%であった。次いで農水産品 0.18 億ドル(関税削減

減は 4.0%)、3 番目はプラスチック・ゴム製品で 0.1 億ドル(5.9%)、4 番目は窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品で 0.05 億ドル(1.9%)であった。5 年目には繊維製品・履物の関税削減額が 1.16 億ドルとなり、全体の 63.0%を占め関税削減率も 10.4%と大きい。そして、食料品・アルコールの関税削減率も 12.2%と大きい。

したがって、フランス・ドイツ・英国の日本とベトナムからの輸入において、関税削減率では発効から 5 年目の日 EU・EPA を利用した輸入での 3.1%・2.1%・2.5%よりも EVFTA 利用の 3.9%・3.8%・2.7%の方が高く、その分だけベトナムからの輸入の関税削減効果が大きいことを示している。

一方、フランス・ドイツ・英国の日本からの輸入での日 EU・EPA 利用時の関税削減額は経済規模を反映し 2.16 億ドル・4.11 億ドル・3.09 億ドルとなり、ベトナムからの輸入での EVFTA 利用時の 1.77 億ドル・3.33 億ドル・1.84 億ドルよりも大きくなる。

さらに、フランス・ドイツ・英国の日本とベトナムからの輸入において、関税削減額が高い業種は、日本からの輸入では輸送用機械・部品と機械類・部品、ベトナムからの輸入では、繊維製品・履物である。又、フランス・ドイツ・英国の日本とベトナムからの輸入において、共通して関税削減率(関税削減効果)の高い業種は、食料品・アルコール、繊維製品・履物、輸送用機械・部品である。

表 9-3 : EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別関税削減額および削減率
(EU : 発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

(単位 : USドル)		輸出側							
		日本				ベトナム			
		関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸入側 : フランス 従価税	農水産品	443,337	3.5%	456,330	3.6%	8,005,119	3.0%	10,209,654	3.8%
	食料品・アルコール	1,986,113	4.3%	1,986,175	4.3%	2,137,458	4.7%	5,135,148	11.3%
	鉱物性燃料	46,011	0.1%	46,011	0.1%	335,486	1.7%	335,486	1.7%
	化学工業品	19,831,808	2.2%	23,775,052	2.6%	300,201	2.7%	362,451	3.2%
	プラスチック・ゴム製品	10,441,309	3.8%	13,178,421	4.8%	7,373,048	5.5%	7,373,056	5.5%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	279,358	4.9%	279,358	4.9%	5,943,463	5.3%	5,943,463	5.3%
	木材・バルブ	20,448	0.1%	20,448	0.1%	470,876	1.3%	493,064	1.4%
	繊維製品・履物	12,428,026	7.1%	12,435,803	7.1%	80,050,885	6.7%	137,095,103	11.5%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	5,676,273	2.4%	6,548,026	2.8%	3,448,133	2.6%	3,505,333	2.6%
	機械類・部品	26,518,500	1.5%	39,194,338	2.2%	806,909	0.2%	806,909	0.2%
	電気機器・部品	11,553,899	1.3%	13,178,785	1.5%	2,440,715	0.1%	2,923,996	0.2%
	輸送用機械・部品	55,682,417	2.7%	96,428,946	4.7%	711,963	1.2%	1,017,858	1.7%
	光学機器・楽器	3,255,056	1.0%	4,092,881	1.3%	166,096	1.2%	172,178	1.2%
	雑製品	3,993,179	2.6%	4,207,934	2.8%	1,332,373	0.6%	1,332,373	0.6%
	全体	152,155,737	2.2%	215,828,509	3.1%	113,522,726	2.5%	176,706,072	3.9%
輸入側 : ドイツ 従価税	農水産品	966,279	1.7%	966,292	1.7%	9,470,113	1.1%	11,359,931	1.3%
	食料品・アルコール	1,673,552	8.6%	1,673,981	8.6%	7,812,802	8.6%	13,343,437	14.7%
	鉱物性燃料	137,685	0.4%	137,685	0.4%	0	0.0%	0	0.0%
	化学工業品	47,185,654	2.2%	66,284,580	3.1%	2,154,543	4.0%	2,388,992	4.5%
	プラスチック・ゴム製品	40,443,123	4.1%	42,853,045	4.4%	14,051,947	4.4%	14,056,291	4.4%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	444,753	4.7%	444,753	4.7%	10,508,244	4.7%	10,508,244	4.7%
	木材・バルブ	9,896	0.0%	9,896	0.0%	974,326	1.9%	1,167,924	2.3%
	繊維製品・履物	9,172,286	5.5%	9,182,157	5.5%	149,871,894	7.0%	241,095,432	11.3%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	21,770,445	1.8%	24,528,517	2.1%	10,499,185	3.8%	10,937,382	4.0%
	機械類・部品	50,961,722	1.3%	72,800,839	1.9%	6,568,383	0.7%	6,568,383	0.7%
	電気機器・部品	53,955,378	1.0%	63,068,903	1.2%	4,078,376	0.1%	7,551,179	0.2%
	輸送用機械・部品	52,133,124	2.6%	100,342,782	4.9%	2,181,489	1.3%	8,458,567	5.0%
	光学機器・楽器	15,817,102	0.5%	24,940,902	0.9%	2,801,705	2.2%	2,826,365	2.2%
	雑製品	3,756,988	0.4%	3,836,126	0.4%	3,124,661	1.1%	3,124,661	1.1%
	全体	298,427,988	1.5%	411,070,457	2.1%	224,097,667	2.6%	333,386,787	3.8%
輸入側 : 英国 従価税	農水産品	431,636	2.9%	474,845	3.2%	18,310,078	4.0%	21,201,687	4.6%
	食料品・アルコール	2,530,524	8.1%	2,531,167	8.1%	4,248,001	3.3%	15,819,219	12.2%
	鉱物性燃料	166,091	0.1%	166,091	0.1%	0	0.0%	0	0.0%
	化学工業品	27,947,310	2.6%	31,103,591	2.9%	376,788	1.7%	435,221	1.9%
	プラスチック・ゴム製品	16,538,090	4.4%	17,929,899	4.8%	9,530,297	5.9%	9,530,297	5.9%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	134,114	4.5%	134,114	4.5%	4,893,337	4.7%	4,893,337	4.7%
	木材・バルブ	13,028	0.1%	13,028	0.1%	340,492	1.4%	343,823	1.4%
	繊維製品・履物	8,456,619	6.6%	8,468,680	6.6%	62,967,554	5.6%	116,404,543	10.4%
	窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	8,674,314	0.5%	11,583,170	0.7%	5,116,064	1.9%	6,154,745	2.3%
	機械類・部品	40,974,836	1.2%	66,200,924	2.0%	1,256,819	0.4%	1,256,819	0.4%
	電気機器・部品	30,966,061	1.9%	38,766,270	2.3%	2,403,468	0.1%	3,131,071	0.1%
	輸送用機械・部品	48,256,970	1.6%	123,815,168	4.0%	455,516	1.7%	1,262,278	4.8%
	光学機器・楽器	4,465,468	0.8%	5,905,162	1.1%	186,794	0.4%	189,998	0.4%
	雑製品	1,995,753	1.3%	1,996,400	1.3%	4,283,523	0.8%	4,283,523	0.8%
	全体	191,550,814	1.6%	309,088,509	2.5%	114,368,731	1.7%	184,906,560	2.7%

(資料) 表 9-1 と同様。

表 9-4 のように、日 EU・EPA を活用した日本の EU28 からの輸入で 5 年目の関税削減額が高いのは、食料品・アルコールの 3.0 億ドル、次いで化学工業品の 2.1 億ドル、3 番目が繊維製品・履物の 1.8 億ドルであった。関税削減率が高いのは繊維製品・履物の 14.8%、皮革・毛皮・ハンドバッグ等の 9.6%、食料品・アルコールの 8.4%であった。

EVFTA を活用したベトナムの EU28 からの輸入で 5 年目の関税削減額が高いのは、化学工業品の 0.53 億ドル、次いで電気機器・部品の 0.46 億ドル、3 番目が食料品・アルコールの 0.42 億ドル、4 番目が窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品の 0.41 億ドルであった。関税削減率が高いのは雑製品の 13.5%、繊維製品・履物の 10.6%、輸送用機械・部品の 8.3%、食料品・アルコールの 8.0%であった。

したがって、日本の EU 28 からの輸入において、関税削減額が大きい業種は、食料品・アルコール、化学工業品、繊維製品・履物である。一方、ベトナムの EU 28 からの輸入では、食料品・アルコール、化学工業品、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品、電気機器・部品が挙げられる。

表 9-4：日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別関税削減額および削減率
(EU：発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

(単位：USドル)		輸入側							
		日本				ベトナム			
		関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸出側 ：フランス 従価税	農水産品	5,047,324	1.6%	13,742,724	4.5%	2,091,285	1.7%	6,736,463	5.6%
	食料品・アルコール	85,626,769	8.9%	96,125,028	10.0%	2,427,413	2.8%	12,302,350	14.1%
	鉱物性燃料	806,824	0.5%	806,824	0.5%	83,899	0.4%	305,733	1.3%
	化学工業品	23,249,259	0.7%	23,856,356	0.7%	3,203,903	0.6%	10,744,011	2.1%
	プラスチック・ゴム製品	7,396,213	2.7%	7,396,213	2.7%	456,204	0.9%	1,629,926	3.4%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	5,249,376	0.8%	26,550,199	4.1%	633,688	3.9%	3,148,820	19.4%
	木材・パルプ	143,029	0.3%	232,796	0.4%	104,681	0.2%	508,853	0.9%
	繊維製品・履物	13,880,973	7.3%	14,018,350	7.4%	2,334,377	10.3%	2,654,241	11.7%
	医薬・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	34,358,735	3.5%	34,359,173	3.5%	761,014	1.1%	2,883,974	4.1%
	機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	890,654	0.7%	2,356,402	2.0%
	電気機器・部品	394,746	0.1%	394,746	0.1%	919,585	1.4%	3,621,386	5.5%
	輸送用機械・部品	0	0.0%	0	0.0%	161,498	0.2%	385,949	0.4%
	光学機器・楽器	324,208	0.1%	571,447	0.1%	57,783	0.1%	217,869	0.3%
	雑製品	538,527	0.2%	538,584	0.2%	482,357	3.0%	2,012,280	12.5%
	全体	177,015,984	1.7%	218,592,440	2.1%	14,608,340	1.1%	49,508,255	3.8%
輸出側 ：ドイツ 従価税	農水産品	6,019,516	2.1%	12,410,946	4.3%	1,969,599	2.2%	5,715,443	6.4%
	食料品・アルコール	9,620,734	4.3%	19,393,962	8.6%	831,713	1.6%	4,293,196	8.0%
	鉱物性燃料	528,665	2.2%	528,665	2.2%	144,617	0.6%	364,548	1.5%
	化学工業品	59,670,149	0.9%	61,027,171	0.9%	4,201,897	0.6%	12,753,240	1.9%
	プラスチック・ゴム製品	18,277,209	2.8%	18,277,209	2.8%	3,667,969	1.8%	9,465,653	4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	109,933	0.5%	517,627	2.4%	198,812	1.8%	979,283	8.8%
	木材・パルプ	675,587	0.3%	1,936,686	0.9%	817,068	0.9%	2,759,150	3.2%
	繊維製品・履物	4,831,119	3.5%	5,520,530	4.0%	7,037,766	10.2%	7,177,697	10.4%
	医薬・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	7,790,331	0.7%	7,791,594	0.7%	3,573,176	1.8%	13,553,802	6.9%
	機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	5,080,577	0.6%	13,141,049	1.6%
	電気機器・部品	207,525	0.0%	207,525	0.0%	4,782,582	1.3%	18,599,737	5.0%
	輸送用機械・部品	9,869	0.0%	9,869	0.0%	3,150,964	1.7%	18,276,384	10.0%
	光学機器・楽器	317,546	0.0%	324,941	0.0%	279,224	0.1%	982,571	0.3%
	雑製品	4,429,215	1.5%	4,442,180	1.5%	1,300,329	3.3%	5,265,484	13.2%
	全体	112,487,398	0.4%	132,388,904	0.5%	37,036,292	1.2%	113,327,236	3.6%
輸出側 ：英国 従価税	農水産品	3,694,784	2.6%	4,461,715	3.2%	691,895	2.1%	2,751,574	8.2%
	食料品・アルコール	1,533,167	0.4%	2,858,916	0.8%	947,056	3.4%	5,425,153	19.5%
	鉱物性燃料	86,466	0.6%	86,466	0.6%	81,865	0.5%	215,038	1.3%
	化学工業品	10,275,840	0.5%	10,297,140	0.5%	977,296	0.5%	3,266,067	1.5%
	プラスチック・ゴム製品	4,091,147	2.4%	4,091,147	2.4%	375,300	1.1%	1,802,942	5.1%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	231,072	0.9%	1,042,426	4.0%	138,481	1.7%	682,703	8.5%
	木材・パルプ	30,246	0.0%	56,045	0.1%	89,685	0.1%	405,183	0.6%
	繊維製品・履物	11,311,497	6.0%	11,747,504	6.2%	1,979,168	9.3%	2,243,977	10.5%
	医薬・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	9,197,916	2.0%	9,198,190	2.0%	454,732	1.3%	1,509,505	4.3%
	機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	500,572	0.5%	1,283,658	1.2%
	電気機器・部品	34,172	0.0%	34,172	0.0%	639,035	0.8%	2,818,042	3.4%
	輸送用機械・部品	130,905	0.0%	130,905	0.0%	248,219	1.1%	3,265,738	14.8%
	光学機器・楽器	34,339	0.0%	36,409	0.0%	154,461	0.3%	602,651	1.1%
	雑製品	607,558	0.6%	608,211	0.6%	185,539	4.2%	724,846	16.2%
	全体	41,259,109	0.5%	44,649,246	0.6%	7,463,305	1.0%	26,997,077	3.7%
輸出側 ：EU28 か国	農水産品	57,962,264	1.8%	119,492,859	4.2%	11,440,677	1.9%	34,285,855	5.8%
	食料品・アルコール	185,111,362	3.2%	296,186,831	8.4%	8,978,998	1.7%	42,218,374	8.0%
	鉱物性燃料	2,132,522	0.4%	2,132,522	0.4%	674,622	0.6%	1,630,176	1.5%
	化学工業品	205,509,399	0.9%	208,607,008	0.9%	16,093,830	0.6%	52,969,744	1.9%
	プラスチック・ゴム製品	52,420,240	2.7%	52,420,240	3.0%	7,317,139	1.5%	22,056,998	4.6%
	皮革・毛皮・ハンドバッグ等	19,446,031	0.9%	97,020,239	9.6%	5,566,202	1.4%	26,928,938	6.6%
	木材・パルプ	9,221,926	0.4%	39,794,281	2.0%	2,478,171	0.6%	8,435,517	2.0%
	繊維製品・履物	172,679,759	6.4%	183,110,909	14.8%	32,694,151	9.1%	38,129,981	10.6%
	医薬・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	81,854,145	1.6%	82,250,574	1.7%	10,822,440	1.7%	40,500,454	6.2%
	機械類・部品	0	0.0%	0	0.0%	13,544,856	0.6%	33,271,151	1.6%
	電気機器・部品	731,747	0.0%	731,747	0.0%	11,240,007	0.5%	45,727,233	2.0%
	輸送用機械・部品	140,774	0.0%	140,774	0.0%	6,329,109	1.4%	36,516,508	8.3%
	光学機器・楽器	4,668,071	0.1%	5,041,237	0.1%	805,771	0.1%	2,995,525	0.4%
	雑製品	9,627,278	0.7%	9,653,891	0.8%	4,969,811	3.4%	19,537,582	13.5%
	全体	801,505,517	0.9%	1,096,583,113	1.5%	132,955,782	1.1%	405,204,035	3.3%

(資料) 表 9-1 と同様。

(4) 50 の代表品目別の EU の日本とベトナムとの貿易での EPA の効果

表 9-5-1～9-5-3 は、EPA/FTA を利用した時のフランス、ドイツ、英国の日本、ベトナムからの輸入における代表的な 50 品目の関税削減額と関税削減率を見たものである。

フランスの日本からの輸入において発効から 5 年目の日 EU・EPA を活用した場合、関税削減率が 10%以上の品目は、かぼちゃ(12.8%)、Tシャツなどの肌着(12.0%)、カラーテレビ(11.7%)、イチゴ(11.2%)、貨物自動車(10.8%)などの 5 品目となる。

ドイツは、Tシャツなどの肌着(12.0%)、カラーテレビ(11.7%)の 2 品目、英国も全く同じく Tシャツなどの肌着(12.0%)、カラーテレビ(11.7%)の 2 品目となる。

フランスのベトナムからの輸入で 5 年目の EVFTA を利用した時の関税削減率が 10%以上ある代表的な品目は、かぼちゃ(12.8%)、カラーテレビ(11.7%)、Tシャツなどの肌着(10.0%) の 3 品目であった。

ドイツは、カラーテレビ(11.7%)、Tシャツなどの肌着(10.0%)の 2 品目、英国はフランスと全く同じくかぼちゃ(12.8%)、カラーテレビ(11.7%)、Tシャツなどの肌着(10.0%) の 3 品目となる。又、フランスの日本からの乗用自動車の輸入での関税削減額は 0.4 億ドル、ドイツは 0.5 億ドル、英国は 0.8 億ドルであった。

表 9-6-1～9-6-4 は、EPA/FTA を利用した時の日本とベトナムのフランス、ドイツ、英国 EU28 からの輸入における代表的な 50 品目の関税削減額と関税削減率をまとめたものである。

日本の EU28 からの輸入で、日 EU・EPA の発効 5 年目に関税削減率が 10%以上である品目は、牛肉（冷蔵のもの）、牛肉（冷凍のもの）、バターミルク・ヨーグルト等、緑茶、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料、Tシャツなどの肌着の 6 品目であった。

ベトナムの EU28 からの輸入で、EVFTA の発効 5 年目に関税削減率が 10%以上である品目は、牛肉（冷蔵のもの）、牛肉（冷凍のもの）、バターミルク・ヨーグルト等、清酒・りんご酒・梨酒などの発酵酒、緑茶、カラーテレビ、メロン、りんご、米、乗用自動車、コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料、Tシャツなどの肌着、ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）、貨物自動車、プラスチック製の板・シート（平らな形状で接着性があるもの）、電気回路用の機器・光ファイバー用の接続子等の 16 品目であった。

表 9-5-1：フランスの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

(単位：USドル)				輸出側									
				日本				ベトナム					
				関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)		
輸入側：フランス (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	79	9.6%	79	9.6%	--	--	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	1	12.8%	1	12.8%	9	12.8%	9	12.8%	9	12.8%
	11	0807.19	メロン	24	8.8%	24	8.8%	--	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	667	11.2%	667	11.2%	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	66,762	3.2%	66,762	3.2%	1,854	3.2%	1,854	3.2%	1,854	3.2%
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	21,217	9.6%	21,217	9.6%	1,733	1.6%	8,663	8.0%	8,663	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	78,762	2.2%	78,762	2.2%	--	--	--	--	--	--
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	3,102	6.5%	3,102	6.5%	--	--	--	--	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	63,558	6.5%	63,558	6.5%	--	--	--	--	--	--
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	466,298	6.5%	466,298	6.5%	21,344	6.5%	21,344	6.5%	21,344	6.5%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	519,408	5.0%	519,408	5.0%	2,895	6.5%	2,895	6.5%	2,895	6.5%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	517,510	12.0%	517,510	12.0%	625,082	2.0%	3,125,411	10.0%	3,125,411	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	821,575	3.7%	821,575	3.7%	732,702	3.7%	732,702	3.7%	732,702	3.7%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	29,545	2.3%	35,440	2.7%	490	2.7%	490	2.7%	490	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	104,265	0.2%	104,265	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	668,882	2.7%	668,882	2.7%	--	--	--	--	--	--
	32	8477.10	射出成形機	88,258	1.7%	88,258	1.7%	--	--	--	--	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	155,389	1.5%	155,389	1.5%	2,308	1.7%	2,308	1.7%	2,308	1.7%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	70,324	1.7%	70,324	1.7%	2,968	1.7%	2,968	1.7%	2,968	1.7%
	35	8501	電動機及び発電機	648,843	2.6%	679,003	2.7%	728,311	2.7%	728,311	2.7%	728,311	2.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	55,603	1.3%	55,603	1.3%	11,687	2.4%	11,929	2.5%	11,929	2.5%
	39	8528.72	カラーテレビ	557	2.3%	2,833	11.7%	22,834	2.4%	111,315	11.7%	111,315	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	406,840	0.9%	406,840	0.9%	4,237	2.0%	4,237	2.0%	4,237	2.0%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	213,870	0.6%	482,505	1.3%	76,965	2.1%	76,965	2.1%	76,965	2.1%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	44	8703	乗用自動車	8,022,161	1.2%	41,447,831	6.2%	391	1.3%	1,896	6.3%	1,896	6.3%
	45	8704	貨物自動車	86,836	2.1%	440,925	10.8%	--	--	--	--	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	43,040,941	4.0%	43,912,048	4.0%	125,072	3.5%	125,072	3.5%	125,072	3.5%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	7,939	3.6%	7,939	3.6%	318	4.1%	318	4.1%	318	4.1%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(資料) 表 9-1 と同様。

表 9-5-2：ドイツの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

(単位：USDト)				輸出側							
				日本				ベトナム			
				関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸入側：ドイツ (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	124,716	3.2%	124,716	3.2%	4,836	3.2%	4,836	3.2%
	16	1006	米	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	7,646	9.6%	7,646	9.6%	2,300	1.6%	11,500	8.0%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--	--	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	746,203	1.8%	746,203	1.8%	--	--	--	--
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	12,666	6.3%	12,666	6.3%	--	--	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	611,432	6.5%	611,432	6.5%	9,863	6.5%	9,863	6.5%
	22	3919	プラスチック製の板・シート (平らな形状で接着性があるもの)	1,579,532	5.6%	1,579,532	5.6%	7,072	6.4%	7,072	6.4%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4,872,247	4.6%	4,872,247	4.6%	210,965	6.5%	210,965	6.5%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	98,553	12.0%	98,553	12.0%	934,841	2.0%	4,674,206	10.0%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	1,473,214	3.7%	1,473,214	3.7%	3,407,507	3.7%	3,407,507	3.7%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	2,331,214	2.6%	2,431,746	2.7%	188,864	2.7%	188,864	2.7%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	21,114	0.0%	21,114	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	31	8457.10	マシニングセンター	2,728,349	2.7%	2,728,349	2.7%	--	--	--	--
	32	8477.10	射出成形機	45,723	1.7%	45,723	1.7%	--	--	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	1,401,756	1.3%	1,401,756	1.3%	23,667	1.7%	23,667	1.7%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	78,031	1.7%	78,031	1.7%	9,581	1.7%	9,581	1.7%
	35	8501	電動機及び発電機	3,963,083	2.7%	3,992,760	2.7%	102,916	2.9%	102,916	2.9%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	1,715,079	1.3%	1,715,079	1.3%	10,846	0.0%	11,420	0.0%
	39	8528.72	カラーテレビ	6,402	2.3%	32,566	11.7%	237,030	2.4%	1,155,523	11.7%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	3,842,455	1.2%	3,842,455	1.2%	486,749	1.1%	486,749	1.1%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	495,567	0.4%	2,359,446	1.7%	98,197	2.1%	98,197	2.1%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	44	8703	乗用自動車	10,587,909	1.2%	54,704,197	6.2%	192,109	1.3%	930,991	6.3%
	45	8704	貨物自動車	39,097	1.8%	199,585	9.3%	--	--	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	28,285,182	4.0%	29,312,675	4.2%	330,249	4.3%	330,249	4.3%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	44,828	3.7%	44,828	3.7%	2,339	3.4%	2,339	3.4%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(資料) 表 9-1 と同様。

表 9-5-3：英国の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

(単位：USD/ト)			輸出側							
			日本				ベトナム			
			関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸入側：英国 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	--	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	--	--	--	--	--	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	432	9.6%	432	9.6%	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	532	12.8%	532
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	32,708	3.2%	32,708	3.2%	2,885	3.2%	2,885
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	346,853	9.6%	346,853	9.6%	27,217	1.6%	136,083
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	200,713	2.4%	200,713	2.4%	269	1.6%	269
	20	3702	感光性のロール写真用フィルム等	17,689	6.5%	17,689	6.5%	--	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	48,784	6.5%	48,784	6.5%	14,562	6.5%	14,562
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	866,370	6.0%	866,370	6.0%	38,786	6.3%	38,786
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	1,354,211	5.6%	1,354,211	5.6%	37,234	6.5%	37,234
	24	6109	Tシャツなどの肌着	497,208	12.0%	497,208	12.0%	658,474	2.0%	3,292,369
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	1,790,981	3.7%	1,790,981	3.7%	1,374,096	3.7%	1,374,096
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	619,432	1.0%	1,614,259	2.7%	8,663	2.7%	8,663
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	134,856	0.1%	134,856	0.1%	0	0.0%	0
	31	8457.10	マシニングセンター	1,076,642	2.7%	1,076,642	2.7%	--	--	--
	32	8477.10	射出成形機	13,992	1.7%	13,992	1.7%	--	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	222,554	1.6%	222,554	1.6%	47,531	1.7%	47,531
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	304,955	1.7%	304,955	1.7%	704	1.7%	704
	35	8501	電動機及び発電機	641,487	2.4%	740,122	2.8%	77,064	2.7%	77,064
	36	8517	電話機及びその他の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	365,490	1.1%	365,490	1.1%	36,885	1.2%	37,750
	39	8528.72	カラーテレビ	17,912	2.3%	91,115	11.7%	20,971	2.4%	102,232
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	861,735	1.1%	861,735	1.1%	219,638	1.2%	219,638
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	574,239	0.8%	1,239,946	1.8%	16,549	2.1%	16,549
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	44	8703	乗用自動車	15,946,077	1.2%	82,388,063	6.2%	23,491	1.3%	113,839
	45	8704	貨物自動車	4,319	0.1%	21,991	0.3%	--	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	28,183,180	3.5%	31,018,491	3.9%	124,539	4.2%	124,539
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	72,156	3.7%	72,156	3.7%	1,692	3.4%	1,692
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0

(資料) 表 9-1 と同様。

表 9-6-1：日本、ベトナムのフランスからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

(単位：USドル)				輸入側							
				日本				ベトナム			
				関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸出側：フランス (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	106,991	11.0%	139,088	14.3%	2,595	3.5%	10,380	14.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	13,629	11.0%	17,717	14.3%	7,345	3.5%	29,381	14.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	153,316	3.8%	605,195	15.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	0	0.0%	0	0.0%	199,692	2.0%	463,659	4.6%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	29,640	14.3%	39,290	18.9%
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	--	--	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	16,338	3.0%	16,338	3.0%	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	17	5.0%	84	25.0%
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	124,933	2.5%	499,732	10.0%
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	1,332	2.8%	6,756	14.2%	487	6.7%	2,426	33.4%
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	411,729	9.3%	430,383	9.8%	9,640	3.5%	47,784	17.2%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	--	--	--	--	12,706	6.9%	63,347	34.4%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	--	--	--	--	633	2.9%	644	3.0%
	21	3901	エチレンの重合体	84,639	1.4%	84,639	1.4%	0	0.0%	0	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	4,231	0.2%	4,231	0.2%	6,582	3.1%	24,745	11.8%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	212,422	4.0%	212,422	4.0%	1,370	0.2%	34,358	6.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	770,808	10.0%	770,808	10.0%	3,555	3.4%	17,460	16.7%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	185,972	2.8%	185,972	2.8%	135,794	3.0%	298,765	6.6%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0	0.0%	0	0.0%	74	0.0%	343	0.0%
	30	8443	印刷機及び部分品	0	0.0%	0	0.0%	5,157	0.6%	6,197	0.7%
	31	8457.10	マシニングセンター	--	--	--	--	--	--	--	--
	32	8477.10	射出成形機	--	--	--	--	--	--	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	0	0.0%	0	0.0%	8,203	1.2%	8,203	1.2%
	35	8501	電動機及び発電機	0	0.0%	0	0.0%	9,437	0.7%	50,645	3.8%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0	0.0%	0	0.0%	7,715	0.1%	28,531	0.5%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	0	0.0%	5,336	0.9%	21,820	3.8%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0	0.0%	0	0.0%	2,584	1.7%	6,677	4.3%
	39	8528.72	カラーテレビ	--	--	--	--	28	5.9%	139	29.2%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0	0.0%	0	0.0%	267,579	2.5%	1,105,729	10.2%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0	0.0%	0	0.0%	70,664	1.8%	263,547	6.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0	0.0%	0	0.0%	224	0.3%	18,673	23.4%
	45	8704	貨物自動車	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0	0.0%	0	0.0%	19,643	2.2%	96,046	10.6%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0	0.0%	0	0.0%	157	2.2%	626	8.8%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 9-1 と同様。

表 9-6-2：日本、ベトナムのドイツからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

(単位：USドル)			輸入側							
			日本				ベトナム			
			関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸出側： ドイツ (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	74,540	3.8%	294,237	15.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	0	0.0%	0	423,954	1.8%	1,054,732	4.6%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	620,697	14.4%	819,196	18.9%
	6	0407	殻付きの鳥卵	35,712	3.4%	35,712	0	0.0%	0	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	48,574	2.0%	238,583	10.0%
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	--	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	--	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	61	2.8%	310	2,117	6.7%	10,556	33.4%
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	50,485	5.7%	106,837	10,353	3.5%	51,318	17.2%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0	0.0%	0	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0	0.0%	0	7,984	0.5%	77,678	4.6%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0	0.0%	0	6,687	3.0%	6,765	3.0%
	21	3901	エチレンの重合体	178,124	2.6%	178,124	0	0.0%	0	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	121,433	0.9%	121,433	253,842	3.3%	913,606	12.0%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	1,384,076	4.4%	1,384,076	17,183	0.5%	202,200	6.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	17,524	10.1%	17,524	46	3.4%	228	16.7%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	754,685	2.8%	754,685	300,116	3.0%	660,669	6.6%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0	0.0%	0	23,304	0.1%	108,753	0.6%
	30	8443	印刷機及び部分品	0	0.0%	0	475,132	1.4%	477,911	1.4%
	31	8457.10	マシニングセンター	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鋳型枠等	0	0.0%	0	31,798	0.9%	32,316	0.9%
	35	8501	電動機及び発電機	0	0.0%	0	363,151	1.9%	1,710,844	9.0%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0	0.0%	0	42,136	0.2%	94,507	0.5%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	0	40,869	0.9%	200,683	4.5%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0	0.0%	0	715,648	1.7%	1,848,757	4.3%
	39	8528.72	カラーテレビ	0	0.0%	0	925	5.9%	4,579	29.2%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0	0.0%	0	1,098,169	3.4%	4,058,134	12.5%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0	0.0%	0	430,471	1.8%	1,605,469	6.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0	0.0%	0	372,161	1.2%	6,355,080	19.9%
	45	8704	貨物自動車	0	0.0%	0	54,003	8.6%	101,766	16.2%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0	0.0%	0	1,963,390	2.1%	9,152,977	9.6%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0	0.0%	0	288	0.1%	1,146	0.4%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 9-1 と同様。

表 9-6-3：日本、ベトナムの英国からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(EU：発効から1年目/5年目、加重平均)

(単位：USドル)				輸入側									
				日本				ベトナム					
				関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)		
輸出側：英国 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	27,881	3.8%	110,056	15.0%	--	--
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	0	0.0%	0	0.0%	2	0.9%	10	4.2%	--	--
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	6	0407	殻付きの鳥卵	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	--	--
	8	0702	トマト	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	32	2.5%	127	10.0%	--	--
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	564	6.0%	564	6.0%	--	--	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	55	2.8%	281	14.2%	54	6.7%	271	33.4%	--	--
	16	1006	米	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	17	2202.99	コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料	2,581	4.1%	8,160	12.9%	289	3.5%	1,431	17.2%	--	--
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	0	0.0%	0	0.0%	--	--	--	--	--	--
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0	0.0%	0	0.0%	66	0.2%	603	1.7%	--	--
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0	0.0%	0	0.0%	8	1.3%	30	5.0%	--	--
	21	3901	エチレンの重合体	4,953	1.7%	4,953	1.7%	0	0.0%	0	0.0%	--	--
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	31,420	0.8%	31,420	0.8%	7,840	3.8%	25,559	12.5%	--	--
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	562,574	4.5%	562,574	4.5%	6,167	0.2%	202,088	6.0%	--	--
	24	6109	Tシャツなどの肌着	118,091	9.5%	118,091	9.5%	582	3.4%	2,858	16.7%	--	--
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	378,636	2.8%	378,636	2.8%	67,311	3.0%	148,323	6.6%	--	--
	28	8207	手工具用又は加工機械用の互換性工具	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0	0.0%	0	0.0%	321	0.0%	1,496	0.0%	--	--
	30	8443	印刷機及び部分品	0	0.0%	0	0.0%	19,823	0.4%	51,307	1.2%	--	--
	31	8457.10	マシニングセンター	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	32	8477.10	射出成形機	--	--	--	--	0	0.0%	0	0.0%	--	--
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0	0.0%	0	0.0%	6,163	1.4%	6,616	1.5%	--	--
	35	8501	電動機及び発電機	0	0.0%	0	0.0%	5,134	0.4%	33,141	2.5%	--	--
	36	8517	電話機及びその他の機器	0	0.0%	0	0.0%	11,373	0.1%	35,262	0.5%	--	--
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	0	0.0%	5,658	1.1%	26,817	5.0%	--	--
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0	0.0%	0	0.0%	68,373	1.7%	176,630	4.3%	--	--
	39	8528.72	カラーテレビ	0	0.0%	0	0.0%	73	5.9%	361	29.2%	--	--
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0	0.0%	0	0.0%	46,156	1.8%	179,572	6.9%	--	--
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0	0.0%	0	0.0%	55,927	1.8%	208,582	6.6%	--	--
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--
	44	8703	乗用自動車	0	0.0%	0	0.0%	160,978	1.1%	2,893,167	18.9%	--	--
	45	8704	貨物自動車	0	0.0%	0	0.0%	39,416	4.9%	98,727	12.2%	--	--
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0	0.0%	0	0.0%	9,215	1.9%	43,804	9.1%	--	--
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0	0.0%	0	0.0%	24	3.0%	97	12.0%	--	--
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	--	--

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 9-1 と同様。

表 9-6-4：日本、ベトナムの EU28 からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率
(EU：発効から 1 年目/ 5 年目、加重平均)

(単位：USD/1)				輸入側							
				日本				ベトナム			
				関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)	関税削減額 (1年目)	関税削減率 (1年目)	関税削減額 (5年目)	関税削減率 (5年目)
輸出側：EU28 各国 (従価税)	1	0201	牛肉（冷蔵のもの）	192,576	11.0%	250,349	14.3%	2,595	3.5%	10,380	14.0%
	2	0202	牛肉（冷凍のもの）	349,163	11.0%	453,912	14.3%	36,836	3.5%	147,343	14.0%
	3	0401	ミルク及びクリーム（甘味料を加えないもの）	--	--	--	--	280,596	3.8%	1,107,617	15.0%
	4	0402	ミルク及びクリーム（甘味料を加えたもの）	157,302	0.9%	283,638	1.6%	1,572,671	1.9%	3,840,471	4.6%
	5	0403	バターミルク、ヨーグルト等	110	2.4%	552	12.0%	781,368	14.6%	1,018,292	19.0%
	6	0407	殻付きの鳥卵	35,712	3.4%	35,712	3.4%	0	0.0%	0	0.0%
	7	0701	ばれいしょ	--	--	--	--	49,258	1.9%	241,945	9.3%
	8	0702	トマト	138,738	3.0%	138,738	3.0%	--	--	--	--
	9	0703.10	たまねぎ、シャロット	17,654	2.9%	17,654	2.9%	6,926	1.5%	34,279	7.3%
	10	0709.93	かぼちゃ	--	--	--	--	--	--	--	--
	11	0807.19	メロン	739	6.0%	739	6.0%	17	5.0%	84	25.0%
	12	0808.10	りんご	--	--	--	--	158,554	2.5%	634,216	10.0%
	13	0808.30	梨	--	--	--	--	--	--	--	--
	14	0810.10	イチゴ	167,183	6.0%	167,183	6.0%	--	--	--	--
	15	0902.10	緑茶	1,449	2.8%	7,346	14.2%	2,684	6.7%	13,379	33.4%
	16	1006	米	--	--	--	--	974	4.0%	4,815	19.9%
	17	2202.99	コービー牛乳・コーラ等の甘味飲料	1,078,147	5.2%	2,520,399	12.2%	41,114	3.5%	203,794	17.2%
	18	2206.00	清酒、りんご酒、梨酒などの発酵酒	116	0.0%	577	0.0%	20,772	6.9%	103,560	34.4%
	19	3701	感光性の写真用プレート等	0	0.0%	0	0.0%	8,276	0.1%	80,389	0.9%
	20	3702	感光性のロール状写真用フィルム等	0	0.0%	0	0.0%	19,332	1.4%	41,185	3.0%
	21	3901	エチレンの重合体	1,072,605	2.3%	1,072,605	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
	22	3919	プラスチック製の板・シート （平らな形状で接着性があるもの）	191,841	0.7%	191,841	0.7%	397,258	3.5%	1,389,348	12.1%
	23	3920	プラスチック製のその他の板・シート	4,509,264	4.3%	4,509,264	4.3%	54,927	0.4%	838,150	6.0%
	24	6109	Tシャツなどの肌着	7,777,755	10.6%	7,777,755	10.6%	80,818	3.4%	396,957	16.7%
	25	7108.12	金（貨幣用以外で粉状でないもの）	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	26	7208	鉄、非合金鋼のフラットロール製品	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	27	7318	鉄鋼製のねじ、ボルト、ナット等	1,863,901	2.8%	1,863,901	2.8%	840,998	3.0%	1,851,058	6.6%
	28	8207	手工具用又は加工機械用の交換性工具	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	29	8429	ブルドーザー、地ならし機、ショベルローダー等	0	0.0%	0	0.0%	24,553	0.1%	114,580	0.3%
	30	8443	印刷機及び部分品	0	0.0%	0	0.0%	570,147	0.8%	621,649	0.9%
	31	8457.10	マシニングセンター	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	32	8477.10	射出成形機	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	33	8479.89	絶縁テープ巻付け機等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	34	8480	金属鑄造用鑄型枠等	0	0.0%	0	0.0%	127,120	1.2%	147,062	1.4%
	35	8501	電動機及び発電機	0	0.0%	0	0.0%	1,211,201	2.0%	5,962,773	9.7%
	36	8517	電話機及びその他の機器	0	0.0%	0	0.0%	196,185	0.1%	570,948	0.2%
	37	8523	ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置等	0	0.0%	0	0.0%	80,695	0.6%	363,845	2.7%
	38	8525.80	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ等	0	0.0%	0	0.0%	885,046	1.7%	2,286,368	4.3%
	39	8528.72	カラーテレビ	0	0.0%	0	0.0%	6,686	5.9%	33,089	29.2%
	40	8536	電気回路用の機器、光ファイバー用の接続子等	0	0.0%	0	0.0%	2,307,208	2.8%	9,013,111	10.9%
	41	8537.10	電気制御用又は配電用のパネル等	0	0.0%	0	0.0%	911,202	1.8%	3,398,381	6.6%
	42	8541	ダイオード、トランジスター等	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	43	8542	集積回路	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	44	8703	乗用自動車	0	0.0%	0	0.0%	712,757	1.1%	12,398,060	19.6%
	45	8704	貨物自動車	0	0.0%	0	0.0%	93,419	6.5%	200,493	13.9%
	46	8708	自動車の部分品、附属品	0	0.0%	0	0.0%	3,258,027	1.9%	15,473,315	9.1%
	47	8905.90	照明船、消防船、クレーン船などの船舶	--	--	--	--	--	--	--	--
	48	9006	写真機、写真用のせん光器具	0	0.0%	0	0.0%	851	0.2%	3,374	0.9%
	49	9018	医療用又は獣医用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	50	9031.80	測定用又は検査用の機器	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(注) ベトナムの関税率表では「コーヒー牛乳・コーラ等の甘味飲料」の関税番号は 2202.90

(資料) 表 9-1 と同様。

10. 米国の「脱中国」が牽引した2019年のベトナム輸出 －2020年以降はEUへの輸出拡大に期待－

(1) 好調な2019年のベトナム経済

2019年の世界経済は、米中の貿易摩擦を契機とした貿易の保護主義的な動きが次第に顕著になる一方で、英国のEU離脱交渉も長期化し、全体的に先行きが不透明な状況にあった。こうした現状を反映して世界の貿易は減速傾向に入り、経済成長にも陰りが見えてきた。

しかし、このような状況下においてもASEANの後発加盟国であるベトナムは好調な経済成長が続いている。同じASEANの加盟国であるシンガポールやタイのGDP成長率が低下しているのに対し、ベトナムの実質GDPは7%近い成長率を維持している（表10-1）。好調な経済は消費にも反映されており、2019年1～9月までの自動車販売台数は前年同期と比べて17.6%増加（約22万台）と他のASEAN加盟国の販売が伸び悩む中で大きく拡大した。（表10-2）。

表10-1：ASEAN主要国の実質GDP成長率
(前年比、単位：%)

	2018/12	2019/3	2019/6	2019/9
ベトナム	7.3	6.8	6.7	7.3
インドネシア	5.2	5.1	5.1	5.0
マレーシア	4.7	4.5	4.9	
フィリピン	6.3	5.6	5.5	
シンガポール	1.3	1.1	0.1	0.1
タイ	3.6	2.8	2.3	

(資料)「ASEAN・インド月報(2019年11月)」三菱UFJ銀行

表10-2：ASEAN主要国の自動車販売台数
(単位：台、%)

	2018/1-9	2019/1-9	増減率
ベトナム	186,415	219,205	17.6
インドネシア	856,439	753,954	-12.0
マレーシア	454,855	442,991	-2.6
フィリピン	286,942	292,126	1.8
シンガポール	69,502	68,595	-1.3
タイ	746,584	761,847	2.0

(資料) www.AsiaMotorBusiness.com

ASEAN 主要国の貿易が軒並み減少、または停滞傾向にあるのに対し、ベトナムの貿易額は着実に拡大している。ベトナムを含めた ASEAN 主要 6 か国（インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ）の四半期別の輸出額では、2019 年第 1 四半期以降、ベトナムを除いた 5 か国の輸出は軒並み減少となった（表 10-3）。これに対しベトナムは順調に輸出が拡大、2019 年の第 3 四半期（7～9 月）は 719 億ドルと前年から 10%の増加、タイの輸出額を上回った。輸入に関しても同様に、他の ASEAN 加盟国では縮小傾向が強まるなか、ベトナムは拡大が続いている（表 10-4）。

表 10-3 : ASEAN 主要国の輸出額

(単位 : 100 万ドル)

	2018/10-12	2019/1-3	2019/4-6	2019/7-9
ベトナム (前年比、%)	64,147 (6.7)	58,807 (5.2)	63,658 (9.0)	71,864 (10.2)
インドネシア (前年比、%)	45,133 (▲0.7)	40,606 (▲8.2)	39,732 (▲8.9)	43,834 (▲6.9)
マレーシア (前年比、%)	63,969 (8.6)	57,695 (▲5.1)	59,179 (▲5.1)	
フィリピン (前年比、%)	16,675 (▲1.2)	16,415 (▲2.9)	17,802 (1.8)	
シンガポール (前年比、%)	143,849 (7.2)	128,624 (▲0.0)	132,300 (▲4.5)	134,061 (▲7.3)
タイ (前年比、%)	62,235 (2.7)	59,852 (▲4.0)	60,553 (▲4.2)	63,295 (▲0.0)

(資料)「ASEAN・インド月報 (2019 年 11 月)」三菱 UFJ 銀行

表 10-4 : ASEAN 主要国の輸入額 (単位 : 100 万ドル)

(単位 : 100 万ドル)

	2018/10-12	2019/1-3	2019/4-6	2019/7-9
ベトナム (前年比、%)	63,815 (10.3)	57,347 (7.7)	63,407 (9.6)	67,886 (9.5)
インドネシア (前年比、%)	49,934 (12.3)	40,669 (▲7.5)	41,501 (▲8.0)	43,946 (▲11.6)
マレーシア (前年比、%)	55,257 (5.6)	48,659 (▲6.6)	51,848 (▲6.1)	
フィリピン (前年比、%)	29,335 (9.8)	26,179 (4.7)	26,939 (▲5.9)	
シンガポール (前年比、%)	134,808 (11.5)	117,980 (4.5)	122,912 (0.5)	122,511 (▲5.9)
タイ (前年比、%)	57,608 (6.5)	53,393 (▲2.9)	54,844 (▲3.4)	55,333 (▲6.8)

(資料)「ASEAN・インド月報 (2019 年 11 月)」三菱 UFJ 銀行

(2) 米中貿易摩擦を背景にベトナムの対米輸出が大幅に拡大

ベトナム税関総局の統計によると、ベトナムの 2019 年 1～10 月の輸出額は前年同期比 8.3%増の 2188 億ドルで、特に最大の輸出相手国である米国向けが 27.6%増 (503 億ドル) と輸出の拡大に大きく貢献した (表 10-5)。なお、第 2 位は中国の 330 億ドル (1.4%減)、3 位は日本の 168 億ドル (8.9%増) と続く。ASEAN (ベトナムを除く 9 か国) 向けは 214 億ドル、前年同期比 3.1%の増加であった。

輸出額が最も多い品目は「電話 (携帯含む) 及びその部品」で 440 億ドル (前年同期比 6.2%増)、第 2 位の「コンピュータ、電気製品、部品」は前年同期から 20%近くも輸出額が増えており、1 位と 2 位を合わせるとベトナムの輸出の約 3 分の 1 は電気・電子製品が占める。また、ベトナムは繊維・衣類および靴の輸出額も多く、それぞれ 8.4%増、13.1%増と堅調に輸出が拡大している。

表 10-5 : ベトナムの輸出相手国および輸出上位品目

				(単位 : 100 万ドル, %)			
	2018/1-10	2019/1-10	増減率	品目名	2018/1-10	2019/1-10	増減率
米国	39,407	50,297	27.6	電話 (携帯含む) 及びその部品	41,450	44,030	6.2
中国	33,470	32,994	-1.4	コンピュータ、電気製品、部品	24,602	29,117	18.3
日本	15,459	16,833	8.9	繊維・衣類	25,174	27,287	8.4
韓国	15,246	16,691	9.5	靴	13,127	14,841	13.1
香港	6,669	5,844	-12.4	機械、設備、工具	13,530	14,769	9.2
(ASEAN)	20,769	21,418	3.1	その他の製品	8,618	9,660	12.1
総輸出	202,129	218,823	8.3	合計	202,129	218,823	8.3

(資料) ベトナム税関総局

大きく拡大した米国向けの輸出を品目別に見たのが表 6 である。2019 年の 1～10 月時点でベトナムから米国へ最も多く輸出された品目は繊維・衣類 (123 億ドル) であった。表 6 の輸出上位品目は全て前年同期と比べて輸出額が増加しており、特に「電話 (携帯含む) 及びその部品」は 65.2%増、「コンピュータ、電気製品、部品」は 100.5%増と著しく輸出が拡大した。こうしたベトナムによる対米輸出の大幅な増加の背景には、米国の輸入先における「脱中国」の動向がある。

表 10-6 : ベトナムの対米輸出上位品目

(単位 : 100 万ドル, %)			
品目名	2018/1-10	2019/1-10	増減率
繊維・衣類	11,437	12,337	7.9
電話 (携帯含む) 及びその部品	4,727	7,807	65.2
靴	4,763	5,404	13.5
コンピュータ、電気製品、部品	2,376	4,765	100.5
木材および木製品	3,119	4,196	34.5
機械、設備、工具	2,708	3,983	47.1
合計	39,407	50,297	27.6

(資料) ベトナム税関総局

(3) 米国の対中輸入が減少し、ベトナムからの輸入が増加

膨大な対中貿易赤字に苦しむ米国は中国に対し 2018 年 7 月から 2019 年 9 月にかけて第 4 弾までの追加関税措置を実施した。その結果、2019 年 1～9 月までの米国の対中輸入額は前年同期比 13.4%減、輸入に占めるシェアも 21.0%から 18.2%に低下した（表 10-7）。しかし、米国の総輸入額は 1 兆 8773 億ドルと前年同期から 0.3%の減少に過ぎない。中国以外の国からの輸入は増加しており、特にベトナムは前年同期比 34.8%増と大きく拡大、米国にとって第 7 位の輸入相手国となった。

米国が追加関税措置（第 1 弾～第 3 弾）を実施した品目について、実施前（2017 年 10 月～2018 年 3 月）と実施後（2018 年 10 月～2019 年 3 月）の対中輸入のシェアの変化を比較したところ、追加関税の対象品目の約 6 割で中国からの輸入シェアが減少した^{注1}。例えば、プリント基板などコンピュータの部分品は中国からの輸入が減少したのに対し、台湾や韓国からの輸入シェアが増加したほか、自動データ処理機械（ノート PC 除く）はメキシコからの輸入が拡大した。

表 10-7：米国の国別輸入額

（単位：100 万ドル、%）

順位	国名	輸入額		構成比		増減率
		2018/1-9	2019/1-9	2018/1-9	2019/1-9	
1	中国	395,000	341,960	21.0	18.2	-13.4
2	メキシコ	257,463	270,253	13.7	14.4	5.0
3	カナダ	241,119	238,623	12.8	12.7	-1.0
4	日本	104,661	109,080	5.6	5.8	4.2
5	ドイツ	93,756	96,068	5.0	5.1	2.5
6	韓国	54,196	58,109	2.9	3.1	7.2
7	ベトナム	36,351	49,018	1.9	2.6	34.8
8	英国	44,082	46,781	2.3	2.5	6.1
9	アイルランド	42,736	45,483	2.3	2.4	6.4
10	インド	40,961	43,849	2.2	2.3	7.1
	合計	1,883,391	1,877,365	100.0	100.0	-0.3

（資料）USA Trade Online より作成

米国のベトナムからの輸入に関しては、電気機器（HS85 類）と家具・寝具（HS94 類）の 2 つの品目で大幅に輸入が増加した。米国の電気機器の輸入は従来、中国からの輸入の比率が高く、2018 年 1～9 月の時点で中国のシェアは 41%を占めていた（表 10-8）。しかし、2019 年 1～9 月には中国からの輸入は 170 億ドル以上も減少、中国の占めるシェアは

35.7%に低下した。これに対しベトナムからの輸入は同期間に 77 億ドル増加、ベトナムのシェアは 3.1%から 6.3%へと拡大した。

このベトナムからの電気機器の輸入の増加分の多くは携帯電話（HS8517.12）」（約 48 億ドル増）によるもので、中国からの輸入は約 40 億ドル減少している。もっとも、米国の追加関税措置において携帯電話は 2019 年 12 月 15 日に発動が予定されていた「リスト 4B」（※追加関税措置第 4 弾の対象のうち、対中輸入のシェアが 75%以上の品目）に該当し、追加関税は実際には実施されなかった。韓国のサムスン電子は中国の賃金増加と中国市場での販売不振を背景に、スマートフォンの生産を中国からベトナムへ移管しており、その影響によるものと考えられる。

一方、中国への追加関税が影響したと見られる品目もある。米国の「音声、画像データ送受信機器（HS8517.62）」の輸入額は全体で 359 億ドルから 280 億ドルへと約 80 億ドル減少した。特に 2018 年 9 月 24 日から追加関税が課せられた中国からの輸入が 51 億ドル減少した影響が大きい。これに対しベトナムからの輸入は 11 億ドル増加、その結果、輸入に占めるベトナムのシェアは 2.4%から 7.1%へと拡大した。

表 10-8：米国のベトナムからの輸入上位品目における対中輸入との比較

品目	(単位：100 万ドル、%)									
	ベトナム					中国				
	輸入額		増減額	構成比		輸入額		増減額	構成比	
	2018	2019		2018	2019	2018	2019		2018	2019
HS85 電気機器	8,204	15,915	7,710	3.1	6.3	107,968	90,502	-17,466	41.0	35.7
HS61 衣類（メリヤス・クロス編み）	5,306	5,823	517	15.5	16.3	10,717	10,805	88	31.4	30.2
HS64 履物	4,650	5,290	640	23.2	25.3	10,745	10,619	-126	53.6	50.8
HS94 家具・寝具	3,632	4,940	1,308	7.4	10.5	25,400	20,871	-4,529	51.4	44.3
HS62 衣類（メリヤス・クロス編み以外）	3,874	4,470	596	13.4	14.9	9,885	9,667	-219	34.3	32.2
合計	36,351	49,018	12,667	1.9	2.6	395,000	341,960	-53,040	21.0	18.2

（注）2018、2019 年とも 1～9 月の合計。構成比は輸入に占めるベトナム(中国)のシェア。

（資料）USA Trade Online より作成

なお、米国の中国への追加関税措置によってベトナムが大きなメリットを享受した品目として、家具・寝具（HS94 類）が挙げられる。2018 年 1～9 月から 2019 年 1～9 月にかけて家具・寝具の対中輸入額は 45 億ドル減少、対ベトナム輸入は 13 億ドル増加した（表 10-8）。対中追加関税措置（第 1 弾～3 弾）の対象となった消費財について、中国からの輸入額が多い品目のシェアの変化を見ると、特に家具・寝具（HS94 類）に該当する品目で中国のシェアが減少し、代わってベトナムのシェアが拡大していることが分かる（表 10-9）。

表 10-9 : 2019 年上半期の米国の消費財輸入における中国シェアの変化（△はマイナス値）

HSコード	品目名	中国		シェアの増加幅が大きかった国・地域 トップ 3					
		シェア (%)	シェア変化 (%ポイント)	1 位	シェア変化 (%ポイント)	2 位	シェア変化 (%ポイント)	3 位	シェア変化 (%ポイント)
9403608081	木製家具 (事務所、キッチン、寝室用を除く)	38.8	△ 8.1	ベトナム	6.2	マレーシア	1.0	カナダ	0.5
9401616011	木製フレームの家庭用シート (アップホルスターのもの)	69.7	△ 8.0	ベトナム	5.8	カンボジア	1.1	メキシコ	1.0
8508110000	真空式掃除機 (出力 1500 ワット以下、ダストパックなど 20 リットル以下)	71.3	△ 4.4	マレーシア	2.8	ベトナム	0.9	メキシコ	0.7
9401614011	木製フレームの家庭用椅子 (アップホルスターのもの)	50	△ 11.1	ベトナム	10.9	カンボジア	1.8	マレーシア	0.6
9403409060	木製のキッチンキャビネット (据え付け型)	67.8	△ 1.6	カナダ	1.3	ベトナム	0.2	メキシコ	0.2
7321116000	ガス用調理器具 (据え付け型)	94.4	△ 1.2	カナダ	1.0	メキシコ	0.3	ドイツ	0.2
4202923131	旅行、スポーツ用バッグ (バックパックを除く。化学繊維製)	67.9	△ 11.1	カンボジア	4.2	ベトナム	2.9	インドネシア	2.8
9401790011	金属フレームの家庭用アウトドア用 シート	89.5	△ 5.6	ベトナム	4.2	インドネシア	0.8	台湾	0.3
9403908041	金属製家具のパーツ	56.4	△ 7.1	メキシコ	2.6	台湾	2.0	イタリア	0.9
4202923120	バックパック (化学繊維製)	46.7	△ 18.2	カンボジア	8.2	インドネシア	5.7	フィリピン	2.4

(注) 1. 第 1～3 弾の消費財対象品目のうち、2017 年（追加関税措置実施前）の輸入額上位 10 品目。

2. シェア変化は、前年同期（2018 年上半期）との比較。

3. 太文字のセルはシェア増加幅が 3%ポイント増加した国・地域。

(資料) 「米国の消費財輸入の動きからみる米中貿易摩擦」日本貿易振興機構、2019 年 10 月 11 日

ベトナムの 2019 年の輸出増加の主な要因は米国向け輸出の大幅な拡大であり、米国が中国から輸入していた携帯電話や家具がベトナムからの輸入へとシフトした影響が大きい。

さらに、米国による対中追加関税措置や中国での生産コストの上昇が、中国からベトナムへの生産の移管を促している。

2019 年 1～9 月までのベトナムへの対内直接投資の件数（認可ベース、2019 年 9 月 20 日時点の速報値）は、新規・拡張の合計で 3,796 件（前年同期比 25.6%増）と過去最高を記録した前年を上回るペースにある（表 10-10）。認可額は全体で前年を下回るものの、製造業では約 122 億ドルと前年同期から 28.1%増加している^{注2}。

国・地域別では、韓国が件数・認可額とも最も多く、2 位が日本、3 位中国の順となっている。中国からの投資は件数で前年同期比 84.2%増、認可額で 161.9%増と大幅に拡大した。2019 年 1～9 月の木材加工分野への直接投資では新規認可 67 件のうち 40 件が中国からの投資であった^{注3}。家具をはじめとした木製品の輸出拡大には、これらの外資系企業が大きな役割を果たしている。

表 10-10 : 国・地域別の対内直接投資（新規・拡張、認可ベース）（2019 年 1～9 月）

（単位：件、100 万ドル、％）

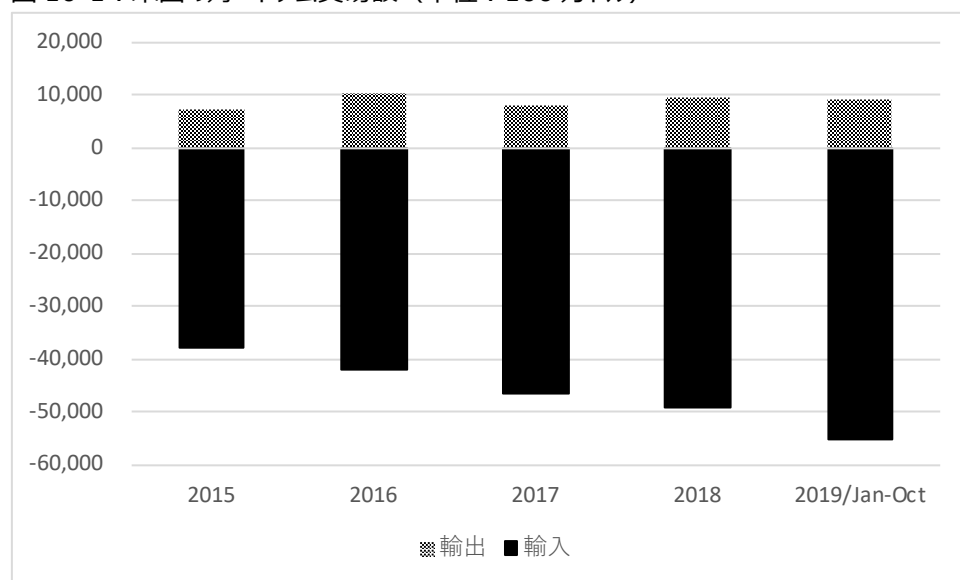
国・地域		新規		拡張		合計			
		件数	認可額	件数	認可額	件数	前年同期比	認可額	前年同期比
1	韓国	819	2,096	345	1,195	1,164	10.0	3,291	△ 26.9
2	日本	326	1,582	176	975	502	9.6	2,558	△ 61.6
3	中国	486	2,024	109	471	595	84.2	2,495	161.9
4	シンガポール	198	1,465	63	305	261	17.0	1,770	△ 36.5
5	香港	217	1,251	77	498	291	66.3	1,749	26.6
合計（その他を含む）		2,759	10,973	1,037	4,790	3,796	25.6	15,763	△ 19.9

（資料）「ビジネス短信」日本貿易振興機構、2019 年 11 月 19 日

（4）米国の対ベトナム貿易赤字は拡大

ベトナムの 2019 年の輸出拡大には米国向けの輸出が大きく寄与したが、今後も対米輸出の拡大が継続するとは限らない。米国のベトナムへの輸出額は最大で 100 億ドル程度に留まっている一方、輸入額は増加が続いている（図 10-1）。その結果、2019 年 1～10 月の貿易収支は 463 億ドルの赤字と 2018 年の年間の赤字額 395 億ドルを上回り、ベトナムは米国にとって第 5 位の貿易赤字国となった（表 10-11）。

図 10-1 : 米国の対ベトナム貿易額（単位：100 万ドル）



（資料）USA Trade Online より作成

表 10-11：米国の貿易赤字上位国

(単位：100 万ドル)

	2017	2018	2019/1-10 月
中国	375,423	419,527	294,458
メキシコ	69,301	80,658	84,909
日本	68,833	67,196	58,742
ドイツ	63,587	68,096	56,081
ベトナム	38,343	39,498	46,271
世界	793,411	874,814	724,643

(注) 2019 年 1-10 月の赤字額の上位 5 か国を掲載

(資料) USA Trade Online より作成

米国のトランプ大統領の通商政策は貿易赤字の削減を重要課題に掲げている。強硬な手段を用いて相手国に圧力を掛けて譲歩を引き出すのが「トランプ流」であり、多額の貿易赤字を計上している国に対して赤字の削減を迫っている。

中国には前述の追加関税措置を実施したほか、メキシコや日本に対しても鉄鋼・アルミニウム、自動車への関税の引き上げを実施しない見返りとして USMCA（米国・メキシコ・カナダ協定）や日米貿易協定の合意に至った。

当然、貿易赤字が拡大しているベトナムについても米国は懸念を表明している。ライトハイザー USTR（米通商代表部）代表は、ベトナムについて「持続不可能な貿易赤字を削減する措置を取らなければならない」と米政府は明確にしてきたと説明、「物品、サービス、農産品、知的財産に関する市場参入規制の解消」を通じて「米製品の輸入拡大」を含む対策を講じるべきだと主張した^{注4}。さらに 2019 年 11 月にベトナムを訪問したウィルバー・ロス商務長官も「ベトナムに対する米国の貿易赤字を削減したい」と話し、ベトナムの商工相から農業やエネルギーなどの分野で米国の貿易赤字を減らす具体的な過程を含んだ計画が示されたと明かし、その計画の実行に期待を示した^{注5}。

また、ドルに対してドン安が続いていることから、米国は 2019 年 5 月の為替報告書においてベトナムを「為替監視対象国」リストに追加した。前回（2018 年 10 月）から引き続いて監視対象国に指定されたのは日本と中国、ドイツ、韓国の 4 か国。今回新たにイタリア、アイルランド、シンガポール、マレーシア、ベトナムの 5 か国が加わった。監視対象国に対して米国は制裁措置を実施しないが、「為替操作国」に指定されれば関税の引き上げ等の措置が講じられる可能性がある^{注6}。さらに米国はベトナムを迂回して中国製品が米国へ輸出されることも懸念している。

こうした米国の懸念を背景に、ベトナム側も米国への協力体制をアピールしている。ベトナム税関では実際に中国から輸入された自転車や芝刈り機が米国へ輸出された事例を確認しており^{注7}、2019 年 12 月にはベトナムと米国の税関相互支援協定を締結、原産地を偽装した中国製品の迂回輸出を重点的に取り締まる。

その一方で、貿易赤字の縮小のため、ベトナムの航空会社 VietJet は 2019 年 2 月にボーイング社から航空機を 100 機（127 億ドル相当）購入した^{注8}。2016 年に 100 機のボーイング社製航空機を購入した Vietnam Airlines もさらに 50 機（38.3 億ドル相当）の購入を計画している^{注9}。

しかし、ベトナムが米国に対して協力体制をアピールしても、実際に米国の対ベトナム貿易赤字が縮小しなければ、米国がベトナムに対し何らかの制裁や圧力を掛ける恐れがある。そして、最終的にはベトナム－米国間で新たな貿易協定を結ぶことも選択肢のひとつとして考えられる。

(5) TPP の譲許表から見たベトナム－米国 FTA のポイント

米国とベトナムの間には 2001 年 12 月に米越通商協定が発効している。通商協定の主な内容は、物品貿易（農産・工業製品）、知的財産権の保護、サービス貿易、投資保護、法律規則の透明性の確保、の 5 つであり、さらに協定によって米国・ベトナム相互の最恵国待遇と内国民待遇（例外あり）が供与された。

トランプ大統領は 2017 年 11 月のベトナムのチャン・ダイ・クアン国家主席との会談後、記者会見においてベトナムとの FTA の早期締結を要望した^{注10}。トランプ大統領はベトナムを米国にとって重要な市場と考えているとともに、米国の貿易赤字を拡大させない「公正で互恵的」な FTA を要望している。

2020 年 1 月に発効した日米貿易協定では、日本側の農産品の関税譲許を TPP（環太平洋パートナーシップ協定）の範囲内にとどめるなど、TPP での合意内容が一定の基準となった。仮に米国がベトナムと FTA 交渉を行う場合、物品貿易での関税引き下げに関しては TPP での合意が交渉のベースとなる可能性がある。2015 年に米国を含む 12 か国で合意した TPP の譲許表をもとに、ベトナム・米国双方の関税削減状況を確認するとともに、米国が仮にベトナムと FTA 交渉を行う際のポイントを考察した。

① TPP におけるベトナムの譲許内容

米国が離脱する以前の TPP では、ベトナム（一部の関税割当品目を除く）、米国とも TPP の関税撤廃率は 100%、つまり最終的に全ての品目の関税は撤廃となる予定であった。

ベトナムにおいて通常の輸入に適用される MFN（最恵国）税率では、食料品・アルコールの税率が 28.0%、輸送用機械・部品の税率が 25.0% と高く、農水産品や繊維製品、皮革・毛皮・ハンドバッグ等でも税率は 10% を上回る（表 10-12）。TPP では発効 1 年目に繊維製品・履物の関税が大きく引き下げられ、発効 6 年目には輸送用機械および食料品・アルコールなど一部の品目を除き概ね税率は 1% 以下に低下する。さらに 11 年目にはほとんどの品目の関税が撤廃、16 年目には全ての品目の関税が撤廃される。

米国からの主な輸入品目は、電気機器・部品（25 億ドル）のほか、繊維製品・履物（10

億ドル)、農水産品 (9 億ドル) である。電気機器・部品および農水産品では 6 年目に関税が大きく引き下げられるほか、繊維製品・履物は先述のように発効 1 年目に関税率は 13.0% から 0.3% へ低下する。米国からの繊維製品の輸入で最も金額が多い「綿 (実綿及び繰綿) (HS5201.00)」は、もともと MFN 税率が無税のため関税の負担は無い。しかし、次いで輸入が多い「履物の部分品 (HS6406.90)」は MFN 税率 (5~15%) が TPP では発効後に即時関税が撤廃されるなど、TPP による関税の節約効果は大きい。

表 10-12 : TPP におけるベトナムの関税率

(単位 : 100 万ドル、%)

品目名	米国からの輸入額	MFN 税率	TPP の税率			
			1 年目	6 年目	11 年目	16 年目
農水産品	932	13.7	6.7	1.0	0.0	0.0
食料品・アルコール	633	28.0	25.0	7.0	1.0	0.0
鉱物性燃料	28	5.4	3.3	2.1	0.0	0.0
化学工業品	684	3.2	1.3	0.1	0.0	0.0
プラスチック・ゴム製品	350	8.5	5.6	0.9	0.0	0.0
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	136	12.5	7.1	0.0	0.0	0.0
木材・パルプ	321	9.7	3.8	0.0	0.0	0.0
繊維製品・履物	1,033	13.0	0.3	0.1	0.0	0.0
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	385	10.1	5.4	0.3	0.0	0.0
機械類・部品	677	4.6	3.0	0.3	0.0	0.0
電気機器・部品	2,532	8.6	6.6	0.0	0.0	0.0
輸送用機械・部品	645	25.0	23.8	11.7	2.0	0.0
光学機器・楽器	334	4.5	2.9	0.0	0.0	0.0
雑製品	21	16.0	8.7	0.3	0.0	0.0
全体	8,710	10.6	6.0	1.3	0.2	0.0

(注) 各品目の MFN・TPP 税率は従価税の品目を対象に単純平均で算出した。MFN 税率は 2018 年時点、輸入額は 2016 年時点。

(資料) TPP 譲許表およびベトナム関税率表、Global Trade Atlas より作成

米国からの輸入額をもとに TPP による関税の削減額を試算する (TPP 税率が MFN 税率を下回る品目は全て TPP を利用すると仮定) と、発効 1 年目では農水産品の削減額が 1900 万ドルと最も多く、次いで繊維製品・履物 (1800 万ドル) や窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品 (1600 万ドル)、化学工業品 (1500 万ドル) の順となる (表 10-13)。1 年目の関税削減額は全体で 1 億ドル、輸入額の 1.2% に相当する。発効 6 年目には全体の削減額は 2 億 3600 万ドルと発効 1 年目の 2 倍を超え、削減率は 2.7% に上昇する。特に農水産品と窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品の削減額は 1 年目と比べそれぞれ約 3 倍、2.7 倍に増加、後者では輸入額の約 1 割に相当する関税が TPP によって節約可能となる。加えて食料品・アルコールも削減額が 800 万ドルから 3200 万ドルへと増加、削減率は 5% に上昇する。

発効 11 年目、および 16 年目には削減額の伸びは鈍化、削減率も 3%と頭打ちになる^注
¹¹。発効 16 年目において削減額が多いのは農水産品（6200 万ドル）、窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品（4300 万ドル）、食料品・アルコール（3700 万ドル）である。

ベトナムは TPP では全ての品目の関税が撤廃の対象のため、米国が貿易赤字削減のために TPP より有利な交渉を行うとすれば、MFN 税率が高く、TPP の関税引き下げも比較的長期にわたる農水産品、食料品・アルコールなどの関税撤廃スケジュールを前倒しにする可能性が考えられる。2020 年 1 月発効の日米貿易協定では日本側の農産品の関税引き下げスケジュールは米国の TPP 離脱によって発効した CPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定：TPP11）に合わせる。米国は既にベトナムと CPTPP が発効しているカナダやメキシコと比べて不利にならないよう、少なくとも現行の CPTPP の関税率に合わせることを要望するのではないだろうか。また、輸送用機械、特に乗用車のベトナムの MFN 税率は 70%と非常に高く、TPP での関税撤廃は発効 13 年目と遅い。米国車の輸入拡大のため、米国側が乗用車の早期の関税撤廃を要求する可能性も考えられる。

表 10-13：TPP によるベトナムの米国からの輸入における関税削減額（試算）

（単位：100 万ドル、%）

品目名	1 年目		6 年目		11 年目		16 年目	
	削減額	削減率	削減額	削減率	削減額	削減率	削減額	削減率
農水産品	19	2.0	56	6.0	62	6.6	62	6.7
食料品・アルコール	8	1.3	32	5.0	37	5.9	37	5.9
鉱物性燃料	0	1.1	0	1.5	1	4.5	1	4.5
化学工業品	15	2.2	22	3.2	22	3.2	22	3.2
プラスチック・ゴム製品	5	1.5	13	3.8	13	3.8	13	3.8
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	4	2.8	4	2.9	4	2.9	4	2.9
木材・パルプ	1	0.4	3	0.9	3	0.9	3	0.9
繊維製品・履物	18	1.7	18	1.7	18	1.7	18	1.7
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	16	4.1	43	11.1	43	11.1	43	11.1
機械類・部品	6	0.9	16	2.4	18	2.6	18	2.6
電気機器・部品	6	0.2	16	0.6	16	0.6	16	0.6
輸送用機械・部品	1	0.2	10	1.6	19	3.2	23	3.6
光学機器・楽器	0	0.0	0	0.1	0	0.1	0	0.1
雑製品	1	6.2	3	12.3	3	12.3	3	12.3
全体	100	1.2	236	2.7	259	3.0	262	3.0

（注）MFN 税率は 2018 年時点、貿易額は 2016 年時点。従価税の品目のみを対象とした。

関税削減額 = (MFN 税率 × 輸入額) - (TPP 税率 × 輸入額) 削減率 = 関税削減額 ÷ 輸入額

（資料）ベトナムの TPP 譲許表、関税率表、貿易統計をもとに試算

② TPP における米国の譲許内容

2015 年 10 月、米国を含む 12 か国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナム）で合意、2016 年 2 月に署名された TPP において、米国はベトナムに対し表 14 のように関税を引き下げることとなっていた。

米国の MFN 税率（2016 年時点）は全体で 4.2%とベトナムと比べて低く、食料品・アルコールの 11.3%を除けばそれぞれの品目の税率は 10%を下回る。当然ながら TPP の税率もベトナムと比べて低く、発効 1 年目で全体の税率は 1.3%に低下、11 年目に 0.1%、13 年目にはほぼ全ての品目で関税が撤廃される（全ての品目の関税撤廃は 16 年目）。

ベトナムからの輸入の多くを占める繊維製品・履物および電気機器・部品では、繊維製品・履物の MFN 税率が 9%、電気機器・部品が 1.8%と繊維製品・履物の税率が比較的高い。

繊維製品・履物の TPP 税率は発効 1 年目に 1.8%に引き下げられるが、しばらく関税が維持される品目も多く、関税が撤廃されるのは 13 年目と長期におよぶ。

表 10-14：TPP における米国の関税率

（単位：100 万ドル、%）

品目名	ベトナムからの輸入額	MFN 税率	TPP の税率			
			1 年目	6 年目	11 年目	13 年目
農水産品	2,868	4.9	2.0	0.2	0.0	0.0
食料品・アルコール	659	11.3	6.8	1.9	0.0	0.0
鉱物性燃料	66	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0
化学工業品	263	3.5	0.3	0.0	0.0	0.0
プラスチック・ゴム製品	669	3.7	1.1	0.1	0.0	0.0
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	1,157	4.9	0.0	0.0	0.0	0.0
木材・パルプ	304	1.1	0.1	0.0	0.0	0.0
繊維製品・履物	16,212	9.0	1.8	1.1	0.6	0.0
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1,467	2.6	1.0	0.3	0.0	0.0
機械類・部品	2,372	1.3	0.5	0.0	0.0	0.0
電気機器・部品	10,437	1.8	0.6	0.0	0.0	0.0
輸送用機械・部品	308	2.4	1.1	0.5	0.0	0.0
光学機器・楽器	461	1.6	0.4	0.0	0.0	0.0
雑製品	4,723	3.0	0.6	0.2	0.1	0.0
全体	41,966	4.2	1.3	0.4	0.1	0.0

（注）各品目の MFN・TPP 税率は従価税の品目を対象に単純平均で算出した。MFN 税率、貿易額は 2016 年時点。その他（HS98）の品目は除く。

（資料）TPP 譲許表および米国関税率表、Global Trade Atlas より作成

米国のベトナムからの輸入について、TPP で得られる関税削減の効果を試算すると、効果のほとんどを繊維製品・履物が占めていることが分かる（表 10-15）。発効 1 年目の関税削減額（試算）は全体で約 20 億ドル、そのうち 18 億ドルを繊維製品・履物が占める。発効から年数が経過してもこの傾向は変わらず、発効後 13 年目で繊維製品・履物の削減額は約 26 億ドル、全体の関税削減額の 9 割を上回る。輸入額に占める関税削減額の割合である関税の削減率でも繊維製品・履物は発効 1 年目の時点で 10%を超え、13 年目には 16.6%に達する。米国が TPP に参加していれば、ベトナムの繊維製品・履物の輸出にとって強力な追い風となったと考えられる。

なお、繊維製品・履物と並びベトナムからの輸入額が多い電気・電子製品の関税削減額は発効 1 年目で 3500 万ドル、13 年目で 4400 万ドルと輸入額と比べて非常に規模が小さい。主な輸入品目である携帯電話や集積回路の米国の MFN 税率は無税で、もともと関税が課せられていないためである。

米国の対ベトナム貿易赤字削減という立場で考えると、関税の引き下げに伴う繊維製品・履物の輸入の拡大は避けたいに違いない。仮に TPP をベースに米国－ベトナム間の FTA 交渉が行われる場合、繊維製品・履物の関税譲許のスケジュールを TPP よりさらに長期化する、もしくは一部の品目を関税撤廃から除外する可能性も考えられる。

表 10-15：TPP による米国のベトナムからの輸入における関税削減額（試算）

（単位：100 万ドル、%）

品目名	1 年目		6 年目		11 年目		13 年目	
	削減額	削減率	削減額	削減率	削減額	削減率	削減額	削減率
農水産品	1	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0
食料品・アルコール	4	0.6	10	1.6	14	2.2	14	2.2
鉱物性燃料	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
化学工業品	2	0.9	4	1.3	4	1.3	4	1.3
プラスチック・ゴム製品	7	1.0	19	2.9	23	3.5	23	3.5
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	118	10.7	118	10.7	118	10.7	118	10.7
木材・パルプ	6	2.1	6	2.1	6	2.1	6	2.1
繊維製品・履物	1,802	11.6	1,885	12.1	2,230	14.3	2,587	16.6
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	19	1.4	22	1.6	23	1.6	23	1.6
機械類・部品	5	0.2	7	0.3	7	0.3	7	0.3
電気機器・部品	35	0.3	44	0.4	44	0.4	44	0.4
輸送用機械・部品	1	0.4	3	1.1	4	1.5	4	1.5
光学機器・楽器	1	0.3	5	1.2	5	1.2	5	1.2
雑製品	7	0.1	8	0.2	8	0.2	8	0.2
全体	2,008	4.9	2,132	5.2	2,486	6.1	2,843	6.9

（注）MFN 税率および貿易額は 2016 年時点。従価税の品目のみを対象とした。

関税削減額 = (MFN 税率 × 輸入額) - (TPP 税率 × 輸入額) 削減率 = 関税削減額 ÷ 輸入額

（資料）米国の TPP 譲許表、関税率表、貿易統計をもとに試算

米国の輸入における「脱中国」の動きはベトナムからの輸入拡大をもたらし、ベトナムの輸出拡大に大きく寄与した。その一方で米国の対ベトナム貿易赤字は拡大しており、今後、米国がベトナムに対して関税の引き上げなどを行うリスクも想定される。

ベトナムの輸出額の対 GDP 比は 2016 年で 86%、香港(144%)やシンガポール(109%)、スロバキア(86%)に次ぐ高い比率である^{注12}。目下のベトナムの好調な経済は外資企業の進出による生産拡大・輸出増加と、それに伴う雇用拡大・所得の増加が大きく影響しており、輸出の落ち込みは経済成長の鈍化に繋がる。ベトナムの輸出が今後も順調に拡大を続けるためには、輸出先を多様化し特定の国に依存するリスクを減らすことが重要である。

その点において、2020 年に発効が予定されている EU との FTA (EVFTA) はベトナムの輸出多角化において重要な協定と位置付けられる^{注13}。

(6) 米国に次ぐ輸出市場である EU との FTA が発効

EU (28 か国) を一つの国として捉えると、ベトナムから EU への輸出額は 2019 年 1～10 月で 346 億ドルと輸出全体の約 16%を占め、ベトナムにとって EU は米国 (503 億ドル) と中国 (330 億ドル) の間に位置する重要な輸出市場である。EU で最も輸出が多い国はオランダ (約 56 億ドル)、次いでドイツ (約 55 億ドル) である。従来はドイツ向けの輸出が最も多かったが、近年はオランダ向けの携帯電話および LED の輸出が大きく拡大、輸出額でドイツを上回った。なお、輸入では同期間の EU からの輸入額は 120 億ドル、輸入に占めるシェアは 5.8%と輸出と比較するとやや小さい。ただし、米国からの輸入額 (118 億ドル) は上回っている。EU からの輸入が最も多い国はドイツ (約 30 億ドル) である。

① EVFTA における EU の譲許内容

EU の MFN 税率は全体で 4.7%と米国の MFN 税率 (4.2%) を若干上回る (表 10-16)。品目では食料品・アルコールの税率が最も高く (14.2%)、繊維製品・履物が続く (8.0%) のは米国と同様である。EVFTA が発効すると、1 年目に税率は全体で 1%に低下する。特に最も MFN 税率の高い食料品・アルコールは EVFTA 発効とともに税率が 2%へ大きく低下する。輸送用機械・部品の EVFTA 税率は、発効 1 年目で 2.7%と他の品目と比べて高いが発効 8 年目には一部の品目を除き関税は撤廃される。

ベトナムから EU28 か国への品目別の輸出額 (2017 年) では、総額 383 億ドルの輸出のうち 153 億ドルを電気機器・部品が占め、次に繊維製品・履物 (89 億ドル) が続く。電気機器と繊維製品・履物が主な輸出品であるのは米国と同じだが、繊維製品・履物の輸出が主であった米国と異なり、EU 向けの輸出は電気機器・部品のほうが多い。

表 10-16 : EVFTA における EU の関税率

(単位 : 100 万ドル、%)

品目名	ベトナムからの輸出額	MFN 税率	EVFTA の税率		
			1 年目	5 年目	8 年目
農水産品	3,650	7.6	1.6	0.2	0.0
食料品・アルコール	795	14.2	2.0	0.6	0.0
鉱物性燃料	74	0.8	0.0	0.0	0.0
化学工業品	256	4.2	0.9	0.0	0.0
プラスチック・ゴム製品	1,073	4.6	0.2	0.0	0.0
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	906	3.2	0.0	0.0	0.0
木材・パルプ	201	1.2	0.5	0.1	0.0
繊維製品・履物	8,939	8.0	2.0	0.4	0.0
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	1,436	2.2	0.5	0.1	0.0
機械類・部品	2,820	1.9	0.0	0.0	0.0
電気機器・部品	15,256	2.2	0.8	0.1	0.0
輸送用機械・部品	801	5.2	2.7	1.0	0.0
光学機器・楽器	663	1.7	0.2	0.0	0.0
雑製品	1,445	2.5	0.1	0.0	0.0
全体	38,314	4.7	1.0	0.2	0.0

(注) 各品目の MFN・EVFTA 税率は従価税の品目を対象に単純平均で算出した。輸出額は EU28 各国合計。

MFN 税率は 2019 年、輸出額は 2017 年時点の値。

(資料) EU 関税率表、EVFTA 譲許表、Global Trade Atlas より作成

EVFTA における関税の削減効果は、EU で輸入規模の大きいドイツを例に試算を行った (表 10-17)。

ドイツのベトナムからの輸入における EVFTA の関税削減の効果は、やはり繊維製品・履物が大半を占める。ドイツの繊維製品・履物の輸入額は米国より少ないため、EVFTA による関税の削減額は発効 8 年目で 2 億 7000 万ドルと、TPP における米国の削減額 (表 10-15 参照) より一回り小規模である。しかし、関税の削減率は発効 1 年目の 7% から 8 年目には 12.7% に増加する。一方、電気機器・部品に関しては輸入の大半を占める携帯電話の MFN 税率が 0% のため、関税削減の効果は小さい。

また、特筆すべき点として、ベトナムからの食料品・アルコールの輸入における関税削減率の高さが挙げられる。もともと MFN 税率の高い食料品・アルコールが EVFTA の発効によって関税が引き下げられた結果、発効 8 年目の削減率は 19.3%、輸入額の約 5 分の 1 に相当する関税を節約することが可能となる^{注14}。ドイツのベトナムからの食料品・アルコールの輸入額は 1 億 2000 万ドルと、電気機器・部品や繊維製品・履物より少ない金額だが、EVFTA はベトナムの食料品・アルコールの輸出にとって大きなメリットをもたらす。

ただし、ベトナムから EU へ食料品・アルコールを輸出する際には EVFTA の原産地規則を満たすほかにも、EU の厳しい衛生・品質基準を満たさなければならない。EVFTA を活用するためにはベトナムの輸出企業側にも大きな努力が必要となる。

表 10-17：EVFTA によるドイツのベトナムからの輸入における関税削減額

(単位：100 万ドル、%)

品目名	ベトナムからの輸入額	1 年目		5 年目		8 年目	
		削減額	削減率	削減額	削減率	削減額	削減率
農水産品	883	9	1.1	11	1.3	12	1.3
食料品・アルコール	120	8	8.6	13	14.7	17	19.3
鉱物性燃料	17	0	0.0	0	0.0	0	0.0
化学工業品	53	2	4.0	2	4.5	2	4.5
プラスチック・ゴム製品	320	14	4.4	14	4.4	14	4.4
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	221	11	4.7	11	4.7	11	4.7
木材・パルプ	52	1	1.9	1	2.3	1	2.4
繊維製品・履物	2,135	150	7.0	241	11.3	270	12.7
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	275	10	3.8	11	4.0	11	4.0
機械類・部品	890	7	0.7	7	0.7	7	0.7
電気機器・部品	3,150	4	0.1	8	0.2	8	0.2
輸送用機械・部品	170	2	1.3	8	5.0	10	5.9
光学機器・楽器	126	3	2.2	3	2.2	3	2.2
雑製品	280	3	1.1	3	1.1	3	1.1
全体	8,692	224	2.6	333	3.8	369	4.3

(注) MFN 税率は 2019 年時点、輸入額は 2018 年時点の値。従価税の品目のみを対象とした。

関税削減額 = (MFN 税率 × 輸入額) - (EVFTA 税率 × 輸入額) 削減率 = 関税削減額 ÷ 輸入額

(資料) EVFTA 譲許表、関税率表、貿易統計 (Global Trade Atlas) をもとに試算。

② EVFTA におけるベトナムの譲許内容

ベトナムが EU から輸入する際の EVFTA 税率は、発効 1 年目の時点で農水産品、食料品・アルコール、皮革・毛皮・ハンドバッグ等、輸送用機械・部品、雑製品の税率が 10% 以上と TPP (表 10-12 参照) と比べて全般的にやや高めである (表 10-18)。発効 5 年目の時点でも食料品・アルコール、輸送用機械・部品はともに税率 10% を上回っており、他の品目も 1% を超える税率が多い。その後、11 年目にはタバコなど一部の品目を除いて関税が撤廃され、16 年目には全ての品目の関税が撤廃される。

ベトナムが EU から主に輸入している品目は、化学工業品、機械類・部品、電気機器・部品だが、MFN 税率はそれぞれ 3.2%、4.6%、8.6% とその他の品目より比較的税率は低い。ただし、EVFTA 発効 1 年目の時点ではこれらの品目の税率は 1% ポイント程度しか低下せず、EVFTA の効果を十分に享受するためにはしばらく時間が必要となる。

表 10-18 : EVFTA におけるベトナムの関税率

(単位 : 100 万ドル、%)

品目名	EU28 か国からの輸入額	MFN 税率	EVFTA 税率		
			1 年目	5 年目	16 年目
農水産品	594	13.7	10.7	2.7	0.0
食料品・アルコール	529	28.0	24.3	11.3	0.0
鉱物性燃料	108	5.4	4.5	2.6	0.0
化学工業品	2,863	3.2	2.2	0.8	0.0
プラスチック・ゴム製品	483	8.5	6.4	1.8	0.0
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	406	12.5	10.0	2.0	0.0
木材・パルプ	415	9.7	8.1	2.7	0.0
繊維製品・履物	359	13.0	3.3	0.7	0.0
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	651	10.1	8.0	2.5	0.0
機械類・部品	2,128	4.6	3.6	1.1	0.0
電気機器・部品	2,311	8.6	7.4	1.5	0.0
輸送用機械・部品	498	25.0	22.6	12.0	0.0
光学機器・楽器	692	4.5	3.3	0.6	0.0
雑製品	145	16.0	12.1	0.3	0.0
全体	12,181	10.6	7.7	2.6	0.0

(注) 各品目の MFN・EVFTA 税率は従価税の品目を対象に単純平均で算出した。MFN 税率は 2019 年、輸入額は 2017 年時点の値。

(資料) ベトナム関税率表、EVFTA 譲許表、Global Trade Atlas より作成

ベトナムの EU28 か国からの輸入額をもとに EVFTA における関税の削減額を試算すると、EVFTA 発効 1 年目の関税削減額は 1 億 3300 万ドル、輸入額の 1.1%に相当する（表 10-19）。特に繊維製品・履物の削減額が 3300 万ドルと最も多く、削減率も 9.1%と他の品目と比べて高い。繊維製品・履物の EVFTA 税率は発効 1 年目に 3.3%と大きく税率が低下する。例えば織物では MFN 税率 12%の品目が EVFTA では発効 1 年目に関税が撤廃されるため、大きな関税削減の効果が得られる。

EVFTA 発効 5 年目には関税の引き下げが進み、繊維製品・履物以外の品目も関税の削減額が増加する。その結果、全体の削減額は発効 1 年目の 3 倍以上の 4 億 500 万ドル、削減率は 3.3%に上昇する。さらに関税引き下げの最終年である発効 16 年目には関税削減額は 5 億 4400 万ドルに達する。輸入額の多い化学工業品の削減額が 7600 万ドルと最も多いほか、MFN 税率の高い輸送用機械・部品および食料品・アルコールの削減額も EVFTA 発効 16 年目には大きく拡大している。

TPP による米国からの輸入における関税削減効果（表 10-13）と比べ、EVFTA による EU からの輸入の削減効果が高いのは、ベトナムが米国から輸入している品目の TPP 税率は発効 6 年目までの時点で概ね撤廃されて 7 年目以降は関税の削減額はあまり増加しないのに対し、EU からの輸入品目は EVFTA 発効 5 年目以降も関税の引き下げが続き、関税の削減額が増加するためである。

表 10-19：EVFTA によるベトナムの EU からの輸入における関税削減額

(単位：100 万ドル、%)

品目名	1 年目		5 年目		16 年目	
	削減額	削減率	削減額	削減率	削減額	削減率
農水産品	11	1.9	34	5.8	43	7.2
食料品・アルコール	9	1.7	42	8.0	69	13.0
鉱物性燃料	1	0.6	2	1.5	5	5.1
化学工業品	16	0.6	53	1.9	76	2.6
プラスチック・ゴム製品	7	1.5	22	4.6	25	5.2
皮革・毛皮・ハンドバッグ等	6	1.4	27	6.6	32	7.8
木材・パルプ	2	0.6	8	2.0	11	2.7
繊維製品・履物	33	9.1	38	10.6	40	11.0
窯業・貴金属・鉄鋼・アルミニウム製品	11	1.7	41	6.2	54	8.3
機械類・部品	14	0.6	33	1.6	41	1.9
電気機器・部品	11	0.5	46	2.0	54	2.4
輸送用機械・部品	6	1.4	37	8.3	71	16.2
光学機器・楽器	1	0.1	3	0.4	3	0.4
雑製品	5	3.4	20	13.5	20	13.5
全体	133	1.1	405	3.3	544	4.5

(注) MFN 税率は 2019 年時点、輸入額は 2017 年時点の値。従価税の品目のみを対象とした。

関税削減額 = (MFN 税率 × 輸入額) - (EVFTA 税率 × 輸入額) 削減率 = 関税削減額 ÷ 輸入額

(資料) EVFTA 譲許表、関税率表、貿易統計 (Global Trade Atlas) をもとに試算。

ベトナムが輸出側の場合、EVFTA による関税削減の多くは繊維製品・履物が占める。一方、ベトナムが EU から輸入する場合では、発効 1 年目の時点では関税の引き下げ幅の大きい繊維製品・履物で関税削減の効果が大きいほか、発効から時間が経過すると化学工業品をはじめとした他の品目の関税削減の効果も次第に増加する。

米国に次ぐ輸出市場である EU への輸出は、トランプ大統領による米国の政策変更のリスクを軽減し、ベトナムの安定した輸出の拡大に繋がる。そのためには 2020 年に発効予定の EVFTA を十分に活用することが不可欠である。

なお、2019 年 12 月に行われた英国の下院総選挙において EU 離脱を掲げる保守党が勝利したことにより、英国の EU からの離脱はほぼ確実となった。ベトナムにとって英国は EU でオランダ、ドイツに次ぐ第 3 位の輸出相手国 (2019 年 1～10 月の輸出額は約 48 億ドル) である。一方、輸入では第 5 位 (約 7 億ドル) と 40 億ドル以上の輸出超過にある。ベトナムから英国への輸出 (英国から見ればベトナムからの輸入) における関税の削減額は発効 1 年目が 1 億 1400 万ドル、5 年目が 1 億 8500 万ドル、11 年目が 2 億 1100 万ドルと前掲のドイツ (表 10-17 参照) と比べると小規模である。しかし、農水産品や食料品・アルコールでは英国がドイツの関税削減額を上回っており、これらの品目の輸出に関しては英国の EU 離脱は輸出拡大の機会の喪失に繋がる。

(7) まとめ

世界経済が減速傾向にある中で、ベトナム経済は好調を維持している。中国における人件費の高騰や米国の対中追加関税措置がベトナムにとっては追い風となり、海外からの投資も急速に拡大しつつある。WTO 加盟によって輸出が拡大し著しい経済発展を遂げた中国のように、ベトナムも積極的な自由貿易の推進によって経済成長への大きな機会を得ようとしている。

長らく交渉が続いた RCEP（東アジア包括的経済連携）も 2020 年中の交渉妥結、署名に向けて大詰めを迎えている。RCEP が発効すればさらにベトナムは世界のサプライチェーンに組み込まれていくに違いない。輸出の約 4 分の 1 を占める米国はトランプ大統領による貿易制裁のリスクもあるため、今後は EVFTA や RCEP の活用を通じた輸出の多角化が重要な課題となる。

注 1 「ジェトロ世界貿易投資報告 2019 年版」日本貿易振興機構

注 2 「ビジネス短信」日本貿易振興機構、2019 年 11 月 19 日

注 3 The Voice of Vietnam, 2019 年 11 月 12 日

注 4 Bloomberg, 2019 年 7 月 30 日

注 5 「ビジネス短信」日本貿易振興機構、2019 年 12 月 17 日

注 6 2019 年 8 月、米国は中国を「為替操作国」に認定した。中国が為替対象国に指定されたのは 1994 年 7 月以来であり、中国への圧力強化に繋がった。

注 7 The Voice of Vietnam, 2019 年 12 月 10 日

注 8 <https://investors.boeing.com/investors/investor-news/press-release-details/2019/Boeing-Vietjet-Announce-Order-for-100-737-MAX-Airplanes/default.aspx>

注 9 The Voice of Vietnam, 2019 年 12 月 13 日

注 10 日本経済新聞電子版 2017 年 11 月 12 日

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO23392450S7A111C1000000/>

注 11 ただし、米国からの輸入額が一定の条件で試算しているため、関税の引き下げに伴い米国からの輸入が拡大すれば削減額も増加する。

注 12 ITI 国際比較統計より

注 13 EU はベトナムに対し GSP（一般特惠関税）を既に適用しているが、GSP で関税が撤廃されているのは輸出金額の 42% に過ぎない。GSP は EVFTA 発効から 2 年後に利用が不可となる（「ビジネス短信」日本貿易振興機構、2019 年 7 月 4 日）。なお、投資は EVIPA（EU ベトナム投資保護協定）が締結されており、投資家と国家間の紛争解決などについて定められている。

注 14 ドイツのベトナムからの食料品・アルコールの輸入は MFN 税率が比較的高い品目が中心のため、削減率（19.3%）が MFN 税率の単純平均税率（14.2%）を上回っている。

図表目次

表 A：日本の輸入での日本ベトナム EPA/TPP/日本 EU・EPA における関税削減額および削減率の業種別 効果比較（ベトナム：2019 年・発効から 5 年目/最終年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均）	ii
表 B：ベトナムの輸入での日本ベトナム EPA、TPP、EU ベトナム FTA における関税削減額および削減率 の業種別効果比較 （日本：2019 年・発効から 5 年目/最終年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均）	iv
表 C：EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別関税削減額および削減率 （EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	vi
表 1-1： 令和元年度関税削減効果調査事業の調査工程表	5
表 3-1： 米国の中国への追加関税の発動状況.....	10
表 3-2： NAFTA 再交渉と日米通商協定(USJTA)の交渉目的比較	17
表 3-3： 米国の貿易赤字上位 10 カ国(国際収支ベース)	18
表 3-4： TPP を利用した場合の米国の関税削減収支(発効から 5 年目).....	19
表 3-5： 新 NAFTA(USMCA)の章立て	23
表 4-1： 日本のベトナム、EU からの輸入の平均関税率 （ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	39
表 4-2： ベトナム、EU の日本からの輸入の平均関税率 （ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	40
表 4-3： 日本のベトナム、EU からの輸入の平均関税率 （ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	42
表 4-4： ベトナム、EU の日本からの輸入の平均関税率 （ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	43
表 4-5： 日本のベトナム、EU からの輸入の業種別平均関税率 （ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	44
表 4-6： ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別平均関税率 （ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	45
表 4-7： 日本のベトナム、EU からの輸入の業種別平均関税率 （ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	46
表 4-8： ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別平均関税率 （ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	46
表 4-9： 日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別平均関税率 （ベトナム：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	47

表 4-10 : ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別平均関税率 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	49
表 4-11 : 日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別平均関税率 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	50
表 4-12 : ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別平均関税率 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	51
表 4-13 : 日本のベトナム、EU からの輸入の業種別平均関税率差 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	52
表 4-14 : ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別平均関税率差 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	52
表 4-15 : 日本のベトナム、EU からの輸入の業種別平均関税率差 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	53
表 4-16 : ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別平均関税率差 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	53
表 4-17 : 日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別平均関税率差 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	54
表 4-18 : ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別平均関税率差 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	55
表 4-19 : 日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別平均関税率差 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	56
表 4-20 : ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別平均関税率差 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	57
表 4-21 : 日本の輸入での日本ベトナム EPA、TPP、日本 EU・EPA における平均関税率の業種別効果比較 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 5 年目/最終年、加重平均)	58
表 4-22 : 日本の輸入での日本ベトナム EPA、TPP、日本 EU・EPA における平均関税率差の業種別効果比較 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 5 年目/最終年、加重平均)	59
表 5-1 : 日本のベトナム、EU からの輸入の関税削減額および関税削減率 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	61
表 5-2 : ベトナム、EU の日本からの輸入の関税削減額および削減率 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	62
表 5-3 : 日本のベトナム、EU からの輸入の業種別関税削減額および削減率 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	63
表 5-4 : ベトナム、EU の日本からの輸入の業種別関税削減額および削減率 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	64

表 5-5 :	日本のベトナム、EU からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	66
表 5-6 :	ベトナム、EU の日本からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (ベトナム : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	67
表 5-7 :	日本の輸入での日本ベトナム EPA/TPP/日本 EU・EPA における関税削減額および削減率の業 種別効果比較 (ベトナム : 2019 年・発効から 5 年目/最終年、EU : 発効から 5 年目/最終年、加重平均) ..	68
表 6-1 :	ベトナムの日本、EU からの輸入の平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	70
表 6-2 :	日本、EU のベトナムからの輸入の平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	71
表 6-3 :	ベトナムの日本、EU からの輸入の平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	72
表 6-4 :	日本、EU のベトナムからの輸入の平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	72
表 6-5 :	ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	73
表 6-6 :	日本、EU のベトナムからの輸入の業種別平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	74
表 6-7 :	ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	75
表 6-8 :	日本、EU のベトナムからの輸入の業種別平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	75
表 6-9 :	ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	76
表 6-10 :	日本、EU のベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	78
表 6-11 :	ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	79
表 6-12 :	日本、EU のベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	80
表 6-13 :	ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別平均関税率差 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	81
表 6-14 :	日本、EU のベトナムからの輸入の業種別平均関税率差 (日本 : 2019 年、EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	81

表 6-15：	ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別平均関税率差 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	82
表 6-16：	日本、EU のベトナムからの輸入の業種別平均関税率差 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	82
表 6-17：	ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別平均関税率差 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	83
表 6-18：	日本、EU のベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	84
表 6-19：	ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別平均関税率差 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	85
表 6-20：	日本、EU のベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	86
表 6-21：	ベトナムの輸入での、日ベトナム EPA/TPP/EU ベトナム FTA における平均関税率の業種別効果比較 (日本：2019 年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均)	87
表 6-22：	ベトナムの輸入での、日ベトナム EPA/TPP/EU ベトナム FTA における平均関税率差の業種別効果比較 (日本：2019 年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均)	88
表 7-1：	ベトナムの日本、EU からの輸入の関税削減額および関税削減率 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	90
表 7-2：	日本、EU のベトナムからの輸入の関税削減額および削減率 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	92
表 7-3：	ベトナムの日本、EU からの輸入の業種別関税削減額および削減率 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	93
表 7-4：	日本、EU のベトナムからの輸入の業種別関税削減額および削減率 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目)	94
表 7-5：	ベトナムの日本、EU からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	95
表 7-6：	日本、EU のベトナムからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (日本：2019 年、EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	96
表 7-7：	ベトナムの輸入での日本ベトナム EPA、TPP、EU ベトナム FTA における関税削減額および削減率の業種別効果比較 (日本：2019 年・発効から 5 年目/最終年、EU：発効から 5 年目/最終年、加重平均)	97
表 8-1：	EU の日本、ベトナムからの輸入の平均関税率 (発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	99
表 8-2：	日本、ベトナムの EU からの輸入の平均関税率 (発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	99
表 8-3：	EU の日本、ベトナムからの輸入の平均関税率 (発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	101

表 8-4 :	日本、ベトナムの EU からの輸入の平均関税率（発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	101
表 8-5 :	EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別平均関税率（発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	103
表 8-6 :	日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別平均関税率（発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	105
表 8-7 :	EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別平均関税率（発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	106
表 8-8 :	日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別平均関税率（発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	106
表 8-9-1 :	フランスの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率 （発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	107
表 8-9-2 :	ドイツの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率 （発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	108
表 8-9-3 :	英国の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率 （発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	109
表 8-10-1 :	日本、ベトナムのフランスからの輸入の代表品目別平均関税率 （発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	112
表 8-10-2 :	日本、ベトナムのドイツからの輸入の代表品目別平均関税率 （発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	113
表 8-10-3 :	日本、ベトナムのドイツからの輸入の代表品目別平均関税率 （発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	114
表 8-10-4 :	日本、ベトナムの EU28 からの輸入の代表品目別平均関税率 （発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	115
表 8-11 :	EU28 の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率 （発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	116
表 8-12 :	日本、ベトナムの EU28 からの輸入の代表品目別平均関税率 （発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	117
表 8-13 :	EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別平均関税率差 （発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	118
表 8-14 :	日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別平均関税率差 （発効から 1 年目/5 年目、加重平均）	119
表 8-15 :	EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別平均関税率差 （発効から 1 年目/5 年目、単純平均）	120

表 8-16： 日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	120
表 8-17-1： フランスの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	121
表 8-17-2： ドイツの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	122
表 8-17-3： 英国の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	123
表 8-18-1： 日本、ベトナムのフランスからの輸入の代表品目別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	124
表 8-18-2： 日本、ベトナムのドイツからの輸入の代表品目別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	125
表 8-18-3： 日本、ベトナムの英国からの輸入の代表品目別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	126
表 8-18-4： 日本、ベトナムの EU28 からの輸入の代表品目別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	127
表 8-19： EU の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	128
表 8-20： 日本、ベトナムの EU からの輸入の代表品目別平均関税率差 (発効から 1 年目/5 年目、単純平均)	129
表 9-1： EU の日本、ベトナムからの輸入の関税削減額および関税削減率 (EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	131
表 9-2： 日本、ベトナムの EU からの輸入の関税削減額および削減率 (EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	132
表 9-3： EU の日本、ベトナムからの輸入の業種別関税削減額および削減率 (EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	135
表 9-4： 日本、ベトナムの EU からの輸入の業種別関税削減額および削減率 (EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	137
表 9-5-1： フランスの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	139
表 9-5-2： ドイツの日本、ベトナムからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	140
表 9-5-3： 英国の日本、ベトナムからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (EU：発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	141

表 9-6-1 : 日本、ベトナムのフランスからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	142
表 9-6-2 : 日本、ベトナムのドイツからの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	143
表 9-6-3 : 日本、ベトナムの英国からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	144
表 9-6-4 : 日本、ベトナムの EU28 からの輸入の代表品目別関税削減額および削減率 (EU : 発効から 1 年目/5 年目、加重平均)	145
表 10-1 : ASEAN 主要国の実質 GDP 成長率	146
表 10-2 : ASEAN 主要国の自動車販売台数	146
表 10-3 : ASEAN 主要国の輸出額	147
表 10-4 : ASEAN 主要国の輸入額 (単位 : 100 万ドル)	147
表 10-5 : ベトナムの輸出相手国および輸出上位品目	148
表 10-6 : ベトナムの対米輸出上位品目	148
表 10-7 : 米国の国別輸入額	149
表 10-8 : 米国のベトナムからの輸入上位品目における対中輸入との比較	150
表 10-9 : 2019 年上半期の米国の消費財輸入における中国シェアの変化	151
表 10-10 : 国・地域別の対内直接投資 (新規・拡張、認可ベース) (2019 年 1~9 月)	152
図 10-1 : 米国の対ベトナム貿易額	152
表 10-11 : 米国の貿易赤字上位国	153
表 10-12 : TPP におけるベトナムの関税率	155
表 10-13 : TPP によるベトナムの米国からの輸入における関税削減額 (試算)	156
表 10-14 : TPP における米国の関税率	157
表 10-15 : TPP による米国のベトナムからの輸入における関税削減額 (試算)	158
表 10-16 : EVFTA における EU の関税率	160
表 10-17 : EVFTA によるドイツのベトナムからの輸入における関税削減額	161
表 10-18 : EVFTA におけるベトナムの関税率	162
表 10-19 : EVFTA によるベトナムの EU からの輸入における関税削減額	163

〔禁無断転載〕

日 EU・EPA などの FTA の進展が企業活動にもたらす影響調査
事業結果・報告書

平成 31 年度（一財）貿易・産業協力振興財団 助成事業
発行日 2020 年 2 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）
〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階
TEL：(03) 5148-2601 FAX：(03) 5148-2677

Home Page：http://www.iti.or.jp

